

ISSN 1882-7179

創 価 教 育

第 12 号

2019年3月

創 価 教 育

第 12 号

『創価教育』（第12号）目次

特別講演

- 第44回創価大学・第32回創価女子短期大学卒業式「祝辞」
..... ジム・ガリソン (1)
- 第48回創価大学・第34回創価女子短期大学入学式「祝辞」
..... ジョン・バルギース (7)
- 第48回創価大祭・第34回白鳥祭「創価栄光の集い」記念講演..... 許 金 平 (13)

論 文

- 「世界人権宣言」70年—池田・アタイデ対談を読む— 中 山 雅 司 (17)
- アーカイブズにおける秘密情報保護と資料公開：
欧州のデータ保護制度を手がかりに..... 坂 口 貴 弘 (53)

講 演 会

- To Fight for, Cooperate with, and Respect Ordinary People:
Why Did Daisaku Ikeda Found Soka University and Esteem José Rizal?
..... 勘 坂 純 市 (77)
- 中日友好と青年の使命..... 張 梅 (89)
- 草創の創価大学を語る—第3回入学式と滝山寮の日々—..... 本 多 正 紀 (103)

研究動向

- 中国における「池田思想」研究の動向 (15) 高 橋 強 (115)

資料紹介

- 『『人生地理学』補注』補遺 (第6回) 斎 藤 正 二 (125)

- 2018年度活動報告 (165)

- 編集後記..... (169)

Congratulatory Address: The 44th Soka University /The 32nd Soka Women's College Commencement Ceremony

“Discovering One's Unique Potential”

Jim Garrison

President Yoshihisa Baba, trustees, members of the faculty, graduates, families, and honored guests. It is a great privilege to share this glorious day with all of you. Thank you so much for inviting me.

Congratulations graduates, you will remember this day for the rest of your life. Celebrate your achievement with family and friends.

As you celebrate, please recognize that today's graduation proves that the official motto of this University, “Discover your Potential” was truly meaningful to you. Recall now the sacrifices you have made. Recall too the moments of inspiration, your love for challenge, the obstacles you have overcome, and the support of family and friends. In every victory large or small you not only discovered your potential, you took steps toward actualizing it.

I ask today's graduates to join me in reflecting further upon the idea of discovering your unique potential. Let us explore the idea by turning to the writings of Walt Whitman whose statue you passed by on your way into the auditorium today.

In my dialogue with Dr. Larry Hickman and Dr. Daisaku Ikeda, it was president Ikeda that initiated the discussion of Walt Whitman (*Living as Learning*). He remarked that Whitman is among his favorite poets. Perhaps Whitman is one of your favorite poets also. He is one of mine.

Near the end of our discussion of Whitman, I mention how important it is that each of us strives to recognize and actualize our unique potential. I commented on how actualizing our unique potential resembles the notion that “each of us has the Buddha nature whose beauty and wonder we express in our unique way” (OTT 200). My remarks today are an extension of the amazing conversation I had with Drs. Hickman and Ikeda about Whitman and unique potential.

Whitman thought everyone a unique irreplaceable individual. Paradoxically, Whitman believed that what everyone has in common is that everyone has an absolutely unique

Jim Garrison (Professor of Virginia Polytechnic Institute and State University)

potential. In the Orally Transmitted Teachings, Nichiren Daishonin states that “each thing — the cherry, the plum, the peach, the damson” blossoms in its own unique way (OTT 200). Likewise, graduates, each and every one of you must bloom in your own unique way.

Whitman rejects all fixed hierarchies in favor of what he calls “leveling.”

Everyone is morally equal, on the same level, in that they deserve to have their unique potential actualized that they may make their unique contribution to the community.

The universe is attempting to create something new and different in every one of us.

Individuals having actualized their unique potential can create profoundly exceptional social values.

To reconcile the paradox that the only way to achieve unique individuality is through the leveling of moral equality, Whitman turned to what he called “adhesiveness” by which he meant sympathy, kindness, and compassion. Adhesiveness binds together the community of unique individuals. Appreciating beauty while benefiting the unique individual self by sympathetically creating value for one's community expresses Bodhisattva compassion.

Today, Whitman is a globally appreciated poet and we all live in a global community. Soka University is among 37 universities in Japan to participate in the Top Global University Project; hence, the university and its representatives such as today's graduates must prepare themselves to lead the internationalization of Japanese society and the Global community in the twenty-first century.

In his 1996 Teachers College lecture, Dr. Ikeda states three aspects comprising his vision of global citizenship. I believe that all three point to obstacles everyone must overcome if they are to actualize their unique potential in the global community. The first aspect is, “The wisdom to perceive the interconnectedness of all life and living” (*A New Humanism: The University Addresses of Daisaku Ikeda*, p. 55).

To achieve such Dharma wisdom one must overcome a false individualism that isolates us from each other. Only values created according to the law bring genuine benefit and good.

Second, one must have, “The courage not to fear or deny difference; but to respect and strive to understand people of different cultures, and to grow from encounters with them” (id., p. 55). Those having beliefs, attitudes, and values different from ourselves often provide what we need to create new and unexpected value in an impermanent ever-changing world. Paradoxically, we need others different from ourselves if we are to become our unique selves. Xenophobic fear of otherness and difference is an obstacle that everyone must overcome if they are to perceive the truths others have to offer and to actualize our unique potential in the global community.

Third, one must have, “The compassion to maintain an imaginative empathy that reaches beyond one’s immediate surroundings and extends to those suffering in distant places” (id., p. 55). We must overcome tendencies toward malice and indifference to suffering.

Only values created through compassion are truly valuable.

These three qualities of a global citizen correspond nicely to Whitman’s ideas about leveling, unique individuality, and adhesion. Recognizing interconnectedness allows us to stop thinking in terms of fixed hierarchies, not fearing difference allows us to recognize and appreciate the unique individuality of others while imaginative empathy contributes needed adhesion or sense of community.

There are of course, other obstacles to individual intellectual, social, and emotional development unique to one’s life circumstances. Instead of talking about how to overcome any and every obstacle we encounter, I would like to speak to you about the inevitability of failure and what failure contributes to actualizing your unique potential.

After all, if everyone could overcome every obstacle, no one would have unique potential. However, in life, there are some obstacles we simply cannot overcome.

Although I studied very hard, I still received a grade of “C” in my freshman English course. English grammar and spelling have been a struggle for me my whole life. I lack the potential to become a professor of English, although I am married to one.

I might add that I have played basketball my whole life, but have never dunked a basketball. One may love a challenge yet fail to overcome it simply because one lacks the potential, although one never knows until they try their very best.

I will leave you with two thoughts. First, if there is anyone in this room that both received an “A” in English and can dunk a basketball, I envy you.

Second, consider the complete sentence from the Orally Transmitted Teachings referred to earlier, “When one comes to realize and see that each thing—the cherry, the plum, the peach, the damson—in its own entity, without undergoing any change, possesses the eternally endowed three bodies, then this is what is meant by the word ryō, “to include” or all-inclusive.”

The closer you come to actualizing your unique potential, to blossoming in your own special way, the closer you will come to the greater self of Dharma wisdom, the capacity to perceive the truth of the law in concrete practice, and to perform compassionate actions that bring the greatest benefit to yourself and the greatest good to the global community.

Again, congratulations graduates, you will remember this day for the rest of your life. Celebrate your achievement with family and friends, and should you pass Walt Whitman as you depart, please say hello.

第 44 回創価大学・第 32 回創価女子短期大学卒業式 「祝辞」

ジム・ガリソン

一、本日は皆さんにとって、生涯忘れられない一日であります。

まずは、貴大学のモットー「自分力の発見」が真に有意義なものであったことを、本日の卒業が証明していることを確認していただきたい。

皆さんが払った犠牲を思い出してください。あの啓発を受けた瞬間も、喜んで課題に挑んだことも、乗り越えた困難も、そして、それらを家族や友人が支えてくれたことも思い出してください。その大小に関わらず、全ての勝利には自分力、つまり潜在的な力を発見し、それを発揮するための努力が伴ったはずですよ。

今日は、ウォルト・ホイットマンを通して「自分力の発見」を探求しようではありませんか。

池田大作博士とラリー・ヒックマン博士とのてい談の折に、私たちはホイットマンを巡る話をしました。ホイットマンは我々一人一人がかけがえのない存在であり、他人とは全く違う個々の自分力を共通して持つと考えていました。これは、日蓮の言葉「是れ即ち桜梅桃李の己己の当体を改めずして」（“Living as Learning”より）の精神にも通じます。皆さんも「桜梅桃李」の哲理を胸に、それぞれの花を咲かせていっていただきたいのです（拍手）。

その上で、ホイットマンは、あらゆる固定的なヒエラルキー（階層）を認めず、「平準化」を支持しました。我々はそもそも道徳的に平等であり、固有の潜在能力を発揮し、自分にしかできない貢献を地域社会に行う権利を持っている、と述べたのです。そして、宇宙は一人一人の中にそれぞれ違った、そして新しい何かを創造しており、各人は比類なき自分力を発揮し、極めて優れた社会的価値を創造できる、と考えました。

さらに道徳的平等の平準化が、特有の個性を発現する唯一の方法であるという、一種のパラドックス（逆説）を解決する要素として、思いやり、親切心、慈悲心を包含したアドヒージブネス（接着性）に言及しています。これらは、個性の集団である社会の結合力になると考えられています。思いやりの心を持って、自身の地域社会に価値を創造することにより、唯一無二の自身の存在に恩恵をもたらし、その真の価値を理解することができるのです。

一、私たちは皆、国際的な社会で生活しています。日本のスーパーグローバル大学創成支援事

Jim Garrison (バージニア工科大学教授)

業に採択された創価大学も、そして皆さんも、日本社会の国際化とグローバル社会をリードするための、準備をしなければなりません。

池田博士は1996年にコロンビア大学ティーチャーズカレッジで行った講演の中で、世界市民として肝要な三つの要素を挙げておられます。これらはグローバル社会で自分力を発揮する際、乗り越えなければならない障害を示唆していると、私は考えています。

要素の一つ目は「生命の相関性を深く認識しゆく『智慧の人』」です。

生命の相関性という法則を認識するために、我々は、互いに孤立させる誤った個人主義を乗り越えなければなりません。その法則から創造された価値だけが真の恩恵と善をもたらしてくれるからです。

二つ目は「人種や民族や文化の“差異”を恐れたり、拒否するのではなく、尊重し、理解し、成長の糧としゆく『勇氣の人』」です。

私たちとは違う信念や信仰、考え方、そして価値観を持っている人々は、この世の中で必要とする予想外で新しい価値観を与えてくれます。逆説的ですが、私たちは自らが、他に類を見ない存在となるために、自身とは違う他の人々の存在を必要とするのです。

だからこそ、他の人々が示してくれる真実を見極め、グローバル社会の中で自分力を発揮するためには、自分とは異質な存在に対する恐怖心を乗り越えなければなりません。

三つ目は「身近に限らず、遠いところで苦しんでいる人々にも同苦し、連帯しゆく『慈悲の人』」です。

我々は、苦悩に対する嫌な感情や無関心を乗り越えなければなりません。慈悲の心を根本に生み出された価値だけが、本当の意味での価値を持つのです。

これらの三つの要素は、ホイットマンの考えた「平準化」「比類なき個性」と「接着性」に見事に対応しています。生命の相関性を認識することにより、固定的なヒエラルキーで物事を考えなくなります。また、他の人との差異に対して恐怖心を抱かなければ、その他の人々の比類なき個性を理解し、尊重することができます。そして同苦し、社会が必要とする接着性やコミュニティー意識に寄与するものであります。

さて、誰もがあらゆる困難を乗り越えることができれば、誰も比類なき自分力を持つことにはならないでしょう。

私は一生懸命勉強しましたが、大学1年の時の英語の成績は最低評価でした。また、学生時代から続けているバスケットボールでは、ダンクシュートを決めたことは、一度もありません。

このように、人は挑戦すべき課題に喜んで立ち向かうときでも、潜在的能力がないために、乗り越えられないこともあります。しかし、全力を尽くして試せばこそ、自分に欠落している潜在的な力が何であるのかを知ることができるのです。

自分力を発揮し、自身特有の姿で花開くことができれば、具体的な日々の行動の中で、智慧を持った大きな存在に近づきます。そして、自身に最大の恩恵をもたらし、グローバル社会に最善をもたらす慈悲の行動をとれるようになります。

本日は皆様にとって生涯忘れられない一日であります。学業成就をどうかご家族やご友人とお祝いください（大拍手）。

Congratulatory Address: The 48th Soka University / The 34th Soka Women's College Entrance Ceremony

John Varghese

Respected President Yoshihisa Baba, distinguished members of the faculty, Professor Mukesh Williams, coordinator of the St Stephens- Soka exchange programme, and my dear students.

Good morning to all of you!

I bring you greetings from St Stephen's College, Delhi.

I thank you for this generous offer of asking me to come here for the Entrance Ceremony as your Chief Guest. I am honoured and grateful for the privilege that you have bestowed upon me.

St Stephen's College and Soka University have had a quarter century of exchange programmes and partnership. Today, when I stand here before you I stand on the strength of that collaboration and friendship. Both our institutions represent certain values that have made each of our institutions unique. At Soka you have exemplified the gentleness and humanitarian values that characterize your students; at St Stephen's College we stand for excellence and service which has been the hallmark of those who have gone out of College and made a difference to the world. Together, I think we have made a positive impact on the world. And we must not stop there.

It is important that every generation of learners that come out from institutions like Soka and St Stephen's College help the world become a better place. It is not only important but it is our duty. It is possible for one man or woman to change the world - but if we join hands together, we can do it faster, and make a huge difference in transforming the world.

Today is a very important day in the life of Soka University. We have an opportunity to welcome into the University young people who are keen on preparing themselves for the future. To all of you, I say "*Welcome!*"

You must have joined the University for several reasons - to acquire knowledge, to gain wisdom, to get a degree, because your friend has also joined the University... there could be several reasons why you have decided to join Soka. Irrespective of which of those reasons, here

John Varghese (Principal St.Stephen's College: University of Delhi)

is the primary reason why, I think, Soka welcomes you into its fold: Soka University wants you to change the world.

I know this is the real reason why Soka welcomes you. I know it because that is exactly why we too, welcome the best students to St Stephen's College. As world class institutions we have a purpose to fulfill. In the words of your wise founder, the gentle and renowned scholar Dr. Daisaku Ikeda, you must bring peace to the world and that peace must come from within.

To all of you who are looking up to Soka I tell you that yes, you must change the world and like your founder says, change must begin from inside, from within. The world needs change – as a global community we need a change in our outlook, a change in our priorities, a change in how we understand growth. The world needs that change and that is embodied in you – the young people of tomorrow.

How do we bring about change? By building up inner strength. That is what institutions like Soka and St Stephen's are good at. At Soka you will, in the course of your study here, get to learn not only about subjects – but more importantly about yourself. It can be a wonderful time when you discover things about yourself in the company of great authors, as you interact with your teachers, as you mingle with friends, as you spend time with your own self – every opportunity is an opportunity for growth. Inner growth. And you must be aware of it.

So, when your assignment requires you to spend time with great authors from around the world, consider that an opportunity to interact with the finest minds in the world. Engage with them – be that a historian talking about events in the past, or a scientist talking about how phenomena have certain guiding principles. Engage, engage, engage. Interact with all of them.

When you deal with your teachers, observe them. They have much to offer: it may be in the manner of their speaking, it may be in the way they offer advice, it may even be in the manner in which they give you penalties. But they offer you a great opportunity to build your own inner capabilities.

When you are with your peers have good, clean fun. Let your enjoyment be something that you can relish and share with your children twenty-five years from now.

Once you realise the many opportunities that you have, you will understand how much has gone into your education. Please look around you and you will see that many young people have not been able to come to Soka for an education. For many reasons; but you have. Therefore, you have a greater responsibility. You must work for not just yourself, but also for those who are unable or could not join this University. You owe it to them. You owe it to your families. You owe it to yourself.

Soka and St Stephen's college have an inherent value system that we seek to imbibe in every young man and woman who enters our institutions. Those values are simplicity, dedication to

excellent work and a commitment to serve society.

My dear young friends, as you begin your life in Soka, I wish you all the peace, success and joy that comes from those three values.

I once again thank the Soka University, President Baba, Professor Mukesh Williams and all those who have made my visit here possible.

Thank you.

第 48 回創価大学・第 34 回創価女子短期大学入学式「祝辞」

ジョン・バルギース

尊敬する馬場学長、教員の皆さま、セント・スティーブズ・カレッジと創価大学の交流交換プログラム・コーディネーターのムケーシュ・ウィリアムス教授、そして親愛なる学生の皆さん。こんにちは！インド、ニューデリーのセント・スティーブズ・カレッジを代表してご挨拶申し上げます。本日の入学式の来賓としてお招きいただきましたご厚情に、心より感謝申し上げます。大変に光栄であります。

セント・スティーブズ・カレッジと創価大学の交流交換プログラムが開始されてから四半世紀が経ちました。本日皆さんの前でお話しさせて頂けるのは、一重に両校の交流と友情の強い絆の賜物であります。

両校はそれぞれ類のない、確かな価値観によって象徴されています。

創価大学は学生の皆さんの礼儀正しさや優しさ、そしてその人間主義の価値を体現されています。セント・スティーブズ・カレッジは、世界に雄飛し、違いをもたらす卒業生に特筆される卓越性と献身によって象徴されます。共に、私たちは世界にポジティブなインパクトを与えていると確信いたします。しかし、それで終わってはいけません。

大事なことは、創価大学やセント・スティーブズ・カレッジの様な大学機関から卒業するすべての学生は、世界をより良くするための貢献をしなければならないということです。それが、私たちの義務であります。ひとりの男性、女性が世界を変えることは可能です。しかし、私たち全員が力をあわせれば、より迅速に、世界を大きく変革することが出来るのであります。

本日は創価大学にとって、大変に大事な日であります。未来に向かって覚悟を決める決意をした新入生を歓迎する日だからであります。新入生の皆さん、ようこそ！

新入生の皆さんは、様々な理由から創価大学を選ばれたのだと思います。知識と英知を得るため、学位を取得するため、あるいは友人が創価大学に入学したからかもしれません。どのような理由であれ、創価大学が皆さんを歓迎した最大の理由は、皆さんに世界を変えてほしいからなのです。

これこそが、創価大学が皆さんを迎えた本当の理由だと確信いたします。何故それがわかるかというと、我が大学も同じ理由から最優秀の学生を迎え入れるからです。世界に通用する大学と

John Varghese (デリー大学セント・スティーブズ・カレッジ学長)

して、両大学には果たさなければならぬ目的があります。皆さんの高名で寛大で、卓越した創立者の池田大作博士のお言葉を拝借するのであれば、皆さんは世界に平和をもたらさなければなりません。そして、その平和は内面（心）から発するものでなければなりません。

創価大学に期待を寄せる新入生の皆さん、創立者が言われるように、皆さんが世界を変えなければなりません。そしてその変革は内面から起きなければなりません。世界は変革を必要としています。グローバル社会として、私たちの展望や優先事項、成長に対する理解にも変革が必要です。世界はその変革を必要としており、その変革は明日を担う青年の皆さんによって体现されます。

では、変革とはどの様にすればもたらすことが出来るのでしょうか？それは、内面的な力を強化することによって可能になります。それこそが創価大学やセント・ステイブズ・カレッジが得意とする分野であります。大学で皆さんは、勉学のみならず、自分自身についてより深く学ぶこととなります。偉大な作家の著書を通して、また教員や友人との交流を通して、そして自分自身を見つめる事を通して、それらは自分を発見し、成長をする素晴らしいチャンスになります。内面の成長です。そして、そのことを意識しなければなりません。

学業の一環として、世界の偉大な作者の著書を学ぶ時、それを世界の最も優れた知性との交流のチャンスだととらえてください。歴史家と過去の出来事について対話をしたり、科学者と科学の原理原則について対話をしたりと、常に対話や交流等、全力で物事に関わることです。

教員と交流する時もそうです。先生方をよく観察するのです。そうすると先生方から沢山のことを教えてもらえる事がわかります。それは、先生方の話し方もかもしれません。アドバイスの仕方もかもしれません。ペナルティーの与え方もかもしれません。いずれにしても、先生方から、自身の内面の可能性を築く素晴らしいチャンスを与えてもらえます。

友人と交流をする時は、胸がスカッとする、爽快で楽しい時間を過ごしてください。25年経った時に、自分の子供達と楽しい思い出話として語れるような、交流をしてください。

この様に、多くのチャンスに恵まれていることに気がつく、大学での教育が如何に充実しているかを理解することができます。皆さんの周りにも、創価大学で教育を受けることができない青年が多くいると思います。様々な理由からこの大学で勉強をすることができない青年がいます。でも、皆さんは入学することができました。ということは、皆さんには大きな責任があるのです。自分自身のためだけではなく、この大学に来ることが出来なかった人たちのためにも、努力をしなければなりません。皆さんにはその義務があります。

皆さんの家族への義務でもありますし、何よりも、自分自身に対する義務であります。

私たち両大学には、入学をするすべての学生に吸収してもらいたい固有の価値体系があります。それは、簡素な生活、卓越した結果への献身、そして社会への貢献です。

親愛なる学生の皆さん、創価大学での人生が始まるに当たり、この三つの価値によってもたらされる平和と成功、そして喜びを皆さんが享受されることを願いたします。

最後に、この度の訪問を可能にくださった馬場学長、ムケーシュ・ウィリアムス教授並びに関係者の皆さまに再度御礼申し上げます。大変にありがとうございました。

第48回創大祭・第34回白鳥祭記念

「創価栄光の集い」記念講演

許 金 平

皆さん、こんにちは。

尊敬する原田会長、馬場学長、田代理事長、ご来賓の皆様方、また大学の諸先生方と学生の皆様、本日私が光栄にも母校である創価大学に戻り、皆さんと私の喜びを分かち合うことができることをとても嬉しく思います（大拍手）。

先ほどから、私はこの素晴らしい会場、そして皆様方の活き活きとした情熱に心を打たれて大変感動しております。

私が1977年2月に創価大学を離れてから、もう41年の歳月が流れました。創大での2年間の勉強の日々は、私は昨日のように鮮明に目に浮かんで忘れません。私の人生の中で最も美しく、最も楽しく、最も充実した思い出となっております。ご周知の通り、1972年9月、中日国交正常化が実現しました。その国交正常化実現のお陰で、私と仲間一行6人が新中国発足以来、初の国費留学生として日本の大地に足を踏み入れました。国交正常化実現間もないこともあって、私たちを正式に受け入れる学校がありませんでした。中国大使館が、中国留学生を受け入れる学校を探しているという情報をキャッチされた創立者池田先生が快く「創大に来なさい」と支援の手を差し伸べられました。池田先生が私たち6名の中国留学生の身元保証人となっていただき、1975年4月7日、創価大学に入学いたしました（大拍手）。その日の夕方に、滝山寮で入寮式が行われ、池田先生が出席された際に、まず私たち6名の留学生を自分の側に呼んで、日本の皆さんに紹介していただきました。そして、みんな仲良くして、しっかりと勉強して、将来日中双方の人材になるようにとの、励ましの言葉を承りました。

今、ご臨席の田代理事長は創価大学の1期生で、私が大学に進学したばかりの頃、滝山寮に同室させていただき、大変に面倒を見て、サポートしてくださり、お世話になりました（大拍手）。また私たちが正しい日本語を学ぶために、寮で同室している学生の皆さんは方言を使わず、正しい日本語を使うように、と先生からの指示もありました。また私たちが入学した時には別科を作り、若江先生が初代別科長となりました。

Xu Jinping（中日友好協会 副会長）

先ほど私を紹介していただいた石川恵子先生が、私たちの担当の先生になり、常に日本語を教えていただきました（大拍手）。石川先生。この名前を聞いた時に少しピンと来なかったんです。と申しますのは、私たちが教えていただいた頃は、越川先生でした。いつの間にか結婚されて、石川の名前に変わった。これは日本の習慣、風習でありますけれども、致し方ないな、と思います。少し面倒なことでもありますね。でも未だに越川先生というイメージが私の脳裏にあって、払拭できません。とても優しい先生でした。時には厳しい時もありました。私たちの宿題として、日記をつけなさいと先生は言われました。そして、私の日記の中には赤いペンで直したところがいつもいっぱいありました。また、福島先生と多くの先生方が私たちに日本の歴史、経済、文学、地理、日本事情など教えてくださりました。

また、私たちは中国研究会の皆さんとともに、今の東京富士美術館のある土地を開墾し、大根、小松菜、春菊などを栽培し、月見の宴で池田先生にご賞味いただいたことがあります。先生と私たちが開墾した土地で、自ら「日中友誼農場」と筆で書かれ、命名されました。その看板は、今大学の中に大事に保存されていると聞きます。大変嬉しく思います（大拍手）。

創立者池田先生が1974年12月、第2回目の訪中の時に、周恩来総理と会見されました。当時、周総理は重い病にかかっているにもかかわらず、医師団の止めるのを無視して池田先生と会われました。周総理が「50年前、桜の咲いた頃、日本を去りました」と語り、池田先生が「是非、桜の咲いた頃に日本にお越しください」と招聘されました。周総理が「行きたいですが、多分無理でしょう」と答えました。池田先生が私たち留学生、そして日本の学生に、この周総理の思いを汲んで、「一緒に桜を植えましょう」と、同年11月にこの大学の文学の池のほとりで、周総理を記念する桜を植えました。先生は、この桜を周桜と命名されました。池田先生が周総理に対し、いかに深い感情と友情を抱かれたかと、今ますます感じております。

そして、1979年4月、第1回目の観桜会が催され、そして毎年、観桜会が行われるようになりました。創大生のみならず、中国大使館、また中国代表团、在日中国機構、留学生、大勢がこの観桜会に参加し、今中日の間で話題となって、大変影響のあるイベントとなりました。2005年4月、私たち中国留学生6名全員は、母校の創大に戻り、既に大木となった周桜の前に集まって創大で学んだ日々を思い返し、大変感無量でありました。

私たちは、中国政府の指示で、1977年2月に創大を離れました。大学を離れる前に、学校側は私たちのために盛大な修了式を執り行ってくださいました。在学2年間でありますけれども、創立者池田先生をはじめ多くの先生方、学生の皆さんから、温かい励ましを受け、大自然の美しい環境の中、まるで家庭のような雰囲気にも包まれた創価大学で学んだ日々が、とても楽しく、充実して幸せで実りあったことを、私の生涯の財産として、永遠に大切にいたしております。このご恩を返すべく、中日両国の友好親善のために一生努力してまいりたいと、心に決めました。私

は創大を去った後、すぐ中国駐大阪総領事館に配属され、中国の外交の仕事に携わりました。その後、中国大使館や中国駐札幌総領事館で仕事し、また中日友好協会でも民間交流の事業に身を移し、四十数年に渡って、中日友好事業に全力投球いたしました。

ただ一つ、心残りがあります。私は創大で学んだのですけれども、卒業したわけではありませんでした。修了しました。こういう残念な気持ちはずっと脳裏にあって、払拭できませんでした。創立者池田先生、そして創価大学は私たちのこの気持ちを察して、ある日突然、ダンボール一箱の参考書を送ってくださり、「勉強しなさい」と指示がありました。そして、勉強して、レポートを出して、めでたく2008年に北京で卒業証書の授与式が行われました（大拍手）。山本学長から卒業証書を受け取り、これは創大に入学して33年間の歳月を経てやっと手に入れた貴重な重い卒業証書でありました。卒業式が終わった後、山本学長から「あなたたちを、何期生にすれば良いでしょうか？」と質問されました。私は即座に「5期生にしてください」とお願いしました（大拍手）。まあ、私の計算がもし間違いでなければちょうど34期生の皆さんと一緒に卒業する年に当たります。私たちのような年配が仲間入りするというのは多分喜んでいただけないでしょう。その私の即座の判断というのは間違いないだろうと思います。

今年は中日平和友好条約締結40周年、また池田先生の中日国交正常化の提言50周年という記念すべき年にあたります。中日関係にとって、とても歴史的な意義を持っております。思えば50年前の9月8日、池田先生が東京で、2万人の学生の前で、日中国交正常化のご提言を出されました。当時、冷戦という国際情勢と、日本国内に反中国勢力が横行している中、池田先生のご提言はいかに勇気を要するものであり、卓越した先見の明であり、そして戦略的な視野を持っておられたかを、今になって益々感じられ、感銘を受けました。池田先生を始め、創価学会の皆様方は、中日関係の発展が順調であろうとも、また逆風であろうとも、一貫して中日友好の信念を堅持し、中日平和友好のために弛まぬ努力をされ、貴重な貢献をなされました。先般、原田会長が学会の代表団を引率され、成功裏に中国訪問された時に、中国人民対外友好協会並びに中日友好協会が池田先生に中日友好貢献賞を授与しました。これは池田先生のご功績を表彰しているものでございます（大拍手）。

現在、喜ばしいことに中日関係は回復され、正常の発展の軌道に戻つつあります。安定し、健全に発展した中日関係は、中日両国人民の利益に合致するだけでなく、アジア、ひいては全世界の平和と繁栄のために寄与するものであります。1974年5月、池田先生が創価学会代表団を引率され、第1回目の訪中をされた時、中日両国に平和の金の橋を架けるよう呼びかけられました。私たち、中国留学生1期生たちはこの金の橋を渡って日本へ来て、そして創価大学で学び、両国関係を発展させる事業に投身いたしました。私たちの体験から、中日両国の世代友好を実現するためには、広範な民衆の参加が必要で、さらに若い世代が参加していかなければなりません。

両国の美しい未来を作るため、両国の民衆、さらに両国の青年に希望を託さなければなりません。したがって、中日青少年交流をより一層強化し、ご臨席の学生の皆さんが中日関係の促進の重要な推進力となるよう、心から期待してやみません。またご臨席の学生の皆さん、後輩の皆さん。この創大で学ぶ1日1日を大切に、しっかりと勉強して、将来、いかなる職場、いかなる職業にしても、世界平和に貢献できる人材、また社会発展に役立つ人材、社会変化に影響を与える人材、創大卒業生に相応しい人材になるよう心から期待してやみません（大拍手）。久しぶりに日本語でこんな大勢の前でお話しするというのは、大変緊張しております。特に私、日本語を指導していただいた石川先生の前で日本語を使ってお話しするのは、まるで在学中、試験を受けたような気持ちです。胸がドキドキしています（大拍手）。もし私の日本語の中に間違いがあれば、全て私の責任で、指導した先生の責任ではありません。最後になりますけれども、創価大学の益々のご発展と、ご臨席の皆様のご健勝とご活躍をお祈りして、私の話といたします。ありがとうございます（大拍手）。

「世界人権宣言」70年

—池田・アタイデ対談を読む—

中山 雅 司

1. はじめに
2. 「戦争と暴力の世紀」から「平和と人権の世紀」へ
 - (1) 「世界人権宣言」70年にあたって—創立者の思想と池田・アタイデ対談の意義—
 - (2) アタイデ氏の生涯と対談の構成
3. 今日の世界と様々な人権問題
 - (1) 人権侵害の現状
 - (2) 地球的課題における「人権」
4. 人権はいつ生まれ発展したのか—人権思想の源流—
 - (1) 人権概念の成立
 - (2) 人権の内容と人間の尊厳、平等
5. 人権はなぜ国際問題となったのか—平和と人権—
 - (1) ウェストファリア・システムにおける人権
 - (2) ホロコーストの教訓と「世界人権宣言」の誕生
 - (3) 「世界人権宣言」の意義と人権の国際的保障
6. 第2次大戦後における人権概念の展開
 - (1) 人権としての平和—平和的生存権—
 - (2) 植民地の独立と人民の自決権
 - (3) 開発と人権—「発展の権利」と「第三世代の人権」—
 - (4) 人権は普遍性を有するか
7. 人権の闘士に学ぶ—非暴力思想の系譜—
 - (1) ガンジーと非暴力運動
 - (2) キングと公民権運動
 - (3) マンデラーアパルトヘイトとの闘い—
8. 人権の思想的基盤
 - (1) 人権思想としての仏教

- (2) 日蓮大聖人の「人権宣言」
 - (3) 牧口先生の人権闘争
 - (4) 戸田先生と「原水爆禁止宣言」
 - (5) 池田先生の平和思想と SGI 運動
9. 地球的課題と人権—冷戦後の世界と人権をめぐる状況—
- (1) 脅威の多様化と人権の主流化
 - (2) 戦争犯罪の処罰と人道的介入・保護する責任
 - (3) 「人間の安全保障」とSDGs—No one will be left behind—
10. おわりに—「人権の世紀」「平和の文化」を築くために—

1. はじめに

皆様、おはようございます。本日は、暑いなか、本学へお越しいただき、ありがとうございます。遠くから来られた方はいらっしゃいますか(遠くから来られた方が、次々と手を挙げられる)。大変にお疲れさまです。今年は酷暑の夏で、7月下旬には本部棟前の温度計が42度になった日もあり驚きましたが、いかが過ごされたでしょうか。

本日の講座を担当させていただく法学部の中山と申します。夏季大学講座を担当させていただくのは今年で6回目となりますが、どうぞよろしく願いいたします。少し自己紹介をさせていただきますが、私の専門は、国際法、国際機構論、平和学となります。とくに平和の実現に法、なかんずく国際法がどのように関わり、貢献できるのかについて研究しています。また、近年、国際社会で注目を集めるようになった「人間の安全保障」にも関心があり、人間の視点に立った国際法の構築ということについて問題意識をもっています。その意味でも人権、とくに国際社会における人権について大に関心があります。したがって、本日は国内の人権問題というよりも、とくに国際社会における人権問題を中心にお話させていただきたいと思えます。

また、教育面について少し触れさせていただきますと、法学部はコース制をとっていますが、「国際平和・外交コース」のコース長として、グローバル人材の育成に力を入れております。「国際平和・外交コース」は2014年にスタートしましたが、“人間の尊厳”に立って、地球的諸問題の解決に貢献するグローバル・リーダーの育成に全力をあげています。想定する進路の一つでもある外交官試験については3日前に合格発表があり、うれしいことに本年も創大から2名の外交官試験(外務省専門職員採用試験)合格者が出ました。これで創大出身の外交官は70名になりますが、このうち約73%が法学部生となります。そして、本年合格した2名ともこのコースの学生で、私のゼミ生でもあります。そのゼミについては創大23期生からもっておりますが、卒業生も500名近くになります。外交官をはじめ、グローバル企業、国連職員、公務員、法曹、NGO職員、教員、研究者等々、多くのOB・OGが日本のみならず世界で活躍しており、とてもうれしく思っています。

さて、本日のタイトルは、「『世界人権宣言』70年—池田・アタイデ対談を読む—」です。本年(2018年)は、1948年に「世界人権宣言」が国連において採択されてから70周年という節目の年になります。それでこのテーマを選ばせていただきました。しかし、一方で、現実世界においては、様々な人権問題が存在しています。そこで、そもそも人権とは何なのか、「世界人権宣言」とは何か、その意義とは何か、平和で人権の守られる世界を築くために何が求められているのか、SGI(創価学会インターナショナル)の平和運動の意義などについて、創立者池田大作先生(以下、創立者)とアタイデ氏の対談集『二十一世紀の人権を考える』¹を通して一緒に考えてみたいと思います。また、本年(2018年)1月26日に発表された「SGIの日」記念提言²でも創立者は人権問題に言及されていますので、SGI提言の人権に関する部分についても触れたいと思います。

お話は、お手元の冊子にあるレジメに沿って、スライドを使いながら説明したいと思います。ただ、対談のすべてに触れることは無理ですので、私の話のなかに対談を組み込む形にしたいと思います。したがって、レジメに書かれている第何章というのは、対談集のなかの該当する章になります。午前中は、レジメの6まで、午後は7から最後までお話したいと思います。配布プリントですが、両面で2枚です。1枚は、世界人権宣言の全文と神奈川新聞に掲載された創立者のご寄稿です³。世界人権宣言はあまり見られたことがないかと思いますが、意外と短いんです。ただ、本日は法律そのものを勉強することが目的ではありません。したがって、宣言の条文を逐次説明することはいたしませんのでどうぞご安心下さい。2枚目は、神戸大学名誉教授の芹田健太郎先生が「京都フォーラム」で世界人権宣言について講演された要旨が掲載された聖教新聞の記事⁴、および拙稿⁵です。

2. 「戦争と暴力の世紀」から「平和と人権の世紀」へ

(1) 「世界人権宣言」70年にあたって—創立者の思想と池田・アタイデ対談の意義—

さきほど申し上げたように、本年は、世界人権宣言採択から70周年を迎えます。誕生の経緯については後に詳しく触れますが、その大きなきっかけは第2次世界大戦になります。20世紀は、2度の世界大戦、そして東西冷戦に象徴されるように、まさに「戦争と暴力の世紀」でした。しかし、21世紀は「平和と人権の世紀」にしなければならないとの願いとは裏腹に、世界では依然として戦争と暴力が続いています。その意味で、今一度、世界人権宣言の意義を確認する必要があると感じています。その世界人権宣言の起草に関わったのがブラジル文学アカデミーのオウストレ

¹ 池田大作／A・アタイデ『二十一世紀の人権を語る』(潮出版社、1995年)。

² 池田大作 第43回「SGIの日」記念提言「人権の世紀へ—民衆の大河—」(創価学会広報室、2018年2月28日発行)。

³ 池田大作「『野蛮』対『文明』の戦い」『神奈川新聞』2003年2月27日「未来への選択1—非暴力の系譜—マハトマ・ガンジーとキング牧師—」への寄稿。

⁴ 芹田健太郎「『世界人権宣言』の歴史的意義」『聖教新聞』2018年4月4日。

⁵ 中山雅司「世界情勢ウォッチ—国際法の視座から—」(5)『平和の文化』と『人間の安全保障』『聖教新聞』2004年9月7日。

ジェジロ・デ・アタイデ総裁（以下、アタイデ氏）です。創立者がアタイデ氏と初めて出会われたのは1993年2月で、今から25年前のことになります。その年は、世界人権宣言45周年の年でもありました。この年1月から3月にかけて、創立者は北・南米指導の旅に出られます。その模様は、小説『新・人間革命』第30巻（下）「誓願」の章に詳しく綴られています⁶。この訪問および対談の意義について、私が思うところが三点あります。

第一に、創立者思想の根底にあるものは何かを明確に指し示す歴訪の旅であったのではないかということです。それは、端的にいえば人間主義に基づく「世界の平和」と「人類の幸福」の実現ということですが、もちろん、このことはこの旅に限られるものではなく、創立者の思想と行動のすべてを貫くものであることは確かです。しかし、とくに当時の時代状況として、創価学会が第2次宗門問題を経て宗門と決別し、世界宗教へと飛躍しようとしていたという点は大事かと思えます。それは、「宗教のための人間」から「人間のための宗教」への転換という宗教のあり方をめぐる問題にとどまらず、より本質的には社会のあらゆる価値の基底に生命と人間の尊厳をおくという創立者の思想がいよいよ光彩を放つ時代に入ったなかでの旅であったのではないかと思います。それはまさに平和と人権の世紀を開きゆくための旅であったといえます。そのことは、この旅の途上、人権闘争の母、ローザ・パークス女史と会見されたことや、ロサンゼルスに本部を置くサイモン・ウィーゼンタール・センターの「寛容の博物館」を訪問されたことなどからもうかがい知ることができます。なぜなら、ご存知の方も多いと思いますが、ローザ・パークス女史は、バス・ボイコット事件をきっかけにアメリカ公民権運動の導火線となり、「公民権運動の母」と呼ばれた女性であり、また、サイモン・ウィーゼンタール・センターは、第2次世界大戦中のホロコースト（ユダヤ人大量虐殺）の惨劇を繰り返さないために開設された団体で、寛容の博物館はその記憶をとどめるためにつくられた施設であるからです。博物館を見学された創立者が残された、「私は、貴博物館を見学し、『感動』しました。いな、『激怒』しました。いな、それ以上に『このような悲劇をいかなる国、いかなる時代においても断じて繰り返してはならない』と、未来への深い『決意』をいたしました」との言葉は有名ですが、そのような一連の会見、訪問のなか、「世界人権宣言」の起草に貢献したアタイデ総裁と出会われたのです。

第二の意義として思うことは、この訪問において創立者の思いの根底にあったのは、師匠戸田先生との誓い、すなわち、戸田先生が叫ばれた「この地上から悲惨の二字をなくしたい」との願いを果たすという深い決意ではなかったかということです。2月9日、ブラジルに到着される創立者をアタイデ氏は、2時間も前から空港で待っていました。体調を気遣う周りの人に、氏は、「私は、94年間も会長を待っていた。待ち続けていたんです。それを思えば、一時間や二時間は、なんでもありません」と答えられました⁷。そして、氏は創立者に対し、「会長は、この世紀を決定的な人です。力を合わせ、人類の歴史を変えましょう！」と語りかけられます⁸。創立者は、

⁶ 池田大作『新・人間革命』（聖教新聞社、2018年）第30巻（下）「誓願」350-365頁。

⁷ 池田大作『前掲書』（注6）356頁。

⁸ 池田『同書』356頁。

これに対して、「その言葉には、全人類の人権を守り抜かねばならないという、切実な願いと未来への期待が込められていた」、「総裁は、そのバトンを引き継ぐ人たちを、真剣に探し求めているのであろう」と綴られています⁹。2月12日にも創立者は再びアタイデ氏と会見されます。その場でもアタイデ氏は創立者に、「私は、もうすぐ100歳を迎えます。これまで生きてきて、これほど『会いたい』と思った人は初めてです。会長は、偉大な使命のある方です。人間学と人間性の人であり、精神の指導者です」と述べられます¹⁰。アタイデ氏は1898年生まれで、会見当時94歳でした。一方、戸田先生は1900年生まれであり、ほぼ同年代といってもよいと思います。そのこともあり、創立者のなかではお二人の姿が二重映しになり、「戸田が自分を迎えてくれているような思いがした」と綴られています¹¹。この2回の会見を挟む2月11日、戸田先生の生誕の日をブラジルの地で迎えられるとともに、この日に合わせ、創立者が、戸田先生の広宣流布への歩みを綴った小説『人間革命』全12巻の「聖教新聞」紙上での連載が完結します。この北・南米の旅は、まさに師弟の誓いの旅でもあったと拝します。

第三に思うことは、平和といっても人権といってもそれは座して得られるものではなく、常に差別や抑圧という人間の生命に潜む魔性との戦いの連続でもあるということです。創価教育の父であり、創価学会初代会長牧口先生と二代会長戸田先生は、第2次大戦当時の軍国主義日本において不当に逮捕され、牧口先生は獄死されます。池田先生も無実の罪で逮捕されるなど、迫害の連続でありました。歴代の会長の生きざまはまさに人権闘争そのものであったといっても過言ではないと思います。『新・人間革命』には、「この師弟の行動は、人間を分断する、あらゆる「非寛容性」に対する闘争であった。広宣流布とは、人権のための連帯を築き、広げていくことでもある」¹²とあります。

(2) アタイデ氏の生涯と対談の構成

ここでアタイデ氏の生い立ちと人物について、簡単に触れておきたいと思います。氏は、1898年、ブラジルペルナンコブ州カルアル市で生まれます。父は検事および判事で、母は芸術家であり、ピアニストで詩人だったようです。兄弟や近隣の少女の死に遭遇したことがきっかけで神父になることを決意、10歳の時に神学校に入学し、8年間寄宿舎生活を送ります。しかし、キリスト教に懐疑的になり神父になることを断念、20歳の時にリオデジャネイロに移り、リオデジャネイロ連邦大学の法律・社会学科に入学、22歳の時にジャーナリストの道に入り、論説記者として健筆を揮います。34歳で結婚、その後、政治がらみで逮捕され、3年間の亡命生活を送ります。そして、46歳の時、第3回国連総会にブラジル代表として参加し、「世界人権宣言」の作成に重要な役割を果たしました。57歳でブラジル文学アカデミー総裁に就任、94歳で逝去される

⁹ 池田『同書』356-357頁。

¹⁰ 池田『同書』362頁。

¹¹ 池田『同書』356頁。

¹² 池田『同書』352頁。

1993年まで務められます¹³。以上から、アタイデ氏の生涯は、まさにペンによる言論の力で自由と正義を守るための闘いに捧げられたといってもよいと思います。

対談集の構成についても触れておきたいと思います。第1章から第3章は、アタイデ氏、ガンジー、キング、マンデラなど人権の闘士から21世紀を開きゆく人権闘争のあり方をめぐって語られています。第4章から第6章は、「世界人権宣言」成立についての真実と未来性について。また、西洋人権思想の底流をなすギリシャ哲学やキリスト教の系譜について語られています。第7章から第9章は、「第三世代」へと展開しゆく人権運動の内実を教育、宗教、平和、環境等の視座から展開されています。最後に「父の肖像」ということで、氏の長女ラウラ女史、御主人シッセロ氏、次男ロベルト氏と創立者の御息子池田博正氏との座談会が収録されています。

3. 今日の世界と様々な人権問題

(1) 人権侵害の現状

ところで、世界人権宣言採択から70年を迎えた現在、宣言の精神と内容は活かされているのでしょうか。「世界には、差別の壁が張り巡らされ、人権は、権力に、金力に、暴力に踏みにじられてきた。「世界人権宣言」の精神を現実のものとしていくには、人類はまだまだ遠い過酷な道のりを踏破していかななくてはならない¹⁴とある通り、今日の世界には様々な人権問題が存在しています。人権について考えるにあたって、そのいくつかについて触れておきたいと思います。

まず、あげたいのが収束の兆しを見せない難民問題です。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の本年6月19日の発表によると、2017年末時点で紛争や暴力、迫害などで移動を強いられた難民は5年連続で増え、過去最高の6,850万人に上ったとの報道がなされています。6,850万人のうち、国内避難民が4,000万人、難民が2,540万人、庇護申請者が310万人となっています。2017年に新たに国内外で避難を余儀なくされた人々は1,620万人に上っており、コンゴ民主共和国や南スーダンの紛争、ミャンマーのイスラム系少数民族ロヒンギヤの迫害などが背景にあるとみられます。難民発生国で一番多いのがシリアで630万人、次いでアフガニスタンが260万人、南スーダンが240万人となっています¹⁵。問題は、このような難民の増加の一方で、世界的に難民への逆風は強まっているという点です。欧州の一部の国では難民や移民の受け入れに反対する政党が支持を伸ばし、イタリアの新政権は本年6月、地中海で救助された難民の受け入れを拒否しました。

女性への人権侵害も後を絶ちません。その一つは、紛争下の性暴力です。武力紛争下で、女性はジェンダーに基づく暴力、虐待、組織的なレイプの被害にあっており、これらは敵対勢力への見せしめとして、紛争の手段として利用されています。また、トルコ、中東、アフガニスタン、インド、パキスタンなどに残る慣習として名誉殺人というものがあります。これは結婚前の恋愛、性交渉で家の名誉を汚したとして年間6,000人以上の少女が家族の手で殺害されるという残忍な

¹³ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）25-55頁。

¹⁴ 池田『前掲書』（注6）357頁。

¹⁵ https://www.unhcr.org/jp/global_trends_2017

ものです。また、子ども兵の問題も深刻です。子ども兵とは、18歳未満で軍隊もしくは武装グループの一員となって戦闘や後方での支援業務に従事している子どものことで、多くは暴力的な誘拐や強制的な徴兵によって集められます。このような子ども兵が世界38カ国で約30万人もいるといわれていますが、この問題は小型武器の蔓延とも密接な関連があります。なぜなら、小型武器は子どもでも容易に使用、携帯が可能だからで、子どもたちはそのような武器をもって戦場で戦わされているのです。その小型武器の主要な輸出国が安保理の常任理事国であるという現実には驚きと落胆を禁じえません。

このような人権問題は途上国だけの問題ではありません。当然、先進国にもあるわけですが、そのなかでもわが国で問題となっているひとつがジェンダー問題です。ダボス会議を主催する「世界経済フォーラム」が発表した、男女格差の度合いを示す「ジェンダーギャップ指数」の報告書(2017年版)によれば¹⁶、日本は世界144カ国中114位となり、過去最低だった前年の111位からさらに後退しました。ジェンダー格差指数は「経済活動への参加と機会」(経済参画)、「政治への参加と権限」(政治参画)、「教育の到達度」(教育)、「健康と生存率」(健康)の4分野の14項目で、男女平等の度合いを指数化して順位が決められますが、「国会議員の男女比」が129位、「閣僚の男女比」が88位など、とくに「政治参画」の悪化が目立っています。

(2) 地球的課題における「人権」

ここで平和問題における人権の位置づけについて考えてみたいと思います。平和学の父、ヨハン・ガルトゥングは、「平和」とは何かということについて、『暴力』の不在」と定義しました。ここでいう暴力とは、「人間に本来備わった肉体的精神的可能性の実現を妨げるものすべて」のことであり、直接的暴力と構造的暴力からなります。直接的暴力とは、戦争のように人が直接手を下す暴力や行為主体が明確な暴力であり、構造的暴力とは、飢餓や貧困、人権抑圧など、社会の構造に組み込まれた暴力のことを指します。そして、直接的暴力がない状態を消極的平和、構造的暴力のない状態を積極的平和としました。平和問題(広義)を整理すると、紛争やテロなどがない狭義の平和問題、貧困などの開発問題、人権問題、そして気候変動などの環境問題の4つに分類されます。

しかし、果たして人権問題はこれら平和問題の一つに過ぎないのでしょうか。まず、狭義の平和問題についてみれば、人類史は戦争の歴史でもありました。戦争のなかった時期は300年程度しかないともいわれるように、まさに「戦争の文化」が常態化してきたといってもよいと思います。過去2000年の戦争死者は1億5千万人とされますが、そのうち1億1,100万人が20世紀の戦争犠牲者で、民間人も多く犠牲になりました。その意味で、20世紀は「戦争と暴力の世紀」であったのです。また、科学技術の発達は、暴力手段としての兵器の強大化をもたらし、その結果、戦争がより残虐化、大規模化しました。その究極の産物が核兵器です。その意味で、戦争は最大

¹⁶ <https://www.weforum.org/reports/the-global-gender-gap-report-2017>

の人権侵害といえます。貧困問題も深刻ですが、現在、世界人口75億人のうち、7億200万人が1日1.90ドル未満での生活を余儀なくされている絶対的貧困の状態にあるといわれます。世界の富の80%を世界人口の20%にすぎない先進国の人が握っているのです。貧困によって最低限の衣食住が満たされないということは、まさに人間の生存にかかわる問題であり、これも人権問題そのものといえます。私もかつて仕事でアフリカに行った経験がありますが、そこで生活してみてもはじめて途上国の現状が実感としてわかりました。一番悩まされたのは断水ですが、当たり前前に蛇口から水が出ないという体験をして、人間は水がないと生きていけないという当たり前のことに気づきました。と同時に、日本がいかに平和で恵まれた国であったのかということにも気づかされました。環境問題もしかりです。昨今、地球環境問題は深刻さを増しています。地球温暖化の影響なのか、今年は猛暑のため熱中症で多くの方が亡くなりましたが、このことは気候変動がいかに恐ろしく、また人間の生死にかかわる問題であるかを物語るものです。新しい人権の一つに環境権がありますが、地球環境問題も広い意味で人権問題としてとらえることができるでしょう。

4. 人権はいつ生まれ発展したのか—人権思想の源流—

(1) 人権概念の成立¹⁷

ところで、人権という概念、思想はいつどのように登場したのでしょうか。その背景として、ヨーロッパの近代におけるルネサンスと宗教改革があげられます。ルネサンスとは、皆さんご存知かと思いますが、14世紀にイタリアで始まり、やがてヨーロッパに広がった芸術上、思想上の革新運動で、神中心の中世文化から人間中心の近代文化への転換の端緒となりました。また、宗教改革とは、16世紀のはじめ、ローマカトリック教会の弊害に対してマルティン・ルターが改革を企て、プロテスタント教会を立てたキリスト教世界における革新運動のことです¹⁸。そこから人間の尊厳、個人の尊厳という価値と思想が形成されていきました。その思想は17世紀のイギリスで啓蒙思想として発展し、近代的な政治・社会思想の発達を促し、やがて欧州全域へと波及して18世紀のフランス革命に至ります。近代的な人権宣言もこの市民革命とともに生まれました。1789年にフランス人権宣言が採択されると、同宣言の影響を受けた欧米諸国でも人権宣言が制定され、各国憲法の中に人権の概念が盛り込まれていくようになります。

ところで、憲法と人権はどのような関係にあるのでしょうか。近代の人権論は、17～18世紀の自然権思想を基礎に形成されたといわれます。自然権とは、人が生まれながらにして持つ権利のことで、人は自然状態、すなわち国家・社会が成立する以前に想定される人間の状態において自然権をもつと考えられました。そして、その自然権を守るために、それぞれの主体が互いに契

¹⁷ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）第5章。芹田健太郎・業師寺公夫・坂元茂樹『ブリッジブック 国際人権法』（信山社、2008年）参照。

¹⁸ 1517年、ルターが95カ条の論題を提出して教皇の免罪符販売を攻撃し、聖書を正しい信仰の唯一の基礎とする立場から教皇権を否認した。

約を結ぶことにより国家が形成されると考えました。いわゆる社会契約説です。すなわち、国家の起源を自由で平等な個人相互間の契約ないし同意に求め、それによって政治権力の正統性を説明しようとする考え方です。そして、創出された国家（政府）によって制定されたものが憲法ということになります。いわば、憲法は、市民と国家の間で交わされた契約書ともいえ、政府は自然権の保護と尊重を約束しました。そして、憲法には政府が保護・尊重すべき自然権のカタログとして人権が規定されました。すなわち、国民の人権を保障する義務を負っているのは国家ということになります。

(2) 人権の内容と人間の尊厳、平等¹⁹

したがって、人権の内容は国家との関係で分類することができます。大別すると、自由権、参政権、社会権に分けることができます。自由権は、国家が個人の領域に対して権力的に介入することを排除して、個人の自由な意思決定と活動を保障する人権で、その意味で「国家からの自由」を規定する人権といえます。その内容は、精神的自由権、経済的自由権、身体的自由権に分けられます。参政権は、国民の国政に参加する権利で、「国家への自由」ともいわれます。選挙権や被選挙権に代表されますが、これらの権利は自由権の確保に仕えるものといえます。さらに、20世紀的な人権として生存権のような社会権があります。これは、資本主義の高度化に伴って生じた失業や貧困、労働条件の悪化などの弊害から、社会的・経済的弱者を守るために保障されるようになった人権です。すなわち、社会的・経済的弱者が「人間に値する生活」を営むことができるように、国家の積極的な配慮を求めることができる権利で、「国家による自由」ともいわれます。

これら人権の中核にあるのが人間の尊厳であり、各国憲法に規定されています。1946年のフランス憲法には、「人間」の権利が規定され、1949年のドイツ連邦基本法には、「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ、保護することは、すべての国家権力の義務である」（1条）と規定されています。また、日本国憲法にも、「すべて国民は、個人として尊重される」（13条）と謳われています。この人間の尊厳から導かれるのが、生命の尊重であり生命権になります。生命権は、いかなる緊急時であっても尊重されなければならない権利（non delogable right）といえますが、自由権規約委員会は、自由権規約に定める生命権（6条1項）は「人間存在の至高の権利」であって「すべての人権の基礎である」と述べています。また、すべての人間が尊厳であることから、平等・無差別の原則が出てきます。アメリカ独立宣言は、「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福追求の権利が含まれることを信じる」と謳い、フランス人権宣言は、「人は自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する」と述べています。しかし、これらの人権保障は一部の人々の権利保障にとどまるものであっただけでなく、あくまで国家と国民との関係において保障されるものであって、各国の国内問題とされてきたのです。

¹⁹ 芦部信喜【著】／高橋和之【補訂】『憲法』第6版（岩波書店、2015年）、芹田・薬師寺・坂元『前掲書』（注17）参照。

5. 人権はなぜ国際問題となったのか—平和と人権—

(1) ウェストファリア・システムにおける人権

ところで、人権問題が国内問題であった、言い換えると国際問題ではなかったというのは、どういことでしょうか。このことを理解するうえで、近代の国際社会の成立とその構造について少し触れておきたいと思います。近代国際社会は、ヨーロッパで起きた30年戦争（1618年～48年）の終結にあたって開かれた1648年のウェストファリア体制に始まるとされます。この戦争をきっかけに神聖ローマ皇帝とローマ法王を頂点とする中世の封建社会が崩壊し、そこに主権国家を基本とする分権的な体制、すなわち主権国家体制（ウェストファリア・システム）が誕生しました。今日に至るまで、国際社会には主権国家を超える権力機構はなく各主権国家は対等の関係にあるため、主権国家同士の間では内政不干渉が基本原則とされ、国際法を通じて国家間に紛争がなく関係が安定している限り国際社会としては「平和」とみなされました。それゆえ仮に国内で人権侵害が行われていたとしても、それはあくまでも国内問題であって国際社会の問題ではないと考えられたのです。お互いの国内問題には口出しをしないことが原則とされたため、人権は国家の中に封じ込められてしまったといえます。すなわち「平和」は国際問題であるのに対し、「人権」は国内問題であるとされ、両者はある意味で別個のものと考えられていたのです。しかし、戦争そのものについて正義の戦争と不正な戦争があり、正しい戦争は認められるとする正戦論や国際社会には戦争が正しいか否かを判断する判定者がいないことから、戦争それ自体を合法とする無差別戦争観を背景に、国家間の紛争がないという意味での国際社会の「平和」すら保たれませんでした。すなわち、戦争を容認した当然の結末として起きたのがいわゆる第1次世界大戦だったといえます。その後作られた国際連盟のもとで戦争の禁止がはかられ、集団安全保障体制が構築されますが、それも20年しかもたず、再び第2次世界大戦という世界戦争を招きました。

(2) ホロコーストの教訓と「世界人権宣言」の誕生

その第2次大戦のさなかに起きた人類史の闇ともいえる大事件がナチス・ドイツによるユダヤ人の大量虐殺（ホロコースト）でした。この悲劇がターニングポイントとなって、国家による人権侵害を放置することは侵略・戦争につながるという認識が生まれました。そして、「人権は平和の基礎」であり、「平和とは人権が保障された状態」であるとの考え方が芽生え、国際社会も国内問題と考えられた人権問題について関与する方向へと転換し始めたのです。その具体的動きは国際連合誕生とともに始まりました。国連憲章第1条1項は「国際の平和と安全の維持」について述べていますが、同時に3項で「人権の尊重」を国連の目的として明確に規定しました。平和と人権を並列的に目的として掲げることにより、両者を密接不可分の関係をもつものとして考えるようになったのです。これを出発点として「人権の国際化」、すなわち「人権の国際的保障」がスタートしました。当初、国連憲章の起草者たちは、憲章とあわせて国際人権章典の作成を考えていたようですが、さまざまな事情から人権章典を切り離し、その作成を国連人権委員会に委ねました。

そして、1948年12月10日、第3回国連総会で「あらゆる人と国が達成しなければならない共通の基準」として世界人権宣言が採択されたのです（賛成48、反対0、棄権8）。それは、奇しくも1648年にウェストファリア体制が誕生してちょうど300年目に当たる年でした。その起草作業を担ったのは、人権委員会のメンバーであるエレノア・ルーズベルトやルネ・カッサン、国連の初代人権部長を務めたジョン・ハンフリーら18カ国の代表でした。ハンフリー氏は幼い頃両親を亡くし、いじめにもあい、やけどで片腕も失いました。かつて創価大学にも訪問されたことがあります。実は1994年、私が学生を連れてカナダを訪問した折、カナダのご自宅にお邪魔したことを思い出します。そして、人権問題を担当する国連総会の第3委員会にブラジル代表として参加したのがアタイデ氏でした。起草メンバーをめぐって、「重要なのは、これらの人々の多くが19世紀後半に幼少期を過ごすとともに、南アのボーア戦争やイギリスによるインドの植民地支配をはじめ、アメリカで起こった大恐慌や第2次大戦などを経験し、そうした激動の時代を生きてきた人々たちであったということです」²⁰と芹田教授は述べていますが、世界人権宣言は人権の大切さを知る人々の苦難の経験とそれを守り抜かねばならないという熱い思いの結晶であったのです。

(3) 「世界人権宣言」の意義と人権の国際的保障

創立者は、アタイデ対談で、「平和と人権の関連性について、『世界人権宣言』の前文では『人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である』と宣言されています。人権の承認が『平和の基礎』であることは当然です。とともに『世界人権宣言』の全体は、平和の基礎の上に成り立つものです」²¹と述べられていますが、世界人権宣言は、すべての人間が生まれながらに基本的人権をもっているということを初めて公式に認めた宣言といえます。30条からなる世界人権宣言の内容は、(1)自由権的諸権利（第1～20条）、たとえば、身体的自由、拷問・奴隷の禁止、思想や表現の自由など、(2)参政権（第21条）、(3)社会権的諸権利（第22～27条）、たとえば、教育を受ける権利や労働者が団結する権利、人間らしい生活をする権利などに分類されます。その第1条では、「すべての人間（human beings）は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳（dignity）と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と人間の自由と平等について高らかに宣言しています。ところで、尊厳（dignity）について、なぜ人間が尊いのかについては世界人権宣言では言及がありません。これについては、キリスト教や仏教をはじめ、さまざまな根拠づけがあることは確かです。実際に宣言の起草過程では、人間の尊厳の根拠が神か本性かについては長い論争が行われましたが、人権の哲学的基礎の問題で宣言の起草作業が行き詰まることを避け、人間の尊厳の根拠づけや具

²⁰ 芹田「前掲記事」（注4）。

²¹ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）248頁。

体的定義はなされず、多義的な概念にとどめられました²²。

もつとも、世界人権宣言は総会の決議であって条約ではありません。しかし、このことが宣言の効力や価値を下げるものでは決してありません。むしろ、世界人権宣言はその後の国際社会に大きな影響を与えてきたことはいうまでもありません²³。いくつかをあげるならば、①人間の尊厳の思想的源泉であり啓発の源としての影響力、②その後の国際人権規約をはじめ人権諸条約を生み出したこと、③慣習国際法の地位をえているとの見方もあること、④地域的人権条約での援用²⁴、⑤宣言が多数の各国憲法に取り入れられたこと、⑥国連決議での援用²⁵、⑦ NGO による人権活動への影響などです。そのなかの②について述べれば、その後、法的拘束力を有する条約作成の作業が進められ、1966年に国際人権規約が制定されました²⁶。この国際人権規約と前後して、ジェノサイド条約、難民条約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約などの人権諸条約が作成され、人権の国際化への道が開かれました。これらは国際人権法を形成することにより、人権条約を通じた人権状況の改善に大きく寄与してきました。

6. 第2次大戦後における人権概念の展開

(1) 人権としての平和—「平和的生存権」—

このように世界人権宣言を契機に人権問題が国際化するとともに、その後の国際社会にさまざまな形で大きな影響を与えたわけですが、宣言の採択から今日までの70年の間に人権概念も展開をみせてきました。人権をめぐる冷戦後の国際社会の変化については後に述べることとして、ここでは冷戦期における展開について触れておきたいと思います。

²² キリスト教では、旧約聖書に「神に似せて人は創られた」とされ、人間は「神の似姿」と考えられるがゆえに人間が尊い存在とするのに対して、仏教では、生きとし生けるものには仏性があるがゆえに人は生まれながらにして尊厳であるとする。また、現代科学の観点からは、人間という存在の中に、それまでの生命誕生の歴史が含まれているがゆえに尊いとするなど、人間の尊厳についてはさまざまな根拠づけが考えられる。小坂田によれば、世界人権宣言の第1条の基になる案を作成し、宣言の父と呼ばれるルネ・カサンは、人間が理性を備える存在、すなわち人格であることに関連づける人格尊厳理解に立っていたと述べる。ただし、人格尊厳理解であっても、人間の意志の自由を絶対的なものと考え、孤立した個人を出発点とする「個人主義」的なカントの考え方と違い、人間の社会性を前提として、社会との関係で人間をとらえる「個人主義」と「団体主義」の中間に位置する「人格主義」的であるとする（小坂田裕子「国際人権法における人間の尊厳の位相—国際人権章典に焦点をあてて」『法学セミナー』2017/05/no.748。

²³ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）173-183頁。世界人権宣言の意義については、ウィンストン・E・ラングレイ／中山雅司訳『「世界人権宣言」の意義』『東洋学術研究』第37巻第2号に詳しい。

²⁴ たとえば、欧州人権条約では前文で、「世界人権宣言を考慮し、この宣言が、その中で宣言された権利の普遍的かつ効果的な承認及び遵守を確保することを目的としていることを考慮し」と規定する。米州人権条約やアフリカ人権憲章も同様に世界人権宣言に言及している。

²⁵ たとえば、1960年植民地独立付与宣言は第7項で、「世界人権宣言の諸条項を誠実かつ厳格に遵守しなければならない」と述べている。

²⁶ 国際人権規約は、いわゆる社会権について規定した「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」（A規約）と、自由権について規定した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（B規約）、さらにB規約の実施を確保するために作られた「選択的議定書」の三つからなる（これに1989年に採択された、死刑廃止をめざす自由権規約の第二選択議定書が加わる）。

まずは、第2次大戦後、新たに登場した概念として「平和的生存権」があげられます。平和的生存権は、1941年初頭にルーズベルト大統領が米国議会で行った一般教書演説、いわゆる「四つの自由」²⁷のなかに萌芽をみることができ、同年8月の英米共同宣言（大西洋憲章）で明確に述べられています²⁸。この考え方は、日本国憲法にも反映されており、前文では、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べられています。その後、この考え方は、第2次大戦後の国際社会において少しずつ浸透していきました。国連人権委員会は、1976年の決議において、「すべての者は、国際の平和と安全の条件の下に生きる権利を有する」と述べ、国連総会は、1978年、「平和的生存の社会的準備に関する宣言」を採択しました。同宣言は、「人種、信条、言語、性にかかわらず、いずれの国民も、いずれの人間も、平和に生きる固有の権利を有する。他の人権同様、この権利を尊重することは、全人類の共通利益である」と述べています。このように、国連は平和のうちに生きる権利、すなわち平和的生存権を国際社会における概念として確認しました²⁹。

さらに、地域的な人権条約として1981年に採択されたアフリカ人権憲章（バンジュール憲章）は、第23条で「すべての人民は、国内及び国際の平和と安全に対する権利を有する」と謳っています。この概念は、平和を人権としてとらえようとする視点であり、人権としての平和という考え方が国際社会において認められることになったといえます。その背景に、東西冷戦下における核保有国間、なかんずく米ソ間の恐怖の均衡と熾烈な核軍拡競争があったことはいまでもありません。核兵器はその無差別性と残虐性において非人道兵器であり、核のない平和な世界に生きることは人権であると主張するようになったのです。その意味で核問題は人権問題であり、人道問題といえます。創立者は、核兵器の登場の人類史的意味について、「人類の歴史を二つに分けるならば、「核以前」と「核以後」になると言ってもいい。核兵器の登場で、人類の「種の滅亡」が初めて現実の問題となったからです」と述べています³⁰。平和的生存権ないし平和に対する権利は、その権利性、すなわち国際法的にみれば実定法化したといえるのかどうかについての問題があることも確かですが、平和不在状況を生み出している構造に対してなされた異議申し立てであり、その意味において「生命に対する権利」の延長線上にあるものといえます³¹。

（2）植民地の独立と「人民の自決権」

冷戦とともに、第2次大戦後の国際社会における大きな出来事としてあげられるのが、植民

²⁷ 1941年1月6日、アメリカのF.ルーズベルト大統領が一般教書のなかで表明した民主主義の原則で、(1)表現の自由、(2)信仰の自由、(3)欠乏からの自由（平和的生活を保障する経済上の相互理解）、(4)恐怖からの自由（軍縮による侵略手段の除去）の4つの自由。

²⁸ 大西洋憲章はそのなかで、「第六に、ナチ暴政の最終的破壊の後、両者は、すべての国民に対して、各自の国境内において安全に居住することを可能とし、かつ、すべての国のすべての人類が恐怖及び欠乏から解放されてその生命を全うすることを保障するような平和が確立されることを希望する」と宣言する。

²⁹ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）242-249頁。

³⁰ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探究』（潮出版社、2006年）60頁。

³¹ 最上敏樹「平和に対する権利」『自由と正義』40巻5号、38頁。

地の独立です。この植民地独立の旗印となったのが自決権です。民族が自らその地位を決定することができるという自決の思想は、18世紀の啓蒙期自然法思想にその萌芽をみることができますが、当初から法的な権利として確立していたわけではありませんでした。植民地からの独立をその目的のひとつとした国連は、憲章の第1条2項で「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること」と規定し、信託統治制度のもとで植民地の独立を推進しました。しかし、憲章の文言からわかるように国連創設当初の時点では政治的原則にとどまっていたといえます。その後、1960年に国連総会で採択された「植民地独立付与宣言」は、そのなかで、外国人による支配が基本的人権を否認するものであり、すべての人民は自決の権利を有し、政治的、経済的、社会的または教育的準備が十分でないことをもって独立を遅延させる口実としてはならないとしました。

この宣言によって植民地諸国の独立が加速し、1966年に採択された国際人権規約は、社会権規約（A規約）、自由権規約（B規約）とも第1条において、「すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する」と規定しました。このことは、自決権が人権保障の大前提であるとの考え方を示すものでした。さらに、1970年に採択された友好関係原則宣言は、「すべての人民は外部からの介入なしにその政治的地位を自由に決定する権利を有し、その経済的、社会的及び文化的発展を追求する権利を有し、いずれの国も、憲章に従ってこの権利を尊重する義務を負う」と規定しました。こうした状況を背景に、国際司法裁判所は、1971年のナミビア事件および1975年の西サハラ事件の勧告的意見で、人民の自決権を法的な権利とみなす見解を述べました。このような植民地独立の潮流と諸決議や条約での規定、国際裁判での見解を通じて、自決権は政治的原則から法的権利へと発展を遂げました。そして、この自決権の享有主体は、個人ではなく集団（人民）になります。このことは個人だけではなく集団も人権享有の主体となることが認められたことを意味しました。

（3）開発と人権—「発展の権利」と「第三世代の人権」—³²

非植民地化が人権概念に与えた影響として第2にあげられるのは、開発と人権の問題です。植民地独立以降発生した北と南の経済格差の問題に対して、先進諸国は途上国に対する開発援助を進めるようになりましたが、開発とは当初、途上国の経済的なレベル（GDPなど）の向上をはかることであると考えられていました。ところが、南の国々から、「人間らしく生きる権利を満たしてこそ真の開発である」との主張が提起されようになったのです。すなわち、開発（development）が人権との関係で考えられるようになり、このようななかで提唱されたのが「発展の権利」です。その内容には、社会保障、教育を受ける権利、労働条件の改善、健康などが含まれます。これに先に述べた平和的生存権、環境権などを含めて提唱されたのが「第三世代の人権」

³² 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）252-255頁。

です。これは欧米先進国で形成され、発展してきた従来の第一世代の人権（自由権）、第二世代の人権（社会権）に対して、主として途上国側から提唱された新たな人権概念であった点に特徴があります。創立者は、このような新たな人権概念の形成について、「今日では、道義性の核ともいべき人権感覚の広がりには顕著です。自由権的な基本権を中心にした『第一世代』、そして生存権的な基本権を中心にした『第二世代』の人権思想に対して、平和や環境等で国際的な連帯を不可欠とする『第三世代』の人権思想が、いまや世界の潮流になりつつあり、新たな世界秩序へ向かうグローバリズムの台頭を予感させています」³³と述べられています。この第三世代の人権は、連帯の権利とも呼ばれていますが、その趣旨は、第一世代、第二世代の人権と違い、人権の享受が構造的に妨げられているゆえに一国家のみではその実現が難しく、国際社会のさまざまなアクターが連帯して取り組むことが求められるという点にあります。

（4）人権は普遍性を有するか

非植民地化が人権概念に与えた影響として第3にあげられるのは、自由権と社会権の不可分性をめぐる問題です。世界人権宣言でも社会権に関する規定はおかれてはいましたが、実際に比重がおかれていたのは自由権でした。しかし、貧しい国が多い途上国にとっては、自由権以前に生存や最低限の生活に必要な社会権の実現の方が先であり重要であるとの主張がなされました。その背景にあったのは南北格差の問題でした。やがて自由権的諸権利の基礎には社会権的諸権利がなくてはならず、両者は不可分一体のものであるとの考え方が主張されるようになりました。これら非植民地化の潮流が人権概念に与えた3つの影響に共通するのは、これまでの人権論の背景にある「个人中心主義」「欧米中心主義」「自由権中心主義」に対する問題提起であったという点です。すなわち、「个人中心主義」に対しては、自決権という集団としての人権が確立し、「欧米中心主義」に対しては、第三世代の人権という概念が登場し、「自由権中心主義」に対しては、自由権と社会権の不可分性が唱えられたということです。

しかし、このような国際社会の変化とそれを受けた人権概念の展開は、同時に果たして人権は普遍的なものといえるのかという問題提起も含むものでした。なぜなら、国連の原加盟国は51カ国で、世界人権宣言ができた当時多くの国は植民地であったことから、世界人権宣言は欧米先進国の人権カタログではないのかという疑問が呈されたのです。このような疑問に一定の決着をつけたのが、冷戦終結後の1993年にウィーンで開かれた世界人権会議で採択された「ウィーン宣言および行動計画」です。宣言は第5項で、「すべての人権は普遍的であり、不可分かつ相互に依存し相互に関連し合っている。国際共同体は、公正かつ平等な方法で、同一の基礎に基づき、等しく重点を置いて、人権を地球的規模で取り扱わなければならない。国家的及び地域的特殊性、並びに様々な歴史的、文化的及び宗教的背景の重要性を考慮にいれなければならないが、すべての人権及び基本的自由の促進及び保護は、政治的、経済的、文化的体制のいかんを問わず、国の

³³ 池田大作／ノーマン・カズンズ『世界市民の対話』（毎日新聞社、1991年）238頁。

義務である」と述べ、人権が普遍的なものであることを確認したのです。

7. 人権の闘士に学ぶ—非暴力思想の系譜—

ところで、人権の歴史が常にそれを奪おうとする勢力との闘いであるとするならば、歴史上の偉人がどのような思想と行動で人権を守り抜こうとしたかについて考えることは、とても大切になってきます。創立者は、「そのような人権の闘士のなかでも、非暴力を貫きインドを独立に導いたマハトマ・ガンジー、アメリカにおける人種差別撤廃・公民権運動の大指導者であったマーチン・ルーサー・キング博士、アパルトヘイトに反対し、南アフリカの黒人解放のために戦うネルソン・マンデラ氏は、ひとときわ際立った存在であるといえるでしょう」³⁴と述べられ、アタイデ対談の第2章および第3章では、ガンジー、キング、マンデラといういわゆる人権の闘士をめぐって熱く語り合われています。以下、この3人の人権の闘士の生涯と思想についてみたいと思います。

(1) ガンジーと非暴力運動³⁵

まず、マハトマ・ガンジーは、200年にわたるイギリスの植民地支配から3億6千万人の同胞を解放し、インドを独立へと導いたインド独立の父であることは、よくご存じのところかと思います。1869年、インド沿岸都市ポールバンダルで生まれたガンジーは、1888年に法律を学ぶためにロンドンへ留学、弁護士資格をとった後、1892年に仕事で南アフリカへ行きます。当初は1年だけの滞在の予定でした。しかし、自分が乗った列車の白人専用車両から引きずり降ろされたことが人生の転機となり、21年も南アに滞在、その後、インドに帰国し、独立運動に身を投じていきます。マハトマとは偉大なる魂を意味する言葉で、ガンジーにこの尊称を贈ったのはタゴールとされますが、それは単に「立派な」とか「すぐれた」といった意味ではなく、民族や肌の色や国境にとらわれない、人間本然の大いなる魂をいただく人、すなわち、宇宙の生命（魂）と一体化した人のことをさします。しかし、ガンジーは決して世間から遊離した別世界の人ではなく、人間が内包する可能性を極限まで生きた人であり、もっとも人間らしい人間でした。ガンジー自身、「ガンジージー（ガンジーさん）」と呼ばれることを好んだようで、その人間らしさゆえに民衆から愛されました。

それを象徴するエピソードを創立者は寄稿文の中で紹介されています³⁶。ある会議の前、ガンジーは何かそわそわしていました。周りの者が「何かお探しですか」と尋ねるとガンジーは、「鉛筆を探しているんじゃない」と答えます。「ああそれなら」と側近の者は自分の鉛筆を差し出しました。しかし、ガンジーは「それは私が探している鉛筆ではない」といいます。しかたなく探したとこ

³⁴ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）60頁。

³⁵ 創立者は、1992年2月11日、ガンジー記念館において、「不戦世界を目指して—ガンジー主義と現代」と題し、ガンジーをめぐって講演をされている（池田大作『21世紀文明と大乘仏教—海外諸大学講演集—』（聖教新聞社、1996年）241-257頁）。

³⁶ 池田大作『「野蛮」対「文明」の戦い』（神奈川新聞）（注3）。

ろようやく見つかります。それはわずか3センチほどのちびた鉛筆でした。ガンジーは小躍りして喜び、そして、その鉛筆の由来を語ります。ガンジーが独立運動で各地を回っていた頃、一人の少年がこの鉛筆を使って下さいと寄付してくれた。その子にとっては大事な鉛筆を捧げてくれた。その心を私は忘れないのだと。つまり、ガンジーにとってはちびた鉛筆は少年の心そのものであり、大切な「宝」であったのです。そして、創立者は、結論されます。「非暴力とは『心こそ大切』の哲学である」と。私はこの話を伺って、非暴力とは一人の人をどこまでも大切にすることではないかと思いました。そして、人間の尊厳を守ることこそが非暴力思想の真髄であり、それが普遍化した世界こそが平和な世界なのではないかと思いました。

ところで、ガンジーの宗教観はどうだったのでしょうか。ガンジーは、たしかに敬虔なヒンドゥー教徒でした。しかし、宗派性を超えた「宗教的信念」をもっていたといえます。では、ガンジーは神をどこに見たのか。それは、一人一人の人間の内奥に見たのです。ゆえに人間への奉仕を通して神に仕えたのだと思います。その意味で、ガンジーのヒューマンイズムは宗教性に根ざした人間愛ともいえるものでした。創立者は、モアハウス大学記念式典へのメッセージで³⁷、「そうした宗教的信念に裏打ちされた『人間精神の復興』こそが、『人権の世紀』を築く基盤となると私は考えております」「21世紀をこれまでの歴史と画し、『生命の世紀』とするためには、確かな哲学が必要であります」と述べられています。ガンジーの思想と生涯を通して、開かれた宗教性こそ人類蘇生の道であり、「平和の王道」であるといえるのではないのでしょうか。

(2) キングと公民権運動

ガンジーの思想的偉業は、その後、アメリカのマーチン・ルーサー・キングの公民権運動、東欧の民主革命、ミャンマーのアウンサン・スーチー女史による民主化運動、南アのネルソン・マンデラによるアパルトヘイト政策の撤廃などに継承されていきました。キング博士の母校、モアハウス大学の平和・人権推進機関である「キング国際チャペル」のカーター所長は、とくに、ガンジー、キング、イケダの3人に、「非暴力」と「対話」による世界の変革という系譜と共通点を見ることができると述べています。そこで、キング博士について少し触れておきたいと思います。よく知られている通り、キング博士（1929年－1968年）は、アメリカの黒人運動の指導者で、1929年、プロテスタントの黒人牧師の家に生まれますが、幼い頃から白人による黒人への人種差別に接していました。モアハウス大学を卒業後、神学校で牧師となり、博士号も取得します。そして、1955年、先に触れたローザ・パークス逮捕事件をきっかけにバス・ボイコット運動を展開、裁判所は差別を違法と認めました。キング氏は、黒人解放をめざす運動にガンジーの非暴力方式を導入し、公民権運動を展開、1963年にはワシントンD.C.で20万人のデモ行進を行います。この集会においてキング氏は、リンカーン記念堂の前で有名な“I Have a Dream”（私には夢がある）の演説を行い、人種差別の撤廃と各人種の協和という高邁な理想を訴えました。1964年

³⁷ 2001年4月8日、モアハウス大学記念式典メッセージ。

には、ついに公民権法が成立、これにより、建国以来200年近くの間アメリカで施行されてきた人種差別が終わりを告げることになりました。同年ノーベル平和賞も受賞します。しかし、1968年、凶弾に倒れました。享年39歳でした。ガンジーとキングの共通点は、第一に、受動的な「抵抗」ではない能動的な非暴力「闘争」であったことです。そこには、人間への信頼があったといえます。第二に、二人とも宗教者であったという点です。苦悩する民衆の中に分け入り、社会改革のために闘うことこそ宗教者の使命と考えたのです。

(3) マンデラーアパルトヘイトとの闘い

続いてマンデラーについてですが、ネルソン・マンデラ（1918年-2013年）は、南アフリカ共和国の反アパルトヘイト・黒人解放運動指導者としてよく知られています。1918年、南アフリカ・クヌ村に生まれたマンデラは、ウィット・ウォーターズランド大学で法律の学位を取得し、弁護士となります。その後、アフリカ民族会議（ANC）に参加しますが、1948年にアパルトヘイト政策が始まり、この時から反アパルトヘイト運動に従事するようになりました。奇しくもこの年は、世界人権宣言が採択された年でもありました。1962年、44歳の時に国家反逆罪で逮捕され、終身刑を言い渡され、71歳まで28年間にわたって投獄されます。その後、1990年によく釈放されますが、釈放されたその年にマンデラ氏は来日し、10月31日に創立者と聖教新聞社で会見されました³⁸。ちょうど私もケニアのナイロビ大学に客員講師として出発する1ヵ月ほど前で、幸運にもこの会見の場に同席させていただいたのですが、その日のことを今でも鮮明に覚えています。

澄み渡る青空の中、マンデラ氏が到着するや創大パンアフリカン友好会の学生が「オリサッサマンデラ」の大合唱で迎えました。会見の席で創立者はマンデラ氏にこう語りかけられました。「貴国は『花の宝庫』と呼ばれています。貴国の喜望峰一帯は七千種以上の植物が育っているという。仏典の王・法華経には『人華』という美しい言葉があります。大地に色とりどりの花々が、個性豊かに、そして平等に咲き、実を結んでいく。そのように、人華という『人間の花』『人間性の花』が、貴国の大地に緑繚乱と咲きゆく日を私は願わずにはおれません。その未来への『大地』こそ、貴殿、ネルソン・マンデラ氏です」と。また、当日朝に創立者が詠まれた詩「人道の旗 正義の道」が通訳を通して朗読され、マンデラ氏は静かに聞き入っていました。さらに、マンデラ氏に創大最高栄誉賞が授与されたのですが、会見の最後に氏はこう述べました。「私たちがきょう、ここで得た最大の“収穫”は、名誉会長の英知の言葉です。勲章は、いつか壊れてしまうかもしれない。賞状も、いつかは焼けてしまうかもしれない。なくしたり、盗まれてしまうかもしれない。しかし、英知の言葉は不変です。その意味で私たちは、勲章や賞状以上の贈り物をいただきました」と。実は本年6月、南アのロモ大使が創大に来学され講演されたのですが、話のなかで大使は、マンデラ氏の秘書として創立者との会見に同席したミーア氏が述べた言葉を紹介されま

³⁸ 『聖教新聞』1990年11月1日。

した。それは、「南アフリカでは、私たちは「人間」としてではなく、「黒い人種」として“登録”されているのです。池田先生は、私たちをまさに「人間」として遇し、「人間」として招いて下さいました」という趣旨の言葉でした。創立者の人間主義に対するマンデラ氏一行の深い信頼が伝わってくる言葉に感銘を受けました³⁹。

会見の翌年の1991年にマンデラ氏はANCの議長に就任、デクラーク大統領とともにアパルトヘイト撤廃に尽力し、1993年にデクラーク大統領とともにノーベル平和賞を受賞しました。1994年には南ア初の黒人大統領に就任し、民族和解と協調政策を進めました。2013年に95歳で逝去するまで人権と人道のためにその生涯を捧げました。創立者は、本年のSGI提言でマンデラ氏との出会いと氏の信念について述べられています⁴⁰。その信念とは、投獄によって過酷な扱いを受けたにもかかわらず、心が憎しみに覆われることなく、マンデラ氏が灯し続けた人間性に対する深い信頼でした。提言では、すべての白人が黒人を心底憎んでいるわけではないと感じたマンデラ氏が、看守たちが話すアフリカンス語を獄中で習得し、自ら話しかけることで相手の心を解きほぐしていった行動を紹介され、「人の善良さという炎は、見えなくなることはあっても、消えることはない」⁴¹との揺るぎない確信を培ったマンデラ氏が、出獄後、大統領への就任を果たし、「黒人も白人も含めたすべての人々」の生命と尊厳を守るための行動を起こしていったことが綴られています。問題は人種の違いではなく人間の心にあるとのマンデラ氏の信念は、差別の本質とそれを克服する方途を示す重要な視点であると思います。

8. 人権の思想的基盤

(1) 人権思想としての仏教⁴²

人権について考えるうえで、その思想的基盤を何に求めるかということとはとても重要になると思います。その意味で、宗教の果たす役割は大きいと考えます。創立者も、「現代社会の多様な事象に、あまりにも「人間不在」の病理が顕著になっていることを見るにつけ、私は宗教の役割を考えざるをえません。「人間性」を人々の心に蘇らせ、輝かせていくのは、宗教の大切な役割であると私は思っています」と述べられています⁴³。なかんずく、仏教は人権の思想的基盤と

³⁹ 『聖教新聞』2018年6月28日。2018年7月18日がマンデラ氏生誕から100周年を迎えることから、それを記念しての来学、講演となった。ロモ大使は講演の中で、「マンデラ氏と池田博士は、人類史における二つの偉大なる魂です。二人はともに、平和と人間性を信じていました」と語った。ロモ大使来学については、創価大学HP (<https://www.soka.ac.jp/news/2018/07/3134/>)でも紹介されている。なお、秘書のミア氏の発言については、『聖教新聞』1990年11月1日。

⁴⁰ 池田大作 第43回「SGIの日」記念提言「人権の世紀へ 民衆の大河」(注2)9-10頁。

⁴¹ ネルソン・マンデラ『自由への長い道(下) —ネルソン・マンデラ自伝』(NHK出版、1996年)446頁。

⁴² トリバン大学講演「人間主義の最高峰を仰ぎて—現代に生きる釈尊—」池田大作『21世紀文明と大乘仏教—海外諸大学講演集—』(聖教新聞社、1996年)。川田洋一「“大乘仏教と救済の問題” —『法華経』の思想を軸に」『創価学会の目指すもの』(第三文明社、2000年)、塩津徹「仏教思想と人権論の接点—人間の尊厳の解釈をめぐる—」『東洋哲学研究』Vol.37、No.2(1998)。石渡一夫「“人権”と仏法の視座」『聖教新聞』1993年10月21日参照。

⁴³ 池田大作/ジョセフ・ロートブラット『前掲書』(注30)70頁。

して重要な視座を提供するものであると私は考えます。そこで人権思想としての仏教ないし仏法について考えてみたいと思います。実際に創立者は、対談のなかで、「マンデラ氏も、キング博士もガンジーの思想と実践に強い影響を受けていることはよく知られています」「そして、その淵源はインドに誕生した釈尊にまで、求められるのではないのでしょうか」⁴⁴と述べられています。ガンジーやキング、マンデラの思想の淵源が釈尊に求められるというのは、大変に興味深いことです。釈尊のすぐれていたところは、人間の真の価値を立場や地位に求めなかったことでした。仏典には、「生まれによって“バラモン”になるのではない。行為によって“バラモン”になるのである」という釈尊の教えが説かれています⁴⁵。ここにいうバラモンとは、“気高き者”、“最高の人格者”という意味です。

この言葉にしたがって、釈尊は自ら選んで王子としての地位を捨てて出家します。それはなぜだったのか。法華経譬喩品には、「三界は安きことなし、猶火宅の如し、衆苦充滿して、甚だ怖畏すべし」⁴⁶（この現実世界は、安心できる場所ではない。ちょうど燃えている家のごとくである。多くの苦が充滿しており、はなはだ恐るべきである）とあります。すなわち、三界（人間世界）の様相は、煩惱（貪、瞋、痴の三毒⁴⁷）の火が燃えさかっている“火宅”のようなものであるという意味です。ここから釈尊の行動の出発点は民衆の苦悩にあったということがいえます。まさに、苦悩と恐怖の炎に焼かれる民衆への限りなき同苦と、その苦を打ち破る慈悲の実践が釈尊の人権闘争であったのです。この三界の苦から衆生を救済すること、すなわち涅槃を究竟することが、仏の一大事因縁（この世に出現する目的）であったといえます。ここに人権の第一歩としての他者への共感と同苦をみることができます。創立者も「相互に『他者』の存在、相手の立場に立ち、共感することこそ慈悲の第一歩であると釈尊は説いているのであります」⁴⁸「このような慈悲論は、今日において、一人一人の人間を尊重しゆく『共生の文化』を養い、地球環境と共榮しゆく『自然観』を培っていくことでありましょう。そして、さらには、『分断』から『結合』へ、『対立』から『融和』へ、そして『戦争』から『平和』へと人類史を軌道修正させゆく、菩薩道の行動を促してやまないのであります」⁴⁹と述べられています。

では、釈尊が『法華経』をはじめとする大乘仏教で到達した悟り、仏の智慧とは何だったのでしょうか。それは、すべての衆生の中に仏性があるという仏性論、すなわち万人が仏という教え

⁴⁴ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）80頁。

⁴⁵ 中村元訳『ブッダのことば——スッタニパータ』（岩波書店、1984年）のなかの第一 蛇の章、七、賤しい人142（36頁）。

⁴⁶ 『法華経並開結』（創価学会版）213頁、池田大作『法華経の智慧』②「一二十世紀の宗教を語る一」（聖教新聞社、2001年）9-17頁。

⁴⁷ 三毒について、貪欲とは、物資、財産、権力、名誉への執着のことで、瞋恚とは、自己中心性がかなえられない時に起る怒り、怨み、嫉妬のことで、激すると暴力として噴出する。つまり、エゴイズムから発する暴力性がそこにある。愚痴とは、宇宙と生命の真理への無知であり無明ですべての煩惱の根源でもある。そのため生・老・病・死の四苦を引き起こし、根源的苦悩をもたらすことになることと説かれる。

⁴⁸ トリバン大学講演 池田『前掲書』（注42）371頁。

⁴⁹ トリバン大学講演 池田『同書』368-369頁。

でした。『涅槃経』には、「一切衆生、悉有仏性」⁵⁰（いっさいの衆生、ことごとく仏性あり）と説かれています。ここから、生命の尊厳と万人の平等性が導かれることとなります。また、縁起論も人権論に重要な視座を提供します。縁起とは、縁（よ）りて起こるとの意であり、物事は単独で生ずるのではなく、森羅万象、互いに関連し合っており、関係性の中で生じていくという考え方です。ここから、多様性への理解や他者の尊重、寛容性、恩、連帯といった思想が生み出されます。そして、森羅万象のかけがえのない調和を絶対に壊してはならないとして、一切の暴力の否定（アヒンサー＝不殺生）が生まれます。このような大乘仏教の智慧について、ヨハン・ガルトゥングは、「仏教は、種を超え、性を超え、世代を超え、階級を超え、人種を超え、民族を超え、国家を超え、といった具合に、人間社会の構造に存在する七つの断層線をすべて超越しており、このため普遍的な人権思想となりうる大きな可能性を秘めています」⁵¹と述べています。

（2）日蓮大聖人の「人権宣言」

その積尊の大乘仏教の教えを鎌倉時代の日本に蘇らせたのが日蓮大聖人です。日蓮大聖人の遺文である御書には、重要な人権思想がちりばめられています。たとえば、「いのちと申す物は一切の財の中に第一の財なり」⁵²の一文は、人権思想の基盤としての生命と人間の尊厳を述べたものです。「但（ただ）法華経ばかりに女人・仏になると説かれて候」は、男女平等の思想に触れたものといえます⁵³。また、「日蓮は安房の国・東条片海（かたうみ）の石中（いそなか）の賤民が子なり威徳なく有徳のものにあらず」⁵⁴の御文は、自らの出自を卑下することなく、ご自身が庶民であることを高らかに宣言されたものです。このことについて、アタイデ氏は対談のなかで、「国籍や出生にかかわらず、人間は人間であるという事実によってのみ、崇高な責任を負うのです。自由と平等を求め、差別と闘いゆく努力が、全人類の守るべき義務として刻印されたのは、仏教のおかげです。仏教は理想主義の活力となっています」と言われています⁵⁵。また、精神の自由や権力との闘争について宣言された御文もあります。「王地に生れたれば身をば随えられたてまつるようなりとも心をば随えられたてまつるべからず」⁵⁶は、世界人権宣言20周年を記念してユネスコが編纂した『語録—人間の権利』⁵⁷に引用されています。人権を守る闘いは、悪しき権力との闘争でもあります。このことについて、創立者は、「日蓮大聖人は、仏法の精神にもとづく理想社会の建設を論じた『立正安国論』を、時の最高権力者に書き送っています。苦しみに満ちた現実社会に、積尊以来の理想を実現するため、権力と真正面から闘ったのです。そのため

⁵⁰ 『大正新脩大藏経』12巻487頁（1962）。

⁵¹ 池田大作／ヨハン・ガルトゥング『平和への選択』（毎日新聞社、1995年）265頁。

⁵² 白米一俵御書『日蓮大聖人御書全集』1596頁。

⁵³ 日眼女造立釈迦仏供養事『同書』1188頁。

⁵⁴ 善無畏三藏抄『同書』883頁。

⁵⁵ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）94頁。

⁵⁶ 撰時抄『日蓮大聖人御書全集』287頁。

⁵⁷ 国連教育科学文化機関『語録—人間の権利』（平凡社、1970年）。

に、数々の迫害を受けることになりました。大聖人は、『立正安国論』において、国家を超えた“普遍的価値”“人類的価値”を志向されていました。その普遍的価値とは、次元でいえば、人類共通の「権利」である自由、平等、連帯、平和に通じゆくものといえます」と述べられています⁵⁸。

このような日蓮大聖人の「人権宣言」が、ヨーロッパで誕生した人権概念よりも500年も前に東洋のしかもわが国で遺されていたことには驚嘆するばかりです。このような仏教における人権の普遍性について、創立者は、「仏教思想では、人間のみならず、万物に普遍する“宇宙根源の法”が、生命の『尊厳』の基盤である」とらえています。そこに人権の普遍性と尊厳性の根拠もある。キリスト教の思想が、神の前における『平等』を説くのに対して、仏教の『平等』の思想は、すべての人々に“内なる普遍の法”が具わっていることに由来します。しかも、その“法”の覚知が万民に開かれていると知ることによって、「本質的平等」に目覚めるのです。（中略）つまり、民族、文化、宗教、習慣等の、さまざまな差異を超える“自由”にして“平等”なる智慧—愛憎、好き嫌いの煩悩、貪欲、争いへの衝動に打ち勝つ、宇宙普遍の法から湧きいづる智慧—によって、あらゆる「差別」への挑戦に向かいゆくのです⁵⁹と述べられています。

（3）牧口先生の人権闘争

この日蓮仏法に帰依し、その人権思想にもとづく闘争を現代において展開してきたのが創価学会の三代会長です。創立者は、本年（2018年）のSGIの日記念提言において、「私どもSGIの平和運動の源流は、第2次世界大戦中に日本の軍部政府と戦い抜いた、創価学会の牧口常三郎初代会長と戸田城聖第2代会長の信念の闘争にあります」⁶⁰と述べられていますが、牧口先生と戸田先生は、当時の植民地主義、軍国主義のなかで、日本のみならず世界の多くの民衆が苦しんでいる状況に胸を痛められ、言論や信教の自由を否定する悪しき国家権力と真っ向から戦われました。その結果、牧口先生と戸田先生は思想統制を進める軍部政府の手によって治安維持法違反と不敬罪の容疑で検挙、投獄され、牧口先生は獄死されました。牧口、戸田両先生が信教の自由を否定する勢力と戦い抜かれたことは、人権を考えるうえで重要といえます。なぜなら、信教の自由は宗教者だけの問題ではなく、思想全体の問題であり精神性の問題であるからです。そして、国家は、精神的自由の中核部分である信教の自由の統制から学問の自由、思想、表現の自由の統制へと向かうということが歴史の常であるからです⁶¹。その意味で、二人の闘いは、国家権力から精神の自由を守る人権闘争であったといえます。

「牧口常三郎—人道と正義の生涯」と題するサイモン・ウィーゼンタール・センターでの記念講演のなかで、創立者は次のように語られています。「牧口の焦点は、『国家』ではなく、どこま

⁵⁸ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）95頁。

⁵⁹ 池田大作／A・アタイデ『同書』153-154頁。

⁶⁰ 池田大作 第43回「SGIの日」記念提言「人権の世紀へ—民衆の大河」（注2）11頁。

⁶¹ 中村睦男＋桐ヶ谷章＋塩津徹 座談会「今日の人権保障の問題点と今後の課題」特集「世界人権宣言50周年記念—人間の尊厳と人権」『東洋学術研究』Vol.37、No.2（1998年）27頁。

でも、『民衆』であり、そして一人の『人間』であったのであります。それは、『国権の優位』がことさらに強調されるなかで、『個人の権利と自由は、神聖侵すべからざるものである』と言い切つて憚らなかつた。彼の人権意識は、あまりにも深く、強かつたのであります。」と。そして、「『創価』とは、『価値の創造』の意義であります。その『価値』の中心は、何か。牧口思想は明快でありました。それは『生命』であります。(中略)『生命』の尊厳を守る『平和』という『大善』に向かつて、挑戦を続け、いかなる困難にあつても、価値の創造をやめない—そうした『人格』の育成にこそ、『創価教育』の眼目があります。」と。また、同講演のなかで、創価教育が目指すべき人材像として牧口先生が示された「世界市民」についても次のように言及されています。「1903年、日露戦争への開戦論が高まる中、『人生地理学』を發刊した牧口は、足元の『郷土』に根ざして、しかも『狹隘な国家主義』に偏らず、『世界市民』の意識を育(はぐく)むことを提唱したのであります」と⁶²。牧口先生は、「郷土民」「国民」「世界民」という3つのアイデンティティーを示され、この3つの自覚をあわせ持ったうえで、「国家への忠誠心」を「人類への忠誠心」へと広げていくことの重要性を訴えられたのです⁶³。牧口先生は、たとえば自らが着用している毛織の服の原料がオーストラリア産であることを例に、誰人の生活も世界の無数の人々の苦勞と結びついていると述べられていますが、これは「地球的相互依存性」の考えに基づいているともいえます。そして、他のために貢献し、自他ともに榮えていくという「人類共生の哲学」を訴えられたのです。

(4) 戸田先生と「原水爆禁止宣言」⁶⁴

牧口先生の弟子として、生きて出獄した戸田先生は、戦後、「地球民族主義」の理念を掲げ立たれました。このことについて創立者は、「この師弟の行動は、人間を分断する、あらゆる『非寛容性』に対する闘争であつた」と述べられています⁶⁵。その戸田先生が絶対に見過ごすことのできない一凶ととらえていたのが核兵器の問題でした。昭和32年9月8日に發表された「原水爆禁止宣言」は、まさに創価の平和運動の原点であり、創価大学の建学の指針である「人類の平和を守るフォートレスたれ」の源流でもあります。「原水爆禁止宣言」が創立者にとって、世界平和への師弟の誓いの原点であつたことは、創立者が宣言から11年後(1968年)の9月8日に、中国との国交回復を訴える「日中国交正常化提言」を發表され、さらに6年後(1974年)のこの日に初のソ連訪問の旅へ出発されたこと、そして9月8日を『新・人間革命』の新聞連載完結

⁶² 1996年6月4日、サイモン・ウィーゼンタール・センターでの記念講演『牧口常三郎——人道と正義の生涯』。

⁶³ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『前掲書』(注30)161-163頁、203-204頁。

⁶⁴ 核問題と「原水爆禁止宣言」の意義については、拙稿「核廃絶と人間の安全保障—「原水爆禁止宣言」60年にあたって—」『創価教育』第11号。

⁶⁵ 池田大作『前掲書』(注6)352頁。

の日に選ばれたことが示すところでもあります⁶⁶。「原水爆禁止宣言」は、人類の負の産物ともいえる核兵器について、その本質を鋭くえぐる思想が凝縮したものといえますが、核兵器を「必要悪」とする思想に対し「絶対悪」と断じた点にその卓越性があると考えます。宣言は次のように述べます。「核あるいは原子爆弾の実験禁止運動が、今世界に起こっているが、私はその奥に隠されているところの爪をもぎ取りたいと思う。それは、もし原水爆を、いづこの国であろうと、それが勝っても負けても、それを使用したものは、ことごとく死刑にすべきであるということを主張するものであります。なぜかならば、われわれ世界の民衆は、生存の権利をもっております。その権利を脅かすものは、これ魔物であり、サタンであり、怪物であります。それをこの人間社会、たとえ一国が原子爆弾を使って勝ったとしても、勝者でも、それを使用したものは、ことごとく死刑にされねばならないことを、私は主張するものであります」⁶⁷と。

このなかの人権に関連する部分として、「われわれ世界の民衆は、生存の権利をもっております」の箇所について触れるならば、ここでいう生存の権利は、先に述べた「平和的生存権」を指しているといえます。創立者もアタイデ対談のなかで、「戸田先生のいう『生存の権利』は、もっと本源的な人間の権利でした。『世界の民衆』がもっている『生存の権利』という言葉が、『第二世代の人権』である『生存権』と大きく異なる点は、『国家』という壁を超えたことにありました。『世界の民衆』が『平和に生きる権利』は、一つの国家の国家利益、東西の両陣営の一方の側の勝利という次元から出た『核抑止論』や核兵器の保有、開発、使用を正当化する一切の主張より優先すべきものだとしたからです。空前の生命の破壊を可能にする核兵器そのものを、「絶対悪」とし、その使用を最悪の“犯罪”として糾弾されました」⁶⁸と述べられています。核兵器のない世界に生きることは「人権」であるとする「人権としての平和」の思想を戸田先生は宣言されたわけです。その意味で、核廃絶は人権と平和、そして後に述べる「人間の安全保障」にとっての最重要課題であるといえます。2017年に採択された「核兵器禁止条約」の前文においても、核兵器は「人類の安全保障」に関わると規定しています⁶⁹。

⁶⁶ 創立者は、このことについて、『新・人間革命』30巻（下）の「あとがき」のなかで、次のように述べられている。「新聞連載の終了は、この章（「誓願」の章 ※筆者注）の執筆が始まった時から、戸田先生が1957年（昭和32年）に「原水爆禁止宣言」を発表された、9月8日と決めていた。この日こそ、創価学会の平和運動の原点となった日であるからだ。私は、先生の平和への遺訓を実現するために、全世界を駆け巡り、同志と共に創価の人間主義の潮流を起こしてきた。その後継の歴史を綴った小説の連載を締めくくるには、この日しかないと考えた。」（池田大作『前掲書』（注6）442-443頁）。

⁶⁷ <http://www.sokanet.jp/pr/recommend/201708-gensuikin60/>

⁶⁸ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）246頁。

⁶⁹ 「核兵器の禁止に関する条約」（核兵器禁止条約）前文には、「核兵器が継続的に存在することによりもたらされる危険（事故による、誤算による又は意図的な核兵器の爆発によりもたらされるものを含む。）に留意し、これらの危険はすべての人類の安全に関わり、すべての国が核兵器のあらゆる使用を防止する責任を共有している」とある（日本反核法律家協会〈JALANA〉による2017年7月20日現在暫定訳 <http://www.hankaku-j.org/data/01/170720.pdf>）

(5) 池田先生の平和思想と SGI 運動⁷⁰

戸田先生の弟子として、その思想を世界に広めるために、対話という手段を通じて今日まで人間主義にもとづく平和への行動を続けて来られたのが創立者であることについては、あらためて申し上げるまでもありません。そのすべてが人権と人道のための闘争であるといってもよいと思います。もっとも、そのすべてについて述べることは到底不可能ですし、その資格も能力もありません。ただ、創立者がなぜ平和行動に生涯を捧げてこられたのかについて、創立者ご自身が対談のなかで明快に述べられている箇所があります。その第一は、ご自身の戦争体験であり、第二に師の精神の継承、第三に宗教者としての社会的使命です。以下に引用させていただきます。

「私の平和行動の原点の一つには、私自身の戦争体験があります。第二次世界大戦で私は、出征した長兄を喪い、空襲で家も失いました。気丈な母が、長兄の遺骨を抱きかかえ、身体を震わせて悲しんでいた姿が忘れられません。「国家悪」が一家の平和を奪ったのです。私は、一人の青年として、身を以て、戦争がいかに愚劣で醜悪で無残なものか、いかに嘘で塗りかためられているものか、痛いほど知りました。

二つには、師の精神の継承です。第二次世界大戦のさなか、生命尊厳の哲学である日蓮大聖人の仏法の精神のままに立ちあがったのが、創価学会牧口常三郎初代会長であり、私の直接の師匠である戸田城聖第二代会長でした。軍国主義と戦った両会長は逮捕され、牧口会長は獄死しました。生きて出獄した戸田会長は、師匠・牧口会長の精神を継いで、平和の闘争を開始しました。私も今、戸田会長の精神をまっすぐに受け継いでいるつもりです。「この地上から悲惨の二字をなくしたい」—この戸田会長の「夢」の実現に向かって行動することが、私の人生のすべてなのです。

そして、三つには、宗教者としての社会的使命です。現代においても、多くの民衆が苦しんでいます。直接的暴力にせよ構造的暴力にせよ、あらゆる種類の暴力によって。これが現実です。この苦悩する人々を前にして、座して思索にふけるのではなく、「抜苦与楽」のために立ちあがっていく—燃え上がる「同苦」と「行動」にこそ、大乘仏教の魂があります。私どもが信奉する日蓮大聖人は、この仏法者の使命を「立正安国」として教えておられます。暴力におびやかされる民衆の悲惨を救うために戦わずして、自己自身の魂の救済などありえません。その暴力の最たるものが戦争です⁷¹。

それでは、創立者の志向される「平和」とはどのようなものでしょうか。私として考えるところを3点あげさせていただくとすれば、「積極的平和」であり、「絶対的平和」であり、「能動的平和」として特徴づけられるのではないかと考えます。第一の「積極的平和」とは、平和を戦争やテロのような「直接的暴力」がない状態だけではなく、ヨハン・ガルトゥングが示したように、

⁷⁰ 創立者の平和思想については、拙稿「池田大作の平和観と世界秩序構想についての一考察—人間・非暴力・民衆をめぐって—」『創価教育』第5号。また、拙稿「人権概念を輝かせる池田 SGI 会長の平和思想—世界人権宣言はいかにして生まれ、発展したのか—」『第三文明』2018年12月号 特別企画「世界人権宣言70周年—良識の証」。

⁷¹ 池田大作／フェリックス・ウンガー『人間主義の旗を』（東洋哲学研究所、2007年）16頁。

差別や抑圧、貧困などあらゆる社会的不正義をもたらす「構造的暴力」のない状態を指します。このことについて創立者は、「私たち人類が取り組むべき課題は、単に戦争がないといった消極的平和の実現ではなく、『人間の尊厳』を脅かす社会的構造を根本から変革する積極的平和の実現にあります」と述べられています⁷²。すなわち、人間の尊厳の実現こそが平和の目的であり本質であるとの思想がここから読み取れます。第二の「絶対的平和」とは、平和の実現手段として非暴力（平和的手段）に徹するという思想であり、とくに戦争や軍事力による平和の否定の思想です。第三の能動的平和とは、平和を国家や社会から与えられるものとして受動的に待つのではなく、人間自身の変革を通じた行動によって能動的に平和を創っていかねばならないとの実践論です。そこには、戦争も平和も人間が作り出すものであるとの認識があるといえ、主体者としての人間と民衆の役割に光を当てる思想といえます。「一人の人間における精神の再生と変革こそが、暴力から平和への転換点です。とともに、人間主義にのっとった『民衆の連帯』を広げていくことが、暴力の軌道から平和の軌道へと、社会の進路を転換していくポイントとなります」⁷³との創立者の言葉は、このことを述べたものといえます。

以上をふまえるならば、積極的平和からは、暴力の規制と緩和、除去が、絶対的平和からは対話と非暴力的（平和的）手段による平和の実現が、能動的平和からは人間自身の変革と民衆の連帯を通じた社会の変革が導かれるのではないかと思います。そして、これら3つの平和の基底に人間自身の内奥に眼を向け、生命の尊厳と万人の平等に立脚する大乘仏教の思想をみることができます。

9. 地球的課題と人権—冷戦後の世界と人権をめぐる状況—

(1) 脅威の多様化と人権の主流化

さて、ここで再び国際社会、とくに冷戦終結以降の国際社会に目を向けてみたいと思います。たしかに、冷戦終結からすでに20年が経過し、冷戦後という時代をひとくりにすること自体が適切であるかという問題はあるとしても、冷戦後の国際社会の変化はめまぐるしいものがあります。とくに、人権を考えるうえでは重要な変化といえます⁷⁴。それを一言で言い表すならば、「人権の主流化」ということがいえるのではないかと思います。米ソを盟主とした冷戦の終結は、国家間の軍事的、イデオロギー対立の終焉を意味し、その結果、内戦、テロ、貧困、人権、難民、環境問題等々、さまざまな脅威の顕在化と多様化をもたらしました。それは、軍事力だけでは対処できない諸課題の増加をも意味しました。さらに、冷戦の終結は経済や情報を中心とするグローバル化の進展を加速させ、経済的繁栄や情報（ICT）革命によるグローバル・ネットワーク社会の形成をもたらすとともに、自由、民主主義、人権などの価値の普遍化をもたらしま

⁷² 第25回「SGIの日」記念提言「平和の文化 対話の大輪」（2000年1月26日）。

⁷³ 池田大作／アドルフ・ベレス＝エスキベル『人権の世紀へのメッセージ』（東洋哲学研究所、2009年）324頁。

⁷⁴ 冷戦後の人権状況をめぐっては、拙稿『「世界憲法案」と人権保障の現状—田畑茂二郎『世界政府の思想』を通して—』『創価法学』第40巻第2号。

した。しかし、競争による貧富の格差の拡大や異文化間の衝突、排外主義の台頭など、負の産物も同時にもたらしたといえます。また、主権国家の相対化やグローバル・ネットワーク社会の形成は、地球市民社会の台頭ももたらし、市民や世論が国境を超えてつながるようになりました。その結果、NGOや市民といった非国家アクターが影響力を増すようにもなりました。さらには、多国籍企業のような世界的な事業活動を展開する巨大企業が一層、経済的影響力を増す時代にもなりました。このような変化のなかで国家主権に対する人権・人道の価値が相対的な高まりをみせ、「人権の主流化」という潮流をもたらすようになりました。

1992年、ブトロス・ガリ国連事務総長は、『平和への課題』のなかで、主権について、「基礎的主権と統一性の尊重は、いかなる共通の国際的進展にとっても重要である。しかしながら、絶対的で排他的な主権の時代は過ぎ去った」⁷⁵と述べました。また、1999年、アナン事務総長（当時）が「主権に関する二つの概念」と題する文書のなかで、「国家主権は、とくにグローバリゼーションと国際協力の力によって、そのもっとも基本的な意味において再定義されようとしている。今や国家は国民に奉仕するための手段として広く理解されており、その逆ではない。同時に、国連憲章や国際人権諸条約にうたわれた個人の基本的自由としての人権は、復活し拡大しつつある個人の権利に対する意識によって高められてきた」⁷⁶と述べているのは、このことを言い表したものと いえます。

（2）戦争犯罪の処罰と人道的介入・保護する責任

地域紛争の頻発に伴う大量虐殺や民族浄化などの非人道的行為の発生は、「人権の主流化」と相まって国際社会にその対応を促しました。そのひとつは、戦争犯罪、人道犯罪の訴追、処罰の動きです。冷戦後、とくに内戦が多発するようになりましたが、その過程で旧ユーゴやルワンダにおいて民族浄化やジェノサイドなど、重大な人権侵害が発生しました。これに対し、国連安全保障理事会は決議によって1993年に旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）を設置、1994年にはルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）を設置しました。さらに、そうした法廷を常設化しようということで生まれたのが2002年から活動を開始した国際刑事裁判所（ICC）です。これら国際刑事法廷による訴追、処罰の試みによって国家の免責と不処罰の歴史という壁を克服し、法による正義の実現を通じて報復の連鎖を断とうという動きが顕著となりました。このように重大な人権侵害や人道に対する罪については許さないという潮流が定着しつつあるといえますが、これらの動きについて「人権の刑法化」と評する学者もいます⁷⁷。

もうひとつは、一国内の人道危機に対して、国際社会が場合によって軍事力を用いてでも介入、保護しようとする動きです。いわゆる人道的介入（humanitarian intervention）とは、1999年、ユーゴのコソボ自治州アルバニア系住民に対するミロシェビッチ政権による人権侵害をめぐって

⁷⁵ Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Peace* (New York: United Nations, 1995) p.44.

⁷⁶ Kofi A. Annan, "Two Concepts of Sovereignty," *The Economist*, September 18, 1999, p.49.

⁷⁷ 最上敏樹「第13章 人権」小寺彰・岩沢雄司・森田章夫『講義 国際法』（有斐閣、2004年）345頁。

NATOが行った空爆をきっかけにその是非が議論された概念です。しかし、内政不干渉とされた国家主権への介入であると同時にNATOの行動が国連決議を経ずに行われたために一層論争化し、「違法だが正当」といった評価もなされるなど、問題の難しさも浮き彫りにしました。最近では人道的介入という言葉に代わって「保護する責任」(responsibility to protect)という言葉が使われるようになってきました。主としてカナダ政府が主導して生まれた言葉ですが、政権が崩壊したような破綻国家では、本来国家が保護すべき人権が保護されないために、国際社会がその国家に代わって責任を果たそうとする考え方で、主権との衝突を避けて主権を補完する概念として登場しました⁷⁸。

(3) 「人間の安全保障」とSDGs—No one will be left behind—

このような脅威の多様化と「人権の主流化」の動きは、安全保障観にも変化をもたらしました。すなわち、国家の安全を守ることが国民の安全につながるという従来の安全保障観は、転換を迫られるようになりました。そして、国家を中心とした安全保障の考え方に対し、人間の視点からのパラダイムの再構築を促すきっかけとなったのが、「人間の安全保障」の概念です。人間の安全保障とは、「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」⁷⁹を意味し、「軍事力により軍事力から国境を守る」伝統的な国家の安全保障が人々の生存や安全を十分に保障していない現状に異議を唱えるものとして登場しました。この概念は、1994年、国連開発計画(UNDP)の『人間開発報告書』において登場し、その後、さまざまな国連文書や報告書において定着、発展を遂げることとなりました。具体的には、戦争や内戦などの紛争、犯罪、テロ、大規模人権侵害などの暴力からの解放としての「恐怖からの自由」と、飢餓や貧困、疾病、環境破壊など構造的な社会的経済的問題からの解放としての「欠乏からの自由」の2つの柱からなりますが、人間の安全保障は、人権侵害や極度の貧困を防ぐための国際的支援の根拠となっていきました⁸⁰。

2000年代に入ると、国際社会は貧困問題の解決に向けて、より具体的な目標を設定するようになりました。2000年9月、ニューヨークの国連本部で開催された国連ミレニアム・サミット

⁷⁸ 保護する責任をめぐるのは、拙稿「『人間の安全保障』と国際法—『保護する責任』論を中心として—」『創価法学』第44巻第2号。

⁷⁹ Commission on Human Security, *Human Security Now*, New York, 2003, p.4.

⁸⁰ 創立者は、人間の安全保障について、次のように述べている。「最近、これまでのように『安全保障』を国家による国家のための安全の保障という狭い解釈にとどめるのではなく、『ヒューマン・セキュリティ』(人間のための安全保障)という発想に立つ構想が模索されております。それは、人道、人権がさまざまな形で危機にさらされがちな現代にあって制度的要因よりも人間的要因を優先するという発想であります。それは、主権国家の顔が支配的であった国連に、『人間の顔』そして『人類の顔』を際立たせる新しい方向性につながるものであります。(中略) 軍事力というハード・パワーを表にして、世界の安全保障を考える旧来の安全保障体制はもはや時代遅れのものになりつつあります。人間への脅威に包括的に対処する国連を軸にした『ヒューマン・セキュリティ』の枠組みを一日も早く確立できるよう英知を結集すべき時であります」[第20回『SGIの日』記念提言『不戦の世紀へ 人間共和の潮流』](聖教新聞1995年1月26日)。

では、21世紀の国際社会の目標として、より安全で豊かな世界づくりへの協力を約束する「国連ミレニアム宣言」を採択しました。この宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットでの開発目標をまとめたものが「ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）」です。MDGsは国際社会の支援を必要とする課題に対して2015年までに達成するという期限付きの8つの目標、21のターゲット、60の指標を掲げました⁸¹。そして、2015年9月には、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかける「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals: SDGs）が国連において採択されました⁸²。これは、国連加盟193カ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。MDGsと比較した場合の特徴としては、途上国における貧困や飢餓の解決といった経済的課題にとどまるのではなく、21世紀の世界が抱える諸課題について、経済、社会、環境の観点から先進国も含めた地球社会全体で包括的に取り組もうとするもので、目指すのは、繁栄と社会的包摂⁸³、環境の3つです。しかも国家（政府）だけでなく、国連、自治体、NGOや市民社会、企業、大学など、あらゆるステークホルダーがパートナーシップにより目標を達成しようとするところにあります。その理念は、「誰一人取り残さない（No one will left behind）」社会の実現ですが、これはまさに人権と人間の安全保障が実現された社会のことであるといってもよいと思います。そして、この理念は、軍事や政治や経済的競争を超え人道を新たな指標として、文化、精神性、人格というソフトパワーによって切磋琢磨していくことを提唱した牧口先生の「人道的競争」の思想と相通じるものであると考えます。

10. おわりに―「人権の世紀」「平和の文化」を築くために―

さて、ここまでアタイデ対談をふまえながら、人権概念がどのように成立、発展し、国際問題となったのか、世界人権宣言がどのような意義をもち、その後の国際社会に影響を与えたのか、人権を守るために闘った闘士の生き様とその思想、人権思想の基盤としての大乘仏教とその思想を受け継ぐ創価学会の歴代会長の人権闘争、近年の国際社会における変化と人権の主流化の動きなどについてお話をしてきました。そこで最後に、世界人権宣言採択70周年にあたり、人間の尊厳が守られ、人権が輝く世紀を築くために何が求められるのかについて、考えてみたいと思います。そのことを考えるにあたって、現在の人権をめぐる状況に触れておく必要があるかと思えます。それは一言でいうならば、決して楽観できる状況ではないということです。たしかに、とくに冷戦終結以降、人権意識の高まりのなかで保護する責任や人間の安全保障といった新たな概

⁸¹ <http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/sdg/mdgoverview/mdgs.html>

⁸² 2015年9月の国連総会で採択された『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』（Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development）と題する成果文書で示された具体的行動指針。

⁸³ 貧困層や人種の少数派、障害者など弱い人々を排除することなく、民族、性別、年齢、文化や考え方の違いを含め、多様性を重んじ、すべての人を社会の構成員として包み含むこと。

念が生み出され、国際社会としてその実現のためにさまざまな取り組みがなされてきていることは確かです。しかし、その一方で、最初に述べたように世界では人権侵害が後を絶ちません。それは、個々の人権問題の領域を超えて、世界各地で分断をもたらしている排他主義の動きに象徴されるように、社会全体を覆う多様性の尊重や共感の欠如による非寛容な風潮の蔓延という意味において、人権の危機ともいえる状況があるのではないかと思います。

創立者も本年（2018年）の「SGIの日」記念提言で人権をめぐる昨今の状況に言及され、「人間の尊厳に対して障壁を設けることの危険性は、現代の人権問題を考えるうえでも看過してはならない点」⁸⁴であると述べられています。このようななか、深刻な難民、移民問題について、2016年9月に国連本部で開催された「難民および移民に関するサミット」において採択されたニューヨーク宣言は、「私たちは、難民と移民に対する人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容の行為や表現を、また宗教あるいは信念に基づくものを含む、固定観念をしばしば彼らに適用することを、強く非難する。多様性は、あらゆる社会を豊かにしそして社会的一体性に貢献する。難民または移民を悪魔呼ばわりすることは、私たちが深く関わってきた全人類に対する尊厳と平等の価値を心の底から損ねている」⁸⁵と警鐘を鳴らしました。また、創立者は、提言のなかでフィルターバブルが引き起こす問題についても言及されています。フィルターバブル（filter bubble）とは、インターネットで情報を探す際に、利用者の傾向を反映した情報が優先的に表示され、他の情報が目に入りにくくなるため、知らず知らずのうちに特定のフィルターで選別された情報に囲まれて、バブルの球体の膜に包まれてしまったような状態になることを指す概念です。創立者は、このような現象に対し、「同じような考えを持つ人々との一体感ばかりという現象がみられることが懸念されます」と述べられ、危惧を示されています⁸⁶。

このような人権をめぐるさまざまな問題を抱える昨今の状況を見ると、今の世界はいまだ平和とはいえないのではないかと思います。なぜなら、先にも述べたように人権は平和の不可欠の基礎であるからです。そして、その教訓のうえに世界人権宣言が誕生したことに鑑みれば、その採択から70年を経た現在、今一度宣言の意義を再確認し、「平和と人権の世紀」、「平和と人権の文化」を築く方途を探る必要があると考えます。「平和の文化」といえば思い出すのが創立者とチョウドリ元国連事務次長との出会いです。2003年3月19日、創価大学の卒業式の日創立者は池田記念講堂でチョウドリ氏と会見されました。創立者とチョウドリ氏との語らひは後に対談集『地球社会の創造へ』⁸⁷として発刊されていますが、実は私もこの場に同席させていただいていましたので、その時のやりとりをよく覚えています。その会見の場でチョウドリ氏は、「池田博士が主張してこられたように、平和を欲するならば、平和の準備をせねばなりません。何より

⁸⁴ 池田大作 第43回「SGIの日」記念提言「人権の世紀へ 民衆の大河」（注2）16頁。

⁸⁵ New York Declaration for Refugees and Migrants, para14, UN Document, A/RES/71/1, 19 September, 2016.

⁸⁶ 池田大作 第43回「SGIの日」記念提言「人権の世紀へ 民衆の大河」（注2）17頁。

⁸⁷ 池田大作／アンワルル・K・チョウドリ『新しき地球社会の創造へ—平和の文化と国連を語る—』（潮出版社、2011年）。

大切なのは、「平和の文化」を築くことです」と述べられました。それに対して創立者は間髪入れず、「それこそ根本の平和の哲学です」と返されました。そして、チョウドリ氏は創大生に大きな期待を寄せてくださいました。私はこのやりとりを目の前にして、創大と創大生の使命の大きさに身震いする思いでした。明年（2019年）は、国連で「平和の文化に関する宣言と行動計画」が採択されて20周年を迎えますが、その採択に導いたのがチョウドリ氏です。

「平和と人権の世紀」、「平和と人権の文化」を築くために、ここでもう一度、創立者の平和思想に立ち還りたいと思います。先に、創立者の平和思想について、私なりの整理として積極的平和、絶対的平和、能動的平和の3つの観点から述べましたが、それを思想、手段、担い手という視点からみるならば、思想において、生命と人間の尊厳を基調とし、その手段として、非暴力的（平和的）手段にもとづき、その担い手として、人間自身の変革と目覚めた民衆（市民）の連帯によって平和の実現を目指すものということがいえるのではないかと思います。そこでまず、担い手としての民衆（市民）について考えてみると、先に述べたように、とくにアクターとしてNGOや市民の台頭という冷戦終結以降の国際社会の潮流に象徴されるように、市民の役割は今後一層増していくのではないかと思います。創立者は、今後の平和秩序の構築について、グローバル・ガバナンスという観点から次のように述べられています。「国家を超えた問題に対応する統治の在り方が、どうあるべきか。（中略）1990年代に登場したのが『グローバル・ガバナンス』という概念です、すなわち、世界政府のような統括機能の存在なしに、国家をはじめ、多様な機関がさまざまな問題に対して結集し、そのネットワークを通じて地球を運営していくという考え方です。一言でいえば『世界政府なき統治』『集権的ではなく、ネットワーク的な統治』ということです。（中略）グローバル・ガバナンスを、公正で責任あるものにするためには、大まかに、いくつかのポイントがあります。一つは、グローバル・ガバナンスの要である国連の改革と強化です。次には、『法による支配』を一步一步、制度化して行くことです。その試金石として、私は国際刑事裁判所を軌道に乗せることが重要だと思っています。そして、何といても、ガバナンスを支える民衆の連帯です」⁸⁸と。

とくにガバナンスを支える民衆の連帯を強調されているわけですが、ここで述べられている国連、法、民衆の3つは、人権を考えるうえでひとつの共通性を有しているという意味においても重要であると思います。すなわち、国家が人権の擁護者になるとともに侵害者にもなりうるがゆえに国家をどう監視するかということが大切になるわけですが、これら3つは国家をつなぎ、縛り、動かすものであると考えるからです。まず国連は、国家を超えるものではないとしても国家に勝手な振る舞いをさせないように国家をつなぐ存在といえます。具体的には、国連総会や経済社会理事会などの主要機関、人権理事会や人権高等弁務官事務所などの補助機関、人権条約にもとづいて設立される条約機関など、人権にかかわる諸機関を通じて人権の保障をはかっていく必要があります。安全保障理事会も国際の平和と安全の維持の文脈で人権問題を審議し行動する

⁸⁸ 池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』（第三文明社、2005年）156頁。

という意味では重要な機関といえます。また、国家を縛るという意味で人権保障において法の役割が重要であることはいうまでもありません。憲法をはじめとする国内法だけでなく、さまざまな人権条約に関する国際人権法、戦争犯罪や人道犯罪を裁く ICC 規程に代表される国際刑事法、ジュネーブ条約などの国際人道法といった国際法規範の役割は欠くことができません。また、それら法の適用を通じて人権を守る法曹の役割も忘れてはなりません。

そして、何よりも人権の享有主体であり、時に被害者にもなりうる私たち市民や NGO の役割がより重要になると思います。アムネスティ・インターナショナルやヒューマンライツ・ウォッチなどの人権 NGO はもとより、教育機関、自治体、宗教団体に至る非国家アクターは、人権の侵害を監視しその保障を促進するうえで大変に重要な働きをしています。人権の国際的実施措置のひとつに国家報告制度というものがありますが、国家から提出される報告書と並んで NGO などから出されるカウンターレポートは、場合によって国家報告の嘘を正すうえで効果を発揮します。近年、これらアクターの台頭が目覚ましいことについては述べましたが、たとえば対人地雷禁止を目指して結成された NGO の連合体である ICBL（地雷禁止国際キャンペーン）は、1997年の対人地雷禁止条約の締結の原動力として大きな影響力を及ぼしました。なかでも、昨年（2017年）7月7日の核兵器禁止条約の採択の陰には、ヒバクシャ、そして NGO や市民社会の連帯がありました。中心的役割を果たした ICAN はノーベル平和賞を受賞、その ICAN と当初からパートナーとして活動を続けてきたのが SGI であることはご存知かと思います。その意味で、条約はまさに非保有国を中心とする国家と市民社会の連携の成果ともいえます。条約文も前文で、「核兵器の全面的な廃絶の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、またこのために国際連合、国際赤十字・赤新月運動、その他の国際機関及び地域的機関、非政府機関、宗教指導者、議員、学術研究者、及びヒバクシャが行っている努力を認識し、次のとおり協定した」と謳っています⁸⁹。創立者も NGO、市民の役割について、「核兵器や環境、貧困問題をはじめ、地球社会の破滅と直結する諸問題に、国家指導者たちが十分に対処できない現状においては、世論を動かし、国境を超えて、非暴力と共生の新しい流れを創造する「世界市民の連帯」こそが、とりわけ重要であると考えられます」と述べられています⁹⁰。

それでは、そのような目覚めた民衆の連帯をどのように築いていくかということがつぎの課題になってきます。それは、非暴力的（平和的）手段でなければならないわけですが、地道ではあってもひとり一人ができる最も身近で重要な手段が対話です。創立者は対話について、「言葉による説得一人間の心に働きかける真の『対話』こそ、トインビー博士が究極的に歴史をつくるものとして挙げていた『水底のゆるやかな動き』にはほかならないと、私は思います」⁹¹と述べられるとともに、「誤解を恐れずにいえば、対話によって得られる結果以上に、『対話のプロセスその

⁸⁹ 日本反核法律家協会〈JALANA〉による2017年7月20日現在暫定訳（<http://www.hankaku-j.org/data/01/170720.pdf>）。

⁹⁰ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『前掲書』（注30）200頁。

⁹¹ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『同書』213頁。

もの』に、対話の真価があるとさえいえるでしょう」⁹²とも述べられています。その信念にもとづいて、創立者が識者をはじめ世界中の人々との対話を重ねてこられたことはあらためて申すまでもありません。

対話が個人レベルでの非暴力的手段であるとするならば、社会レベルにおいて重要となるのは、牧口先生が示された「人道的競争」の概念ではないかと思えます。創立者は、牧口先生の言葉を通して、次のように述べられています。「『威服』から『心服』へ—現代的に言い換えれば、軍事力や政治力、または圧倒的な経済力をもって、他国を一方的に意のままにしようとしたり、強制的な形で影響を及ぼそうとする『ハードパワー』の競争から決別することにあります。そして、それぞれの国がもっている外交力や文化力、また人的資源や技術・経験等を駆使した国際協力を通して、自然とその国の周りに信頼関係や友好関係が築かれていくような、『ソフトパワー』による切磋琢磨をよびかけたのであります。こうした『人道的競争』、すなわち『ソフトパワー』に基づく影響力の競争が広がっていくならば、従来のような敗者の犠牲や不幸の上に勝者がある『ゼロサム・ゲーム』に終止符が打たれるようになるはずです。さらに、それぞれの国が、人類への貢献を良い意味で競い合う中で、地球上のすべての人びとの尊厳が輝く『ウィン・ウィン(皆が勝者となる)』の時代へ道が開かれていくはずであります」⁹³。そして、「『人道的競争』とは、一つは『人材育成の競争』です。そこでは、教育が柱となる」と述べられ、人材の育成とそのため教育の重要性について強調されています⁹⁴。

では、その教育が目指すべきものは何なのでしょう。それは、多様性を受容し理解できるグローバルな視野と寛容性であり、それを兼ね備えた世界市民、地球市民の育成ではないかと考えます。この点について、創立者は、「私もこれまで、ことあるごとに『国益』中心から『人類益』中心の思考へ、発想を転換することの重要性を訴えてきました。そのカギとなるのが、多様な価値観や文化を受容し理解するためのグローバルな『教育』です。“開かれた心”と“開かれた知性”による交流を通して、他者への理解と共感を育み、グローバルな視野を身につけていくことが大切です」⁹⁵と述べられるとともに、世界市民について、「世界市民とは『偏狭な国家主義・民族主義・差別主義』と闘う闘士の異名であり、『人類の連帯』を非暴力と対話によって築く人である」⁹⁶と定義されています。そして、「私は、教育の基底に、『人間生命の尊厳』をおくべきであると考えております」と述べられ、教育の根本となるべき哲学について明快に示されています。この点については先にも触れましたが、牧口先生の思想について創立者が言及された内容、すなわち、「『創価』とは、『価値の創造』の意義であります。その『価値』の中心は、何か。牧口の思想は明快でありました。それは『生命』であります。(中略)『生命』の尊厳を守る『平和』という『大善』に向かって、挑戦を続け、いかなる困難にあっても、価値の創造をやめない—そうした『人

⁹² 池田大作／ベッド・P・ナンダ『インドの精神』（東洋哲学研究所、2005年）372頁。

⁹³ 池田大作「世界が期待する国連たれ」『聖教新聞』2006年9月1日、2日。

⁹⁴ 池田大作／R・D・ホフライトネル『前掲書』（注88）20頁。

⁹⁵ 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『前掲書』（注30）245頁。

⁹⁶ 池田大作／R・D・ホフライトネル『前掲書』（注88）123頁。

格』の育成にこそ、『創価教育』の眼目があります。』⁹⁷との言葉と相通じるといえます。

では、その生命と人間の尊厳の思想的基盤をどこに求めればよいのか。これは人権の思想的基盤と言い換えてもよいかと思えます。最後にこの点について考えてみたいと思います。先に、現代社会にはさまざまな人権問題が横たわるとともに人権の危機ともいえる状況を呈していることについて触れました。それでは、このような問題の根源はどこにあるのでしょうか。創立者は、ハーバード大学での講演で、『『民族』であれ『階級』であれ克服されるべき悪（中略）は、外部というよりまず自分の内部にある。ゆえに、人間への差別意識、差異へのこだわりを克服することこそ、平和と普遍的人権の創出への第一義であり、開かれた対話を可能ならしむる黄金律なのであります』⁹⁸と述べられています。すなわち、人間の中にある差別を助長する“無意識の壁”をどう乗り越えるか、ここに問題を解くカギがあるといわれているのです。なぜなら、人権問題とは差別の問題でもあるからであり、それは外にあるものではなく人間自身に帰着するからです。したがって、人間の内面に光を当て、人間自身を変革する方途を求めるとしかないとということになります。たしかにすべての衆生のなかには仏性があり、万人が仏であると大乘仏教は説きました。しかし、仏性論で人間の尊厳を説いた釈尊は、同時に人間生命に潜む“魔性”についても見抜いていました。すなわち、人間の心に“見がたき一本の矢”が刺さり、その矢によって人間はつき動かされ、苦しんでいると喝破したのです。この「矢」とは、「我執」であり、「自我」（エゴ）への執着、こだわり、いわゆるエゴイズムであると創立者は述べられています。そして、「我癡」「我見」「我慢」「我愛」の「四煩惱」が人種や民族、文化、宗教への「差別意識」を生むのであり、それを打ち破る戦いに人権闘争への光源があると述べられています⁹⁹。したがって、エゴにとらわれた「小我」から「大我」への人間自身の変革が重要となります。このことについて、創立者はアタイデ対談で、「仏法では小我への執着を打ち破り、かのガンジーもめざした、宇宙究極の『真理』の体得—仏性の覚知によって発動する『大我』に生きる非暴力・慈悲の人間道を教えています」¹⁰⁰と述べられています。つまり、一切の差異を超えて、自分と異なる者に対しても同苦と献身を惜しまない生命の変革が不可欠となります。

そして、仏法思想は理論として人間の尊厳を説くだけでなく、思想の主体者として実践の重要性を示しています。それは、他者への生命への『尊敬』を通じて人権の実現を目指すものです。このことについて創立者は、「仏法は、すべての人の尊厳なる生命を基盤として、『人権』を現実社会で確立しゆくことをめざしています。ゆえに、自身の権利の主張にとどまらず、他者の人権のために行動することを促すのです。それは、義務ではありません。『菩薩』が自らの使命に生きようとする『誓願』なのです」¹⁰¹と述べられています。その意味で、仏法の人権論は、他者の

⁹⁷ サイモン・ウィーゼンタール・センターでの記念講演『牧口常三郎——人道と正義の生涯』（注62）。

⁹⁸ ハーバード大学講演「21世紀文明と大乘仏教」池田大作『二十一世紀文明と大乘仏教—海外諸大学講演集—』（聖教新聞社、1996年）22頁。

⁹⁹ 池田大作／A・アタイデ『前掲書』（注1）73-75頁。

¹⁰⁰ 池田大作／A・アタイデ『同書』75頁。

¹⁰¹ 池田大作／A・アタイデ『同書』172-173頁。

人権のために行動せんとする菩薩行の実践であり、「誓願」であるといえます。ここで「菩薩」という言葉が出てきましたが、アタイデ対談では、人権闘争のモデルとしての不軽菩薩の実践について述べられています。創立者は、「仏法では、利他の精神から行動していく人を「菩薩」と呼びます」と述べられた後で、日蓮大聖人が多くの菩薩のなかでも、実践の模範として、『法華経』に登場する不軽菩薩に注目されたことに触れられます。そして、「不軽菩薩の振る舞いは、“一切衆生に仏性があるゆえに尊厳である”という信念にもとづいています」と述べられ、「不軽菩薩の行動は、まさに二十一世紀の『人権闘争のモデル』といえましょう」と結論づけられています¹⁰²。

ところで、創立者はコロンビア大学での講演において、「地球市民」の要件として、

- 一. 生命の相関性を深く認識しゆく「智慧の人」
- 二. 人種や民族や文化の“差異”を恐れたり、拒否するのではなく、尊重し、理解し、成長の糧としゆく「勇気の人」

三. 身近に限らず、遠いところで苦しんでいる人々にも同苦し、連帯しゆく「慈悲の人」

の3つを示されています。そして、「仏法においては、“智慧”と“勇気”と“慈悲”を備え、たゆみなく他者のために行動しゆく人格を『菩薩』と呼んでおります。その意味において、『菩薩』とは、時代を超えて、“地球市民”のモデルを提示しているといえるかもしれません」と述べられています¹⁰³。すなわち、人権闘争のモデルとしての菩薩とは地球市民のことであり、私たちが目指そうとしている地球市民とは“誓願”に生きようとする菩薩のことであると知ったとき、私は目が覚める思いでした。近代以降、人権は「権利」と「義務」によって体系づけられ発展してきました。ゆえに、ときに権利と権利が衝突したり、「義務を果たさぬ権利はない」といった主張によって社会を分断する遠因にもなりかねません。しかし、これに「誓願の体系」を導入することで真の「人権文化」「平和の文化」が開花すると思います。そして、義務ではなく、自らの意思で主体的に他者や社会のために行動する「誓願」の姿勢こそ、現代社会に最も求められる生き方—すなわち、エゴという「小我」を乗り越え、自他共の幸福を目指す仏教本来の「大我」の生き方であると思うのです。このような生き方を貫く地球市民を輩出することにこそ、創価大学の存在意義があり、創価教育の目的があるのではないのでしょうか。もちろん、このような生き方、行動は決してたやすいことではありません。しかし、少しでも近づきたいと願いながら奮闘する毎日です。

最後に、私の心に残る創立者の一文を紹介させていただきます。それは、静岡新聞に掲載された「人間教育を考える」と題するエッセイです¹⁰⁴。『『こどもにどんな人間になってもらいたいのか』こう質問されたら、どう答えるか。『もし息子たちが不幸な人たちの力になっていなければ、彼らがどんな立派な社会的立場にあろうとも、父である私にとっては悲しむべきことです』こう語

¹⁰² 池田大作／A・アタイデ『同書』257-259頁。

¹⁰³ コロンビア大学講演「地球市民教育への一考察」（1996年6月13日）。

¹⁰⁴ 池田大作「人間教育を考える」『静岡新聞』2006年4月7日。

っていたのは、ハーバード大学名誉教授のガルブレイス博士である。」(中略)「三人のご子息は、弁護士、大学教授、経済学者と、いずれも立派に活躍されている。だが、博士は、『社会的に成功しているかどうか』より、『不幸な人たちの力になっているかどうか』のほうが大事だということである。人間教育を考える上で、重要な信条だと思う」(中略)「いくら財産を手に入れ、高い地位についても『人のために役立つ』という心の光がなければ、人間としての真の輝きはない」(中略)「博士は、こうも語っておられた。『文明社会にとって、最も大切なものは何か。それは、他の人々、そして人類全体に対して“深い思いやり”を持つ人間の存在です』」。そして、創立者は次のような言葉で締めくくられています。「何のために学ぶのか？その大きな目的の一つは、勉強したくてもできないような過酷な環境で生きる人々のために、奉仕しゆく力をつけるためだ。大学は、大学に行けなかった人々に尽くすためにこそある」と。

私はこれを読んで胸が熱くなりました。そして、創価大学で学べること、そして教えられることはどれほど幸せで素晴らしいことかと思いました。世界を見渡すとき、平和への道は険しいかもしれせん。しかし、創立者の平和思想を受け継ぐ地球市民を目指して、ともに「平和と人権」の21世紀を築いてまいろうではありませんか。本日は、ご清聴ありがとうございました¹⁰⁵。

¹⁰⁵ 本稿は、2018年9月1日、創価大学で行った夏季大学講座「『世界人権宣言』70年—池田・アタイデア対談を読む—」の内容をもとに再構成したものである。

<論文>

アーカイブズにおける秘密情報保護と資料公開：
欧州のデータ保護制度を手がかりに

坂口 貴弘

1. はじめに

情報サービス機関としての文書館（アーカイブズ）が図書館等と本質的に異なる特徴の一つは、その所蔵資料が当初から公表を前提として生み出されたものではないことである。図書館資料の大部分は不特定多数の読者を想定して公刊され、その閲覧を制限すべき事態はごく例外的である。一方で、もともと官公庁や企業内部の業務資料として作成された往復文書や帳簿、あるいは私的な書簡・日記等を保存・公開する文書館の場合、大量の個人情報等を含む近現代資料の公開には十分な配慮を要するのがむしろ通例である。

近年、海外のアーカイブズ事情が広く紹介されるようになったが、個人情報や企業情報、治安・防衛等に関する情報（以下「秘密情報」と総称する）を含む資料をどのように公開しているかについてはあまり知られていない。そこで本稿では、最近施行された欧州連合（EU）の「一般データ保護規則」に注目し、アーカイブズにおいては個人データの保護と資料公開の促進をいかにして両立させるべきかについて考えたい。

以下では、まず先行研究に基づき、政府アーカイブズにおける秘密情報の公開をめぐる国際的な状況を概観する。次に、個人情報の保護と公開に関する具体例として、英国の大学アーカイブズにおける個人文書、イングランド国教会における個人データ、米国のカトリック教会における秘跡記録の各事例を取り上げる。その上で、アーカイブズ機関における EU 一般データ保護規則への対応につき、以下の各論点に即して具体的に検討する。その際、日本のアーカイブズ法制や個人情報保護法制の課題についても論及したい。

①適用対象

- ・アーカイブズの適用除外
- ・個人データの仮名化

②特別な個人データ

- ・死者の個人データ
- ・センシティブな個人データ

- ・ 犯罪に関する個人データ

③データ主体の権利

- ・ データ主体への情報提供
- ・ データ主体のアクセス権
- ・ 個人データの訂正権
- ・ 個人データの消去権
- ・ 個人データの取扱い制限
- ・ データ主体への通知
- ・ 個人データの移行

④個人データのセキュリティ

- ・ 個人データの最小化
- ・ 個人データの安全性確保

2. 研究の背景

図書館等のアーカイブズ施設において近現代の公文書や個人・団体の資料を閲覧に供する際は、資料中に個人情報や企業情報、治安・防衛等に関する情報が含まれているかを点検し、場合によっては公開を一定期間制限する必要がある。この作業は複雑かつ多大な労力を要し、特に小規模施設における資料公開を著しく阻害している。

アーカイブズ界では従来、「時の経過」により秘密情報を保護する必要性が逡減していくという考え方にに基づき、文書作成から一定期間のみ非公開とする手続きがとられてきたが、その根拠は必ずしも明確化されてこなかった。その一方、秘密情報への「過剰反応」から資料公開へ至る手続きが煩雑化し、受入済み資料の公開が進んでいない図書館等も少なくない¹。

また、2011年に施行された公文書管理法は、国立公文書館等へ移管された歴史的に重要な公文書等の原則公開を規定しつつ、特定類型の秘密情報等は一定期間公開を制限するとした。そこで国立公文書館は個人情報の非公開期間に関する基準を定めたが²、これは政府の公文書を念頭に置いており、非政府機関の図書館等に直ちに準用できるものではない。

この点に関する日本での研究は、行政機関や法学者による制度面の分析か、利用者の立場からの問題点の指摘に二分される傾向にあり、アーカイブズ管理の視点からの体系的・実践的検討は不十分であった。また、沖縄密約問題を契機に、国際アーカイブズ評議会による「30年原則」が知られるようになったが³、その背景や諸外国での運用に関する研究は限られている。そこで筆

¹ 加藤聖文、市民社会における「個人情報」保護のあり方：公開の理念とアーキビストの役割、国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇、2015, no. 11, p. 1-14.

² 独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準、国立公文書館、2011, 11p, http://www.archives.go.jp/information/pdf/riyoushinsa_2011_00.pdf, (参照 2018-12-27) .

³ 30年原則については、小原由美子、ICA30年原則制定の背景、アーカイブズ、2011, no. 44, p. 54-60.

者は先に、秘密情報の利用制限とアーカイブズとの関係をめぐって、1970年代までの米国の動きを検討した⁴。しかし、諸外国では1990年代以降、先住民など抑圧されてきた人々に関する記録のプライバシー保護や⁵、健康情報・安全情報の活用と文書管理システムの関係、あるいはSNSに記された個人情報の保存・公開といった課題をめぐる実践が積み重ねられつつある⁶。同和問題と戸籍史料公開に関わる課題を抱え、あるいはオープンデータをめぐる議論が始まった日本でも、参照しうる知見は少なくない。

なお、本稿のテーマと関連の深いデジタルアーカイブの公開については、従来主に知的所有権への対応が課題とされてきた。だが大半のアーカイブズ施設は小規模な体制・資金で運営されており、全ての所蔵資料をデジタル化公開できない状況下で原資料を閲覧に供している。公開手段がアナログかデジタルかを問わず、秘密情報への対応は共通の課題である。

3. 政府アーカイブズにおける秘密情報の公開

以下ではまず、2つの先行研究に基づき、政府アーカイブズにおける秘密情報の公開をめぐる国際的な状況を概観することにした。

3.1 欧州各国における秘密情報の公開

欧州の23か国の国立公文書館において、アーカイブズ資料における秘密情報のアクセス制限がいかに行われているかを調査した成果を、英国アーキビスト協会の機関誌に掲載された論文が報告している。2004年に行われた古い調査であり、現在は状況が変化している可能性はあるが、このようなテーマに関する国際比較調査はほとんどなく、欧州地域の大まかな傾向をつかむ上では依然として有用であるため、以下にその概要をまとめたい。

この研究によれば、欧州各国の国立公文書館において、公文書が公開されるまでの一般的な非公開期間に関する法律の規定は以下の通りであった。

- ・規定なし：9か国
- ・20年：2か国
- ・30年：12か国

ここから、国際アーカイブズ評議会が勧告した「30年原則」に基づき、非公開期間を運用し

⁴ 坂口貴弘．米国国立公文書館における秘密情報の利用制限：情報自由法・プライバシー法成立以前を中心に．京都大学大学文書館研究紀要．2016, no. 14, p. 23-40.

⁵ 安藤正人．第4回「記録とアーカイブズの歴史国際会議」に参加して：マイノリティ・レポート：アーカイブズに込められた先住民や少数者の声．アーカイブズ学研究．2009, no. 10, p. 78-87.

⁶ 例えば、“ACRL/SAA joint statement on access to research materials in archives and special collections libraries”．American Library Association and Society of American Archivists, 2009. <http://www.ala.org/acrl/standards/jointstatement>, (参照 2018-12-27)．

ている国が最も多いことが分かる。

もっとも実際には、文書へのアクセスが制限される期間やその方法は、文書の類型によって異なる。ここでは具体例として、(1) 個人データを含む記録、(2) 国益や安全保障に関する記録、(3) 経済的利益に関する記録、(4) 著作物を含む記録、が挙げられている。以下、その概要をみていきたい。

第一に、個人データ保護のための制限は22か国で行われていた。これは、文書の作成日から起算する場合、個人の死亡日から起算する場合、個人の誕生日から起算する場合の3種類に区分できる(複数の方式を併用する国もある)。誕生日から起算するのは7か国で、例えばハンガリーでは文書の類型ごとに30年、60年、90年という非公開期間を設けていた。最も一般的なのは文書作成日から起算する方法で、非公開期間はほぼ75年間となっていた。個人の死亡日から起算する9か国では、死亡から10年～50年間非公開となる。

第二に、国益の保護や安全保障の観点からの制限は20か国で行われている。この非公開期間は25年間(フィンランド)から90年間(ハンガリー)まで多様であるが、30年間とする国が多かった。

第三に、経済的利益を保護するための制限は12か国で行われているが、11か国では制限されていない。制限する国では20年間の非公開が最も多いがオランダは75年間としている。

第四に、著作権を保護するための制限があるのは13か国で、その期間を70年間とするのがほとんどであった。10か国では制限がない。

次に、具体的な文書の事例を挙げて、各国においてそのアクセスが制限されているかを調べている。

- ・ 国勢調査の個票 (19世紀末～20世紀初頭) 《個人情報》
制限あり 6 / 制限なし 17
- ・ 個人の医療記録 (1890年 / 1905年 / 1920年 / 1935年) 《個人情報》
制限あり 18 / 制限なし 5
- ・ 離婚訴訟の裁判記録 (1975年) 《個人情報》
制限あり 17 / 制限なし 5
- ・ 国防省の年次報告書 (1952年) 《安全保障情報》
制限あり 9 / 制限なし 14
- ・ 内務省の入札記録 (1992年) 《経済情報》
制限あり 8 / 制限なし 15
- ・ 中央銀行の報告書 (1985年) 《経済情報》
制限あり 11 / 制限なし 12

これによれば、約100年前に行われた国勢調査の個票は、国民一人一人の個人情報が記録され

ているものであるにもかかわらず、多くの国が制限なく公開している。しかし、病歴や健康状態などのセンシティブな個人情報が記載されているカルテなどは、100年以上前のものであってもアクセスを制限している国の方が多い。離婚訴訟の裁判記録も、約30年が経過したものであるにもかかわらず、多くの国ではアクセスを制限している。

国防省の約50年前の報告書は、安全保障に関する内容が記載されているが、制限なく公開している国の方が多かった。内務省の入札記録については、半数以上の国はもともと公開している情報であると回答していたが、中央銀行の報告書については、公開情報とする国とアクセス制限を課す国とで回答が分かれていた⁷。

以上の調査結果にみられるように、欧州諸国の国立公文書館の間では、秘密情報の公開をめぐる制度や実態には大きな差異が存在する。後述するように、調査対象の多くはEUの加盟国であり、調査の時点ではEUの「データ保護指令」の規定に基づき、個人データ保護の法律を定めていた。しかし、アーカイブズへのアクセス制限については、各国の歴史や法制度、行政体系の違いを反映して、かなりの多様性がみられることがわかる。

なお、日本の国立公文書館では、利用制限情報のうち個人に関する情報について、30年を超える期間、利用を制限する情報の類型を次のように定めている。多くの公文書館等でも参考にされている基準である（表記は一部簡略化した）。

- ・50年：
 - 学歴又は職歴／財産又は所得／採用、選考又は任免／勤務評定又は服務／人事記録
- ・80年：
 - 国籍、人種又は民族／家族、親族又は婚姻／信仰／思想／伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態／刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
- ・110年：
 - 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）
- ・140年：
 - 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態⁸

これと欧州諸国の制度とを比較した場合、個人情報については、利用制限期間が極端に長いということはいえない。しかし、その他の利用制限情報（安全保障情報、経済情報など）については、その判断基準や非公開期間が明示されていない。この点は、今後の公開審査実績の積み重ねにとともに、明確化していく必要があるだろう。

⁷ Valge, J.; Kibal, B. Restrictions on access to archives and records in Europe: a history and the current situation. *Journal of the Society of Archivists*. 2007, vol. 28, no. 2, p. 193-214.

⁸ 独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準. 国立公文書館, 2011, 11p, http://www.archives.go.jp/information/pdf/riyoushinsa_2011_00.pdf, (参照 2018-12-27).

3.2 情報機関の記録公開をめぐる国際比較

秘密情報の中でも軍や警察に関する情報は、公開すれば安全保障を脅かす恐れがあるとして、過去のものであっても公開されないケースが多い。しかし、従来の人権抑圧的な政権から民主的な政権への交代を果たした国々の中には、旧体制下における国民への弾圧・迫害の記録を公開することを通じて、被害者の救済につなげようとするところもある。国際的学術誌 *Archival Science* に発表された論文は、情報機関が国民を監視していた記録の公開について国際比較を試みたものとして興味深い。

20世紀には、多くの国々で情報機関による国民の監視が行われた。民主化に伴い、これらの機関が作成し保有していた監視の記録が公開されるようになっていく。これは、旧体制下における人権侵害の実態を調査する動き（真実和解委員会など）とも結びついている⁹。

この研究では、20世紀における圧制的な旧政権の情報機関による国民監視の記録を公開しているかどうかについて、16か国を調査し、アクセスのレベルごとに次の4類型に区分した。「公開（アクセスポリシーあり）」「公開（条件付き）」「非公開（存在確認済み）」「非公開（所在不明または廃棄）」である。

それによれば、「公開（アクセスポリシーあり）」の国・地域（国名は当時）としては、東ドイツ、メキシコ、米国ミシシッピ州（公民権運動期）、チェコスロバキア、ポーランド、ユーゴスラビアが挙げられている。

「公開（条件付き）」の国としては、ケニア、ルーマニア、スペインがある。

「非公開（存在確認済み）」の国としては、プエルトリコが例示されている。

公開度が最も低い「非公開（所在不明または廃棄）」に該当する国として、チリや東チモールなどとともに、日本の憲兵隊の記録が「廃棄された」と言及されている¹⁰。

この論文では、上記のうち一部の国について、公開に至る経緯などを詳述しているが、ここでは省略する。ここで取り上げられた記録公開の事例は、政治的な背景から推進されたものが多く、秘密情報の公開の中では特殊事例と考えるべきことはいまでもない。また、「公開」としている国であっても、全ての記録が完全に公開されているとは限らない。しかし、少なくとも「アクセスポリシー」を明確化し、公開可能なものはアクセスを認めていくという方向性が、一つの国際的な潮流として存在することが確認できよう。

4. 個人データ保護の実際：大学・教会アーカイブズの場合

次に、秘密情報の中でも大きな位置を占める個人情報の保護と公開の関係について、具体例に即して検討する。その際、既に取り上げた国立公文書館等の政府アーカイブズではなく、非政府

⁹ Kenosi, Lekoko. Records, national identity and post-apartheid South Africa: the role of Truth Commission records in nation building. *Archives and Manuscripts*. 2008, vol. 36, no. 2, p. 76-87.

¹⁰ Wisser, K. M.; Blanco-Rivera, J. A. Surveillance, documentation and privacy: an international comparative analysis of state intelligence records. *Archival Science*. 2016, vol. 16, no. 2, p. 125-147.

型の機関に注目したい。政府アーカイブズの場合、その公開基準は国ごとの法制度に規定される面が大きい。一方で、アーカイブズ機関の大半を占める大学・人物・専門アーカイブズ等は、どちらかといえば各機関の状況を踏まえた柔軟かつ多様な対応を講じていると考えられるが、日本では必ずしも研究が進んでいない。

以下では、筆者らが訪問調査した英国及び米国の多様なアーカイブズ機関のうち、英国の大学アーカイブズにおける個人文書、イングランド国教会における個人データの保護、米国のカトリック教会における秘跡記録の各事例を取り上げて検討する。

4.1 英国の大学アーカイブズにおける個人文書

英国のリバプール大学は、大学図書館の中に特別資料・アーカイブズ部門を設置している。この部門が所蔵するリバプール大学のアーカイブズ資料は、次の10のカテゴリに大別できる。すなわち、大学設立、理事会、寮、学生団体、学部、連携機関、関連機関、支援者、教職員、卒業生である¹¹。

このうち、個人データの扱いがとりわけ大きな問題となるのは、最後の教職員文書と卒業生文書であろう。これらの文書の検索手段によれば、教職員文書は、かつての教員や職員が寄贈するなどしたものであり、1768年～2000年の範囲にまたがる計207件の個人文書が人名別に整理されている。卒業生文書についても、1866年まで遡るものを含む計187件が登録されており、スポーツをはじめとする学生の諸活動や、試験の成績、出席簿などの資料を含んでいる。これらは基本的には公開されているが、第二次世界大戦以後の資料については原則として非公開であるという（寄託文書を除く）¹²。また卒業生については、1930年以降の試験の結果は公開されていない¹³。

特別資料・アーカイブズ部門は、所蔵資料へのアクセスに関する詳細なポリシーを定めている¹⁴。以下、本稿の内容に関係する事項を中心にみていきたい。

まず「目的と範囲」では、利用者の性質、提供するサービス、今後の発展と改善について述べるのがこのポリシーの意図するところであるという。次に「アクセスの原則」では、目録が作られた所蔵資料は全ての人に公開するとの原則を示すが、法的その他の制限がある場合は除くと

¹¹ “Special Collections & Archives: arrangement of the archive of the University of Liverpool” . Special Collections & Archives, University of Liverpool. <https://libguides.liverpool.ac.uk/library/sca/uaarrangement>, (参照 2018-12-27) .

¹² “Special Collections & Archives: records of staff in the University of Liverpool archive” . Special Collections & Archives, University of Liverpool. <https://libguides.liverpool.ac.uk/library/sca/uastaff>, (参照 2018-12-27) .

¹³ “Special Collections & Archives: records of students in the archive of the University of Liverpool” . Special Collections & Archives, University of Liverpool. <https://libguides.liverpool.ac.uk/library/sca/uastudents>, (参照 2018-12-27) .

¹⁴ Access policy. Special Collections & Archives, University of Liverpool. https://libguides.liverpool.ac.uk/ld.php?content_id=31198970, (参照 2018-12-27) .

している。

「法律、標準、ガイドライン」では、遵守する法規として、データ保護法、情報自由法、平等法（各種差別の禁止に関する法律）、著作権法を挙げる。その上で、英国国立公文書館など、この分野の専門家の支援を求めていくという。さらに、英国規格協会などによる「文化的資料の管理に関する実務指針」、全国アーカイブズ評議会による「アーカイブズへのアクセスの標準」に準拠することを目指すとしている。

「閲覧室・照会・複写サービス」では、資料利用に関する具体的な事項を示しているが、資料準備のため、利用者は閲覧室訪問の前日午後4時まで連絡するよう求めている。「オンライン・アクセス」では、所蔵資料目録のデータについて、同部門のウェブサイトだけでなく、図書館資料やアーカイブズ資料の横断的検索システム（WorldCat や Archives Hub など）でも検索できることを案内する。また、所蔵資料のデジタル画像がいくつかの電子教科書等で閲覧できることにも言及している。

「制限」では、所蔵資料へのアクセスを制限する場合の理由として、法的理由、保存上の理由、目録未作成、の3類型を挙げる。このうち法的理由については、英国国立公文書館が定めた非公開期間に関するガイダンスに従う旨を表明している。また、寄贈・寄託者との契約に基づいて、一定期間非公開となる場合もある。その上で、できる限り速やかに資料を公開できるよう、定期的な見直しを行っている。

アクセスポリシーでは以上の他にも、利用者、展示、サービスの継続性、ポリシーの見直しなどの事項について言及している。同部門はこのアクセスポリシーの他に、資料保存、蔵書構築・管理、資料情報、閲覧室の利用と資料の取扱い、展示の貸出条件などに関するポリシーやガイドラインを定めている。

このような詳細なポリシーが整備された要因の一つと考えられるのが、アーカイブズ業務を適正に遂行している機関に認定を与える制度（Archive Service Accreditation）の存在である¹⁵。英国国立公文書館等が2013年にスタートさせたこの制度は、一定の基準を満たしたアーカイブズ機関を審査して認定する枠組みであり、リバプール大学図書館の特別資料・アーカイブズ部門も2018年7月にこの認定を受けている¹⁶。認定のための審査基準の中には、資料へのアクセスに関する条項があり、明確なアクセスポリシーを公式に定めること、来館型と非来館型双方のアクセスについて規定すること、アクセスに影響を及ぼす法規を明示することなどを求めている¹⁷。

¹⁵ この制度については、中島康比古「英国国立公文書館のアーカイブ施設認定標準について」アーカイブズ、2013, no. 51, p. 50-56.

¹⁶ Accredited archive services, statistics and outcomes. The National Archives. <http://www.nationalarchives.gov.uk/archives-sector/archive-service-accreditation/accredited-archive-services/>, (参照 2018-12-27) .

¹⁷ Archive Service Accreditation: guidance for developing and completing an application. 2018, 91p, <https://www.nationalarchives.gov.uk/documents/archives/archive-service-accreditation-guidance-june-2018.pdf>, (参照 2018-12-27) .

2018年11月現在、140以上のアーカイブズ機関が認定を受けているが、各館が実際に公開している資料や非公開期間などは多様であろう。しかし少なくとも、明確なアクセスポリシーを定めて、資料の利用拡大を図っていこうとする姿勢は、認定を受けた各館に共通するものと考えられる。

4.2 イングランド国教会の個人データ保護

次に、英国のイングランド国教会における個人データ保護の事例をみてみたい。ロンドンにあるランベス宮殿図書館（Lambeth Palace Library）は、テムズ川を挟んで国会議事堂の対岸にあり、英国で最も古い公共図書館の一つとされている。同館には「イングランド国教会レコードセンター」（Church of England Record Centre）が付置されており、イングランド国教会の財務委員会、大主教評議員会、国民協会、年金委員会といった中央本部組織のアーカイブズを保存・公開している。さらに、1500を超える個別教会の文書の写しも所蔵するという。

同センターは、各地にある国教会の教区や司祭向けに、教会の文書管理に関する助言を提供している。その一環として作成された解説文書では、文書管理の基礎からその整理、保存、電子メールの管理、図書館への移管などの広範なテーマが取り扱われる。これらは、英国国立公文書館その他のアーカイブズ専門家からの助言を受けた上で作成されているという。

そのうち、データ保護に関する解説では、英国のデータ保護法と教会の文書管理の関係について次のように述べる。同法によれば、自動化された個人データを取り扱うデータ管理者は、原則として英国の情報コミッショナー事務局にそれを通知しなければならない。そのため、個人の信条や意見などに関する記録をコンピュータ内で保有している司祭は、そのことを通知しなければならない。その義務を果たす上で重要なのが文書管理である。文書管理を効果的に実践することで、個人データを必要な間だけ保有し、最新の状態で更新し、データ主体（当該個人）の権利を守るための検索が可能になるとする¹⁸。

また、「文書へのアクセス」についての解説によれば、国教会の文書へのアクセスに関する規則は以下のとおりである。国教会レコードセンターでは、30年が経過するまでは全てのアーカイブズ資料は非公開としている。しかし、データ保護法などの法的要件、国教会の利益の保護、秘密の保持、物理的な劣化からの保護などの理由で、30年よりも長く非公開にする場合もある。この非公開期間は、利用請求を受けてから随時判断するのではなく、事前に関係者の間で合意をしておくことが望ましい¹⁹。

イングランド国教会の事例は、教会のアーキビストが国立公文書館などと協力しながら、非現用文書の保存のみならず、現用の文書管理やデータ保護についても幅広く助言を提供している取

¹⁸ Data protection. Church of England Record Centre. 2013, 5p. http://www.lambethpalacelibrary.org/files/data_protection_final.pdf. (参照 2018-12-27) .

¹⁹ Access to records. Church of England Record Centre. 2013, 4p. http://www.lambethpalacelibrary.org/files/access_to_records_final.pdf. (参照 2018-12-27) .

り組みとして興味深い。国教会だけでなく、英国では1989年に宗教関係のアーカイブズ関係者による団体が結成されており、宗教間の壁を超えて、国内の宗教アーカイブズの実態調査や知見の共有、相互協力を進めている²⁰。

4.3 米国カトリック教会の秘跡記録

米国のカトリック教会の各教区に勤務するアーキビストの団体が発行したガイドブックによれば、いかなる教区でも最も重要な記録は、教会で行われる洗礼や結婚などの儀礼に関する個人記録である「秘跡記録」(sacramental records)であろうという。それは信仰者の権利と義務の記録であると同時に、信仰とカトリックの遺産を表現する存在でもある。それゆえに、アーキビストはこれらの記録の作成、保存、アクセス提供のための方針・手順に精通し、その管理・利用を支援しなければならないとする²¹。

ここでは秘跡記録の公開事例として、米国ルイジアナ州ニューオーリンズにあるニューオーリンズ大司教区文書館 (Office of Archives and Records, Archdiocese of New Orleans) を取り上げたい。同館は、ニューオーリンズ市及びその周辺地域のカトリック教会を統括する大司教区のアーカイブズ機関である。同館がまとめた「秘跡記録へのアクセスに関する手順」によれば、これらの記録は、公的機関の記録が存在しない場合、秘跡を受けた当事者にとっての真正な証明書となるものであり、本人にはこれらにアクセスする権利がある。しかし、歴史学、家系調査、社会学、人口学などの研究もまた、正当なアクセス理由となるものであるという。

これらの記録の秘密性に決定的な影響を及ぼすのは「時の経過」であり、古い記録ほど利用できる範囲が拡大していく。同文書館では、秘跡記録の作成から100年を基準として考えている。すなわち、100年より前の秘跡記録については、誰でも制限なく利用できる。だが、100年を経過していない記録については、教会関係者以外には公開されない。

これらの記録がどの教区にあるかにかかわらず、その利用を監督するのはニューオーリンズ大司教区の責務であり、研究者が100年以上前の記録を利用する場合は大司教区の記録として引用しなければならない。また、教区記録の管理や利用請求への対応の負担が大きい場合、これらを大司教区に移管することもできる²²。大司教区文書館では、1930年以前の秘跡記録を一括して所蔵しており、1930年以降の記録については各教区が保有しているという²³。同館では、おおむね

²⁰ “About RAG” . Religious Archives Group. <https://religiousarchivesgroup.org.uk/>, (参照 2018-12-27) .

²¹ Leumas, Emilie G. et al. Managing Diocesan archives and records: a guide for bishops, chancellors, and archivists. Association of Catholic Diocesan Archivists, 2012, p. 24-25.

²² Sacramental records. Office of Archives and Records, Archdiocese of New Orleans. https://archives.arch-no.org/ckeditor_assets/attachments/207/sacramental_records_policy_and_procedures_for_promulgation.pdf, (参照 2018-12-27) .

²³ “Sacramental records” . Office of Archives and Records, Archdiocese of New Orleans. <https://archives.arch-no.org/sacramental-records>, (参照 2018-12-27) .

1810年代以前の秘跡記録のデジタル化を行い、ウェブサイト上で公開している²⁴。

秘跡記録は、個人の人生の重要な出来事に関する記録を、公的機関ではない教会が包括的に保有している典型例の一つであり、それゆえに本人以外の利用については、特に長期の非公開期間が設定されていることがわかる。その上で、100年以上経過した記録については、その学術研究や家系調査のための利用価値を重視し、明確なポリシーの下で積極的な保存・公開のための措置を推進していることは注目に値しよう。

5. 個人データ保護とアーカイブズ：EU一般データ保護規則への対応

5.1 一般データ保護規則とは

1948年12月10日に国連総会で採択された「世界人権宣言」は、「何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する」と謳っている（第12条）²⁵。これはプライバシー（「私事」と訳されている）を基本的人権の一部として位置づけたものであり、他の様々な人権関連の規約とともに、以後の国際的なプライバシー保護制度の起点の一つとなった。

その採択から70年を経た2018年、欧州連合（EU）の「一般データ保護規則」（General Data Protection Regulation（以下「GDPR」））が施行された²⁶。これは1995年制定の「データ保護指令」に代わるもので、EU加盟国における個人データの保護に関する基本的な枠組みを定めた法令である。個人データ保護の厳格化や、違反した場合の巨額の制裁金が特徴とされており、単にEU域内の企業等に適用されるだけでなく、EU市民の個人データを管理する域外の企業等にも適用されるため、その影響は国際的な規模をもつものとなっている。そのため、GDPRの施行前後には、日本の新聞各紙でも「日本企業も制裁金リスク 対応済み少数 EU個人情報規制」²⁷、「EUデータ新規制、厳格ルールに戸惑い、あす施行、駆け込み対応」²⁸等の見出しで報じられた。

アーカイブズ機関の所蔵資料には個人データを含むものが多いため、GDPRの施行はアーカイブズ界にも大きな影響を及ぼす。そこで、欧州評議会の下に設けられた専門家グループの一つであり、EU加盟国の国立公文書館及びその館長によって構成される欧州アーカイブズグループ（European Archives Group）は2018年10月、アーカイブズ所蔵機関におけるGDPRの適用に

²⁴ “Digitized Sacramental Records in the Archives”. Office of Archives and Records, Archdiocese of New Orleans. https://archives.arch-no.org/sacramental_records, (参照 2018-12-27) .

²⁵ “世界人権宣言（仮訳文）”. 外務省. https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html, (参照 2018-12-27) .

²⁶ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation). 2016. 88p. <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2016/679/oj>, (参照 2018-12-27) .

²⁷ 朝日新聞. 2018年5月23日朝刊 .

²⁸ 日本経済新聞. 2018年5月24日朝刊 .

ついでにガイドラインを発表した（以下、断りのない限り「ガイドライン」はこれを指すものとする）²⁹。これは GDPR そのものとは異なり、法的拘束力を持つ文書ではないが、GDPR とアーカイブズの関係について問題となる主要な点を取り上げた逐条解説として有用である。それとともに、アーカイブズ実務の特性を踏まえた上で、個人データの保護との両立をいかに考えるべきか、という課題について、EU の範囲を超えた普遍的な示唆を与えるものとなっている。

日本でも GDPR について解説する文献は増えており、その全体像についてはそれらを参照されたいが、アーカイブズの観点からこれを論じたものはほとんど見当たらない³⁰。そこで以下では、GDPR の規定のうち、アーカイブズとの関係が特に問題となりやすい主な課題について、ガイドラインがどのような解釈や解決策を示しているかを検討する。あわせて、日本の個人情報保護法制における類似の規定を参照することによって、日本の法制度上の課題についても問題提起したい。

5.2 GDPR の基本原則

GDPR では、個人データ取扱いの基本原則として以下の 6 項目が示されている（第 5 条）。

- ・ 適法性、公正性及び透明性
- ・ 目的の限定
- ・ データの最小化
- ・ 正確性
- ・ 記録保存の制限
- ・ 完全性及び機密性³¹

そのうち、第 2 の原則である「目的の限定」については、「公共の利益におけるアーカイビングの目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的のために行われる追加的取扱いは、第 89 条第 1 項に従い、当初の目的と適合しないものとはみなされない」として、「アーカイビングの目的」や「歴史的研究の目的」のための個人データの利用が、目的外利用にあたらぬことを明記している。基本原則に関する規定の中で、アーカイブズにおける個人データ公開の問

²⁹ European Archives Group. Guidance on data protection for archive services: EAG guidelines on the implementation of the General Data Protection Regulation in the archive sector. European Archives Group, 2018, 37p. https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/eag_draft_guidelines_1_11_0.pdf. (参照 2018-12-27) .

³⁰ 数少ない例として、村上由佳 . 国立公文書館における個人情報に関する利用審査について . 北の丸 . 2017, no. 49, p. 71-88.

³¹ 以下、引用は次の日本語訳によるが、一部改訳した。個人情報保護委員会訳 . 個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU) 2016/679 (一般データ保護規則) 条文 . 内閣府, 104p. <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>. (参照 2018-12-27) .

題が言及されていることは重要である。

また、第5の原則である「記録保存の制限」については、「公共の利益におけるアーカイビングの目的、科学研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的のみのために取扱われる個人データである限り、その個人データをより長い期間記録保存できる」としている。ここでも、「公共の利益におけるアーカイビングの目的」や「歴史的研究の目的」は、個人データの保存期間を取扱いの目的に必要な期間に限定する、という原則の例外であることが明示されている。

従来の「データ保護指令」では、この箇所は「歴史的、統計的又は科学的な利用」（第6条第1項）となっており、そこにアーカイブズが含まれるかどうかについては明記されておらず、欧州委員会による「指令」の解説において、アーカイブズが含まれることが示されるにとどまっていた。GDPRの様々な条文中で用いられている「公共の利益におけるアーカイビングの目的」（archiving purposes in the public interest）という文言は、欧州のアーカイブズ関係者によるロビー活動の結果として挿入されたものであるという³²。

5.3 アーカイブズ機関は対象となるか

① 「公共の利益におけるアーカイビングの目的」

それでは、「公共の利益におけるアーカイビングの目的」という文言は、全てのアーカイブズ機関をカバーするものといえるのだろうか。GDPRの前文第158条は次のように規定している。

公共の利益の記録を保有する公的機関又は公的組織若しくは民間組織は、EU法又は加盟国の国内法により、一般的な公共の利益のための永続的な価値を有する記録の収集、保存、評価、編成、記述、送信、広報、普及及び配布をし、かつ、その記録へのアクセスを提供すべき法的義務をもつ公共機関（services）でなければならない³³。

この規定によれば、「公共の利益におけるアーカイビングの目的」を果たす機関は「EU法又は加盟国の国内法」で定められた法的義務をもたなければならない。そこでガイドラインでは、EU加盟国の公的機関が運営するアーカイブズ機関は「公共の利益におけるアーカイビングの目的」に該当するのは確実であると解釈している。その上で、他のアーカイブズ所蔵機関がこれに該当するかについても、その使命に基づいて、加盟国の国内法で定めることができるとする。この国内法とは議会が定めるものだけでなく、法体系によっては省令などによることもあるという。

³² Taylor, Isabel. The General Data Protection Regulation (EUJ 2016/679): white paper. 2017, 14p. https://interparestrust.org/assets/public/dissemination/WhitePaper_on_GDPR.pdf. (参照 2018-12-27) .

³³ 以下、引用は次の日本語訳によるが、一部改訳した。個人情報保護委員会訳、個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU) 2016/679 (一般データ保護規則) 前文。内閣府、61p. <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-preface-ja.pdf>. (参照 2018-12-27) .

またガイドラインでは、「公共の利益におけるアーカイビングの目的」に該当しないと考えられるアーカイブズ所蔵機関（例えば企業アーカイブズ）も、「歴史調査の目的」のためにアーカイブズを保存しているのであり、これによって、同様の規定が適用されると解釈する³⁴。ただしこれらの規定については、EU加盟国に適用除外を定めることを認めているため、各国の立法担当者に確認すべきであると注意している³⁵。また、これらについては今後、GDPRに関するガイドライン等が整備されていく過程で明確化されていくだろうとの見通しを示している³⁶。

日本の個人情報保護法では、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が学術研究の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合は、個人情報取扱事業者に課せられる各種の義務等は適用されないとする（第76条）。また行政機関個人情報保護法では、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供できるとしている（ただし例外あり（第8条第2項））。しかし、アーカイブズ機関における所蔵資料の利用が、「学術研究」という文言により全てカバーできているかについては明らかではない。

②資料は仮名化されるべきか

「公共の利益におけるアーカイビングの目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的」で個人データを取り扱う場合も、「本規則に従い、データ主体の権利及び自由のための適切な保護措置に服する」こととされている（GDPR第89条）。ここでいう保護措置には、「仮名化」が含まれる。仮名化とは、本名などの個人を識別できる情報をそのまま残すのではなく、「仮名」などの追加情報を付加することで、データ主体を識別できないようにする措置のことである。

ガイドラインは、データ主体が生存している可能性がある場合、電子化公開や検索手段の対象からは除外すべきとしている。そして、アーカイブズ機関が仮名化を行う場合は、記録の証拠的価値を保護するため、完全に復元可能な形で行われなければならない、利用者には仮名化したコピーを提供すべしと述べている。

このような措置が必要な理由について、ガイドラインは次の例を挙げる。一部の国では数十年前に強制的な不妊手術を受けた人への補償が、医療記録の完全性が保持されていたことで実現した例があった。そこで、アーカイブズ機関はデータ主体の利益のために医療記録の完全性を保護しなければならないと指摘する³⁷。日本でも2018年に、旧優生保護法に基づき、障害のある人々が本人の同意なく強制不妊手術を受けていたことが問題となったが、全国の公文書館等がその被害者に関する文書を保存していたことにより、一部ではあるが被害者の氏名を明らかにすることが可能となった。個人情報保護の名目で、これらの文書が廃棄され、あるいは個人名が消去され

³⁴ European Archives Group, op.cit, p. 10.

³⁵ Ibid, p. 5.

³⁶ Ibid, p. 13.

³⁷ Ibid, p. 12.

ていたならば、今後予想される救済措置も実現しなかったであろう。

5.4 特別な個人データ

①死者の個人データは保護されるべきか

アーカイブズ機関の所蔵資料中にある個人データは、生存中の個人よりも、既に死亡した人物のものが大半を占めるのが通常である。

GDPRの規定が適用されるのは、あくまでも生存中の個人（「データ主体」）に関する個人データである。前文第158条は「アーカイビングの目的のために個人データが取り扱われる場合、本規則は、死亡した者に対しては本規則が適用されないことに留意した上で、その取扱いにも適用されなければならない」としている。

ガイドラインでは、死者の個人データに関して、加盟国がその取扱いについて規定できることを指摘する。その上で、アーキビストは通常、データ主体の死亡を確認できないが、100年前に生まれた人が死亡していることは合理的に推測できるとして、この点についてはケースバイケースでの判断が必要としている³⁸。

日本の個人情報保護法でも、個人情報とは「生存する個人に関する情報」を指すことが明記されている（第2条）。しかし一部の地方自治体の個人情報保護条例では、死者の情報も含むものとされる場合がある。また、いわゆる「萎縮効果」によって、アーカイブズ機関等が保有する文書中の死者の情報が非開示となる例が後を絶たない。

②センシティブなデータは取り扱えないのか

個人データの中でも以下に該当するものについては、そもそもデータの取扱いが禁止されている（GDPR第9条）。いわゆるセンシティブデータに関する規定である。

- ・人種的若しくは民族的な出自
- ・政治的な意見
- ・宗教上若しくは思想上の信条
- ・労働組合への加入
- ・遺伝子データ
- ・自然人を一意に識別することを目的とする生体データ
- ・健康に関するデータ
- ・自然人の性生活若しくは性的指向に関するデータ

しかし、多くのアーカイブズ機関は、こういった特別な種類のデータを含む資料をすでに保有

³⁸ Ibid, p. 9.

しているか、今後受け入れる可能性がある。

そこでGDPR第9条第2項は、この規定が適用除外となる条件の一つとして、「公共の利益におけるアーカイブの目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的のために取扱いが必要となる場合」を挙げている。ガイドラインは、このような特別な個人データに関する規定は以前から存在しており、GDPRは「遺伝子データ」と「自然人を一意に識別することを目的とする生体データ」を対象に追加したに過ぎないことを指摘する。そして、アーカイブズ機関は既にこれらのデータへのアクセスを制限しており、各国の国内法に基づき、数十年から100年以上の間、アクセス対象から除外されているとしている³⁹。アーカイブズ機関は、これらのデータを保存しつつ、時の経過に伴って公開することも可能になるのである。なお、GDPRは一般市民によるアーカイブズへのアクセスについての規則は定めておらず、各国における個人データを含む文書の非公開期間に直接の影響を及ぼすものではない。

日本の個人情報保護法は、「要配慮個人情報」は、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならないとした上で、その適用から除外される場合を示している（第17条）が、そこにはアーカイブの目的に該当する事項は含まれていない。「大学その他学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」が要配慮個人情報を公開している場合は、これを取得できるとしている（個人情報保護委員会規則第6条）が、アーカイブズ機関一般がこれに含まれるかどうかについては明らかではない。

③犯罪に関するデータは取り扱えないのか

有罪判決及び犯罪行為又は保護措置と関連する個人データを取り扱えるのは、公的機関の管理の下にある場合か、EU法又は加盟国の国内法によってその取扱いが認められる場合に限定されている（GDPR第10条）。裁判所や警察などからの文書移管を受ける政府アーカイブズ機関の多くが、これらのデータを保有している。それ以外の機関から移管される一般的な文書の中にも、これらのデータを含む場合がありうるだろう。

ガイドラインによれば、各国の国内法により、犯罪に関連するファイルのうち永久保存に値するものは、20年～30年後にアーカイブズ機関へ移管されるという。これらは法律に基づいているため、GDPRの規定に適合した措置であり問題ない。なお、データ主体が生存している可能性があれば、ウェブサイト上でのアクセス制限や氏名のマスキングを行えることにも言及する。ただし、公的機関ではない大学や団体が犯罪に関するファイルを公開している場合は、データ保護を所管する関係機関に相談すべきであるとしている⁴⁰。

5.5 データ主体の権利

①データ主体への情報提供はできるのか

³⁹ Ibid, p. 21.

⁴⁰ Ibid, p. 22.

個人データがデータ主体から直接取得されたものでない場合、管理者はデータ主体に対し、個人データの種類など各種の情報を提供する義務がある（GDPR 第14条）。アーカイブズ機関は多数の政府機関や団体から膨大な個人データを含む記録を受け入れており、そのほとんどはアーカイブズ機関がデータ主体から直接取得したものではない。しかし、その個人データのデータ主体は数百年前の人物も含まれており、生死や連絡先も不明であることが一般的であるため、全てのデータ主体にこれらの情報を提供するのには実質的に不可能である。

そこでGDPR 第14条第5項では、「公共の利益におけるアーカイビングの目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的、又は、統計の目的のための取扱いに関し、そのような情報の提供が不可能であるか、又は、過大な負担を要することが明らかな場合」は、この規定は適用されないとしている。ただし、そのような場合は「データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な措置を講ずるものとする」とも規定されている。そのためガイドラインでは、アーカイブズ機関はウェブサイト上に、これらの個人データの取扱いに関する情報を掲載するのが望ましいとする⁴¹。

日本の行政機関個人情報保護法では、まだ分類その他の整理が行われていない保有個人情報で、「同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるもの」に関しては、一部の規定の適用につき、行政機関に保有されていないものとみなすとしている（第45条第2項）。しかし、アーカイブズ機関が公開している資料については、いかに大量であっても「分類その他の整理」が済んでいるものとみなされる可能性が高い。また、これは行政機関を対象とした法律であり、民間の個人情報取扱事業者には適用されない。

②データ主体によるアクセス権を認めるか

データ主体には、自らに関係する個人データが取り扱われているかどうかを確認する権利と、そのデータにアクセスする権利が保障されている（GDPR 第15条）。しかし、アーカイブズ機関が膨大な記録を受け入れる際、その中に誰のどのような個人データが含まれているか分からない状態であるのが決して珍しくない。移管元の政府機関などが、移管する記録に含まれる個人データのデータ主体の一覧や索引（検索手段（finding aids）と称される）を一緒に移管することが望ましいが、そのようなものが付属しているケースは限られる。その上、大量の記録を抱えるアーカイブズ機関が、全ての所蔵資料に記録されたデータ主体について詳細な検索手段を作成することはほとんど不可能である。

そこでガイドラインは、GDPR 第89条に基づき、データ主体のアクセス権の対象から除外されているかどうか、自国の国内法を確認するよう求めている。その上で、データ主体が自らの個人データにアクセスしようとした場合、アーカイブズ機関は可能な全ての支援を提供しなければ

⁴¹ Ibid, p. 16.

ならないとしている⁴²。

日本の個人情報保護法は、本人による保有個人データの開示について、「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」は開示しないことができるとしている（第 28 条）が、アーカイブズ機関が開示請求の対象から除外されているかどうかは明らかでない。

③資料は訂正されるべきか

データ主体は自分に関係する個人データが不正確な場合、それを訂正させる権利がある（GDPR 第 16 条）。しかし、アーカイブズ機関が所蔵する資料の内容が不正確であったとしても、それを削除・修正することは、資料の改ざんに相当する。不正確な記録が作られたこと自体が歴史的事実の一部であり、アーキビストはそれをそのまま維持しなければならない（完全性（integrity）維持の原則）。

そこで GDPR 第 16 条は、この訂正について、「補足の陳述を提供する方法による場合」を認めている。すなわち、不正確な内容が記された箇所を抹消するのではなく、それが不正確であることを記載したメモ等を付加することで訂正とする、という方法である。ガイドラインは、アーカイブズ機関はこの方式によって、データ主体の訂正権を保障することを求めている。

ガイドラインはまた、このような対応が必要であることの例として、人権抑圧的な体制の警察ファイルに反体制派を侮辱する情報が含まれていることがあり、この完全性を維持することはデータ主体への賠償に必要であるとしている⁴³。なお GDPR の前文 158 条は、「加盟国は、例えば、かつての全体主義国家体制下の政治的活動、ジェノサイド、人道に対する罪、特に、ホロコースト、又は、戦争犯罪と関連する特別の情報を提供するという観点から、アーカイビングの目的のための個人データの追加的な取扱いを定めることも認められるものとしなければならない」として、人道に対する罪に関連する個人データのアーカイビングの必要性について特記している点が注目される。

日本の個人情報保護法では、保有個人データの訂正等について、「利用目的の達成に必要な範囲内において」、内容の訂正、追加または削除を行わなければならないとしている（第 29 条）が、「補足の陳述を提供する方法」による訂正については記載がない。

④資料は消去されるべきか

データ主体は一定の条件を満たす場合、自分に関係する個人データを消去させる権利がある（GDPR 第 17 条）。これは「忘れられる権利」と呼ばれるものに関する規定であり、これを公式に認めたことは、GDPR の顕著な特徴の一つとされている。2012 年には、EU 司法裁判所がこの忘れられる権利を認めた判決を出している。また、「個人データが、それが収集された目的又は

⁴² Ibid, p. 17.

⁴³ Ibid, p. 17.

その他の取扱いの目的との関係で、必要のないものとなっている場合」、管理者は、不当に遅滞することなく、個人データを消去すべき義務を負うと規定する（同条）。

しかし、この消去権が行使されるならば、前述の訂正権と同様、アーカイブズ資料の完全性が損なわれることになってしまう。また、アーカイブズ利用者層の多くを占める家系調査者を支援するには、生存者を含む個人名を検索できるデータベースの整備が望ましく、実際にそのようなものが既に多数公開されているが、これらが運用できなくなってしまう恐れがある。さらに、管理者に消去義務を課すことにより、個人データを含むアーカイブズ資料が一律に廃棄される事態すら想定される。

そこでGDPR第17条第3項では、消去権が適用されない場合の一つとして、「公共の利益におけるアーカイブの目的、科学的研究若しくは歴史的研究の目的、又は、統計の目的」を挙げている。ただし、「当該取扱いの目的を達成できないようにしてしまうおそれがある場合、又は、それを深刻に阻害するおそれがある場合」に限定されている。ガイドラインは、ウェブサイト上のリンクを解除したり、データのリストから消去したりすることは、アーカイブズ資料自体の完全性や永久保存を損なうものではないと述べている。そして、データ主体の尊厳を脅かすような個人データは、電子化公開や検索手段の対象外とすべきと提案する。さらに、生存する個人を含む個人名を収録したオンライン・データベースは、サーチエンジンによる検索では直接検索されないようにすることについても検討すべきとしている⁴⁴。

つまり、消去権に該当する可能性のある個人データへのアクセスは制限しないが、利用を促進する積極的な措置は施さないということである。アーカイブズ機関の使命である資料の保存・公開と消去権とのバランスをとるための方策といえよう。

日本の個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、個人データを「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない」（第19条）としているが、その適用除外については定めていないため、アーカイブズとして保存すべき個人データすらも一律に廃棄される事態を引き起こす可能性がある。

⑤データの取扱いを制限すべきか

データ主体は、自らに関する個人データが違法に取り扱われている場合や、データの正確性が疑わしい場合などは、そのデータの取扱いを制限させることができる（GDPR第18条）。また、これらのデータの取扱いについて異議申し立てをする権利を有する（第21条）。しかし、アーカイブズ機関の所蔵資料における個人データについて、取扱いが制限されてしまうならば、その正確性を確認することは実質的に不可能となる。

そこでGDPRは、この取扱い制限は、「記録保存」を妨げるものではないとしている（第18条第2項）。また、管理者が「データ主体の利益、権利及び自由よりも優先する取扱いについて」、

⁴⁴ Ibid, p. 18.

やむをえない正当な根拠があることを証明できれば、データの取扱いを継続することができる（第21条）。

なお、「科学的研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的で個人データが取扱われる場合」も、データ主体は異議を述べる権利を有するが（第21条第6項）、ここには「公益におけるアーカイビングの目的」の文言はない。そのためガイドラインは、博物館などの文化施設においてアーカイブズ資料を取り扱う場合は、この規定が適用されるだろうとしている⁴⁵。

⑥データ主体への通知はできるのか

個人データの訂正、消去、取扱いの制限を行う場合、管理者はデータ主体にそれを通知する義務がある（GDPR第19条）。しかし、前述の「データ主体への情報提供」と同じく、アーカイブズ機関がこの通知を行うことは不可能である場合が多い。

そこで第19条では、この通知義務は「それが不可能であるか、又は、過大な負担を要することが明らかである場合」は適用されないとしている。ガイドラインでは、これはアーカイブズ機関にも当てはまるとみなしている⁴⁶。

⑦データは移行できるのか

データ主体は、自ら提供した自身に関する個人データを、「構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式」で受け取る権利、それを別の管理者に移行する権利を有する（GDPR第20条）。つまり、電子的な個人データは紙媒体等に変換した形で受け取るのではなく、電子媒体のまま入手でき、さらにそのデータを別のシステム等に移行できるのである。

ガイドラインは、アーカイブズ機関は個人文書を除き、データ主体から直接個人データを受け入れることはないため、「自ら提供した」という規定に当てはまらないことを指摘する。その上で、現在取り扱う資料群は紙などのアナログ媒体が大半であり、データ主体へのデータの機械可読な提供は技術的に実行可能ではないとしている⁴⁷。

5.6 個人データのセキュリティ

①データはどうしたら最小化できるか

管理者は、GDPRの要件を満たすように設計された個人データ取扱いシステムを実装するとともに、必要な個人データのみが取り扱われることをデフォルト（既定）で確保すべく、「適切な技術的措置及び組織的措置を実装する」よう求めている（GDPR第25条第2項）。これは、GDPR基本原則の一つである「その個人データが取扱われる目的との関係において、十分であり、関連性があり、かつ、必要のあるものに限定されなければならない」（第5条）という「データ

⁴⁵ Ibid, p. 19.

⁴⁶ Ibid, p. 19.

⁴⁷ Ibid, p. 20.

最小化の原則」を具現化するための規定である。

この原則を満たすためのアーカイブズ機関の対応について、ガイドラインはアーカイブズの実務に即して次の4点を指摘している。

第一に、必要最小限の個人データのみを取得していることを明示するためには、アーカイブズ機関はどのような記録を選別して保存するかを定めた「リテンション計画」を作成することが必要としている。もっとも、欧州のアーカイブズ機関の多くでは、このような計画が既に存在し、アーカイブズとして保存すべき記録はこれに基づいて評価・選別されていると思われる。

第二に、特別な個人データを含む文書群を編成・記述する場合は、データ主体からのアクセス請求に備えるため、実名を記載した検索手段を作成しなければならないとする。同時に、実名を仮名に変換した検索手段をオンライン公開することもできる。そして、これら2種類の検索手段を作成できるようなソフトウェアを用いることを提案している。

第三にアクセスについて、アーカイブズ機関は既に、利用者証の導入、請求ファイルの点検、閲覧ファイル数の制限などの方式で、紙記録へのアクセスの管理は行ってきたことを指摘する。しかし電子記録の場合、大規模データを人力で事前に点検することは不可能であり、自動化による制御が必要になっているとする。

第四に、将来アーカイブズに移管される公的機関が新しいシステムを設計する際に、公共の利益におけるアーカイビングが組み込まれていない場合が課題であるとする。アーカイブズ機関がシステムの設計と計画に関与し、適当な時期にシステムから記録がエクスポートされ、アーカイブズ機関に移管されるようにすることが重要であると指摘する。そして、最終的な保存先としてのアーカイブズ機関を考慮に入れたシステムとなっていることが理想であるとガイドラインは述べている⁴⁸。

このように、データ最小化の原則は従来の方法論でカバーできる部分と、新たな方策をとるべき部分があるといえる。とりわけ個人データを含む電子記録を受け入れる際には、それに対応するためのシステムを導入し、あるいはその設計に積極的に関与する必要がある。

②データの安全性をどう確保するか

GDPRの第32条から第34条までは、個人データの安全性を確保するための措置と、侵害された場合の対処について規定している。安全確保措置の一つとして、個人データとそうでないデータを分離させるという方式がとられる場合がある。しかしこのような方式は、ややもするとアーカイブズの基本原則である「出所原則」「原秩序尊重の原則」に違反することにもなりかねない。

ガイドラインは、アーキビストは既存の専門職としての方法論に依拠して個人データを管理し、その完全性と真正性を保護する責務があるとしている。そして、個人データと非個人データを区分することで、アーカイブズの編成と出所を損なってはならないと注意を促す。その上で、管理

⁴⁸ Ibid, p. 23-24.

する個人データの安全性保護の方策として、警報、立ち入り制限、訪問者記録、ウイルスソフト、パスワード管理、暗号化ツールなどのセキュリティ装置の導入などを例示している⁴⁹。個人データの保護を重視するあまり、アーカイブズの使命と原則を見失ってはならないとの指摘は、個人情報保護への「過剰反応」が散見される日本の現状を鑑みれば示唆に富むものである。

6. おわりに

本稿では、まず先行研究に基づき、政府アーカイブズにおける秘密情報の公開をめぐる国際的な状況を概観した。次に、英国の大学アーカイブズにおける個人文書、イングランド国教会における個人データの保護、米国のカトリック教会における秘跡記録の各事例を取り上げて検討した。これらを踏まえつつ、EUの一般データ保護規則（GDPR）を手がかりとして、アーカイブズにおいては個人データの保護と資料公開の促進をいかにして両立させるべきかを検討した。

2018年のGDPRの施行を契機として、欧州では日本よりもはるかに厳格な個人データ保護が行われているとの認識が広まりつつある。しかし、GDPRは個人データ保護措置の厳格化と同時に、アーカイブズ機関における資料公開の意義を十分に認識し、それを阻害しないための仕組みを組み込んでいる点を見過すべきではない。

このような制度設計が実現した要因としては、次のような点が考えられる。第一に、EU加盟国各国が近代アーカイブズ制度の伝統を有し、個人データを含む資料の公開を広範に進めてきた実績があることである。各国の中央政府はもとより、多くの地方政府や企業、大学、学校、教会なども自らのアーカイブズ資料を保存・公開する施設を設けており、欧州のアーカイブズ資料情報のポータルサイトである Archives Portal Europe には、7000以上の機関が情報を提供している⁵⁰。第二に、これらのアーカイブズ機関の業務を中心的に担うのは、専門職として高度な訓練を受けたアーキビストであり、その仕事が信頼に値するものとして認められていることであろう。第三に、各国にはアーキビストの専門職団体が存在し、そのEU域内での交流も盛んであることから、GDPRの制定過程でロビー活動を行い、その意見が反映されたものと考えられる⁵¹。最後に、欧州のアーカイブズは、専門研究者だけでなく家系調べのために一般市民が利用する例が多いことから、アーカイブズが過去の個人データを大量に保有し、公開している機関であることが広く理解されていると考えられる⁵¹。

翻って日本の場合、国立公文書館は個人情報保護法の制定以前から設置されていたが、自治体や企業が設置するアーカイブズ機関の数は少なく、アーカイブズの役割に対する一般の認識が広まらないうちに、個人情報保護への意識が急激に高まりをみせたことになる。2017年以降、森友学園問題や加計学園問題などを契機として、公文書管理への関心が高まっているが、専門職と

⁴⁹ Ibid, p. 25.

⁵⁰ Archives Portal Europe. Archival Portal Europe Foundation. <https://www.archivesportaleurope.net/>. (参照 2018-12-27) .

⁵¹ 阿部謹也. 市民と文書館：ヨーロッパに見る. 地域史研究：尼崎市立地域研究史料館紀要. 1978, vol. 7, no. 3, p. 52-53.

してのアーキビストの人数も限られており、家系調査も欧米のように普及していない⁵²。そのこともあってか、個人情報保護法制の整備に際しても、「学術研究」等への一定の配慮はみられるものの、アーカイブズ機関を包括的に適用除外とするような制度とはならなかった。

もっともこういった状況は、1995年に制定された従来のEUデータ保護指令も同様であった。今後、EUの影響も踏まえつつ、日本でも個人情報保護制度の見直しが進められていくことが想定される。その際には、アーカイブズに関するGDPRの規定が十分に参照され、日本の法制度に即した形で同様の規定が盛り込まれることが必要となろう。

GDPRは、情報公開制度と個人データ保護の関係についても配慮している。官民の機関が保有する「公文書の中にある個人データは、公文書への公衆のアクセスと本規則による個人データの保護の権利との調和を保つため、公的機関又は組織が服するEU法又は加盟国の国内法に従い、その機関又は組織から開示できる」として、情報公開に関する法制度に基づき、個人データを開示できることに言及している（GDPR第86条）。また前文第154条では、これらの法制度が「公文書への公衆のアクセス及び公的分野にある情報の再利用と個人データの保護の権利との調和を図るものとしなければならない、また、それゆえ、本規則による個人データの保護の権利との必要な調和を図ることを定めることができる」として、公開と保護の調和の必要性を強調している。個人データの保護と記録へのアクセス権はともに人権の一部を構成するものであり、両者を矛盾なく保証していくための仕組みをつくることは、アーカイブズがその使命を確実に果たしていく上でも重要な課題である。

※本稿は、2018年12月12日に開催された創価大学創価教育研究所研究会での発表内容を加筆修正したものである。また本稿は、JSPS科研費JP15K00467の助成を受けたものである。本稿で取り上げたアーカイブズ機関をはじめ、訪問調査に応じていただいた各館のアーキビスト及び研究協力者に感謝申し上げたい。

⁵² 森本祥子、日本のアーカイブズで家系調査は可能か：課題整理と可能性の模索、海港都市研究、2010、no. 5、p. 89-97.

To Fight for, Cooperate with, and Respect Ordinary People: Why Did Daisaku Ikeda Found Soka University and Esteem José Rizal?¹

Junichi Kanzaka

1. Daisaku Ikeda, Soka University, and José Rizal

Daisaku Ikeda (1928-) founded Soka University in 1971. Its Central Tower has a statue of José Rizal (1861-1896). In 1996, the Order of the Knights of Rizal kindly donated this statue, when Ikeda received the Knights of Rizal Grand Cross. In the dialogue with Rogelio M. Quiambao (1940-), the Supreme Commander of the organization, Ikeda promised to spread the spirit of José Rizal in promoting peace in the world and the happiness of humanity (Ikeda 1996). In fact, he has often encouraged students of Soka University by introducing them to the great life and philosophy of José Rizal.

Ikeda's great esteem for Rizal is connected with his determination to establish strong friendships with Asian countries, and to prevent fascist militarism from controlling Japanese politics again. In 1941, fascist Japan invaded the Philippines and other Asian countries. In a dialogue with José V. Abueva (1928-), Ikeda states, "Japan, despite establishing a long history of exchange with the Philippines as well as other countries in Asia, was the perpetrator of barbaric horrors under a militarist regime," and he continues determinedly, "Japan must never forget the lessons it learned from that period in its history and must continue to forge robust bonds of friendship with people throughout Asia so that we can earn the genuine trust and respect of our neighbors" (Abueva and Ikeda 2015: 15).

2. Intellectuals under fascist militarism regime in Japan

Why did fascist militarism obtain political power in 1930s Japan? At that time, there were many intellectuals who learned modern philosophy and political theory in universities. Why did

Junichi Kanzaka (創価大学経済学部教授 創価教育研究所所長)

¹ This paper was presented at the 1st Ikeda Symposium on Harnessing Values of Peace for Sustainable and Inclusive Growth, Manila, Philippines, February 24, 2018. I would like to thank the participants in the symposium and especially the organizers Lucio C. Tan, Ester A. Garcia, and Zosimo M. Battad. I would also like to thank for comments Percival S. Gabriel.

they not effectively strive against fascism?

Masao Maruyama (1914-1996) states that the middle strata who supported the fascist movement in Japan consisted of two groups of intellectuals. The first group included “urban salaried employees, so-called men of culture, journalists, and men in occupations demanding higher knowledge such as professors and lawyers, and university and college students” (Maruyama 1947/1969: 57-8). Although Maruyama call them “intellectuals in the proper sense,” we call them “university-graduate intellectuals” because almost all of these intellectuals graduated from university-level schools (Nishimura 2016: 103). Japan has not had such a distinct group of educated people as the *Ilustrados* in the Spanish colonial Philippines. However, before the Second World War, “a certificate of graduating from a university-level schools served as proof that you belonged to the intellectual class” ; furthermore, the graduates usually obtained higher positions in the bureaucratic government (Maruyama 1977: 227). In particular, students of *kyusei-koukou* (old-education-system high schools) and Imperial Universities comprised only less than one percent of the total male population; therefore, they were greatly admired, and sometimes referred to as “academic career aristocracy” (Takeuchi 1999: 34).

In contrast, the second group of intellectuals were in a lower social class. It included “small factory owners, building contractors, proprietors of retail shops, master carpenters, small landowners, independent farmers, school teachers (especially in primary schools), employees of village offices, low-grade officials, [and] Buddhist and Shinto priests.” Although Maruyama called them “pseudo-intellectuals,” we call them “common intellectuals.” Maruyama insists that it is mainly these common intellectuals that provided the social foundation of fascism. Meanwhile, university-graduate intellectuals merely reluctantly accepted the movement; “they were certainly not positive advocates or the driving force of the fascist movement. Rather, their mood was generally one of vague antipathy toward it, an antipathy that amounted almost to passive resistance” (Maruyama 1947/1969: 57-8).

Certainly, we cannot say that university-graduate intellectuals are acquitted since they demonstrated a “vague antipathy” toward fascism. It may be asked why university-graduate intellectuals did not maintain in their liberal attitude and resist fascism although they had strong political power. There are three reasons. First, politicians and government officials who had graduated from top universities pursued, or at least seemed to pursue, their self-interest. Second, university graduate intellectuals were isolated from ordinary citizens. Finally, the intellectuals looked down on the masses. These points will be discussed in greater detail below.

First, politicians and government officials were sometimes faulted for being motivated by self-interest. In 1929, Sakuzo Yoshino (1878-1933), a professor of Tokyo Imperial University, deplored the fact that the major political parties were captured by a selfish “connection of interests” such as zaibatsu conglomerates, although the primary purpose of democracy was to protect the welfare of the nation’s people (Yoshino 1929; see also Gordon 2003: 169). By the end of the 1920s, the democratic political system had deteriorated. Instead, during the 1930s, military officials obtained political power. After the Great Depression, many peasants and laborers fell into poverty. Rural society was particularly severely damaged. However, government officials and members of parliament did not offer an efficient solution. In this situation, on May 15, 1932, young military officers attempted a coup d’état and assassinated Prime Minister Tsuyoshi Inukai; many ordinary people did not criticize their attack and instead supported it. During the officers’ trial, more than 700 thousand people signed to request the reduction of their punishment. A local newspaper in Yamagata prefecture stated, “Villages are in great peril···, but political leaders are swayed by partisan interest and zaibatsu just pursued self-interest. Meanwhile the officers had patriotic, self-less, chivalry, and virile motivation, although they broke the law,” (Mori 1993: 104). Furthermore, in 1934, the Army Ministry issued a pamphlet titled *Kokubo no hongii to sono kyokka no teisho* (A Proposal for the Significance and Enhancement of National Defense). It began with the words, “War is the father of creation, and mother of culture,” and stated that in order to reinforce national defense, “it is necessary to protect national livelihood by securing laborers’ income and saving peasants and fisheries from damage” (Kato 2009: 316-7). Many poor people who had been disappointed with the “selfish and incapable” politicians welcomed the suggestions made by military officials.

Some intellectuals did protest the military’s gain of power. However, they were not able to fight effectively since they did not gain support from common people. The alienation and isolation of university-graduate intellectuals from ordinary people is the second reason they were not able to prevent fascism. Yoshino (1932) condemned Manchurian Incidence as “imperialistic invasion.” Also, Tatsukichi Minobe (1873-1948), another professor of Tokyo Imperial University, fiercely criticized the aforementioned Army pamphlet. He stated that the pamphlet, “without proper reasons praised and advocated wars contrary to the imperial will” (Minobe 1934; see also Furukawa 2011: 77). Nevertheless, the military was not defeated. Instead, in 1935, they attacked Minobe based on the rationale that his theory of the Emperor as an organ of government violated imperial sacredness. Minobe had advocated his theory to establish constitutionalism in Japan. He stated that the emperor’s role was defined in the constitution; therefore, the emperor was not “a sacred source of legitimacy that stood outside and above

the state” (Gordon 2003: 199). Many legal scholars had supported this theory for around thirty years. However, in the middle of the 1930s, the military and some fascist politicians tried to abolish the theory to allow the Imperial Army and Navy to take actions beyond the limits of the constitution and independently from the parliament and cabinet. In the House of Peers, Takeo Kikuchi condemned Minobe as “an academic tramp.” Although Minobe continued to insist on the legitimacy of his theory, the Houses of Peers and Commons censured Minobe and the government banned several of his books (Furukawa 2011).

In the crisis of constitutionalism, however, common people did not support Minobe but sympathized with the military since it succeeded in persuading the ordinary people that this was a struggle between snobbish intellectuals and poor and vulnerable people. In fact, when he criticized Minobe, Kikuchi pretended that he represented poor people by deploring the poverty in villages. Also, when a nationalist organization became agitated against Minobe’s legal theory, it claimed that “traditional nationalistic mentality posed unconsciously by common people” had to defeat the “liberalism” advocated by “intellectual class” (Tsutsui 2018: 225-237). At that point, the nationalistic militarism obtained support from ordinary people. Furthermore, it is noteworthy that before the military attacked Minobe’s theory the discourse of intellectuals had been isolated from the daily life of ordinary people. In Japan, the university students usually studied philosophy and the history of western countries rather than those of Japan; therefore, they were essentially European in culture. Such education in top universities was sometimes blamed for being “colonial” (Takeuchi 1999: 261). Yasumaru (1968/2013: 67) says “In modern Japan, revolutionary new ideas were imported from western advanced countries. Therefore, the ideas were accepted only by intellectuals and alienated from common people. Furthermore, the intellectuals did not confront the western ideas with Japanese traditional ones and just let the two types of ideas cohabitate.” In contrast, the discourse of military officials was more familiar and understandable to less educated people since many military officials came from rural society and praised traditional Japanese culture and customs. Indeed, many nationalist militants hated the westernized and sophisticated culture of university graduate intellectuals. Indeed, In 1936, in an interview with young military officers, they blamed government officials by insisting that bureaucrats graduating from Imperial Universities did not understand the mentality of common people and that peasants and wage laborers hated their “lofty attitude and academic snobbery” (Takeuchi 1999: 274-5).

Thus, the westernized and sophisticated culture of university graduates was alienated from ordinary people. However, the intellectuals did not care. Rather, they seemingly assumed

that less educated people were not able to understand highly intellectual statements. The contempt for ordinary people is the third weakness of the university graduate intellectuals. Indeed, Furukawa (2011: 88) criticizes Yoshino and Minobe for the fact that they did not want to enhance people's rights and welfare since they were skeptical about the political and ethical abilities of common people, while she highly praises their firm intention to continue protecting constitutionalism. Yoshino and Minobe were not exceptional. University students usually looked down on less educated people, who simply enjoyed their lives without concerning themselves with social problems. This may be a negative aspect of the sense of noblesse oblige. They had a paternalistic notion that they were obliged to protect ignorant people. In the collage song of *Daichi-Koto-gakko*, or former general education courses of Tokyo University, students sang:

“ Looking down on the people who just lead an apolaustic life
without worrying about its fragility,
We are in the college on Mukougaoka hill, and
have a great ambition [to enhance the prosperity of the country].”

University graduates continued to hold this attitude after the Second World War. As mentioned before, Maruyama (1947/1969) calls university-graduate intellectuals and common intellectuals “intellectuals in the proper sense” and “pseudo-intellectuals” respectively. This terminology may reflect his disrespect for less highly educated people.

Moreover, many Japanese Marxist intellectuals also looked down on ordinary people. Around 1920, Marxist theory became popular in top universities. In 1918 some Law Faculty students in Tokyo Imperial University set up an association called *Shinjin-kai* to study left-wing theories. In 1920, an associate professor published an article supporting socialism. Because Marxism was regarded as a unification of British classical political economy, German classical philosophy and French socialism, many students studied the theories of Marx and Lenin as a highly intellectual subject (Takauchi 1999: 240-1). Furthermore, Kazuo Fukumoto (1894-1983) advanced the intellectualism of Japanese Marxists. He graduated from Tokyo Imperial University and in the mid-1920s, insisted on the necessity of a “vanguard party,” according to Lenin. He did not believe in “the natural growth of proletarian conscious;” thus, “only a ‘true vanguard party,’ a Communist Party, would be a veritable source of socialist consciousness.” Since he equated such a consciousness with the possession of Marxist “knowledge,” he glorified ideological purity and prioritized intellectual struggle. Although, in later years, the Japan Communist Party denounced Fukumoto's theory, they continued to emphasize the role of theory. For this

reason, the Marxist movement of Japan became “the most theoretically sophisticated in the world” (Duus and Scheiner 1988: 702-5). Intellectuals in a vanguard party may have dedicated themselves sincerely and selflessly to working for the proletariat, or ordinary people. However, at the same time, they despised ignorant people who neither comprehended Marxist theory nor indicated interest in developing a class-consciousness. In 1926, a Japanese writer Ryunosuke Akutagawa (1882-1927), a contemporary of Lenin, said to him: “You [Lenin] who more than anyone loved the mass/ Are you who more than anyone despised the mass” (Akutagawa 1927/2006: 198) Ikeda states that Akutagawa properly describes one aspect of Bolshevism (Gorbachev and Ikeda 1996: v.1, 227). Marxist intellectuals worked for the people but also felt contempt for them.

Thus, university-graduate intellectuals were criticized for pursuing their self-interest, for being isolated from ordinary citizens, and for looking down on the masses. Therefore, the intellectuals did not, or were not able to, cooperate together to protest against fascism in Japan.

3. Tsunesaburo Makiguchi, Daisaku Ikeda, and Soka University

While university graduated intellectuals were alienated from ordinary people, common intellectuals had daily interaction with the masses and held positions of leadership in small, local associations. Therefore, they “substantially formed the backbone class of the nation and were far more practical and active.” Maruyama (1947/1969: 66) says: “From the viewpoint of the Japanese political and social structure as a whole, they [common intellectuals] clearly belonged to the class of the ruled. Their standard of living was not very high, being scarcely different from that of their subordinates.” Hence, they effectively supported Japanese fascism.

Nevertheless, we should know that not all common intellectuals provided support for fascism or militarism. Tsunesaburo Makiguchi (1871-1944) is a prominent exception. He is classified as a common intellectual since he worked as a classroom teacher and principal in primary schools after he graduated from the Hokkaido Normal School, a teachers’ training facility in Hokkaido’s capital, Sapporo. However, Makiguchi did not support fascism; in contrast, he was resolutely opposed to Japan’s militarism and as a result, he was imprisoned on July 6, 1943. During the interrogation by Special Higher Police, Makiguchi stated “the Emperor is a common mortal. When he was crown prince, he attended Gakushuin University, where he studied in order to be emperor. Nor is the emperor without error” (Home Ministry 1943/1987). As Ito (2009: 136) states “he [Makiguchi] was directly challenging the central political orthodoxy of wartime Japan, the divinity of the emperor.” Furthermore, by examining the contemporary

political situation, Ito (2009) reveals that Makiguchi's words reflected the idea of Minobe's constitutionalism. Makiguchi also suggests that if the current emperor (Hirohito) were to practice Buddhism, he would "develop the wisdom needed to conduct politics without error" (Home Ministry 1943/1987: 203). Here, Makiguchi showed his belief that Japan's Asia-Pacific Wars represented a "national crisis" (*kokunan*) brought on by political errors made in the emperor's name (Ito 2009: 138). Even after he was arrested, Makiguchi did not stop faulting the underlying belief structures of Japanese militarism. In his succession to Minobe, Makiguchi protected constitutionalism and fought against militarism.

Makiguchi, however, did not share the three weaknesses with university graduate intellectuals. First, he selflessly worked for the happiness of children and ordinary people. Between 1913 and 1932, Makiguchi served as the principal of a succession of elementary schools. In 1920 he began working in Mikasa elementary school; this was one of the special schools built in slums (*hinmin-kutsu*) in Tokyo. An educator visited the school and stated, "Makiguchi does not worry about the cold treatment for him. But, he devotes himself assiduously to the education of miserable children." Furthermore, a newspaper reported that Makiguchi began giving free school lunch to the pupils from the poorest families (HSSE 2015: 240-4). Second, Makiguchi was not isolated from ordinary people, but encouraged many people through everyday communication by organizing associations. He published *The Geography of Human Life* in 1903 and *The System of Soka Pedagogy* in 1930. The word Soka literally means value-creating. He believed that "children could open their minds and interact creatively with their environment, rather than serving as a tool to mold a docile and obedient population" (Gebert n.d.). However, unlike many intellectuals graduating from top universities, he was not satisfied with developing a sophisticated theory. To put his Soka pedagogy into practice, Makiguchi organized the Soka Kyoiku Gakkai, where he encouraged many children and ordinary people through everyday communication, not to promote fascism ideology, but to practice the philosophy of developing everyone's potential. Finally, Makiguchi never looked down on ordinary people, but believed in the potential of every child and person. This belief came from the philosophy of Nichiren Buddhism, which holds that all people possess the inherent potential for enlightenment, and calls for a compassionate way of life—the way of the bodhisattva dedicated to awakening people to that potential. Makiguchi had been drawn to Nichiren Buddhism in part because its stress on the patient nurturing of human potential accorded with his own ideas and practice as an elementary school teacher. (HSSE 2015; Gebert n.d.)

Makiguchi was killed in prison in 1944. However, his determination and philosophy were

carried forward by Josei Toda (1900-1958) and Daisaku Ikeda. Based on Makiguchi's pedagogy, Ikeda founded Soka University. One of its founding principles is "Be a fortress for the peace of humankind." As we have discussed, in pre-war Japan, university-graduate intellectuals did not cooperate with the people to prevent fascism. Therefore, Ikeda founded Soka University to educate students who would then eagerly work for world peace and fight against militarism and fascism as Makiguchi did.

First, Ikeda taught students not to solely pursue their own self-interest but to serve the people. He stated that "Academic snobbism makes you lose the true value of life. If graduates said 'I am great because I graduated from a famous university' and looked down on people, we would wonder for what purpose we had educated them" (Ikeda 2008). "Soka University is an institution built by ordinary people and their toil, tears and sincerity," therefore, we should express deep gratitude to them and work hard for their happiness; "Universities exist to serve those who sought to pursue higher education but never had the opportunity to do so."

Second, Ikeda told students not to be isolated from ordinary citizens, but to work together with them. In the fourth entrance ceremony of Soka University, Ikeda shared the experience of his visit to San Maros University in Peru where he was impressed with one of their maxims: "Professors and students alike must work with the mass. Together they must meet and overcome all difficulties until we reach the goal of wisdom and peace and happiness for humankind." Ikeda said:

The trouble with many contemporary intellectuals is that they habitually try to avoid such difficulties. This is something I am determined never to do. To justify its existence today, a university must strive with ordinary people to overcome difficulties and realize the most sublime objectives of humankind. (Ikeda 1974)

Finally, Ikeda educated students not to look down on the masses but to have the highest respect for them. Ikeda states: "Only effort to overcome hardships and devotion to one's mission give life its worth." Everyone has several problems in their lives. The strength to face difficulties depends not on whether they are well educated, but on whether they have strong determination to carry out their mission in life. Tireless and sincere efforts by ordinary people to surmount obstacles teach us about the courage and dignity of human beings. This great trust in the strength of people is based on the philosophy of Nichiren Buddhism, which states that "Buddha" is not "a superhuman, sacred condition endowed with a fixed status," but "the

highest form of humanity” ; hence, “people who cultivate their humanity and constantly seek self-perfection through serving and guarding life are Buddha” (Gorbachev and Ikeda 2005: 72). Therefore, Ikeda states that we should have the highest respect for people struggling to overcome obstacles and appreciate their sincerity and cordiality; “this is the most important in [Buddhist] faith” (Gorbachev and Ikeda 1996: v.2, 46).

4. Rizal as a great model of intellectuals

Thus, Ikeda insists that university-graduate intellectuals should work for, cooperate with, and respect ordinary people; then, he states that Rizal is a great model of this type of intellectual. Rizal was possessed of a brilliant intelligence and devoted his life to the happiness of Filipinos. Furthermore, he worked and fought in the midst of the masses. While, in nineteenth century Philippines, *ilustrados* graduating universities usually distanced themselves from the world of *pobres y ignorantes* (poor and ignorant masses), Rizal himself had a strong connection with them (Ileto 1998: 45-46). Rizal believed that each Filipino had great potential to improve in intelligence and morality and insisted that this potential should be developed to achieve the country’s independence from Spain. In Rizal’s novel, *El Filibusterismo*, Father Florentino says:

I do not mean to say that our liberty will be secured at the sword’s point, for the sword plays but little part in modern affairs, but that we must secure it by making ourselves worthy of it, by exalting the intelligence and the dignity of the individual, by loving justice, right, and greatness, even to the extent of dying for them—and when a people reaches that height God will provide a weapon, the idols will be shattered, the tyranny will crumble like a house of cards and liberty will shine out like the first dawn.

Our ills we owe to ourselves alone, so let us blame no one. (Rizal 1891/1912)

Rizal’s attitude toward ordinary people is totally different from that of many intellectuals who disrespect uneducated people.

Rizal’s humanism is based on the sincere faith of Christianity. Virtues and values such as human dignity and fundamental equality are based on the status of all humans as God’s children, who are made in His image. Rizal states:

To me man is the masterpiece of creation, perfect within his conditions, who cannot be deprived of any of his component parts, moral as well as physical, without disfiguring him and making him miserable. (Rizal 1892/1962: 188)

Rizal's humanism does not contradict Ikeda's humanism, which is based on Nichiren Buddhism. Ikeda states: "religions should both compete in an amicable manner and cooperate closely in fulfilling their responsibility to society as they seek to advance the shared goal of safeguarding life and its inherent dignity and worth" (Abueva and Ikeda 2015: 136-7). Ikeda praised Rizal for respecting and encouraging ordinary people. He said, "Dr. Rizal awakened within the people their pride as individuals and unlocked the door to an era of victory for all people to enjoy."

In the entrance ceremony of Soka University in 1997, Ikeda encouraged freshmen to study hard to enhance the happiness of the masses by quoting an excerpt from the letter of Rizal to his nephew:

To live is to be among men and to be among men is to struggle. In this battlefield, a man has no better weapon than his intelligence, no greater strength than that of his own heart. Sharpen, perfect, polish then your mind and fortify and educate your heart. (Rizal 1893/1976: 30)

5. Conclusion

Before the Second World War, the fascist militarism ideology dominated Japan and drove the invasion of other Asian countries. University graduates did not protest effectively against the movement because they were blamed for pursuing self-interests, were isolated from ordinary citizens, and looked down on the masses. Makiguchi, the father of Soka education, fought against fascism and militarism for his entire life. Based on his pedagogy, Ikeda founded Soka University to educate students to work for world peace and people's happiness. Ikeda told students to fight for, cooperate with, and respect ordinary people, and shows them the example of José Rizal as a respectable model of leadership. Rizal devoted his life to the people and continued to believe in the strength of each Filipino. Ikeda always asks us, "For what purpose do you cultivate wisdom?" The answer lies in the life of José Rizal.

Bibliography

- Abueva, José and Daisaku Ikeda (2015) *Global Citizenship: Toward a Civilization of Wisdom, Love and Peace*, Quezon: Kalayaan College.
- Akutagawa, Ryunosuke (1927/2006) "The life of a stupid man" in Ryunosuke Akutagawa (2007) *Rashomon and 17 Other Stories*, trans. by Jay Rubin, New York: Penguin Books, 186-205.
- Duus, Peter and Irwin Scheiner (1988) "Socialism, liberalism, and Marxism, 1901-1931," in *Cambridge History of Japan*, vol. 6, Cambridge University Press.
- Furukawa, Eriko (2011) *Minobe Tatsukichi to Yoshino Sakuzo (Tatsukichi Minobe and Sakuzo Yoshino)*, Tokyo: Yamakawa Shuppan-sha.
- Gebert, Andrew (n.d.) "As a Religious Reformer" in Tsunesaburo Makiguchi website.
<https://www.tmakiguchi.org/religiousreformer/asreligiousreformer/>
- Gorbachev, Michail and Daisaku Ikeda (1996) *Niju-seiki no seishin no kyokun (Moral Lessons of the Twentieth Century)*, Japanese Edition, 2 vols., Tokyo: Ushio shuppan.
- Gorbachev, Michail and Daisaku Ikeda (2005) *Moral Lessons of the Twentieth Century: Gorbachev and Ikeda on Buddhism and Communism*, English Edition, trans. by Richard L. Gage, London: I.B.Tauris.
- Gordon, Andrew (2003) *A Modern History of Japan: From Tokugawa Times to the Present*, Oxford: Oxford University Press.
- Home Ministry (1943/1987) *Tokko Geppo* (Monthly of Special Higher Police) in Makiguchi Tsunesaburo Zenshu (Collected Works of Tsunesaburo Makiguchi), vol. 10, Tokyo: Daisanbunmei-sha.
- HSSE (Edition Committee of the Head Stream of Soka Education) (2015) *Hyoden Makiguchi Tsunesaburo (An Biography of Tsunesaburo Makiguchi)*, Daisan bunmei sha.
- Ikeda, Daisaku (1974/2006) "Souzou-teki seimei no kaika (The flowering of creative life force: Speech delivered at the forth entrance ceremony in 1974)" in Ikeda Daisaku (2006) *To the Youthful Pioneer of Soka*, Tokyo: Soka University Student Union.
- Ikeda, Daisaku (1996) "Toyo no Masurao, Sekaino dai-eiyu Hose Risaru (José Rizal, a great man in the East and a hero in the world)" in *Seikyo Shinbun*, Nov. 9 1996.
- Ikeda, Daisaku (2008) "Sodai Gakuen Godo-kaigi deno Soritusha no Supiich (Ikeda's Guidance to the teachers in Soka University and Soka High Schools on Aug. 5, 2008)," in *Seikyo Shinbun*, Aug.10, 2008.
- Ileto, Reynaldo C. (1998) *Filipinos and Their Revolution: Event, Discourse, and Historiography*, Manila: Ateneo de Manila University Press.
- Ito, Takao (2009) "Reading Resistance: The Record of Tsunesaburo Makiguchi's Interrogation by Wartime Japan's 'Thought Police,'" *Educational Studies*, 45:2, 133-145.

- Kato, Yoko (2009) *Soredemo Nihon wa sonso wo eranda (And yet Japanese chose "the War")*, Tokyo: Asahi-shupan.
- Maruyama, Masao (1947/1969) "The Ideology and Dynamics of Japanese Fascism" (trans. By J. Fraser) in Maruyama, (1969) *Thought and Behavior in Modern Japanese Politics*, London: Oxford University Press.
- Maruyama, Masao (1977) "Kindai-nihon no chishiki-jin (Intellectuals in modern Japan)" *Gakushikai-kaiho, tokubetsu-go*.
- Minobe, Tatsukichi (1934) "Rikugun-sho happyo no kokubo-ron wo yomu (To read the defense theory published by the Ministry of Army)" *Chuo-koron*, November 1934.
- Mori, Takemaro (1993) *Azia-Taiheiyo senso (Asia-pacific war)*. Tokyo: Shueisha.
- Nishimura, Minoru (2016) "Chishikijin to Kyoyo (Intellectuals and Liberal Arts)," *Okayama Daigaku Hogakkai Zasshi*, 66-2, 93-166.
- Rizal, José (1891/1912) *El Filibusterismo*, Ghent; translated by Charles Derbyshire, Rizal (1912), *The Reign of Greed*, Manila.
- Rizal, José (1892/1962) "Rizal's correspondence to Fr. Pastells" in *Miscellaneous Correspondence: Writing of José Rizal* v.2, José Rizal National Centennial Commission.
- Rizal, José (1893/1976) "Letter of Rizal to his nephew Alfredo T. Hidalgo, dated Dapitan, 20 December 1893." *Quotation from Rizal's Writings*, Manila: National Historical Institute.
- Takeuchi, Yo (1999) *Gakureki-kizoku no Eiko to Zasetsu (Glory and Frustration of Academic Career Aristocracy)*, Tokyo: Chuokoronsha.
- Tsutsui, Kiyotada (2018) *Sen-zen nihon no popyurizumu (Populism in pre-war Japan)*, Tokyo: Chuo-koron shinsho.
- Yasumaru, Yoshio (1968/2013) "Minshu dotoku to ideorogi hensei (Popular morality and the structure of ideology)" in *Collected Works of Yasumaru Yasuo*, vol.1, Tokyo: Iwanami-shoten.
- Yoshino, Sakuzo (1929) *Kindai-seiji no Konpon Mondai (A basic problem of modern politics)* Tokyo: Kurara-sha.
- Yoshino, Sakuzo (1932) "Minzoku to kaikyū to senso (Nations, classes and wars)" in *Chuo-koron*, January 1932.

中日友好と青年の使命

張 梅

司会（勘坂純市）：今日は中国大使館から、参事官であります張梅先生がお越しくださいましてご講演をいただきます。本年はご存知の通り創立者池田大作先生が1968年9月8日に日中国交正常化提言をされてからちょうど50周年になります。それから1978年に日中平和友好条約が結ばれて40年になります。非常に意義深い年になりますので、その間、創価大学では中国の皆さんと幅広い友好を広げてまいりました。その歴史を今日は学んでまいりたいと思います。最初に、私のほうから今日ご講演をいただきます張梅先生を紹介させていただきます。今中国大使館で参事官を務められています張梅先生は中華全国青年連合会、全青連の、派遣留学生として1999年本学に留学された本学の同窓生、皆さんの先輩であります。張梅先生は本学から帰国後、中国外交部、日本の外務省に当たる部署ですけれども、そこに異動され、アジア局一等書記として日中交流の最前線で活躍されてきました。特に中国のトップリーダーの日本の窓口として、数々の外交の舞台で重要な役割を任されてきました。2007年4月に温家宝首相が来日された際にも、通訳として同行されました。温家宝総理と創立者池田先生との会見でも、通訳として参加されています。2008年5月には胡錦濤国家主席の訪日にも同行されました。この胡錦濤国家主席の訪日は、当時の福田総理大臣との間で戦略的互惠関係の包括推進に関する日中共同声明が署名され、日中両国関係が新たな幕を開いた意義深いものとなりました。この時も、胡錦濤国家主席と池田先生との三回目となる会見が行われ、張梅先生がこちらもそのとき通訳をされています。このように、日中国交の第一線で、また、池田先生と中国要人との第一線で、長らく歴史の現場を通訳してこられました方であります。現在は、中国大使館の広報参事官として、両国の友好関係促進に尽力されています。本年は先ほど申しましたように、日中国交正常化提言50周年の意義ある年ですので、その意義を込めた講演会をお願いしましたら、大変ご多忙の中ですけれども、快く引き受けて今日は創価大学に来ていただきました。私も皆さんと一緒に日中国交の歴史と未来を学んでいきたいと思っています。張梅先生ご講演よろしく願いいたします。

Zhang Mei（中華人民共和国 駐日本国大使館 広報部参事官）

張梅：皆さんこんにちは。ただ今ご紹介をいただきました中国大使館の張梅と申します。私は実は先ほど先生もおっしゃったように、19年前、1999年の3月から2000年の3月まで創価大学で一年間、第29期生として留学をさせていただきました。あっという間に20年近くが過ぎてしまっていて、本当にそんなに時間がたっているのが信じられないくらいです。今日は大学に来てキャンパスをさきほど回ったんですけども、中央教育棟は当時まだなかったんですけども、池田記念講堂や教育学部は当時からありましたので、懐かしく思いました。本日、こんなに大勢の創大生の前で、このようにお話をすることができて本当に光栄に存じます。講演というよりは、皆さんと懇談という形で、最初は自分が話しますけれども、その後は、皆さんもし何かご質問がありましたら、どうぞご自由に出していただいて、皆さんとざっくばらんに、お話をさせていただきたいと思います。今年、池田名誉会長の中日国交正常化提言50周年であります。そして中日平和友好条約締結40周年でもあります。こういった節目の年に、創価大学で、みなさんとういうふうに交流できますことを大変光栄に存じます。中日国交がまだ正常化されていなかった時代に、池田名誉会長はさまざまな困難を乗り越えて、中日はこれから国交正常化すべきであるという非常に素晴らしい提言をされたということは、今考えてみると本当に大変尊敬すべきご決断であって、中国側も非常に池田名誉会長の提言のことを高く評価しております。中日国交正常化を推進する上で非常に重要な役割を果たされた方なのです。

私はいま、中国の外交部、日本でいえば外務省にあたるところで働いているんですが、実は外交部に入る前に、私は中国で一番大きな青年団体である中華全国青年連合会国際部で8年間仕事をしていました。創価大学、創価学会との縁は、そのときから結ばれました。当時は全青連の国際部と学会の青年部が定期交流の覚書を調印していました。その合意により、全青連は毎年、学会の青年部派遣の訪中団を受け入れます。同時に創価大学は、全青連の留学生を受け入れるという交流の合意がありました。私もそのおかげで、日本で、創価大学で一年留学することになりました。当時の私は実は、社会人として三年目だったんですけども、その間ほとんど外国に行くことはなく、数回くらい短い期間日本に出張を経験したことはありましたが、初めて海外で一人暮らしをしたのが創価大学への留学時代でした。私は今でもはっきり覚えています、中国研究会の皆さんが横断幕を掲げて周桜のところで待っていてくれました。「張梅先生熱烈歓迎」という横断幕を抱えて待ってくれました。私は、大いに感動しました。そのことは今でも、忘れることはできません。実は学会の皆さんとの交流は、留学の前にも何回かありました。というのは、代表団の相互派遣があります。全青連は、学会の青年部の交流のほかに、いくつかの日本の青年団体との交流をやっているんですけども、その中で一番勉強になる、勉強のできる代表団、訪日団というのは、学会の受け入れによる訪日団だったんです。なぜかと言うと、通常の訪日団は、日本に来て、表敬訪問に行き、懇談会を行い、日本の国会の見学とか、二重橋の観光とか多少観光のスケジュールも入れるんですけども、ただ学会の受け入れの代表団の時は、勉強のスケジュールばかりでした（笑）。本当にこの団を通じていろいろ勉強することができるんです。日本の各界の皆さんとお話ができて、代表団の派遣を通していろいろ勉強することができました。

大学時代、私はサンフラワーホールに住んでいました。非常に立派な留学生の寮でした。当時は中国からは三人留学生がいました。北京から二人、新疆ウイグル自治区からも一人留学生がいました。他に東南アジアあるいは欧米の国からも留学生がいました。そして創価大学は、留学生の皆さんがせっかく日本に来たのですから、いろいろ日本人あるいは日本社会に関する勉強をしてほしいということで、その寮に日本人の学生さんが六人、私たちと一緒に住んでおりました。その六人の日本人の女の子たちにも大変お世話になりました。年齢は私よりは下ですけども、本当に生活面でいろいろとお世話になりました。また、例えば休日あるいは大学の記念日の日に、いつも池田名誉会長が激励の言葉とかあるいはプレゼントを留学生のいるサンフラワーホールに届けて下さいました。そのときこの大学は本当に留学生、特に中国からの留学生を大事にしているんだなあと非常にありがたい気持ちでいっぱいでした。そして、何回か池田記念講堂で名誉会長の講演を聞いた大変貴重な経験もありました。

私は全青連を卒業して、外交部に異動しました。そのとき大変光栄なことに、中国の要人の日本語通訳をするようになりました。そしてもっと光栄なことに、胡錦濤主席、温家宝総理が訪日した際の名誉会長との会談の通訳をさせていただきました。目の前で先生がいらっしゃり、お言葉を聞いて深い感銘を受けながら、通訳の仕事をごんばっておりました。その中でも、今でも記憶に残っている大変貴重な思い出は、温家宝総理が訪日した際に、池田名誉会長と会見を行いました。その会見が始まってですね、双方が会見室に入って、腰をかけるそのときにですね、突然、池田名誉会長が「温家宝総理、本日は張梅さんという創価大学の留学生を通訳として日本に連れてきて下さりありがとうございます」という一言がありました。私は本当にびっくりしましたが、非常に大きな感動がありました。普通通訳というのは、あんまり存在感を示さないものなのですが突然、要人に自分の名前を提起されて、よく私のことを覚えていらっしゃるなど、そのとき本当に大きな感銘を受けました。若い時から結ばれた友情は一生涯、影響を与え続けることができると私は思います。ですから、皆さんもし、そういう機会がありましたら、ぜひ外国のいろんな方と交流して、友情を結んでいただけたらと思います。その友情が本当に自分の人生の、それから、将来ですね、ずっとその影響を与えたいと思います。私はいま、中国大使館で働いていますが、ご存知の通り、就任前は非常に大変な時期がありました。要するに、政府間の関係で、喧嘩はよくするんですけども、でも、青年交流をやっている、友好交流をやっている、やはりいろんな日本人の友人が、特に若い時からの友人がいてくれたおかげで、ずっと自分の心の中で、中日友好は必ず実現できると信じています。日本政府と当時関係が困難な時期に、ほとんど毎日ですね、申し入れたり、申し入れられたり、抗議したり抗議されたりという日々が続いたんですけども、でも自分の中で中日友好はあります、がんばればそれは実現できますというしっかりした信念がありました。それは青年時代からの積み重ねのおかげだと思います。

ここで、簡単に中日関係について、お話をさせていただきたいと思います。ご存知の通り、日本と中国は隣国であります。隣人を選ぶことはできますが、隣国を選択することはできません。中日は、いくら喧嘩しても関係が悪化しても、引越することはできないですから、自分の隣に

こういう国があるという現実をちゃんと認めて、その国と仲よくお付き合いをしなければならぬというのが中日の現実であります。しかも中日両国は、2000年の友好の歴史がありまして、その中の近代になって50年の不幸な歴史がありましたが、でも、この長年の歴史が証明するように、両国は仲よく付き合えば双方に利益をもたらすことができるんです。逆に戦えば、双方とも損をしてしまいます。これは歴史の中で何度も証明されてきました。そして中日双方は現実から見ても、政治だけではなく、私たちの日ごろの生活に直結する面から言っても、両国はおたがいににとって主要な貿易のパートナーであります。中国は一番たくさんの外国資本を日本からもらっているんです。同時に中国は、日本の主な海外の市場であります。双方の利益はしっかりと絡み合っていて、もちつもたれつの関係にあるということは、これは事実であると思います。また、国際社会全般からみても、人類社会はいま、経済のグローバル化という大きな流れにある中で中日は世界第2、第3の経済大国としてともに本地域、あるいは、世界の平和と発展を維持する重要な責任を担っております。同時に国際社会、あるいは、地域の国々からもそのことは期待をされています。私たちは、平和、友好、互惠、あとWINWINという道を歩んでいかなければなりません。つまり、両国にとって中日友好が、唯一の選択肢なのであります。私は日本語を勉強していてよく日本以外にも海外に出張や旅行に行ったりするのですが、英語がそこまで上手なわけではないので、海外に行って色々な国の人たちに囲まれて、たまに安心できないというか、不安感があるんですね。しかし、その場所に何人かの日本人が現れて、自分のわかる言葉をしゃべっている人がいると、ああ同じだな、同じくアジアの人なんだな、となんとなく安心感が湧いてきます。そういう経験が何度もありました。また、中日関係のもうひとつの特徴をお話します。中日関係の長期的あるいは健全的な発展を維持する上には、中日民間交流が大変重要な役割を果たしているということです。民間レベルの友好というのは、中日関係の非常に素晴らしい伝統であります。これは多分他の国同士の関係の中であまり見られないことかもしれないですけども、中日関係は国交樹立されていない時代に民間交流が本当に大きな役割を果たしていました。よく言われるのが、民を以て官を促すという言葉があります。当時は政府間の交流がなかった時代で、民間の方々が本当に大きな役割を果たしていました。中日国交正常化の実現も、その一つの大変重要な布石というか、きっかけはやはり民間交流が先にあったわけ为民を以て官を促すという言葉のとおりだと思います。そして今年国交正常化、46周年ですけども、両国の各界の友好の方々が、本当に大変に大きな努力を払われて、両国の各分野の交流を協力して積極的に進め、両国の国民の相互理解と友情を育み両国関係の改善と発展のために大きな役割を果たされました。その中でももちろん創価学会は、日本の民間団体として中日民間交流の中で大変重要な役割を果たされた団体であります。名誉会長は以前何度か中国を訪問されましたが、その時必ず中国の要人が名誉会長と会見していました。

これは名誉会長の中日友好への貢献、あるいは創価学会の大きな貢献を大変重視されていることの現れであると思います。中日関係がどんな状況にあっても政治関係がよくても、よくない時でも、両国の民間の友好の重要性は、これは、いつになっても変わることはないと思います。こ

れからぜひ、両国の益々多くの方々が、この民間交流に関わっていただき、両国関係の友好を推進していく大きな力となりますよう、本当に切に望んでいます。ご参加の皆さん、大学、学会の皆さんも含めてぜひ、どんどん中日友好運動に加わっていただければと思います。

あともうひとつ中日関係について、中国政府の政策についてですが、中国はずっと日本という国を大変重要な近隣であると位置づけております。一貫して日本との関係を重視しており、両国が平和、友好、協力という両国関係の大きな方向性を永遠に堅持しなければならないとずっと主張しております。そして中国側は中日の戦略的互惠関係の発展に非常に大きな力を入れてがんばってまいりました。これは、中国の国の政策であって、中日の間に何かがおきたらこれが変わるといことは絶対にありません。皆さんが多分新聞あるいはニュースで見られたかもしれませんが、先日、中国で、中央外事工作会議が行われました。中国と日本は同じ漢字を使っているけれども全然違う意味になることがあります。工作という二文字だけを見ても、日本では、意味は異なりますが、中国では実は「仕事」あるいは「取り組み」という意味で、中央外事工作会議が行われました。その会議の中で、日本のマスコミも報道しましたが、中国が今後周辺国とどう付き合っていくかという方針が明らかになりました。それはすなわち周辺諸国と仲よく付き合っていくと、中国は世界第二位の経済大国になったのですが、まだまだ途上国であって、これから国を発展させていくには、平和で友好的な周辺環境がやはり必要だということで、周辺諸国と争うのではなくて仲よく付き合っていくという方針を堅持するということが明らかになりました。その中でももちろん日本は非常に大事な隣国ですから、日本と仲よく付き合わなければならないというのは中国の基本の方針であります。両国関係が困難な時期に陥った時も中国も中日関係の発展を実現するために、中日関係の発展の正しい方向を守るために、色々がんばって見ました。例えば両国の政治関係にご関心のある方はご存知かもしれませんが、2014年の11月当時は非常に両国関係が冷え込んだ時期でした。その時中日の間で四つの基本合意が達成されました。

基本合意の内容は、今両国関係の直面している問題、そのボトルネックというか、どうがんばっても解決は難しいような問題を解決する時に堅持する原則が決められました。特に当時は歴史問題とか、領土の問題が非常に緊迫していましたが、中日の四つの政治文書の原則をしっかりと堅持して、この問題を適切に処理すること、話し合い・協議・交渉を通じて解決をしていくということが双方の間で合意されました。こういった基本合意、また、中日の間の四つの政治文書を堅持さえすれば、両国関係は新しい方向に向かって発展することができるというのが当時の双方合意でした。いまの中日関係は、ご存知の通りこの間李克強総理が成功裏に日本を訪問しました。これは中国の総理の8年ぶりの公式訪問でしたが、前回は温家宝総理が2011年東日本大震災の後に日本に中日韓の首脳会議に出席すると同時に被災地にも訪問しました。そのとき以来8年ぶりの中国総理の訪日です。この訪問で皆さんは日ごろ日本のテレビあるいは新聞をご覧になったかどうかよくわからないですけども、非常に日本政府は今回の訪問を重視して、安倍総理はほぼすべてのスケジュールを同行していただきました。特に北海道での全てのスケジュールに同行しました。最後の新千歳空港までの見送りまでして下さり、日本政府は非常に李克強総理の今回の

訪日を重視していました。この訪問でお互いの政治的な相互信頼を強化することができました。そして、これから実務協力を行い各分野の交流や協力を強化していくということが合意され、十項目の文章の覚書を調印することができました。さらに、人的、文化交流、人的往来を強化し、拡大していくということが合意されました。今両国政府はこの両首脳の間で達成された重要な合意を実行に移していけるよう今努力しているのですが、そのなかで非常に重要で、両国の協力が著しい分野は、一つは、ハイテク分野です。テレビでご覧になったかもしれませんが、李克強総理は北海道のトヨタ自動車の工場を見学しました。そのとき結構たくさん専門の質問をその場でして、いろいろ日本の自動車産業の発展や専門の技術のことについて尋ねました。中国は非常に日本のハイテク技術に興味を持っていて、これから協力する意欲があるということの表れであると私は思います。

今後、両国は革新対話メカニズムを作るということで合意しました。この中で知的財産権保護に関する対話も行うという申合わせがありました。気がついたのですが、日本のマスコミの報道で、例えば日本と中国はこういった分野の技術について協力していくとなると、いつも色々な雑音というか、反対の声があります。その反対の理由は何かと言うと、やはり日本と中国が協力したら日本の知的財産権が侵害されるのではないかという懸念があるようです。従って、今回の革新イノベーション対話のメカニズムの協力においても、両国の間で起きている知的財産権の保護に関する案件をこの対話の枠組みの中で処理をするということが合意されました。そしてもうひとつ、双方は第三国での市場における協力を行うということです。これは具体的には、ある東南アジアの国で一つのプロジェクトがあって、日本の企業と中国の企業、双方が受注していると、中日はこのプロジェクトで、日本がやるか中国がやるか両国は競争しているとよくこういうニュースが以前は多くありました。今回やはり中日は競争するのではなくそれぞれの長所を生かして第三国で協力をしたらどうかという合意であります。安倍総理も今回の李克強総理の訪日の際に、アジア地域において毎年インフラ施設の需要は金額にすると1.7万億ドルあるのですが、中日両国は、手を携えて協力すればこういった需要・ニーズを満たすことができるというお話をしました。安倍総理はまた、年内に訪中することが予定されていますが、自分の訪中の際に、できればその第三国での協力の第一回目のフォーラムを行いたいということで、すでに日本側はもちろん中国側も色々準備をしているところでもあります。これから基本的に双方の実務協力の方向と言えば、やはりこのふたつの分野が重点分野になってくるのではないかと思います。

中日関係ですね、テレビをつけたら、新聞を開いてみたらよく、政治、外交、軍事の話題がどんどん出てくるので、多くの人が両国関係がいつも緊迫しているような感じを抱くのですが、なぜこういった関係になっているかということを考えると、表では両国の領土とか、歴史問題、あるいは海上での問題が原因になっているかもしれませんが、私は、やはりその裏を考えてみれば、国同士の微妙な心理が働いていると思います。例えばみなさんも考えてみて下さい、自分のクラスの中で、自分の成績が一番よくて、優等生だったところに、急に自分の隣に、クラスメイトで、自分より成績のいい学生が現れて自分がもうこの日から優等生じゃなくなってしまったら自分の

心の中でどう思うか、ということを考えてみればわかるかと思います。中日両国は本当は80年代に、非常に蜜月関係というか非常に仲が良かった時代がありました。当時日本の映画やたくさんテレビドラマが中国に輸出されて例えば有名な俳優の高倉健さんとか、中野良子さんとか栗原小巻さんが、非常に中国でも有名な方でありました。その有名な俳優さんたちを、知らない中国人がいなかったというほど、非常に日本の文化が、中国に入っていて、これは両国関係が非常に緊密になっていることの現われであるかと思っています。二年くらい前に、高倉健さんが亡くなられて、日本国内もビッグニュースでしたが、中国でも大きなニュースになりました。当日の中国のCCTVの夜7時のニュースで高倉健さんが亡くなられ、中日の文化交流に大きく寄与した方であるというニュースが流れていました。そのぐらい、80年代は両国関係が非常にいい状態がありました。なぜ今のようになっているかといいますと、やはり中国の経済の発展が原因になっているんじゃないかなと思います。先の例で、自分より成績のいい人が現れてきたら、この人とどう付き合っていくのかわからなくなる心理が働いたと私は思います。急に、日本の隣に国土も広いし、人口も多いし、こんな大きな国があらわれて、もう自分が世界でも第2位から第3位になってしまい、アジアにおいてどうなるかもわからないという状況になってしまって、その国とこれからどう付き合っていけばいいかわからない、その微妙な心理が、働いて、色々な摩擦が起きてしまうかと思っています。普段、そういうことがなければ、摩擦にならないかもしれませんが、こういう心理が働いているのですから、色々な日中の間の矛盾や対立が起きてしまいました。私はやはり双方は、対立については先程申し上げたように、四つの政治文書が大事になってきます。その中で非常に重要な内容は、お互い、相手のことを協力のパートナーとし、お互いが脅威とはならない、そして、お互いに相手の平和発展を支持するということです。こういう政治文書に決められた言葉通りに双方が行動できれば、色々な中日の間にある問題を解決することが、私はできると思います。

これは中国側の一方的な押し付けということではなく、日本側と合意しているんですから、ちゃんとこの合意を行動にもっていくということは、これから中日のいろんな問題を解決するうえで大きな意義があるかと思っています。いまは非常によくなりましたが、特に李克強総理の訪日以来です。私は広報担当ですから、日本のマスコミと日頃から会い、いろいろお話すること、あるいは日本の新聞、テレビが中国に関して何を報道しているか確認することが、確認するという言い方は少しおかしいかもしれませんが、それが私の仕事の一部です。よく、以前は、日本の総理大臣あるいは外務大臣が海外に行く際、その海外訪問を報道する時に日本のマスコミは、安倍総理はヨーロッパの訪問を予定し、フランス、ドイツの総理と経済あるいは経済保障などについて話し合いをすることになっているが、それは中国の発展をけん制するための協議だといった内容の報道がありました。日本のマスコミにはこのような傾向がありましたが、幸いなことに李克強総理の訪日以来、日本のマスコミも中国のマスコミも、ようやく両国の間の政治、外交、軍事以外のいろんな分野の交流や協力を目を向けるようになりました。非常にありがたいことであるかと思っています。

近年、両国の国民の交流は、非常に速いスピードでどんどん発展をしております。特に去年は、両国関係が好転してきて、去年一年間で、735万人が中国から観光のために日本にきました。香港と、台湾を含めればですね、中国全体の観光客は、日本を訪れた外国観光客の半分以上を占めています。そのような大きな数字があるんですね。それと比べると多少日本人の中国に行く人数は少ないです。去年の数字は268万人だった上にその中の八割はビジネスである人たちです。観光のために中国に遊びに行きたいという人は二割しかいませんでした。これは少し残念なことであり、これからはぜひ、どんどん、たくさんの日本人の方々、特に若いみなさんが、中国においてなることを望んでおります。

この間、私は日本の人事院研修所、社会人一年生の公務員たちの研修をする所へ行きこういう形で交流をしたんですけども、聴いてみたらほとんどの人は中国に行ったことがありませんでした。これは中央省庁の人、つまり、外務省とか厚生労働省、あるいは経産省、公務員の方々なんですけども、ほとんど九割は中国に行ったことがないんですね。こんなに近い国なのに、行ったことがないということは本当に残念です。逆に中国からどんどん日本への観光客、増えています。私は週末にたまたま銀座のデパートに買い物に行くんですけども、地下一階、地下二階、一階かな、化粧品売場で化粧品を国内の友達に頼まれて買いに行ったんですね。そうしましたら、お支払いをする時に、番号札が必要です。順番待ちをするんです。番号の書いている紙を渡されてから、並ぶ場所をみてみたら全部中国語を話す人たちなんですね。中国からの観光客です。銀座の三越でしたっけ。非常に中国の観光客が多いですね。仕事で日本人の方と夜食事を一緒にすることがありますが、あるとき上野のてんぶらやさんですかね、仕事の関係で日本人の方と一緒に食事をしました。そのお店は非常に面白いお店で、毎日一テーブルしかやっていないんです。年配のおばあちゃんがやっているところで、上は自宅、下はお店という珍しい、珍しいというかユニークなてんぶらがおいしいお店です。雑談をしてみたらそのおばあさんが、数日前、中国人の女の子一人、リュックを持って、やってきました。ただ、ちょうどその日はそのお店の休みの日だったんです。でもその女の子がノックして、どうしても今日はここで食べたいのでわざわざ来ましたと言います。なんでこんな狭い店をあなたは知っているの？と聞いてみたら、SNSで調べて、ここのてんぶらやさんがおいしいと知ったのでどうしても今日はこのお店で食べたいと。その話におばあさんは驚いて感動していてじゃあやりましょうということで、非常に面白い話を聞きました。SNSというのは従来のマスコミよりは非常に大きな力があるみたいですね。中国人はネットで、日本のいいところ、おいしいお店を探しているんです。私は、東京に来る前に、実は大阪にある大阪総領事館で一年半くらい勤務しました。関西も中国からの観光客が多い場所です。よく奈良に行ってみたら、奈良の街は鹿がいつも自由に散歩してるんじゃないですか。鹿注意という道路標識もあるんですけども、たくさんの中国の若者の新婚さんが、ウェディングドレスの写真を奈良に行き撮るんです。中国で写真屋さんをやっている中国人もたくさんいますが、日本で今度鹿と一緒にウェディングドレスを撮りたいというお客さん向けの業務が広がっている写真屋さんも増えています。そういう状況になっているらしいんですね。あるいはいまの中

国の若者ですね。彼らの中には日本に来たらツアーに参加するのではなく、先程私が言った数字は基本的に旅行者のツアーをベースに統計をしているんですけども、自分でいろいろネットで調べて自由に観光するという方が多いです。皆さんが行くところは、以前思っていた伝統的な観光地、たとえば東京タワーとか上野公園とか二重橋とかそういうところではなく、日本人の普段生活をしている場所です。たとえば、春になったらバラのお花が5月に咲くんじゃないですか。中国からの観光客は都電の荒川線を見に行きます。5月になったらバラの花がたくさん咲いていて、都電荒川線電車が来ていてバラの花があって非常にきれいな風景の写真を撮れます。中国からの皆さんそこに行くんです。あるいは鎌倉ですね、アジサイと列車と一緒に写っている場所を見たいということで、これまでの観光のコンセプトとは違う、日本人が普段どういう生活をしているのかを見たいのです。あるいは、京都に行ったら、舞妓さんの衣装を着て歩いている人がいるじゃないですか。あれは基本的に八割が中国人です。お金を払ってあれを着て、日本の文化を体験したい、写真を撮りたい、というのが今の中国の若者の日本旅行のスタイルですね。私は大阪で勤務し、その後、九州の福岡総領事館で二年勤務していました。熊本大学に中国学友会があるんです。その会長と副会長が卒業をして一度上海に戻り、また日本にやってきました。何をしに戻ってきたかと言うと、大阪で家を二軒買って、ホームステイを始めました。民泊を始めました。大学を卒業したばかりの20代の若い夫婦です。このように中国からの若者が、日本を理解したい、日本を知りたい、日本の文化、あるいは日本人の普段の生活のスタイルに興味を持つようになり、どんどん日本に対する理解を深めているようです。ぜひ、これからは皆さんも含めて、もっと多くの日本人の若者の皆さんも中国に行っていただきたいと思います。

以前は日本からけっこうたくさんの方が中国に行っていました。そのあと両国関係が緊張して、一時期ストップしたことがあるんですけども、ストップの原因を尋ねてみたら、ひとつは政治関係があまりよくないから中国はこわいということ、もうひとつは中国のPM2.5が心配であるということが言われました。中国に行った日本人から言われた話ですけども、行く前は中国のイメージと言えばパンダ、自転車、でも一度行ってみたら、ああ、これは日本とそんなに変わらないんじゃないかな。特に北京や上海は全然日本とは変わらないじゃないですかと。道に迷ってしまい、周りの人に助けを求めようとしたら、もう親切に道を教えてくれて、日本とあんまり変わらない国であると。何回か言われたことがあるんです。ぜひ、皆さんがそういったチャンスがあれば、がんばって行っていただきたいと思います。

今日は中日友好と青年の使命というテーマですから、青年の皆さんに対する期待を述べさせていただきます。一つは、独立して独自に判断する能力をぜひ持っていただきたいと思います。なぜかと言うと、やはり中日関係を例にしてみるとですね、十年くらい前、当時は小泉総理が在任中で、毎年靖国神社に参拝に行っていて、両国関係はこの問題で非常に困難な時期にありました。そのとき小泉総理がよく言っていたのは、中国から反対であると言われているから行かないわけにはいかない。中国に言われているから参拝しないというのは絶対だめだというようなお話があったんですね。当時、日本のテレビで、テレビ局の人が街に出てインタビューをし

たんですね。小泉総理の靖国参拝をどうみるかというようなインタビューでした。私は見えていて驚いたのは、ほぼすべての人たちは、中国が反対しているから行かないというのはぜったいダメという、小泉総理が言っているのと同じようなことを言っていました。中国の若い皆さんはですね、わりと自分の頭で物事を判断する傾向が強いですね。マスコミがそう言っているから信じてしまうというわけじゃないです。マスコミの報道が偏る時はよくあるんです。それは日本のマスコミだけではなく中国のマスコミもそういう傾向がときどきあるんですね。中国の CCTV でよく将軍、軍人経験者の人を迎えて、中日関係について議論する番組が以前よくありました。でも、中日関係の全般をわからない人があれを見たら、明日にも中日はもしかしたら戦争するんじゃないかというような誤解を与えてしまうようなことは何度もありました。日本のマスコミもそうなんですね。視聴者の皆さん、特に若い方々は、あれを見て、つい信じてしまうという時がよくあるんですね。私はやはり、若い皆さんは自分の判断で、自分の経験で、あるいは自分が体験したことで、物事を判断していただきたい。本当のことはどうなっているのかということ、本当にマスコミが報道していることはこのことの全体像であるかどうか、それをぜひ考えていただきたいと思います。私はよく日本のマスコミの人に言うんですけども、中日の間でいろんな分野でいろんなレベルの人たちががんばっているんです。中日友好協力、交流をがんばっているんです。なぜあなたたちはそのがんばっているところに目を向けられないんですか、なぜいつも問題が起きてしまったらそのマイナスな部分ばかり報道するのですかと。もちろんこれはマスコミの特徴ですけども、でも、両国関係を発展していく上でマスコミは非常に重要な役割を果たしているんです。だから中日全般のことにぜひ、目を向けていただきたいと。また、中国の PM2.5 は非常に高い数値になっていると報道しますね。でも、ある期間は青空の日が増えていきます。でもそれを全然報道しない。悪化したら報道します。青空になったら報道しない。それはマスコミの傾向ですね。私はよく言うんですけども、中国は、たしかにいろいろ深刻な問題に直面しています。まだまだ途上国です。一人あたりの GDP は日本と比べて、まだまだ少ない。日本は 4 万ドルですが中国はまだ 8 千ドルですね。非常に大きな差があるんです。中国は日本の経済力に追いつくまで、あと 20 年 30 年必要です。いま、中国は日本を越えて豊かな国になっているか。絶対そうじゃありません。よく考えてみたら、まだまだ中国は日本と仲よく付き合い、日本からいろんなことを学んで、両国で一緒にがんばっていく必要があると。中国にはまだまだ日本が必要であるというのが私の持論です。

でも中国政府はちゃんと措置を講じているんです。ちゃんと考えているんです。講じている措置は短い間に効果が出てくるかもしれないです。でも効果が出てこない場合もあるんです。でも、それをマスコミはちゃんと報じてほしいと思い私は日頃仕事の一部としてがんばっています。若い皆さんもぜひ自分で独自に判断する能力をもっていただきたいと思います。

あともう一つ、目の前の一言、二言だけで自分の判断が左右されるんじゃなくて、長い目を持って、ものごとを考えていただきたいということを私は皆さんにお勧めしたいと思います。中国大使館が行っている取り組みの一つですが、中国の文化あるいは中国の社会、あるいは中国人が

普段どんな生活を送っているかということをもっとたくさんの方の日本人の方に知ってもらうために、代々木公園で、チャイナフェスティバルをやります。今年は9月8日、9日、大変光栄なことに、9月8日はちょうど名誉会長の提言50周年の記念日です。その同じ日に代々木公園で朝10時から夜7時までチャイナフェスティバルをやります。中国の芸術団がやってきます。ブースも100くらいあって、飲食、物販、展示があります。他にも企画コーナー、パンダハウスとか中日のカラオケ大会、中日の卓球大会など、いろいろ企画もやっています。ぜひみなさん足を運んでいただければと思います。以上、ざっくばらんにお話をさせていただきました。皆さんのほうから何かご質問があればぜひ、おっしゃってください。ありがとうございました。

司会：張梅先生大変にありがとうございました。それでは、なにか質問があれば挙手して下さい。

質問1：今日は大変貴重な講演ありがとうございました。教育学部4年生です。張梅先生が話してくださったなかで、日中の関係が非常に緊迫した関係になってしまっているその背景についてですが、その微妙な心理状態を乗り越えるためには、今話してくださった、若い私たちが独自に判断する能力を持つということと長い視野を持つということが非常に重要なのかなと感じたんですが、その能力を身につけるためには、私たち日本の学生が、身につけなければいけないこと、学ぶべきことはなんだと思われませんか。

張梅：質問ありがとうございます。やはり、視野を広げることですね。私は日本に来てもう5年が過ぎましたが、日本の若者の皆さんが海外に行くことはどんどん少なくなっているようです。中国に行かないだけでなく他の国にも行かないという傾向になりつつあるんですね。やはりいろんな国、いろんな文化と接触をして、体験をして、自分とは違う思想がある、違う価値観あるいは文化、生活、習慣があるということをちゃんと知っていただいたら、自分の将来、末永い人生に大いに役立つんじゃないかと思います。それから、中日関係の微妙な心理を克服するには、やはり長い視点でお互いのことを協力のパートナーとみなすということが非常に大事です。相手はライバルではなく協力のパートナーであり、一緒に手を組めば、一緒に発展することができるという信念をぜひ固めていただければということですね。李克強総理の訪日の際に安倍総理は40周年記念のレセプションですばらしいお話をされていました。それは、中日は、今日から競争から協調の新時代に入ると、両国が手を組めば、できないことはないということをおっしゃっていました。これは今の中日関係に一番必要なことじゃないかなと私は思います。

質問2：本日は貴重なお話ありがとうございました。経営学部1年生です。私の友達で、外交官になりたいという人がいるのですが、国際関係の仕事をしていく上で、学生時代にやっておけばよかったなということ、やっていてよかったなということを教えていただければ嬉しいです。

張梅：外交官になるには、何を勉強すればよいかということですが、国際関係、国際政治の勉強

はもちろん必要ですけども、私も実は大学のときの専門は日本語だったんです。中国と日本はちょっと違うんですね。日本の外務省は、基本的に外国語を勉強した人を外務省に入れるというのではなくて、いろんな分野を学んだ人を外務省に入れるんですね。入った後に、例えばこの人は将来中国に関することをやるということになったらこの人を中国に派遣します。二年、三年、留学させて、語学の習得をさせます。中国は基本的に外国語を勉強する人が、外交と関係のある仕事をやるようになるんですね。私は日本のやり方のほうが、わりと健全であると思うんです。外交官は、外国語だけを勉強しているのでは足りないんですね。その意味で、やはり一つは、視野を広げることですね。目先のことだけじゃなくて、歴史を勉強することも大事です。外交というのはよく妥協の芸術といわれるんですが、自分の利益だけを獲得して、相手が損をする、これは外交じゃないです。外交は必ず、お互いに妥協して、双方がWINWINにならないと成り立たないんですね。やはりそれを達成するために、柔軟性の育成が必要じゃないかなと思います。

質問3:ご講演ありがとうございました。教育学部3年です。張梅さんからみて、創立者のすごさ、偉大さをどのように感じられたのかということをお伺いしたいと思います。

張梅：私は社会人になる前から、池田名誉会長のことを知っておりました。北京大学が私の母校ですけども、当時から創価学会と交流がありました。学会の代表団が北京大学を訪問していて、自分はまだ一年生、二年生でしたが、先輩方あるいは先生方と学会の皆さんとの交流を隣で勉強させていただきました。全青連に入って、創価学会青年部と毎年定期交流をやってましたが、何回か光栄なことに、名誉会長が全青連の派遣の代表団に会っていただきました。そのときから先生のおっしゃっていたお言葉、また、先生の思想を勉強するようになりました。池田名誉会長が中国、あるいは中国人に尊敬されている理由はなによりも中日友好へのご貢献です。よく中国の人民日報とか CCTV が先生に関する報道をするときに、中国人民が非常に尊敬をしている古き友人でいらっしゃるというような評価がされます。まだ国交正常化がなかった時代に、まわりからいろんな反対、あるいは抗議の声がありました。中国との国交正常化反対というような声がありました。でも、そのなかで先生はいろんな困難を乗り越えて、何としても中日は国交正常化しなければならないということを強く訴えられました。そんなことをできる人物はそんなにいないんですね。私はよく先生と中国要人の会見の時に同席をしていて、やはり本当に先生の頭のなかには全世界のことがあると思いました。日本あるいは中国のことだけではなく、世界の歴史、現在、将来、国際情勢の流れについて、はっきりした判断、あるいは若者がものごとを判断していく上で非常に役に立つ素晴らしい思想がありました。これからまだまだ私もさらに、勉強をしなければならないところがあると思います。近年、中日関係が非常に紆余曲折の道をたどってきました。靖国の問題、また島の問題で、両国関係がギクシャクしていました。その中で、先生のご指導のもとにある創価学会は、以前と変わらず、中日友好を堅持し、両国は話し合いによって解決すべきであり、両国は平和的にお付き合いをすべきであるということはずっと主張し続けてこられま

した。これは日本社会全般の両国関係に関する雰囲気の中で非常にありがたいことです。中国の皆さん方にとって中日関係を発展するうえで本当に心強い存在でございます。

質問4：貴重な講演ありがとうございました。理工学部4年生です。この授業は創価教育論という授業で、創価教育について学んできました。中国の教育と創価教育とは違うと思うんですけども、実際に中国の大学で勉強された後、日本に来て創価大学で勉強されたと思うんですけども、中国の教育と日本の教育、特に創価教育との違いや、実際に創価大学で勉強されて、なにかこの創価教育について感じたところ、驚きなどありましたらぜひ教えていただきたいと思います。

張梅：中国と日本との教育の違いのところですが、日本の教育は個性の育成は大事にしているんですね。学生さん、生徒の皆さんお一人一人の主張、自由に物事を考える、その創造力の育成、中国よりはこの面のことを大事にしているんじゃないかと思うんですね。中国は進学教育が強く、特に近年は、いい学校に行きたくても資源が限られているんですね。競争の中で敗れないために週末も休日も塾に行行って勉強する。もう幼稚園の頃から勉強が始まっているんですね。その学生は将来の進学のために非常に重い負担を負っているんですね。でも、これもやむをえないことであって、日本はそれと比べるとそれほど緊迫した状態ではないかもしれません。私は大使館の中の自分の同僚が、子どもを日本の現地の小学校に置いて、中国に戻ると、結構たくさんの方が心配するんですね。たとえば小学生四年生で中国に戻ると基本的に三年生からやり直す人が多いんです。そうでないと、もうついていけないんです。どんどん勉強のレベルはアップしてるのですが、でも日本では、たとえば小学一年生の皆さんは本当にすくすくと元気に育っているんですね。毎日気持ちよく遊びながら勉強している。私は教育を研究したことはないですから、創価教育論も20年前はない授業ですから、あえてコメントをすることはできないんですけども、ただ、ひとつ当時留学をして創価大学で感じたことのひとつに、非常に外国からの留学生のことを大事にしているんです。皆さんは感じないかもしれないんですけども、私は一外国人として、外国の留学生として非常に強く感じるんです。他人とは違うような行動をとらないというのは日本人の基本的な特徴ですけども、日本人がほとんどの中で5%しかない留学生の他者はどうなるかというと、私は全然一度も不愉快な思いはしなかったんです。非常に温かく見守っていただいて、周りの日本人の学生、先生方、あるいは寮に一緒にいた日本人の六人の学生、管理人の方、私たちは、おかあさんとおとうさんと呼んでいたんですけども、自分の本当の日本の親のように仲よく付き合っていて、生活上で自分が悪いことしたら叱られることもよくありました。こういう非常に親しい関係でした。創価大学は留学生のことを大事にしている、特に中国からの留学生は非常に大事にされていて、本当に温かい気持ちで、創価大学で一年留学することができました。創価教育の理論についてはまた、これから勉強させていただきたいと思います。

質問5：貴重な講演ありがとうございました。文学部1年生です。日本人の中国に対するマイナ

スイメージを払拭するには、何が一番ベストと張梅さんは考えますか。

張梅:やはり交流ですね。交流しないと相手がどんな人であるか、相手の国がどんな国であるか、行ってみないとわからないですから。直接交流することが非常に重要です。この間、日本の議員の皆さんとの懇談会の機会がありました。その日本の方から言われた話に、両国関係に影響を与える重要な要素が二つあるんです。一つは政治家、総理大臣、中国の国家主席、総理のハイレベルの往来が、そのトーンを定めるんですね。両国関係の雰囲気がこの間の李克強総理の訪日によってだいぶよくなったということもそのひとつの表れですね。あともう一つはマスコミで、マスコミが相手の国のことをどう報道するかは、非常に重要です。さっき申し上げたように、全面的、客観的に報道することが大事です。やはり先ほど私が申し上げたように独自に判断すること、あるいは長い視野をもつこと、いろいろ見て判断をすることですね。他の国、人の言っていることを聴くだけでなく、どうしてもマスコミの報道は偏ってしまうんですから、やはり自分で確かめないと、本当のことはわからないと思います。

司会:では、本日の特別講演を終了したいと思います。大変にありがとうございました。

草創の創価大学を語る

—第3回入学式と滝山寮の日々—

本 多 正 紀

皆さん、こんにちは。私は、3期生の本多正紀と申します。本日は、このような、機会を下さった創価教育研究所の皆さま、そして出席していただいた学生の皆さんに感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

1973年、昭和48年ですが、私たち3期生の入学式の時、創立者の池田先生は初の記念講演でこのように言われました。「新入生の皆さんに対して、卒業してからのことを述べるのは、少々早すぎるかもしれませんが、いかなる地、いかなる場にあっても、母校を思い、母校を誇りとし、母校を守り立てていく皆さん方であってほしいというのが、私のお願いであります」。創立者のこの警咳に触れた一人として、母校のため、後輩の皆さんのために、少しでもお役に立てればとの思いで来させて頂きました。今日は、(1) 創価大学草創期と創立者、(2) 第3回入学式講演「創造的人間たれ」、(3) 寮生活の日々などをテーマにお話をしたいと思います。どうか皆さん、宜しく願いいたします。

(1) 創価大学草創期と創立者

先日、家族からLINEでユーチューブのアドレスが送られてきました。タイトルを見ると、NMB48の山本彩(さやか)卒業シングル「僕だって泣いちゃうよ」と。見てみると、本当に驚きました。なんと、NMBのメンバーが歌い踊る素晴らしい映像と音楽の背景にそびえ立つのは、我が母校の池田記念講堂ではないですか。すごいセットが組まれていましたが、皆さんもご覧になりましたか。

テレビのドラマにも何回も出ていますね。今や創大キャンパスはロケの聖地と言われるまでになっています。私が入学した頃の創大は、ラーニング棟と昔の体育館とグラウンドがあるだけのキャンパスでした。無論、こんなにも発展するとは、想像だにできませんでした。今年で創価大学は創立47年、ほぼ半世紀を迎えるわけですが、私が入学した頃とは別の大学と言っても良いくらいです。

これから、草創期の話をさせていただきますが、時の流れという上では、皆さんが生まれる遙か前の時代の話です。確かにそうですが、大学は学生にとっては4年間の未知の体験をするところ

す。誰にとっても、初めての体験であり、常に自分にとっての草創期と言えるのではないのでしょうか。ですから昔話と思わず、草創期のキャンパスに自分もいると思って聞いて欲しいのです。創立者のお話もしますが、そのご指導や指針も、今の皆さんに直接語られていることと受け止めて頂きたいと思います。

まず創価大学創立の原点から確認していきたいと思います。

創価大学の設立が構想されたのは、創価学会の戸田城聖第2代会長と若き22歳の池田先生の師弟の対話からでした。それは、今から68年前の、私もまだ生まれていない、1950年（昭和25年）11月16日です。当時、戦後経済の混乱の中で戸田先生が経営していた会社が営業停止となり、学会の理事長職も返上するという窮地のさなか、ただ一人師を支えていた池田青年に戸田先生は語ったわけです。

小説『新・人間革命』にはこう綴られています。

「伸一、大学をつくろうな。創価大学だ」「人類の未来のために、必ず創価大学をつくらねばならない。しかし、私の健在なうちにできればいいが、だめかもしれない。伸一、その時は頼むよ。世界第一の大学にしようじゃないか!」

最悪の事態のなかで、しかし師は弟子に、遠大な未来を見据えて大学設立の希望を語り、実現を委ねたのです。ちなみに、聖教新聞創刊の構想が語られたのもこの年の8月24日のことでした。

創価大学の創立は、三代にわたる師弟の精神の結晶として、池田先生が託され、断じて成し遂げると誓われた一大事業でした。しかも、「世界第一の大学にしようじゃないか」と。

この一言、現にその歩みは着実に進んでいますが、創大の全ての卒業生、現役生、教職員の方々が、この原点を絶対に忘れず、私たちが創立者から託された目標として、世界第一の大学実現へ前進し続けて行かなくてはならないと思うわけであります。

それと、もう一つ。開学に掛けた創立者のご苦勞はどれほどのことであったかということです。土地や教員の確保やさまざまな許認可など多く関門があったと思います。大学の開設資金もそうです。創立者は、それも書き残して下さっています。

創立者が創価学会の第三代会長に就任した1960年当時、学会には、学校をつくるような財政的な余裕は全くなかったといわれます。どうしたか。結局、創立者お一人が、原稿を書き働きに働いて、設立の資金をつくるしかなかった。創価学園の設立にも、先生はご自分の印税を投じられました。創価大学の開学に際してもそうでした。

大学の設立には、当時のお金で約60億円が必要でした。ちなみに、71年当時、ラーメン一杯180円、大卒男子の初任給が36,000円ぐらいという時代でした。その60億円のうち、創立者は自分の全印税7億円を投入され、また、先生の出版物による学会収益の25億円も使われた。さらに、学会本部からの寄付金16億円。それでも足りず、学会の会員同志に呼びかけやむなく寄付金を公募しました。そして、12億円が集まり、創価大学が設立できたと記されています。

ここに分かるように、創価大学は創立者がご自分の生命を削るような血のにじむ努力の末にできた大学であるということ。さらに、当時は皆まだ貧しいなかでしたが、その創立者の構想実現に参加したいとの学会員の真心によって、汗と涙の浄財によって、建てられた大学ということです。

この広大なキャンパスの施設一つ一つに、私たちが踏みしめる敷石の一枚一枚に、創立者の、そして創立者と心と同じくする無名の庶民の方々の、創大生への大きな期待が込められているわけであります。まさに民衆立の大学として誕生し、「大学に行けなかった人のために尽くす大学」を標榜する創価大学です。素晴らしいキャンパスで学ぶとき、この誇りと感謝と使命を忘れない、英知を磨くは何のためを忘れない、というのが創大精神であると思うのであります。

こうした苦勞の末に、創価大学は1971年（昭和46年）に開学します。しかし、開学式や入学式に創立者の姿はありませんでした。このように開学当初、来学される機会は多くありませんでした。

ちなみに、草創期の歴史を振り返るために、私は開学の71年から79年頃までの「創価学会三代会長年譜」を全て読み返して見てみました。そうしますと、大学行事以外に、学会の行事で来学された時も含めると、開学初年度の1971年度は7回、2年目の72年度は6回です。しかし、3年目の73年度になると22回、4年目の74年度は40回、5年目の75年度は45回、6年目の76年度は28回で、飛躍的に増えていきます。私が3期生として学部在籍した4年間でいえば、135回、大学院に行った2年間も含めると6年間で174回来学してくださっています。それだけでなく、創価学会の会長としてまさに席の温まるいとまもないほど、世界を回り、全国の同志のために連日東奔西走されている創立者が大学に来てくださることは、どれほど大変なことか。

その上で、開学当初その機会が多くなかったことにはいくつかの背景がありました。先生ご自身がこのように言及されています。

「一期生の入学式の時は、私は出席してあげられなかった。新入生の諸君と、わずかな教職員、そして御父母の方々が入っても、会場の中央体育館はガランとしていた。一九七一年（昭和四十六年）の四月、当初の予定を二年早めての開学であった。国内には大学紛争、世界でもスチューデント・パワーの嵐が吹き荒れた直後であった。行き詰まった教育界に希望の暁鐘を打ち鳴らすためにも、一日も早く、創価大学をスタートさせることを決断したのである。このため、創価高校の第一回卒業生も、開学に間に合うことになった」（「随筆『新・人間革命』」）

つまり、一つは、当初、創価大学の開学は73年（昭和48年）にするとの計画で進んでいた。しかし、当時、大学紛争の嵐が吹き荒れるなか、真の大学教育を目指して開学を早める必要があったことや、創価高校の一期生が卒業する年でもあるということから予定が2年繰り上げられたのです。

また創立者は、こうも綴られています。

「大学の運営に関しては、学長をはじめとする教職員に任せようと決めていた。もちろん、困

ったことがあれば、相談にはのる決心であった。だからといって、学長など、大学を担い立つべき人たちが、いつまでも創立者である自分を頼りにして、自立できないようでは困ると思った。創価大学がめざしているのは、“学生参加”を原則とした、新しい理想的な学園共同体である。教職員は人を頼むのではなく、大学のことは、すべて自分たちが責任をもつのだという強い自覚を、早く固めてもらいたかった」(小説『新・人間革命』)と。

さらに、当時の一部教員のなかには、教育や学問研究は教員が責任を持ってやっているのだから、大学は学会の会長である創立者とは距離を置くべきだというような、考え違いをする教員も多少いたようです。

しかし、創価大学の学生は、創立者を慕い、その人間教育を求めて集って来たわけで、一日も早く、創立者に大学に来ていただきたいという声が、全学生の中に、教職員の中に強く強く湧き上がってくるのは必然のことでした。

何としても創立者をお呼びしようという機運が全学に生まれるなかで、初年度の秋11月21日、全くゼロからの出発で、第1回の創大祭が行われ待望の創立者来学が実現します。

創立者は「学生の皆さんの招待ならば、私は必ず行きます」と学生の願いに応えてくださった。そして、記念フェスティバルの席上、「今後、諸君の後には、何万、何十万という後輩が陸続と創価大学の門をくぐることでしょう。その後輩たちのためにも、先駆を切って、道なき道を開き、建学の精神に貫かれた人間教育の軌道を作っていただきたいのであります」と万感の思いを込めて語られたのです。

その創立者を求める魂がさらに輝くのが、開学2年目に行われた第1回滝山祭、第2回創大祭であり、創立者と学生、教職員が一体となった大学建設の大きなうねりが生まれていったのであります。

この第2回創大祭の時に、創価大学で草創期から今も歌い続けられる唯一の歌、「学生歌」が誕生します。そのとき創立者は、「創価大学は本来、明年開学の予定であった。それを2年早めて開学した。本来は、君達は学生ではなかった。従って君達も私と同じ創立者である。その誇りと使命をもって、来年の3期生を、この歌で迎えていこう」と言われました。

この1期生、2期生が築いてくれた草創期の苦闘の日々が、「自分たちが、創立者を求め、創立者とともに、理想の大学を建設するんだ」という開拓精神が、創大の学生魂となっていく出発点になったのです。

(2) 第3回入学式講演「創造的人間たれ」

私が入学した第3回入学式の記念講演のことをお話しさせていただきます。初年度、2年目と1期生、2期生の先輩たちは、まさにゼロからの出発で創大の伝統を築き、創立者に大学へ来ていただく場が開かれていったわけですが、入学式には第1回も第2回もご出席されませんでした。そのなかで、大学公式行事の入学式に何としても創立者を、との全学挙げての悲願が73年の第3回入

学式でついに実現することになったのです。

先に触れたように当初、73年に創価大学を開学するという計画だったことから、開学3年目にあたるこの年を、いわば「真の開学の年」と位置づけ、新しい本格的な大学建設の出発の年にしようとの気概が全学にあふれていました。

学生自治会では、創立者を入学式へ招くことを代議員会の議題とし、満場一致で可決したそうです。創立者は学生の総意であることを聞かれ、「学生諸君の強い要望ですから、創立者として、出席しないわけにはいきません。喜んで出席させていただきます」と出席を決定され、初の記念講演を行うことも約束してくださった。

それが、創立者講演の草創三部作といわれ、創価大学論ともいうべき「創造の人間たれ」の講演です。改めてその内容を確認したいと思います。

創立者は、講演の冒頭でこう言われます。「言うまでもなく、創価大学は皆さんの大学であります。同時にそれは、社会から隔離された象牙の塔ではなく、新しい歴史を開く、限りない未来性をはらんだ、人類の希望の塔でなくてはならない。ここに立脚して、人類のために、社会のために、無名の庶民の幸福のために、何をすべきか、何をすることができるのかという、この一点に対する思索、努力だけは、永久に忘れてはならないということを、申し残させていただきます」

これこそ、創価大学開学の意義を端的に示されたものと言えます。その上で、大学、学問というものの意義に言及されていきます。

まず「大学というものが、社会にいかなる影響を与えるか」を歴史的に考察され、14、15世紀のルネサンス＝文芸復興はどうして起こったか。それは、単に文学、芸術の広場で偶然に起こった変革だったのではなく、その前段階に「学問の大復興、大学の発生という、より深い地盤からの胎動」があったことを示されます。

では、この学問復興の精神的機軸となったのは何かといえば、人文主義、すなわちヒューマンイズムだった。人間を見つめ、真理を追究する旺盛な知識欲というものだった。このことを通し、「歴史を動かす要因は、自由なる人間の思索であり、生命の潮流である」と結論づけられました。

このことに関連し、「人々は、ともすれば、表面に現れ、残された歴史の精華だけを把握しようとし、そして、その形式だけをまね、伝統だけを重んじて、自らの行動原理としてしまう傾向が強すぎる。それらの業績を推し進め、達成させた、より深層部の原因に目を向けようとしない。そこに過去のさまざまな変革の失敗があったとも私は見たい。目前の成果に目を奪われ、その達成のみに明け暮れる行動は、所詮、徒勞に終わらざるを得ない」と指摘されました。

この創立者の洞察は、あらゆる社会も、団体の未来にも当てはまる大事な視点、ものの見方ではないか。私たちも忘れてはならない視点ではないかと思えます。

次に、創立者は大学、学問の使命について、論を展開されました。すなわち、大学において、いかなる意義ある研究・教育が行われているかによって、国家あるいは社会の、ひいては文明そのものの消長が決まるということ。その学問も、あくまで人間を基調にしていかなければならないということです。

古代における最高学府として有名なプラトンが創立（紀元前 400 年頃）したアカデメイアや釈尊の教育法を例に挙げて、それらが、歴史に大きな影響を残している原因は、真理の探求に当たって、どこまでも人間を基調にし、その本質を解明し、特性を啓発することに最大の目標をおいたからに他ならない。逆に、人間的なものに根を持たない学問や真理の探究は、抽象的で空虚なものとなるか、軽薄で底の浅いものになるかいずれかであろう、と指摘。人間らしく、真実の人間の復興を勝ち取るべく、学問の道を、真理探究の大道を歩んでいくところに、本来の大学の使命がある、と論究されました。

こうした大学の本来の使命を認識した上で、創立者は私たちに、「創造的人間であれ」と熱望されたのです。いわく、我が創価大学の「創価」とは、価値創造ということである。すなわち、社会に必要な価値を創造し、健全な価値を提供し、あるいは還元していくのが、創価大学の本来目指すものでなければならない。したがって、創価大学に学ぶ皆さん方は、創造的な能力を培い、社会に対し、未来性豊かに貢献していく人となっていただきたいのである、と。

では、その創造性を養うには、やはり「人間とは何か」という人間学に戻らざるを得ない。生命・人間というものを直視し、その開発を目指すというところに、創造性の鍵はあると示され、創価大学はこの人間学の完成をめざし、その基盤の上に、学問の精華をちりばめて社会変革の原動力になっていくよう訴えられ、「創造的人間であれ」ということを、皆さんはもとより、創価大学の永遠のモットー、特色、学風にしていってはどうかと示されました。

最後に、「私のこれからの最大の仕事も教育であります。それは、21 世紀の人類を、いかにしたら幸福と平和の方向へリードしていけるか、この一点しか私の心にはないからであります。その心から、私は皆さんに、人類の未来を頼むと申し上げておきたい」と結ばれたのです。

この創立者の講演は、創価大学の、崇高な使命を高々と掲げる講演でありました。誰もが、深い感動を覚えました。この「創造的人間たれ」との指針は、創価大学に学ぶ私たちが生涯をかけて追求していくべきテーマでもあると思います。またそれは、師匠から与えられた、人間としてのあるべき姿、目標点ととらえて思索し、探求し抜いていきたいと思うのです。

創立者は、「人間とは何か」という人間学に戻るべきであり、その開発を目指すというところに、創造性の鍵はあると強調された。これは、45 年前の講演ですが、21 世紀の現代にあって、まさにこの観点は時代の要請となっていると言えるのではないのでしょうか。

先日、評論家の田原総一郎さんが創価学会の強さを探るという視点で、その名も『創価学会』という本を毎日新聞出版から発刊されました。それを読んでいて、まさにこの思いを深くしました。

田原さんは、今後、人間の生、生きるということに最もインパクトを与える科学技術は二つある。それは iPS 細胞が開発されたこと、もう一つが AI（人工知能）の急速な進歩だといっています。

iPS 細胞は、早ければ 2020 年には医療現場での応用が実現するといわれていて、これから寿命は確実に延びていく。寿命革命の時代がついにやってくる。120 歳まで生きられる社会が実現してくだらうともいわれる。

その一方で、AIの開発により、人間がこれまでやって来た仕事の多くは、近い将来にAI、またそれを応用したロボットに取って代われ、人間のやるべきことはどんどん減っていくと予想されている。

2015年に発表された、オックスフォード大学の研究者と野村総合研究所の共同研究では、10～20年後には日本の労働人口の49%が就いている職業が人工知能にとって代われる（ことが可能になる）という結果さえて出ている。その通りになったら大変です。しかし、すでに現在においても、無人のコンビニが登場し、車の自動運転の研究はかなり進んでおり、小説や絵画をかくAIも話題になっています。

つまり、寿命は延びるが、同時に生き甲斐である仕事はなくなっていく。さあ、こういう現実をどう受け止めればいいのか、暮らしや経済はどうなる、人々は何を心のよりどころとし、どう生きていけばいいのか。

この話は皆さんが、これから生きていく日本のそして世界の未来はどうなっていくか、という有力な予測ととらえられるものです。まさに激動、大変化の時代です。これまでのものの考え方や社会の制度、家庭や仕事の在り方、全てにそれは影響し、変わって行かざるを得ない。そこでは、何が求められるのか、単に仕事がなくなるというだけではなく、新しい価値観や新しい仕事さえ生まれるでしょう。それはどういうものか。まさに、もう一度人間というものを直視し、そこから出発して生み出していくべきものばかりです。まさに「創造性」が問われる時代です。皆さんの力にかかっているわけです。創立者が「人類の未来を頼む」といわれた意味が大きく響いてくると感じるのは私一人ではないと思います。

(3) 滝山寮の日々

1973年4月、私たち3期生は、創大生としてスタートしました。当時のキャンパスは、ラーニング棟と体育館、グラウンド、それと滝山寮が主な施設で、それでも広いと思いましたが、現在の大発展ぶりからすれば、こぢんまりとしたものでした。栄光門が“正門”で、栄光門の脇のバス発着所は当時からあって、そこが創大生の唯一の足でした。

滝山寮は12人一部屋で、中寮が経済学部、東・南寮が法学部中心、北寮が文学部という構成でした。朝と夜は食堂で食事ができ、食堂の上が大広間の集会室になっていて、全寮生の会合などができました。寮生活はほぼ完全に、寮生自身の運営に任されていました。各部屋に残寮生の先輩が2人ほどいて、室長となり、各寮のことは寮長を中心に室長会で決めていくという形でした。

開学3年目を迎えたこの年から創立者の来学は頻繁となり、創価大学を中心にして池田先生の世界的な戦いが音を立てて開始されたかのごとき感がありました。

創立者の世界平和とそのフォートレスたる創大建設に賭ける並々ならぬご決意と行動は、学生一人一人にも強く伝わってきました。

その頃生まれたのが、「創立者と共に創立者の精神で」という合言葉でした。創大に学ぶ使命

と誇りを胸に、寮生も勉学にそして大学建設に、また学会活動に没頭しました。学生部の組織も先輩とのつながりで八王子以外に所属した友も多く、活動を終えるとバスもなく、八王子駅から寮まで歩いて帰ることもたびたびで、珍しいことではありませんでした。とくに寒い冬は大変でした。皆、経済的には貧しく、アルバイトに精を出すメンバーも大勢いました。今になれば、その一つ一つの経験が貴重な青春の宝です。

1969年（昭和44年）、創立者は、創大の設立について述べた講演で、寮の構想を発表され、学生寮を教育の場として、積極的に取り入れていたことも創価大学の特色の一つになったといえます。かつての旧制高等学校がそうであったように、学友同士が寝食をともにしながら、深い友情を結び、人間的な啓発を図ろうと、大学をあげて、寮の充実に力が注がれたのです。

ところで、この滝山寮の名前ですが、これは1期生の先輩である田代理事長が全寮代表のときに決まったものです。はじめは、「男子寮」の1号棟、2号棟という味気ない呼び名でした。2年目を迎えるに当たって名前を付けようということになり、「この近くに滝山城址があるから、滝山寮というのはどうだろう」と。四つの棟も、「東寮」「南寮」「北寮」、そして「中寮」となりました。そのことを創立者に報告すると、「滝山寮か。ロマンがあっていいね。しかし、滝山城は落とされたりしていないか、調べた方がいいよ。落城していたら元気が出ないからね」とのご指摘。先輩たちは、慌てて史料にあたり、八王子の歴史を研究すると、滝山城は、丘陵の地形を巧みに利用した、難攻不落の関東屈指の名城であったことがわかったのです。

寮生活といえば、なんとといっても忘れられないのは滝山祭です。創立者が滝山寮を初訪問されたのも、開学2年目の7月、第1回滝山祭に来学されたときです。初日の7月6日、雨の中、初めて滝山寮を訪られました。創立者は南寮の一室を訪れ、寮生たちのベッドを見ると、「みんな、ここに寝ているのか」と言っ、ゴロリと横になり、両手を大きく伸ばし「うらやましいな。ほくも、こんなところで、思う存分、本を読んで、勉強したいな」と語ったと小説『新・人間革命』にあります。

以後、創立者は来学された時に、滝山寮以外の男子寮、女子寮にも足を運ばれ、寮生と懇談したり、食べ物や日用品の差し入れをしてくださったり、折に触れては励ましに次ぐ励ましを送り続けてくださいました。

開学3年目の73年7月、第2回滝山祭が盛大に行われました。創立者は初日には「スコラ哲学と現代文明」の記念講演。これも草創三部作の一つですね。

滝山祭では、創立者は学生たちのなかに飛び込むようにして共に過ごしてくださいました。30度を超す暑さのなか、麦ワラ帽子を被り、寮の前の道に立ち並ぶ模擬店を回って励まされ、浴衣にわらじ姿の寮生が担ぐ手作りの駕籠にも乗ってくださいました。名づけて「諸天のかご」です。手作りの彫刻の像を除幕、将棋大会にも特別参加し寮生と一局。学生が負けました。創立者は汗ビショリになりながら励ましを送り続けられたのです。

滝山祭の掉尾を飾って、3日目の夕方から体育館で行われた盆踊り大会にも、寮生から贈られた浴衣を着て、参加されたのです。この盆踊り大会には、学生だけでなく、父母たちや地元の市民も数多く参加されていましたが、皆、大喜びでした。さらに、創立者は太鼓のバチを手にし、学生たちの生命に轟けとばかりに、力いっぱい叩かれた。少しでも、皆に思い出を作ってあげたい、創大生がんばれ、寮生がんばれ!との創立者のご慈愛に心から感動しました。叩き終えた先生の手を見て、滝山祭の実行委員長であった1期生の三好さんが、慌てて絆創膏を用意し、貼らせて頂くという場面もありました。創立者は、「私は学生の味方です。徹底的に動き、徹底的に激励に走る。この五体が、たとえ動かなくなろうとも、私は学生を守るために働きます」と語られています。まさにその万感の思いが込められた創立者の姿でした。

私が3年生で全寮代表の時には、各寮、部屋やサークルに呼びかけて山車を作り、八王子市内のメイン商店街で創大と滝山祭を市民に広くアピールするパレードまでやりました。キャンパスでも行い、創立者はそのパレードにも声援を送っていただきました。

私たちの時代の滝山寮の歴史で特筆すべきことといえば、盛大を極めたこの滝山祭とともに、中国からの留学生の入寮も忘れられない出来事でありました。

1972年9月に日中の国交正常化が実現します。中国政府はこれを受けて本格的な国作りのために、初の国による正式な留学生を日本に派遣する決断をするわけです。しかし、当時の日本には中国からの留学生を受け入れる大学がなかった。そこで、74年の年末に中国側から寄せられた受け入れの要請に、創立者は快く応じられ、自らが身元保証人になられ、75年4月、男子4人、女子2人、計6人の留学生が創大に入学するのです。そして、留学生は男女それぞれ寮に入り、共に創大生として生活を送っていくのです。この時、私は滝山寮の全寮代表をしていました。

その日、滝山寮は弾んでいました。創立者が中国からの留学生6人とともに、入寮式に出席されたのです。75年4月7日のことでした。当時、創価大学は開学5年目。教育環境も整い、創立者が毎月のように来学され大学建設の情熱が学内に満ちあふれていました。

時を同じくして、先生は世界平和への対話を本格的に展開され、前年5月に第1次訪中、9月にはソ連初訪問へ。12月の第2次訪中で周恩来総理と会見が実現するという、まさに歴史的な戦いが繰り広げられていたときです。私たちは、創立者のもとで、日中友好の歴史の一翼を担える感動にまさに胸を躍らせたのです。

滝山寮集会室での入寮式に中国留学生とともに出席された創立者は、留学生を「ようこそ! よくいらっしゃいました」と真心で迎えながら、共に寮生活を送る5期生に対して、「この留学生との友情を軸として、未来永劫にわたる中国の友人となり、両国間に大きく美しく、そして尊い絆の歴史を築いてほしい」といわれ、皆で歌を歌って歓迎しようとの提案に私たちは夢中で愛唱歌を歌ったものでした。

創立者はさらに「浅きを去って深きに就くは丈夫の心なり」という御文があります。日本の学生は“浅き”に進もうとしている。何のために大学にきたのか。何のために学ぶのか。何のた

めの知識か。この“何のため”という根本精神を忘れてしまっている。丈夫とは革命家です。人民のため労働着を着て、人民のために奉仕するという中国の精神を学ばなくてはならない。いずこにあっても、いつになっても、丈夫の心をもっといただきたい。あの大学はこうだから、時代はこうだからと甘えた心では二流三流の生き方です。真の意味で、連続革命の担い手として、どのように人民に奉仕していくかが大事なんです」と語られ、さらに「八王子は寒いから体を大切にしてください。風邪をひかないように。親元から離れてもう甘えられないし、今日からは、自分で自分の体に戦っていきなさい。一人で頑張ってるんだ。どうしようもない時は、助け合ってやってください」と語られたのです。

入寮式が終わると、創立者は留学生とともに歩いて大学キャンパスを案内されました。寮から今の栄光門に向かう坂道には全寮生が並び、創立者は美しい夕日に照らされた一人一人の顔を見つめ、励ましの声をかけながら歩みを進められたのです。寮生は生涯忘れないと思います。

この中国からの留学生の方たちは、程永華駐日大使、許金平中日友好協会副会長など皆外交や日中友好の最前線で活動しています。

程大使が就任したのは、2010年2月28日です。駐日特命全権大使として連日、フル回転のスケジュールのなか、3月9日には就任の挨拶に来られ、聖教新聞社で創立者と会見されました。懇談のなかでこの入寮式のことを話題になり、「先生は、私たちの入寮式にも出てくださいました。その時日本語を教えてくださいました。コップに入った水を指して、これを日本語で何と言いますかと。水です、と答えると、先生は、これは日本ではおひやというんだよ。僕は江戸っ子だから、おしや、になっちゃうんだけれどね、とおっしゃいました。それから、桜吹雪のなか大学構内を案内してくださいました。その時、周桜と私たち6人の名前を付けた桜の植樹を提案してくださいました。忘れられません」と程大使は懐かしく語っていました。程大使も許副会長もたびたび来学され講演をしていますので、皆さんも聞かれたと思います。

ソ連からの留学生だったガルージンさんも、現在、駐日ロシア大使です。世界とアジアの平和を考えたとき、最大の要となる両国の駐日大使がいずれも先生の下で学んだ創価大学出身です。創立者が世界とアジアの平和の基を築いてくださっていると実感します。

創立者から頂いた、「浅きを去って深きに就くは丈夫の心なり」、創大生はこの心で行けと励まされた意味をかみしめたいと思います。どこまでも民衆のため、社会のために尽くしていくという使命感に立ち、あえて労苦を引き受けていく丈夫（ますらお）たれ、という精神であると思います。以来、この精神が滝山寮の伝統となりました。この「丈夫」の生き方を、それぞれの道で実現していく。その創大魂、寮生魂を生涯、堅持していきたいと思うのです。

最後に、忘れられない光景として、私が1年生の時の73年10月、第3回創大祭の初日に、企業の代表ら約700人を招待し、祝賀会を催した時の創立者の姿に触れたいと思います。会場は中央体育館（当時）。翌々年卒業を迎える1期生の初めての就職活動に備えて、来賓を招いて行われたのです。来賓は驚きました。創立者が出迎えていたのです。一人一人に、深く頭を下げてい

く創立者。相手が年上でも年下でも、その姿は変わりませんでした。

そして、創立者は企業関係者に対して「創立者の池田です。学生が就職活動で何った折には、どうか、よろしくお願いします」「創大生は私の命です。純粹で限らない可能性をもっています。来年、1期生の就職活動が始まります。どうか、創大生をよろしくお願いします」と言われ、手にした名刺を一枚一枚、丁寧に差し出しながら休むことなくあいさつを続けられたのです。

創立者は常々、語っておられます。「創大生の栄光の未来のためには、いかなる応援も惜しまない」「私が、世界の人々のなかを駆けめぐるその胸中には、常に大切な、そして心より信頼する諸君の存在があったことを知っていただきたい」と。このような創立者を持つ大学が日本中、世界中にあるでしょうか。私はそう思うと、創大生の使命の大きさと創立者への尽きせぬ感謝を心の底から実感するのです。

今日は、草創期の創立者の来学のご様子、ご指導を中心に話してきましたが、冒頭にも申し上げましたが、これは昔話ではありません。この創立者の心は、現在の今日ここにお集まりの皆さん一人一人に全く等しく向けられているということを忘れず、かけがえのない創大生としての日々を勝利して行って欲しいと願っています。創価大学のますますの発展と若き後輩の皆さまの勉学と世界への雄飛をお祈りし、つたない講義ではありましたが終わらせて頂きます。長時間ありがとうございました。

中国における「池田思想」研究の動向（15）

高橋 強

1. 池田思想研究の学術シンポジウム等

(1) 第12回「池田大作平和思想研究国際フォーラム」

2018年3月2日台湾台北市の中国文化大学にて、学者30名、学生約400人が参加し、「平和・文化・教育——人権の世紀へ、民衆の大河」というテーマのもと、上記フォーラム（同大学「池田大作研究センター」主催）が開催された。同フォーラムでは22大学から28名の学者が論文を発表した。

今回のシンポジウムのテーマには、そのサブタイトルとして「人権の世紀へ、民衆の大河」が付されている。それは同年1月に発表されたSGI提言のタイトルである。論文のキーワードとして同SGI提言を取り上げているのが劉焜輝教授（中国文化大学）であったので、ここでは同教授の論文要旨を紹介する。

2018年のSGI提言は「人権の世紀へ、民衆の大河」がテーマであるので、本論文では、人権教育の本質及び青年の人権問題に対して堅持すべきものに関してその理論的基礎を探求する。人権教育の内容は国連の「世界人権宣言」に立脚し、今日的問題—核廃絶問題、難民問題、高齢者問題、持続可能な発展の問題に対し如何に有効的な措置を講ずることができるかが、現代の国家には試されている。

青年の人権教育に対して堅持すべきものは、(1) 青年は人権教育の重要な存在で、知識に留まるのではなく、行動が必要である、(2) 他者との共生理念を有し、多様性への認識や共生意識を有することが重要である、(3) 戦争の悲惨さや核廃絶の思想を伝えていくことが必要である、(4) 寛容の思想を持つことが必要である。寛容とは他者の心を主体的に擁護することで、青年は崇高な精神を持って行動に移していかねばならない。

多くの国においては人権教育を国家の教育政策の一環としているが、人権に違背した措置が依然として存在し、遅れた人権教育の内容が拭い去れていない。従って人権教育だけを語るのではなく、人権教育は時代の最先端の、また知行合一の人権教育であるべきである。

以下、「会議日程」に基づき発表論文のテーマを紹介する（以下敬称略）。

午前中、以下の基調講演と分科会が開催された。

基調講演

趙建民「台湾海峡の平和—池田会長と張理事長との会談から」（中国文化大学）

第1分科会

高橋強「教育者池田大作から見た張其昀—『教育と文化の王道』を通して—」（創価大学）

王萬清「心理学を運用し創価教育の目的である幸福を実践する」（台南科技大学）

胡金定「私の知っている創価学会」（日本・甲南大学）

劉廷揚「池田大作先生の『平和共生思想』をもって環境の危機を解決する根本の道とする」（高雄師範大学）

第2分科会

陳鵬仁「池田大作の世界交友録」（中国文化大学）

鄭鑑鏘「人道の世紀に向かう新人類の新しい世界」（南台科技大学）

吳啓新「人を以て本となす理念の実践—社会的企業における労働価値の創造」（中正大学）

吳世全「人を以て本となす理念の探求—池田大作思想と設計思考の共通性」（中原大学）

第3分科会

劉焜輝「人権教育の本質及び青年の堅持すべきもの」（中国文化大学）

林瑞明「池田大作『SGIの日』記念平和提言中の言葉の使用頻度の分析」（東亜技術学院）

蔡明発「『自由、平等、博愛』とナポレオン精神の新世紀平和への路」（明新科技大学）

何佳玲「高齢化社会における第三の人生についての考察」（淡江大学）

午後、以下の分科会が開催された。

第1分科会

林彩梅「大学教育の使命—青年の力で希望の黎明を」（中国文化大学）

吳安妮「池田大作先生の哲学思想の企業『創新戦略』要件に対する影響」（政治大学）

林欣美、吳明傑「池田大作人間主義思想と実践を理論的基礎として企業の社会的責任を探求する」（建国科技大学）

周健「戦争か平和か、それが問題である」（中国文化大学）

第2分科会

黃麗鴻「二十一世紀の平和教育—『平和の世紀の夜明け』を通して」（台湾首府大学）

楊統研「生命教育と持続可能な発展」（経国管理暨健康学院）

卓琬真「哲学の触発、共生の善を通し、平和文化運動の拡大を」（修平科技大学）

陳勁廷「オーストリア経済学派の牧口常三郎価値論に対する影響」(東華大学)

第3分科会

林廷璘「池田大作平和共生精神の永久的新価値の創造」(致理技術学院)

黃大璋「池田大作世界市民理念と創価教育の大学教育に対する啓発」(台北城市科技大学)

周建亨「素食の推進で平和対談の契機を啓発する」(中国文化大学)

李彦良「人権時代と民生時代」(中国文化大学)

第4分科会

唐彦博「池田大作の人間と自然の共生思想から中国生態文明の建設を考察する」(台北海洋技術学院)

葛瑞森「Zen and the Art of Motorcycle Maintenance」(中国文化大学)

李振明「文化のルーツを尋ねる、台湾美術百年史構築」展に体现された池田大作文化・教育理念」(台湾師範大学)

賴瑛瑛「芸術の社会的影響力」(台湾芸術大学)

(2) 第15回「サービス業管理とイノベーション」学術シンポジウムでの基調報告

5月17日台湾台南市の南台科学技術大学にて、上記学術シンポジウム(同大学商管学院、国立澎湖科学技術大学人文管理学院、中華サービス管理協会主催)が開催され、「企業倫理の新時代の様相」のテーマのもと4名の研究者による基調報告が行われた。

発表者とテーマは以下の通りである。

林彩梅「平和共生倫理に基づく経営の優位点について」(中国文化大学)

高橋強「『利、善、美』の価値創造間の関係を論ずる」(創価大学)

唐彦博「池田大作の新時代企業倫理観」(台北海洋技術学院)

劉廷揚「『対等な対話』を以て社会の新倫理関係を開く」(高雄師範大学)

(3) 日中国交正常化提言50周年記念「日中新時代フォーラム」

9月8日八王子市にある創価大学にて中華日本学会の研究者を招き、上記シンポジウムが開催された。11大学・機関からの14名の研究者が発表した。発表者、発表テーマは以下の通りである。

基調報告

王榮華「人類運命共同体とアジアの未来」(復旦大学)

西園寺一晃「池田日中提言の歴史的意義」(東日本国際大学)

賈蕙萱「池田提言の物語を振り返り、その意義を知る」(北京大学)

玉井秀樹「日中新時代への指針：人間共和の連帯をアジアから世界へ」(創価大学)

第1分科会

王鉄軍「池田会長の『共生』の時代性」(遼寧大学)

胡令遠「池田提言と中日の4つの政治文書について」(復旦大学)

汪鴻祥「池田提言と新時代日中関係」(創価大学)

第2分科会

葛建華「The feasibility study of Sino—Japan building a community of shared future for mankind」(天津社会科学院)

裴桂芳「南アジアにおける中日インフラ整備の合作」(河北大学)

杉本一郎「日中経済連携の経済効果」(創価大学)

第3分科会

陳秀武「池田大作先生の理念を高揚し、アジア文明の持続可能な発展を推し進める」(東北師範大学)

陳多友「仏教の中国思想文化に対する影響について」(広東外語外貿大学)

高橋強「池田大作の『日中友好』思想とその実践」(創価大学)

樋口勝「社会主義中国と創価思想」(創価大学)

記念講演

宮本雄二「軋む戦後国際秩序とあるべき日中関係」(元駐中国日本大使)

程永華「中日の新時代を切り開くために」(駐日本中国大使)

(4) 第10回「池田大作思想国際学術シンポジウム」

10月27日、28日上海市にある復旦大学にて、「人類運命共同体のビジョンと実践－日中平和友好条約締結40周年、池田提言50周年記念」のテーマのもと上記シンポジウムが開催された。これには中国国内外の53大学・機関から研究者約160名が出席した。提出論文は74本であった。

今回のシンポジウムはメインテーマにあるように「人類運命共同体」ということもあり、74本の論文中21本がメインテーマと直接関連があった。どのような観点からの考察であるのかを回顧すると以下のような観点があげられる。「全地球的倫理と国際法治」、「池田大作平和主義」、「池田大作平和共生思想」、「池田大作の人類運命共同体への論述」、「共生と対話」、「共生」、「池田大作文明対話思想」、「池田大作運命共同体思想」、「共生の原則」、「池田大作平和観」、「池田大作平和主義思想」、「新世代の青年の価値」、「人間革命」、「池田大作仏学思想」、「池田大作の平和教育

思想」、「大学の思想政治教育」、「地球民族主義」、「池田大作の人類運命共同体構築の過程」、「池田大作の人間主義」、「宗教」、「平和友好」で、そこにおけるキーワードは“平和”“共生”“対話”があげられる。

さらにまたサブテーマにあるように「池田提言50周年記念」ということもあり、74本の論文中7本が池田提言に関するものであった。その考察の観点は、「池田の『文化、教育、青年』交流を中心として」、「その背景」、「歴史的意義」、「歴史的意義と現代への示唆」、「新時代の中日関係への示唆」、「『新・人間革命』（友誼の道）との関係」、「池田大作の訪中足跡」で、日中友好の未来展望を開く内容であった。

以下は提出された論文である（「会議手冊」掲載順、敬称略）。

10月27日午後

「平和主義」セッション：

- 曹剛「人類運命共同体、地球倫理と国際法治」（中国人民大学）
- 紀亜光「周恩来、池田大作の尽力した中日友好の時空的定位」（南開大学）
- 高岳倫「池田大作平和主義の人類運命共同体構築に対する価値」（仲愷教育基金会）
- 羅国振「共生と対話：“人類運命共同体”の文明的内包と構築過程」（華東師範大学）
- 曲徳林「“共生気質”から“人類運命共同体”の構築を解き明かす」（清華大学）
- 劉愛君、鄭培国「池田大作の“人類運命共同体”に関する論述とその実践」（大連工業大学）
- 馬利中、王志敏「『一帯一路』と中日協力」（上海大学）
- 李彦良「偽りの平和と真の暴力」（中国文化大学）
- 王沢応「池田大作の運命共同体及びその建設思想を論ずる」（湖南師範大学）
- 高橋強「68年『池田提言』と日中友好の未来展望—池田の「文化、教育、青年」交流を中心として—」（創価大学）
- 魏明超、蔡立彬「人類運命共同体は如何にして可能となるか—“人間革命”を語りながら」（仲愷農業工程学院）

「文化主義」セッション：

- 拜根興「池田大作、王蒙『未来に贈る人生哲学』を読む」（陝西師範大学）
- 譚桂林「池田大作の文学批評を論ずる」（南京師範大学）
- 冉毅「池田の詩歌—民衆の精神的故郷」（湖南師範大学）
- 董芳勝「脳科学から音楽の人間革命論の意義を解析する」（創価大学）
- 張昌玉「牧口常三郎の“地”観—『人生地理学』を例として」（中国人民大学）
- 劉繼生「価値創造と仏教哲学」（創価大学）
- 三浦大樹、河瑛愛「日韓関係の中の池田大作に関する思想：特徴、焦点、含意」（韓国・慶熙大学）
- 陳毅立、馬利中「近代日本の日蓮主義及びその特徴」（同濟大学、上海大学）

陳多友「仏教の中国の思想文化に対する影響—池田大作人間主義思想を語りながら」(広東外語外貿大学)

陶金「池田大作の“人間論”的対話思想の中の東方仏学理念」(大連海事大学)

「教育主義」セッション

陳志興、張帥飛「人類運命共同体の視野の下で池田大作平和教育思想を探求する」(南昌大学)

陳鵬仁「池田大作の世界交友録(2)」(中国文化大学)

小山内優「創業者池田先生の提言とその背景」(創価大学)

崔学森「壁内には花が咲き、壁外にはそれらが香る—日本国内と国外の池田大作思想への認識の隔絶」(大連外国語大学)

蔣菊「池田大作の人間主義教育思想における教師を論ずる—職業関心と意義」(肇慶学院)

謝忠璋「子供を中心とした教育の実現—青年教師の池田大作教育主義の実践」(台北市無界塾実験学校)

李鋒「池田大作の平和文化観に基づいた“文化対話”能力の養成を論ずる」(佛山科学技術学院)

浅井治「人類運命共同体と地球民族主義—“軍事競争”から“人道競争”に向かう」(広東外語外貿大学研究員)

曹婷、常娜「池田大作の人を本とした教育」(陝西師範大学)

「人間主義」セッション

胡金定「日中国交正常化提言の歴史的意義」(日本・甲南大学)

唐彦博「池田大作の老人の権利保護から中国の老人政策の発展を講ずる」(台北海洋技術学院)

傅紅英「池田大作の女性文明思想の研究」(紹興文理学院)

莊弘鈺「AI時代の人間主義—法学教育を中心として」(台湾交通大学)

陳逸倩「どうすれば日中友好を永遠に持続させることができるか」(復旦大学)

黄順力「池田大作の“民衆外交”思想—『池田提言』の歴史的意義と現実への啓発」(厦門大学)

胡令遠「“池田提言”と『新人間革命』」(復旦大学)

林昶「“池田提言”と池田大作の中国での足跡」(中国社会科学院)

汪鴻祥「池田提言及びその新時代中日関係への示唆」(創価大学)

暴鳳明「創価学会の入会の類型と信仰強化の類型の分析」(北京大学)

李朋飛「池田大作の慈善観」(中山大学南方学院)

10月28日午前

「平和主義」セッション

鐘明華「消費社会における“人間の尊厳”の実現」(中山大学)

張艷涛、張順鳳「池田大作の平和観と人類運命思想を探求する」(厦門大学)

- 章舜欽「池田大作の平和主義思想と人類運命共同体構築」(厦門大学)
周建亨、林彩梅「平和共生経営倫理と世界の発展—その意義と実践」(中国文化大学)
賈凱「池田大作の平和共生思想と人類運命共同構築の比較」(厦門大学)
楊茜茜「人類運命共同体構築の基本的道德原則」(中国人民大学)

「文化主義」セッション

- 姚朝文「池田大作の仏学思想における人類運命共同体意識の表出」(佛山科学技術学院)
樋口勝「馮契と創価思想の比較研究」(創価大学)
卓光平「『人間学』談話：『精神革命』から『人間革命』への変遷——池田大作の魯迅人文主義思想への理解と再解釈」(紹興文理学院)
松森秀幸「中日の仏教家居士・指導者間の交流—池田大作の心の中の趙朴初」(創価大学)
李昌英「池田大作の生態哲学思想」(中山大学南方学院)

「教育主義」セッション

- 王夏冰「池田大作女性観と『中国近現代史綱要』改訂—中日関係史を中心として」(安陽工学院)
張楠「池田大作の高等教育思想構想」(南京理工大学)
蔡瑞燕「池田大作の人類運命共同体構築過程」(仲愷農業工程学院)
浅井康子「“生命尊厳” 哲理に根ざした創価教育—福祉教育の実践からの考察」(広東外語外貿大学研究員)
姜葦洋「人類運命共同体の視野の下での大学思想政治教育のプロセスを探る」(瀋陽工程学院)

「人間主義」セッション

- 李桂梅、柳柳「池田大作女性倫理想緒論」(湖南師範大学)
韋立新「“新地球社会”の主役を創造—『新地球社会の創造』から池田大作の女性観及びその平和思想を考察する」(広東外語外貿大学)
胡嘉明「現代の突破—池田大作の“人間主義”の仏教哲学解釈」(貴州大学)
叢曉波「池田大作幸福思想の3つの境界」(創価大学)
劉建榮、陳訪柔「新時代の嫁姑関係と家庭の幸福」(湖南師範大学)
王麗榮、洪美玲「池田大作“人間主義”の視野の下での人類運命共同体研究」(中山大学)

「青年フォーラム」

- 李錦「宗教的平和と平和的宗教」(創価大学)
馬曉敏「人類運命共同体の視野の下での周恩来と池田大作の平和友好の追求」(南開大学)
何不為「池田大作の“人間主義”的教育観の儒教的起源」(貴州大学)
何竟銘「大連外国語大学池田大作研究会の活動実践」(大連外国語大学)

王麗栄、龍維「池田大作の文明対話思想と人類運命共同体の構築」（中山大學）

潘承健「『人間主義』哲学の観点からの自明の選択」（貴州大學）

（5）その他（学部生、院生、学生団体等のシンポジウム）

① 5月26日仲愷農業工程学院にて、同学院「廖承志・池田大作研究会」主催の「同研究会設立3周年記念大会」が行われた。同大会では、指導教員の蔡立彬教授から設立の背景および意義が確認された後、中日友好の決意や日々の研鑽の成果が報告された。同大会には、創価大学からの留学生や、清華大学など他大学の学生も参加した。

② 12月1日中国文化大学にて、同大学「池田大作研究センター」主催の第6回「国際青年フォーラム」が「21世紀の青年—平和、文化及び教育」と題して行われた。これには12の大学から約200名が参加した。発表論文は15本であった。以下、分科会順に発表者とテーマを紹介する。

「第1分科会」

邱意晴「結合という池田哲学思想を探求する」（清華大学）

林長昇「音楽を以て池田大作平和思想を探求する」（輔仁大学）

「第2分科会」

蔡慈亮、劉廷揚「池田思想のレストラン・旅行業従事者のプレッシャー減少に対する啓発」（高雄師範大学）

王文彬「池田大作平和思想と儒家思想」（中山大學）

「第3分科会」

許芷嫣「環境教育を以てサービス施設を解説し環境理念を述べる」（華梵大学）

廖奎鈞「創価教育学の比較教育研究」（大同大学）

「第4分科会」

蕭鈞庭「池田大作の人間主義思想の科学技術の発展に対する影響」（台湾師範大学）

王彦淳「池田大作思想の企業像及び企業の社会的責任に対する影響」（台湾師範大学）

陳榮秋「PM2.5と環境保護行動」（国立中央大学）

「第5分科会」

黃振豊「池田大作教育思想から託児センターの経営哲学を探求する」（台湾師範大学）

趙佩增「企業の社会的責任と構造的暴力」（中国文化大学）

羅巧容「池田大作の平和共生及び持続的発展思想の農業復興に対する影響」（台湾大学）

「第6分科会」

洪達媛「双方向展示における観客の行為・意向研究—創価芸文展を例として」（台湾芸術大学）

陳燕好「音楽を民衆の心の中へ—池田大作の観点から音楽の推進を述べる」（台北教育大学）

林心禹「池田大作平和共生論から音楽課程の設計を探求する」（台湾師範大学）

2. 池田研究の成果等

卓光平『战后日本文化语境中的“池田鲁迅”研究』（中国社会科学出版社2018年3月）が発刊された。

譚桂林『唤醒人们的诗心—池田大作文学创作初论』（南京大学出版社2018年5月）が発刊された。

日中友好学術研究助成プログラムで、「創価学会と中国社会科学界の交流研究—池田大作の中国の足跡から新時代の発展まで—」、「池田大作の平和共生構想研究—SGI提言を中心として—」が日本滞在研究助成として採択された。

『人生地理学』補注」補遺（第6回）

斎藤正二

解題

前々号に引き続き、思想家・斎藤正二の畢生の大事業と言うべき『牧口常三郎全集第2巻 人生地理学（下）』「補注」の未公刊部分を〈補遺〉として掲載する。遺稿の掲載を御許可下さった斎藤氏の御遺族にはこの場を借りて胸奥より深く感謝を申し上げる次第である。

第二十章以降の補注は『牧口常三郎全集第2巻 人生地理学（下）』には収録されていない。前々号（第10号）では、「第二編 地人相関の媒介としての自然／第二十章 植物」の〈補注1〉から〈補注142〉のうち、〈補注1〉から〈補注9〉までを掲載した。本号では〈補注10〉から〈補注23〉までの原稿のなかから、斎藤がほぼ完成させていたものを番号順に掲載する。一覧にすると以下の通りである。

- 補注10 栽培（八五ページ、注12）
- 補注11 栽培植物と人生及地（八五ページ、注13）
- 補注12 人類の直接利用に供する植物（八五ページ、注14）
- 補注13 作物（八五ページ、注15）
- 補注14 根塊（八六ページ、注17）
- 補注15 穀物（八六ページ、注19）
- 補注16 蔬菜（八六ページ、注20）
- 補注20 本邦にては北海道石狩川平野以南は……（八八ページ、注5）
- 補注22 蜀黍（九〇ページ、注2）
- 補注23 紋鼈（九一ページ、注10）

なお、以下の補注については原稿が存在せず、本号では収録していない。

- 補注17 其の主要なるものは左の如し（八六ページ、注21）
- 補注18 其の用途により区別して重要なるものを挙げれば左の如し（八六ページ、注22）

補注 19 稲の世界に於ける重要な産地は亞細亜の南……範囲内に在り（八七ページ、注4）

補注 21 豊葦原の瑞穂の国（八八ページ、注6）

以上は「第二十章 植物」の「第二節 栽培植物と人生及地」（上掲書、八四～九六頁）に付けられた補注の半ばに当たる。残り半分は次号以降に掲載予定である。

斎藤正二の『人生地理学』補注』また「第二十章 植物」の「補注』については既に伊藤貴雄氏の解説があるので、詳細はそちらを御覧いただきたい（『創価教育』第5号、第10号に掲載の〈『人生地理学』補注』補遺〉の解題を参照のこと）。伊藤氏の解説を引き継いで簡潔に述べるならば、『人生地理学』補注』の特徴は、現在の自然科学研究の成果も逐一参照しつつ『人生地理学』の記述との照合作業を行い、牧口の用いた言葉を『人生地理学』執筆当時のコンテクストに丁寧に位置づけていること。そして、そこに浮かび上がる若き牧口の思考様式を精確に掴み取り、後の『創価教育学体系』につながる思想的萌芽をも鋭く読み取っていること、にある。

「補注』では、長大な文献引用が間々見受けられるが、このことが却って我々読者に裨益するところ大であろう。丹念に引用文を追っていくうちに、斎藤の卓抜な文章も相俟って、まるで講義を受けているかのような感覚を得るのは私一人だけではあるまい。〈講義録〉であり〈最良の研究手引き〉ともいえる「補注』を、ぜひ御味読いただきたい。

（岩木勇作 記）

凡例

- ・表記は基本的に第三文明社刊『牧口常三郎全集第二巻 人生地理学（下）』の補注に準拠する。たとえば、「1 社会てふ語（一九三ページ、注1）」は、同書一九三ページに見える「社会てふ語」に付された〈脚注1〉のための〈補注1〉を意味する。
- ・原稿は縦書きだがそれを横書きに直した。それ以外は原稿の指示を極力反映してある。文中の引用形式は『全集』補注に準拠し、引用原典（縦書き）の右・左傍線は下線に統一した。
- ・字体は新字に統一してある。旧仮名遣いはそのままとした。
- ・おどり字の表記は次のように改めた。くの字点は「々々」あるいは「ヽヽ」にした。漢字は「々」、かなは「ヽ」「ヾ」、カナは「ヽ」「ヾ」で統一している。
- ・明治時代まで慣用された「と」「井」「子」「井」などの仮名表記は「こと」「ゐ」「ね」「とき」などに改めた。変体仮名（「ゑ」など）は現代仮名遣いに改めた。（編集部）

補注

第二篇 地人相関の媒介としての自然

第二十章 植物

10 栽培（八五ページ、注12）われわれは日常生活のなかで「栽培野菜」とか「花の栽培」とかの語を始終^{しよっちゆう}用いているので、わざわざ注釈を付ける必要など無いとおもわれるが、しかし、この語の学問的^{コンセプト}概念ないし意味探索^{ターミノロジー}をはっきりさせるとなると、案外に容易でない。本章（第二十章植物）全体の記述を辿っていく場合に、斯くも大切な術語をいい加減^{いゝかへん}に受け取って済ますわけに参らぬゆえ、この場所を藉りて明確な概念を掴んでおこうとおもう。

まず『岩波生物学辞典・第3版』をひらいてみる。――

栽培 [英 仏 culture 英 cultivation 独 Kultur, Züchtung 露 культура, разведение] 広義には植物を人為的に育てること。特に農業上の用語としての栽培とは耕地に作物を育てて収穫をあげることをいう。栽培の起源は新石器時代にあると見られ、その経過は普通は漁猟→遊牧→農耕の順で、特別の場合には漁猟→農耕の順をたどった。水産上、稚魚など（この場合も種苗という）を放流・飼育漁業を栽培漁業（fish farming）という。

とある。じつに簡潔で、要点を残らず押さえており、字引きの記述としては、見本の、ような書き方を示している。ところが、同辞典の初版本では、もっと詳しい記述が載っており、二十三年という時間経過（初版は一九六〇年三月十日刊、第3版は一九八三年三月十日刊）の間に^{かん}斯れほどまでの差異（訂正および削除による差異）が生じたかと、改めて学問の厳しさを（そして、同時に、学問の明快さ簡潔さをも）思い知られたように感じられる。参考までに、その『岩波生物学辞典』初版の記述を掲げておく。読者御自身において、どうか比較対照の労を執られたい。――

サイバイ栽培 [英 仏 culture 独 Kultur, Züchtung 露 культура, разведение] 普通には植物を人為的に育てることであるが、とくに農業上の用語としての栽培（英 production of crops）とは耕地に作物を育てて収穫をあげることをいう。栽培の起源は新石器時代にあると見られ、その経過は普通は漁猟——遊牧——農耕の順で、特別の場合には漁猟——農耕の順をたどった。古く de Candolle は、土地の肥沃な大河の下流（メソポタミアのユーフラテス河、エジプトのナイル河、中国の揚子江・黄河の流域など）から起ったとしたが、Dettweiler は海岸地方を主張し、また Vavilov は、大河の下流域は氾濫があるから山岳地方の大河の中流地方であろうと考えている。今日、栽培の学問的研究は植物生理学・遺伝学・土壌学などを基礎として行われているが、作物の遺伝性・栽培環境・栽培技術を三辺とする三角形の面積に基いて収量を考察することがとなえられ、さらに農業経営技術を加えた四面体に基いた考察の提唱がある。

11 栽培植物と人生及地（八五ページ、注13）これから叙述されることになる「第二節 栽培植物と人生及地」のセクションと、そのつぎの「第三節 森林と人生及地」のセクション（それから、「第四節 海藻類」のセクションをも含み入れて考えて差し支えないのであるが）とは、前節で提示した所謂「利用植物」の二つのタイプ（一つは、その植物体中に「主として澱粉及び蛋白質及び時として糖類等、専ら人類が日用食物として需用する所のものを貯蔵する」タイプであり、もう一つは、その植物体中に「主として繊維及び繊維の化成物、若くは樹脂等を貯蔵する」タイプである）の具体的説明を展開する作業をとおして、植物と人類生活との密接なる関係をはっきりさせようとする。そして、それは、明治前半期の「良心派、ないし「理性派、の教育理論家および教育実践家の考え方を受け継ごうとする牧口常三郎の素懐をば具体化したものだった、と見るのが、いちばん公平である。

そもそも、一八八六年（明治十九年）四月に発布された「小学校令」のなかで初代文部大臣・森有礼が推進しようとした教育理念は、周知のごとく、《国家主義教育》の推進をめざすものであった。しかし、森個人が保守的で国粹的なナショナリズムの政治イデオロギーに凝り固まっていた人物だったかという、事実は却ってその逆であった。逆であったからこそ、惜矣、愚直単純な狂信的な右翼暴漢の兇刃に斃れる結果を招くこととなったのである。森は、同時代政治家のなかでも最も進歩・開明的で反伝統的な思想の持ちぬしであったにもかかわらず、中途から伊藤博文（この人物も、本質的には驚くべきほど徹底した開明的・理性主義的思考の所有者であったのだが）の説得および期待を受け、他方、財政上の困難に直面するという現実問題に強いられて、ついに小学校を「臣民教育機関、として位置づける方向に進むことを余儀なくされた。結局するところ、伊藤・森という二人の開明派政治家が構想し且つ具現化した《国家主義教育》は、半面で恐ろしく強圧的・画一的・保守的な要素を保ちながら、あとの半面では恐ろしく自由裁量的・合理的・進歩的な要素を発揮し得るように——要するに、矛盾の多い分だけそのぶんだけ奇跡的な成功を収めたとされるあの「日本近代化、の大事業を最小年月（最短距離・最小経費を必然とするが）で完成せしめ得るように——見事なレールの敷設工事に着手し且つ推進したものだ。これについて詳細な論及をおこなうことは、この場所では差し控えなければならないが、「小学校令」に関してのみ触れておこう。森有礼が立案＝作成した「小学校令」は、第一条に「小学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス」、第四条に「父母後見人等ハ其学齡児童ノ尋常小学科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムヘシ」と規定し、尋常科四年を義務教育とした。別に省令「小学校ノ学科及其程度」（一八八六年五月公布）によって、尋常小学校の教科目を修身（毎週一時三十分）、読書・作文・習字（十四時）、算術（六時）、体操（唱歌と合わせ六時）と定め、高等小学校の教科目を修身（一時三十分）、読書・作文・習字（十時）、算術・地理・歴史（四時）、理科（六時）、図画（二時）、唱歌・体操（五時）、裁縫（女兒のみ、二時ないし六時）と定めた。また、「小学校令」は「小学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ」との規定をおこなっている。

茲に、その高等小学校（現在の小学校第五学年・第六学年と、中学校第一学年・第二学年に相当する）の学科（＝教科目）として初めて設置されることとなった「理科」の中身に関して、特

に謂うところの「検定教科書」に関して、若干の必要知識を獲ておくことは、無益ではない。従来、理科関係の教科は「動物」「植物」「鉱物」「物理」「化学」「生理」というふうに分かたれ、それぞれ独立した科目として取り扱われてきたのだが、それらが小学校令下に新たに「理科」の名称のもとに一つの教科として統合されたのである。そして、新たに実施された教科書検定制度下に、一八八七年（明治二十年）八月から^{すな}文部省検定済の小学校理科教科書が世に広まるようになっている。そのなかで、新施行の「小学校令」の理念に最も対処即応した編集意図を以て貫かれ、特に巻之一から巻之四まで全巻揃った小学校理科教科書として他社に先んじて最も早く検定に合格した小野太郎編述『小学理科書』に、まず注意の眼を向けることとする。この理科教科書『小学理科書・巻之一』については、さいわい、寺崎昌男の懇切な解説文があるゆえ、あらかじめ傾聴しておくのが良策であろう。

本書は木版和装本四巻からなり、その初版は明治二十年三月であるが、同年七月訂正再版により、同年九月十二日文部省検定済となっている。出版人は小林八郎、東京集英堂の出版である。集英堂は明治十年代から検定時代にわたって有力な教科書出版社の一つであった。

本書の編集方針は巻一の巻頭にかかげられた緒言に明らかにされている。これによれば、小学校で理科を教授する主旨について「小学校ノ生徒ニ理科ヲ授クルノ主旨ハ、一ノ全備セル学科ヲ授ケントスルニアラズシテ、其日常見聞スル所ノモノニ就キ、児童ノ理會シ易キ道理ヲ知ラシメ、以テ其智識ヲ開發セシメントスルニ外ナラズ」と述べている。すなわち、理科の教育は学問を受けるのではなく、教育上の見地から取扱うべきものであるとしている。これは当時の理科教育が、多くは学問の一部門としての動物学・植物学・物理学・化学等を受けることを目的としていたことに対して、本書は小学校教育の立場から理科教授の主旨を示したものである。従って本書はその立場から編集したものであることを明らかにし、「児童ノ日常目撃シ、或ハ児童ノ自ラ容易ニ実験シ得ル所ノモノヲ撰ビ、之ニ就キテ其主要ナル道理ヲ説明シ、兼ネテ理科上ノ事項ヲ知ラシメンコトヲ期セリ」と述べている。教授の順序は必ずしも本書の順序による必要はないとし、実物の存在や季節等を考慮して教授すべきであるとしている。また本書は文章を簡易にし、説明をわかりやすくするようにつとめたと述べているが、この点でも当時の他の理科書にくらべて小学校教科書としての明確な意図をもって編集されている。

本書の内容は、明治十年代後半以後盛んとなった開発主義教授法などによる当時の理科教授法の進歩を反映して編集されたものと考えられる。またその編集方針は新制度の小学校の「理科」の教授要旨に基づいている。すなわち「小学校の学科及其程度」には「理科ハ果実穀物……銅鉄等人生ニ最モ緊切ノ關係アルモノ日月星空氣……電信機等日常児童ノ目撃シ得ル所ノモノ」を授けるべきであると定めており、本書の編集方針はこれに合致している。このように本書は当時の理科教育の新しい思想をとり入れて編集するとともに、新制度による小学校の理科教科書として編集されたものであった。

本書の内容は所収の本文によって明らかなように、巻一では植物関係の教材、巻二では動物および人体の構造と生理、巻三では主として鉱物・気象関係、巻四では主として物理化学関係のことを取扱い、天体や火山・地震なども含まれている。教材配列の順序は必ずしも「小学校の学科及其程度」にそのまま準拠してはいない。しかし明治十年代には動物の後に植物、物理の後に化学であった順序を逆にして、植物を動物の先に、化学を物理の先においている点などは「小学校の学科及其程度」によっている。（『日本教科書大系・近代編／第二十三巻理科（三）』、所収教科書解題）

これだけの必要知識を獲たあとで、さっそく、当面の論題とする小野太郎編述『小学理科書・卷之一』の検討に入らなければならない。この教科書の最大特徴（あるいは、最大功績と言いかめめるべきか）は、新構想の学制改革を着々実行中の文部省の設計図（あるいは、^{ブループリント}森有礼の教育経済主義思想の枠組と言いかめめるべきか）に準拠しつつ、むしろ、提示された青写真よりも優れた《工事日程表》を具体的に作成した点にある。森思想の進歩・開明・実際の側面を、当時漸く浸透しつつあった開発主義教授理論による裏打ちをとおして急速に発展＝定着せしめようとするベクトルが、最も鮮烈かつ尖鋭に電気火花を輝かせてみせたのは、当然の理ながら、新しく一つの教科書として出発し直した「理科」においてであった。この新制度下の小学校「理科」の教授要旨が「人生ニ最モ緊切ノ関係アルモノ」ならびに「日常児童ノ目撃シ得ル所ノモノ」を目指していたことは、前掲寺崎昌男解説文によっても明らかである。森有礼の国家主義教育という、しばしば保守的で画一的かつ権力主義的側面のみが強調されがちであるけれど、その反対側面では驚嘆するほどの合理性と内面的自由を貫こうとするものであった。森は、小学校令第十三条において「小学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ」と規定し所謂^{いわゆる}教科書検定制度、の^な生みの親に擬せられることになるのだが、森の頭の中にあつた検定制度は、一八八〇年（明治十三年）六月以来、じわじわと^{たが}教科書に対する国家統制、の箍を締めつつあつたあの儒教主義的^{かく}道徳教育イデオログたちの思い描く検閲＝検定の中身と較べるならば、明らかに一線を劃すると言わねばならぬ。山住正己『教科書』（一九七〇年七月、岩波新書版）の記述を借りて、明治天皇侍講の元田永孚を中心とする儒教道徳イデオログがわの教科書統制の足どりを確めておくと、以下のごとくなる。

八〇年三月には文部省に編輯局がおかれ、西村茂樹のもとで修身教科書の編集がはじめられる。ついで六月には地方学務局に取調掛がおかれて、使用中の教科書のとりしらべがはじまった。このとりしらべの結果、八月と九月の二回にわたって使用禁止の書目が発表される。そのなかには、福沢諭吉の『通俗民権論』、加藤弘之の『国体新論』、津田真一郎訳『泰西国法論』や文部省がみずから刊行した『修身論』（阿部泰蔵訳）や宮内省の『明治孝節録』までふくまれていた。こういう統制をすすめたうえで、十二月になって文部省は、採用しないよう注意すべき書物として、「国安ヲ妨害シ風俗ヲ紊乱スルカ如キ事項ヲ記載セル書籍ハ勿論教育上弊害アル書籍」をあげた。

このあとも、教科書統制の対象としては、風俗紊乱と国安妨害とが^{いっしょ}につねにあげられる。しかし風俗をみだすおそれのある記述が小学校教科書にのることなど、めつたにないのだから、文部省の警戒したのが国の治安をさまたげる記述であつたことは明白である。

（I教科書はどのようにかわってきたか、1近代教科書の成立）

.....

制度の話にもどらう。教科書統制が、自由民権運動を初等教育というもつとも根本のところからおさえ、儒教的徳育の強化をめざしてはじまったことはあきらかである。そして文部省が「小学校教則綱領」のような教育内容の基準を設定するや、教科書はこれに拘束され、それ以前にあつたさまざまな可能な道はとざされてしまった。

そして、検定制度にきりかわる前の教科書制度は認可制であつたが、これは、監督庁の許可をえなければ教科書として使用できないという、たいへん不便な制度であつた。監督庁の回答はおそい

ので、どうしても授業にさしつかえる、こんなことならいっそ検定制にすればよい、という声が教師のあいだからおこってくるのは、むりもない。「文部省検定済」の教科書があれば、そのなかから自由にえらべるので、授業にさしつかえることもなくなるだろうという期待である。

検定制へのきりかえは、このような教育現場の要求にこたえて、というよりそれを利用しておこなわれたのではないかと思われる。この検定制の実施については、当時の教育政策全体の動向のなかでとらえなければならぬ。そのときの教育政策は一八八五（明治一八）年、伊藤博文内閣成立にあたり、伊藤にこわれて初代文相となった森有礼の手ですすめられていた。

すでに小学校から大学まで多くの学校は存在していたが、一八八六年、森は小学校令から帝国大学令にいたるまで各段階の学校についての基本法令をだして、教育制度の再編成をおこなった。小・中学校教科書の検定制は、この小学校令・中学校令の「文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ」という規定によって発足したのである。森が教育改革のなかでもっとも力をいれたのは、文相秘書の木場貞長のつたえるところによれば、この教科書制度であった。（同）

学問の研究と教育を任務とすべき大学においても、まず第一に『国家ノ須要ニ応スル』ことが要請されていたのだから、初等・中等段階の教科書が科学的真理より国益に合致する方向で編集するようになるのは、予想されることであった。小学校令がでたあと、検定の要旨について、文部省は、教育用として弊害のないことを証明するにとどめるのだと説明していた。それは官報（一八八六年十二月九日付）によると、「国体法令ヲ輕侮スルノ意ヲ起サシムヘキ恐アル書又ハ風致ヲ敗ルヘキ憂アル書若クハ事実ノ誤アル書等ハ採択セサルモノトシ其ノ教科用上ノ優劣如何ハ問ハサル事トナセリ」ということであった。

教科書としての優劣を文部大臣が判定しないというのは、一つの見識である。しかし、それ以外のことはどうだろうか。事実の誤りは修正すればよいのだから不採用の理由にはなるまいし、風俗上の問題がおこることは既述のように教科書にはほとんどないのだから、検定の眼目は、やはり政府の立場からみて、国安妨害のおそれある教科書かどうか、ということにあったのである。（同）

——このように跡づけてみる場合にも、森の構想する「教科書検定制、というものの理念が、天皇側近の元田永孚を中心にすこしずつ太い糸を織り上げつつあった儒教道徳イデオロギーと明確なる境界線を劃^{かく}していたことは、あまりにも歴然としている。

さて、森有礼の小学校令の「教育理念」と、開発主義教授理論との、双方の美点・長所・方向性を併^{あわ}せ一つの具体物^{ザ・コンクリート}として凝結^{おお}し畢^おせたものが、まさしく、小野太郎編述『小学理科書・卷之一～卷之四』にはかならない、と言い切って差し支えない理由は、同書「緒言」をみても、容易に理解し得る。すでに寺崎解説文に示されてあるごとく、「小学校ノ生徒ニ理科ヲ授クルノ主旨ハ、一ノ全備セル学科ヲ授ケントスルニアラズシテ、其日常見聞スル所ノモノニ就キ、児童ノ理會シ易キ道理ヲ知ラシメ、以テ其智識ヲ開發セシメントスル」に在り、したがって、本書の編集意図は「唯児童ノ日常目撃シ、或ハ児童ノ自ラ容易ニ実験シ得ル所ノモノヲ撰ビ、之ニ就キテ其主要ナル道理ヲ説明シ、兼ネテ理科上ノ事項ヲ知ラシメンコトヲ期」している。そして、さらに注目すべきことに、教授の実際展開にあたっては、教科書に^こだ^わる^のを^止めて^実物^教授^の方法^に依^るべきであると、教師たちに向かい要望しているのである。「植物、動物、気中現象等ニ関スル

事項ハ、其実物ノ存在シ、若クハ発生スル時候ニ於テ、教授スルヲ便ナリトス、故ニ本書全部ヲ四卷ニ分チ、一二三四ノ号ヲ附スルト雖モ、編者ハ必ズシモ此順序ニ従ヒテ、教授セシメントスルノ主意ニアラズ、實際ノ便宜ヲ計リテ斟酌センコトヲ望ム、ノ文章ハ主トシテ簡ナランコトヲ務メ、説ク所ハ明ナランコトヲ務メタルガ故ニ、書中図ヲ挿ムコト甚ダ多シ、然レドモ教授ノ際成ルベク実物、模型又ハ器械等ヲ用ヒテ、充分ニ之ヲ銘記セシメンコトヲ要スルハ、論ヲ俟タザルノミナラズ、尚ホ許多ノ類例ヲ示シテ、児童ノ理會ヲ明確ナラシムルハ、編者ノ切望スル所ナリ、ノ明治二十年一月 編者識」と。

まず、教科書の文言を棒暗記することをやめよ。身の回りの実際事物をしっかりと観察することから始めて科学思考を育成せしめよ。——と、『小学理科書』四卷の編者は呼びかける。

卷の順序も、^{チャプター}章の順序も、いちいちこれを踏襲するには及ばない、と編者は明言してみせる。もちろん大賛成だが、補注筆者としては、四卷の組み立てを紹介しないわけにもゆかないので、一応、それぞれの「目次」なりとも示しておくこととする。

卷之一目次は「第一 天産物ノ区別ノ話／第二 植物ノ種類及ビ生期ノ話／第三 根ノ話／第四 莖幹ノ話／第五 葉ノ話／第六 植物ノ種子ヨリ発生スル話／第七 花ノ話／第八 果実ノ話／第九 種子ノ話／第十 穀物ノ話／第十一 菜蔬ノ話／第十二 食用果実ノ話／第十三 特用草木及ビ樹木ノ話／第十四 花ヲ開カザル植物ノ話」という構成になっている。

卷之二目次は「第一 動物ノ種類、寿命及ビ増殖ノ話／第二 獸類ノ話／第三 鳥類ノ話／第四 爬虫類ノ話／第五 両棲類ノ話／第六 魚類ノ話／第七 多節動物ノ話／第八 軟体動物及ビ多肢動物ノ話／第九 人体ノ結構ノ話／第十 筋肉ノ作用及ビ運動ノ功用ノ話／第十一 食物ノ消化ノ話／第十二 血液ハ何ヨリ生ズルカノ話／第十三 人ノ呼吸スルハ何ノ為メナルカノ話／第十四 皮膚ニ垢ノ生ズルハ何故ナルカノ話／第十五 神経及ビ脳髓ノ話／第十六 五官」という構成をとっている。

卷之三目次は「第一 鉱物分類ノ話／第二 鉱物元質ノ話／第三 鉱物識別法ノ話／第四 燃鉱類ノ話／第五 金鉱類ノ話／第六 塩鉱類ノ話／第七 石鉱類ノ話／第八 水ノ話／第九 噴水ノ話／第十 水蒸気ノ話／第十一 雲及ビ霧ノ話／第十二 雨露及ビ霜雪ノ話／第十三 潮汐ノ話／第十四 空気ノ話／第十五 唧筒ノ話／第十六 風ノ話／第十七 晴雨計ノ話／第十八 音響及ビ返響ノ話」という構成を示している。

卷之四目次は「第一 熱ノ話／第二 寒暖計ノ話／第三 燃焼ノ話／第四 錆及ビ腐敗ノ話／第五 日月及ビ日蝕月蝕ノ話／第六 星ノ話／第七 火山及ビ地震ノ話／第八 眼鏡ノ話／第九 色及ビ虹ノ話／第十 槓杆ノ話／第十一 秤ノ話／第十二 滑車ノ話／第十三 時計ノ話／第十四 蒸気機械ノ話／第十五 磁石ノ話／第十六 電気ノ話／第十七 電信機ノ話／第十八 伝話機ノ話／第十九 電気燈」という構成で出来ている。

そこで、卷之一「第一 天産物ノ区別」の記述をみるに、「凡ソ天地間ニ存在スル物体ハ、其形状性質等千差万別ニシテ、其数計ルベカラズト雖モ、之ヲ大別シテ有生物、無生物ノ二類ト為ス、有生物トハ、生活ノ機能ヲ具ヘ、死生ノ期、蕃殖ノ性アルモノニシテ、即チ人間ヲ始トシ、鳥、獸、虫、魚ノ如キモノヨリ、草、木、菌、苔ノ如キモノニ至ルマデ、都テ之ニ属ス、無生物トハ、

生活ノ機能ヲ具ヘズ、死生ノ期、蕃殖ノ性ナキモノニシテ、即チ金、石、砂、土ノ如キモノヨリ、水、空気ノ如キモノニ至ルマデ、都テ之ニ属ス、ノ有生物ハ、生活ノ機関ヲ具フルガ故ニ、一ニ之ヲ有機体ト云ヒ、分テ動物及ビ植物ノ二トナス、無生物ハ、生活ノ機関ヲ具ヘザルガ故ニ、一ニ之ヲ無機体ト云ヒ、其天然ニ産スルモノヲ、殊ニ鉱物ト称ス、ノ植物ハ、生活ノ機能ヲ具フルモノニシテ、死生ノ期、蕃殖ノ性アルコト、動物ニ異ナラズト雖モ、自ラ運動シ、又感覺スルノ機能ナキガ故ニ、概ネ此点ニ於テ、動物ト區別スルコトヲ得ベシ、」とあり、およそ天地の間に存在する物体が有生物と無生物とに大別され、その有生物がまた動物と植物とに二大別されることを、きわめて明快に説明し畢せている。ついで「第二 植物ノ種類及ビ生期」のセクションに移り、「植物ノ種類ハ、甚ダ夥多ニシテ、学者ノ既ニ知ル所ノモノ七万乃至十万種ノ多キニ至レリ、尚ホ此外ニ、幾多ノ種属アルカ知ルベカラズト雖モ、植物学ニ於テハ、先ヅ主要ナル異同ヲ穿鑿シテ花ヲ開クモノト、花ヲ開カザルモノトノ二類ニ大別シ、花ヲ開クモノヲ、顕花植物又ハ有花植物ト云ヒ、花ヲ開カザル者ヲ、隠花植物又ハ無花植物ト云フ、更ニ其細目ニ就キテ異同ヲ穿鑿シ、之ヲ區別スレバ、又多クノ部類ニ分ル、斯ノ如ク植物ノ部類ヲ分ツヲ、植物ノ分類法ト云フ、詳密ニ植物ヲ穿鑿スルニハ、此分類法ヲ知ルコト必要ナレドモ、此書ニ於テハ、唯其大略ノ話ヲ記スベシ、」との《植物分類学》的記述に深入りしてゆくのである。まことに驚嘆すべきことではあるが、この小学校理科のための教科書の記述は、今日の中学校・高等学校の水準に較べても見劣りしないばかりでなく、そのことよりも何よりも、一八八七年（明治二十年）という百年以上も過去の時代の記述であるにも拘わらず少しも古臭くなっていないのである。もちろん、分子遺伝学・分子生物学やバイオテクノロジーの分野のように、最近の二、三十年で旧パラダイムを根底からひっくり返してしまった尖端的学問の存在することに、われわれは注意せねばならないが、事《植物分類学》のフィールドに関するかぎり、この『小学理科書・卷之一』記述の枠組みは今なお通用する部分が多いのである。

茲で特に看過してならないのは、「第八 果実ノ話」から「第十三 特用草木及ビ樹木ノ話」「第十四 花ヲ開カザル植物ノ話」までの六つ七つのセクションにおいて「栽培植物」「実用植物」「利用植物」の記述をおこなっている点である。本書編者は、植物と人類生活との密接なる関係をはっきりさせ、子どもたちが植物知識を獲得するにさいしては日常経験的实际生活とのつながりをこそ重視すべきであるむねの忠言をおこなっているのだが、これは、ペスタロッチ主義開発教授理論から出発して単独でデュウイの実用主義教育理論の先取り、（嫌な表現だが、他に言い方が無いので敢て使う）したものと言い得る。そして、わが若き牧口、が、みずからの小学生時代ないし師範学校本科在学時代に、この教科書から先駆的教育思想（ないし、科学的思考方法）を学んだろうと推測することは、それほど無理ではない。最小限、『人生地理学』執筆時代の牧口常三郎の頭の中にこの『小学理科書・卷之一』の存在が場所を占めていたろうと推測することは、それほど無理ではない。

それゆえ、左に『小学理科書・卷之一』の「第八 果実ノ話」以下数章の記述を掲げ、大方の参考に供しよう。これが一世紀以前の文章だったとは、驚かされるではないか。

第八 果実ノ話

果実ハ、雌蕊ノ下底ナル子房ノ成熟セル者ナリ、第三十七図¹ハ、^(あまがほ)牽牛子ノ果実ニシテ、下ニ萼ヲ着ケ、頂ニ柱ノ残余ヲ存セル者ヲ示ス、此実全く成熟スレバ、自カラ三裂シテ、種子ヲ洩出ス、但シ牽牛子ノ果実ハ、三室ニ分レテ各室ニ種子ニ顆ヲ収ム、

果実ハ其構造ニ就キテ、大略ヲ挙グレバ、大概外皮、肉質、種子ノ三部ヨリ成ル、左ニ二三ノ果実ニ就キテ、之ヲ説明セン、

梅、李、桃等ノ果実ニ於テハ、外皮、肉質、種子ノ三部ヲ区別スルコト甚ダ易シ、外皮ハ、薄クシテ、充分ニ熟シタルモノナレバ、容易ニ之ヲ剥グコトヲ得、^(う)肉質ハ、外皮ト種子トノ間ニ在ルモノニシテ、即チ通常人ノ食スル部分ナリ、種子ハ、中心ニ在リテ、皮ト^(じん)仁トノ二部ヨリ成ル、皮ハ堅クシテ、其中ニ仁ヲ包蔵ス、

林檎、梨、柿等ノ果実ハ、梅、桃、李等ノ如ク、外皮、肉質、種子ノ区分、稍々認め易シト雖モ、種子ハ、一果ノ中ニ數個アリテ、梅、桃、李等ノ如ク、堅キ皮ヲ具ヘザルナリ、

蜜柑類ノ果実ハ、前ニ挙グル所ノモノト、構造大ニ異ナリ、汝等蜜柑又ハ、^(くわんぼ)九年母ノ果実ヲ食スル時、通例其皮ヲ剥グト云フト雖モ、植物学ニ於テ之ヲ区分スレバ、汝等ノ通例皮ト稱スルモノハ、外皮ノミニアラズシテ、林檎、梨等ノ外皮ト肉質トニ当ルモノナリ、而シテ其内更ニ薄キ膜皮ヲ以テ、包圍セル肉質ハ、特ニ柑類ノ果実ニ具フル所ノ構造ナリ、

又胡桃^(くるみ)ノ果実ハ、第三十八図ノ如ク、形桃ニ似テ、外皮肉質存スト雖モ、其肉質ハ食スベカラザルガ故ニ、通例之ヲ去テ、種子ノミヲ採ル、其堅キ殻ハ、即チ梅、桃、李等ノ種子ノ堅キ殻ニ相当シ、通常人ノ食スルモノハ、即チ其仁ナリ、

果樹ヲ蕃殖^(はんしょく)セシムルニ、挿木、接木等ノ方法アリ、挿木トハ、木ノ枝ヲ採リ、之ヲ土中ニ挿ミテ、成長セシムルモノナリ、接木ニハ、種々ノ方法アリト雖モ、要スルニ良種ノ木ノ枝ヲ砧木ニ密着セシメ、成育セシムルモノニシテ、其形状第三十九図ヲ見テ知ルベシ、挿木、接木ノ方法ヲ以テ栽培スレバ、変種ノ憂ヲ防グコトヲ得ベシ、

第九 種子ノ話

又種子ニ就キテ、大略ノ話ヲ述ベンニ、種子ハ、大概皮ト仁トノ二部ヨリ成ルコト、前ニ述ベタルガ如シ、皮ハ、即チ種子ノ外皮ニシテ、胡麻ノ黒色、豌豆ノ茶褐色ナルガ如キ、皆外皮ノ色ナリ、仁トハ、外皮内ノ全体ニシテ、之ヲ胚ト胚乳トニ別ツ、然レドモ別ニ胚乳ヲ存セズシテ、仁ハ皆胚ナルモノ亦少カラズ、牽牛子、馬鈴薯等ノ種子ヲ取りテ、其外皮ヲ去レバ、明ニ其内部ノ状態ヲ見ルコトヲ得ベシ、

胚乳ハ、胚ノ為メニ蓄積セル滋養物ニシテ、通常胚ヲ包圍シ、其發生スル時、之ヲ養フモノナリ、胚ハ、種子中ニ於テ既ニ形ヲ成シタル未発ノ小植物ニシテ、花、実及ビ種子ノ諸部ノ在ルアルハ、畢竟此胚ヲ生ゼンガ為メナリ、胚ニハ、幼根、子葉、幼芽ノ三部アリ、即チ胚ノ小莖ヲ幼根ト云ヒ、其上端ニアル^(わかば)嫩葉ヲ子葉ト云ヒ、種子ノ未ダ萌發セザルノ時、往々子葉ノ間ニ具フル小芽ヲ幼芽ト云フ、^{第六}頂

胚ノ為メニ備ヘタル滋養質ハ、多ク胚ノ外圍ニ貯蓄スト雖モ、又胚中ニ堆積スルモノアリ、胚ノ内外ニ存スルモノアリ、^(もみぢ)榊樹、^(えんどう)豌豆、^(かしほ)榲桲等ハ、即チ滋養質ヲ子葉ノ中ニ貯フルモノニシテ、玉蜀黍ノ如キハ、其大半ヲ胚ノ外圍ニ置キ、其一分ヲ胚中ニ保有セリ、

種子ノ皮ハ、豆類ノ如ク、平滑ナルモノ多シト雖モ、又松ノ如ク、羽翼ヲ具フルモノアリ、綿ノ如ク、^(せんる)織緯ヲ附着スルモノアリ、其他麦ノ如ク、^(のぎ)長キ芒ヲ具フル等、種々異ナルモノアリ、此ノ如キ附着物ハ、風ニ任セテ、遠近ニ飛散シ、以テ其蕃殖ヲ便ニスルモノナリ、植物モ亦妙機ヲ具フルコト、至レリト云フベシ、

¹ 『小学理科書』の第三十七の図版は省略した。以降第五十三図まで同様に省略。

ト、異ナルコトナシ、若シ莖頭ノ雄花ヲ折リテ、之ヲ去レバ、苞中ニ実ヲ結ブコトナシ、故ニ農家ハ、之ヲ折リカケテ其俣ニ存シ、実ヲ結ブノ作用ヲ助クルト雖モ、決シテ之ヲ去ラザルナリ、蕎麦ハ、通例八九月頃種ヲ蒔キ、凡ソ七八十日間ニテ、熟スルモノナリ、花ハ白色ニシテ、之ニ生ズル実ハ、三稜形ナルヲ常トス、蕎麦粉ハ、之ヲ挽臼ニテ粉ニシタルモノニシテ、麩、饅頭等ヲ製スルニ用フ、

第十一 菜蔬ノ話

菜蔬ハ、穀ヲ助クルノ食餌ニシテ、種々アリ、^(だいこん)蘿蔔、^(かぶら)燕菁、^(じんじん)胡蘿蔔、^(こぼろ)牛蒡等ノ如ク、根ヲ養成スルコトヲ主トスルモノアリ、胡瓜、西瓜、南瓜、茄子等ノ如ク、^(らくわ)瓠果ヲ得ルコトヲ主トスルモノアリ、^{チサ}高菘、^{ツケナ}芹、^{フキ}菘、^{ママ}欸冬等ノ如ク、葉又ハ莖ヲ採ルコトヲ主トスルモノアリ、左ニ此等ノ菜類ニ就キテ、概略ノ話ヲ述ベン、

菜類中根ヲ採ルコトヲ主トスルモノハ、蘿蔔、胡蘿蔔、燕菁、牛蒡、芋、甘藷等ニシテ、農家ノ培養シテ益アルモノ甚ダ多シ、

都テ根ヲ培養スルコトヲ、主トスルモノハ、土塊ヲ碎キテ、其成長ヲ自由ナラシメンコトヲ務ムベシ、蘿蔔、胡蘿蔔、牛蒡等ノ、如キ殊ニ然リトス、土塊ヲ碎カザルトキハ、水湿等ノ通路ヲ塞グノミナラズ、根ノ生成ハ為メニ害ヲ被ムルコト多シ、

蘿蔔ハ、民間日用ノ蔬菜ニシテ、種類少カラズト雖モ、尾張ノ宮重蘿蔔、武蔵ノ練馬蘿蔔、薩摩ノ桜高蘿蔔ハ、巨大ニシテ味モ亦佳ナルガ故ニ、其名最モ世ニ著ハル、

宮重、練馬等ノ蘿蔔ノ種ヲ、他ノ国ニ蒔キテ、之ヲ培養スレバ、基本国ニ植エタルト、同様ノ蘿蔔ヲ得ベキハ、理ニ於テ当ニ然ルベキ事ナレドモ、殊ニ蘿蔔、燕菁等ノ如ク、根塊ヲ養成スルコトヲ、主トスルモノハ、第一地質ニ適セザレバ、良品ヲ産スルコトヲ得ズ、何トナレバ、重クシテ固キ土地ニ於テハ、其根塊ノ増大スルコトヲ妨ゲ、為メニ肉質ヲ固クスルガ故ナリ、是レ土地異ナレバ、同一ノ種ヲ蒔キテ、同様ノ品ヲ得ルコト能ハザル所以ノ一ナリ、

又他ノ国ニテ、宮重又ハ練馬蘿蔔ノ種ヲ蒔キテ、一年ハ充分ナル良品ヲ得ルモ、翌年其種ヲ蒔ケバ、得ル所ノ蘿蔔、前年ト異ナルコトアリ、何故斯ノ如クナルカト云ヘバ、其変性ハ、多クハ種子ノ変化ニ因ル、凡ソ種子ノ成熟スルハ、雄蕊ノ花粉、雌蕊ニ附着シテ、実ヲ結ブコト、前既ニ説キタルガ如シ、今若シ近傍ニ異種ノ蘿蔔アリテ、同時ニ花咲クトキハ、其雄蕊ノ花粉、風ニ飄^(さまよ)ヒ来リ、他種ノ雌蕊ニ附着シテ、実ヲ結ブニ至ルコトアリ、是ニ於テ、種子ハ、甲乙混合シタル一種ノ別物トナリ、翌年之ヲ蒔ケバ、即チ其変性ノモノヲ生ズルナリ、

氣候ノ寒暖モ、亦其変性ヲ来スノ一ナリ、暖国ニ於テ、佳良ナル果実ヲ結ブ蜜柑ノ如キモ、寒国ニ移植スレバ、同様ノ果実ヲ結ブコトヲ得ズシテ、遂ニ柚ノ如キモノニ變ズ、是レ温熱ハ、植物ノ生育ニ、大ナル関係ヲ有スルガ故ナリ、暖国ニ成長スルト、寒国ニ成長スルトハ、自然ニ変性ヲ来スコト、推シテ知ルベシ、

菜蔬中、瓠果ヲ採ルコトヲ主トスルモノ、種類、亦少カラズト雖モ、其主要ナルモノハ^{キウリ}胡瓜、^(すゐくわ)西瓜、^(かぼちや)南瓜、^{トウモロコシ}冬瓜、^{マツハワリ}甜瓜、^{ユウガホ}瓠、^{シロウリ}越瓜等ノ瓜類、及ビ茄類トス、瓜類ハ、蔓草ニ生ズル果実ニシテ、大概ハ雄雌花ヲ異ニス、古来農夫ハ、雄花ノ実ヲ結バザルヲ見テ、之ヲアダ花ト称スト雖モ、其実決シテアダ花ニアラズ、若シ此雄花ヲ無益ナリトシテ、^(ことごと)尽ク之ヲ去レバ、雌花モ亦実ヲ結ブコト能ハザルベシ、

茄ハ、種類多ク、花ハ淡紫色ニシテ、萼ニ刺アリ、^(くきのみ)瓠ノ形、亦種々アレドモ、皆軟ニシテ深紫色ナリ、世間^(あまね)普ク食用トス、

蔬菜中、莖又ハ葉ヲ採ルコトヲ主トスルモノハ、^(からしな)水菜、^(ちんぎ)芥、^{ウド}高菘、^(ふき)葱、^フ獨活、^{フキ}欸冬等、其種類甚ダ多シ、而シテ自然ニ生ズルモノ、却テ香味強クシテ、人之ヲ賞スト雖モ、多クハ培養ノ功ニ依テ、良品トナルモノナリ、殊ニ種子ヲ収メントスルモノハ、雜種変性ノ憂ヲ防ガンガ為メ、同類ノ菜類ヲ植エ

タル、近傍ニ培養スベカラザルモノト知ル可シ、

其他海中ニ生ズル植物ニシテ、莖葉ノ食用ニ供スルコト、昆布、海苔ノ如キモノ、少カラズト雖モ、此等ハ、陸地ニ生ズルモノト、自ラ別アリ、昆布ハ、海草類中ノ最モ有益ナルモノニシテ、我北海道ニ多ク産ス、海苔ハ、諸方ノ海ニ産スレドモ、東京近傍ニ産スルモノ、最モ名アリ、

第十二 食用果実ノ話

果実ハ、其味或ハ甜、或ハ酸、共ニ天然ノ美味アリ、多クハ之ヲ生食スト雖モ、亦乾シテ貯フベキモノアリ、又塩醃或ハ糖藏シテ、久キヲ保ツモノアリ、今左ニ我国ニ産スル、食用果実数種ヲ略説スベシ、

蜜柑ハ、暖国ニ産スル果実ニシテ、其熟セルモノハ、甘クシテ少シク酸味ヲ帶ブ、西海、南海ノ地ニハ、能ク成熟スト雖モ、紀伊国ノ産、最モ名アリテ、諸国ニ輸送ス、

柚ノ果実ハ、鮮黄色ニシテ香気アリ、酸味強クシテ食スルニ適セザレドモ、之ヲ搾リテ醋ヲ取レバ、頗ル佳品ヲ得ベシ、其樹ハ寒冷ニ堪フルガ故ニ、寒国ニモ能ク成育スベシ、

枇杷ハ諸国ニ産シ、六七月ニ黄熟ス、核大ニシテ肉少ナシ、其味甘美ナリ、其樹ハ、生育スルコト甚ダ遅シ、

梨ハ、種類甚ダ多シ、果実ハ、円大ニシテ汁多ク、味甘美ニシテ、諸果中最モ人ノ愛好スルモノナリ、農家此樹ヲ培養シテ、果ヲ得ルコトヲ業トスル者アリ、

林檎ハ、春月花ヲ開キ、秋月熟ス、本邦種ノ果実ハ形小ニシテ、味梨ニ及バズト雖モ、西洋種ノ果実ハ、大ニシテ味モ亦美ナリ、

柿ハ、種類頗ル多シ、其果実ノ美味ナルモノハ、多クハ接木ニ依リテ得タルモノナリ、大和柿、西城^(ママ)柿、蜂^(ママ)谷^(田)柿等ハ、頗ル美味ニシテ、其名世ニ高シ、又果実ノ小ニシテ、渋多キモノハ、渋ヲ製スルニ用フベシ、

梅ハ、各地ニ多シ、果実ハ、円クシテ内ニ堅核アリ、入梅ノ候ニ黄熟ス、味頗ル酸シ、塩梅^(しんばい)或ハ糖梅トナシテ久貯ス、殊ニ戦時ニハ、塩梅ヲ必要ノ食用トス、

桃ハ、種類多シ、果実ハ、梅ヨリ大ニシテ、味甘美ナリ、概シテ之ヲ二種ニ分ツ、早熟ノ者ヲ夏桃ト云ヒ、晩熟ノ者ヲ秋桃ト云フ、

葡萄ハ、其実円ク、紫黑色或ハ淡綠色ニシテ、総状ヲナシテ下垂シ、九月頃ニ熟ス、甘味多漿ニシテ、生食スベク、又陰乾シテ貯フベク、或ハ醸シテ葡萄酒ヲ製スベシ、諸国ニ産スレドモ、甲斐ヨリ産出スルモノ、殊ニ佳品ナリ、

栗ハ、刺毬ヲ被リ、秋ニ至テ熟スレバ、刺毬自ラ裂ケテ、子ヲ落ス、蒸シ或ハ炒リテ食フニ、味甘美ナリ、丹波ノ産殊ニ名アリ、一種しばぐりハ、其实小ナリ、蒸シ乾シ外皮ヲ去ル者ヲ、かちぐりト云フ、石榴^{ザクロ}ハ、暖国ニ多シ、初夏花ヲ開キ、秋月熟ス、其味甘酸ナリ、

凡ソ果実ハ、熟シタル時ト、熟セザル時ト、其成分ニ差異アリ、未熟ノ果実ハ、酸味、苦味等強クシテ、食スルニ適セザルハ、即チ之ガ為メナリ、小児ノ時ハ、未熟ノ果実ヲ食スル^(ママ)ノ、習癖アリト雖モ、其毒ニ中リテ、病ヲ醸シ死ヲ来ス者少カラズ、慎ムベキ事ナリ、

第十三 特用草木及ビ樹木ノ話

草木ニハ、人世ニ必要ナルモノ甚ダ多シ、穀物ヲ生ズルモノアリ、果実ヲ生ズルモノアリ、菜蔬アリ、又牧草アリ、砂糖ヲ生ズルモノアリ、綿布、麻布ヲ作ルベキモノアリ、染料ヲ製スベキモノアリ、又有用ノ葉ヲ生ズルモノアリ、家屋、橋梁、器具ノ良材トナルモノアリ、薪炭トシテ用フベキモノアリ、其他山林ニ生ズル時ハ、田圃ニ水ヲ供給スルノ水源トナリ、堤防ニ生ジテハ、其崩壊ヲ防グノ用ヲナス等、実ニ人生ニ功アルコト、数フルニ違アラズ、果実、穀物、菜蔬ノ事ニ就キテハ、前ニ大要ヲ述ベタレバ、此ニハ、特用草木及ビ樹木ノ事ニ就キテ、大略ノ話ヲ記セン、

砂糖ハ、甘蔗ト稱スル植物ノ莖ヨリ製スルモノナリ、甘蔗ハ、稻、蘆等ノ種類ニ属スル植物ニシテ、

其形状第四十六図ノ如シ、元來甘蔗ハ、熱帶地方ニ適シタルモノナルガ故ニ、寒國ニ培養スルモ、其莖ニ糖分ヲ含ムコト減少シテ、充分ナル成熟ヲ得ルコト難シ、之ヲ作ルニハ、前年成熟シタル莖ヲ刈リテ、砂ニ蓄ヘ、翌年ノ春、二節ヅ、切りテ、之ヲ植ウレバ、能ク成長スルモノナリ、甘蔗ヨリ砂糖ヲ取ルニハ、先ヅ其莖ヲ圧搾器ニカケテ、充分ニ液ヲ搾リ取り、次ニ之ヲ蒸詰メテ、糖分ヲ結晶セシム、其粗製ノモノハ、淡赤色ヲ帯ブルト雖モ、精製スレバ純白トナル、綿ハ、草綿ノ果実ニ生ズル、白色ノ細キ纖維ニシテ、種子ノ周圍ニ附着セルモノナリ、果実熟スレバ、其皮裂ケテ纖維外ニ顕ハル、之ヲ取りテ種ヲ離シ、紡績シテ綿糸トナシ、織リテ綿布トナシ、或ハ衣服ニ入ル、等、其用甚ダ多シ、種ハ搾リテ油ヲ取ルコトヲ得ルモノナリ、草綿ハ、四月頃種ヲ蒔キテ、畑ニ作ルモノナリ、元來暖國ニ適シタル植物ナルガ故ニ、寒國ニテハ、容易ニ良質ノ綿ヲ取ルコトヲ得ザルナリ、元來外國ノ産ナレドモ、今ハ諸國ニ培植ス、就中河内、三河等ニ多シ、

麻布ハ、麻ノ皮ヲ剥ギテ、其纖維ヲ取り、之ヲ紡ギテ織リタルモノナリ、麻ハ、雄花、雌花其莖ヲ異ニシ、雄花ハ、淡緑白色ニ紅線条アリ、雌花ハ、綠色ニシテ恰モ葉ノ如シ、又雄莖ハ、雌莖ヨリ高く成長シ、花ヲ生ズレドモ実ヲ結バズ、種子ハ雌莖ノミ生ズルモノナリ、其形状ハ下図ニ示スガ如シ、又麻ノ如ク、皮ノ纖維ヲ取りテ、布ヲ織ルニ適當ナルモノハ、亜麻、苧麻等ノ種類アリ、其纖維細クシテ良質ナリ、「リンネル」ハ、亜麻ノ皮ヨリ取りタル、纖維ヲ以テ織リ、越後縮ハ、苧麻ノ皮ヨリ取りタル、纖維ヲ以テ織リタルモノナリ、

又皮ノ纖維ヲ取りテ、紙ヲ抄クノ料トスベキモノアリ、其最良ナルモノハ、楮ニシテ、我國ニテハ、諸所ニ之ヲ作ル、幹葉共ニ桑ニ似タレドモ、其成長桑ノ如ク大ナルニ至ラザルナリ、

藍ハ蓼ニ類スル植物ニシテ、種類多シ、其葉ハ染料ヲ製スルニ用フ、我國ニ於テハ、阿波ニ産スルモノ最モ名アリ、之ヲ作ルニハ、苗地ニ種ヲ蒔キテ、苗五六寸ニ至レバ、畑ニ植エ、成長シテ花ヲ開カントスルヲ期トシテ、刈り取ル、之ヲ一番藍ト云フ、其後刈株ヨリ生ジタル芽ヲ培養シテ、刈リタルモノヲ、二番藍ト云フ、植物中染料ヲ製スルコトヲ得ルモノ、紅藍花、茜草等種々アリ、

茶樹ハ、灌木ニシテ、五六月ノ頃新葉ヲ生ズ、通常飲料トスル所ノ茶ハ、此新葉ヲ摘ミ採リテ、製シタルモノナリ、我國ニ於テハ、諸方ニ培養スレドモ、山城ノ宇治近傍ニ産スルモノ、最モ有名ナリ、茶樹ハ、大概実ヲ蒔キテ之ヲ作ル、其培養法ハ、甚ダ手数ヲ要スルモノナリ、然レドモ良質ノ茶ハ、価貴キモノナルガ故ニ、土地ニヨリテハ、之ヲ培養スレバ大ニ利アリ、毎歲海外ニ輸出スルノ茶ハ、莫大ニシテ、我國主要ノ貿易品ナリ、

桑ハ、甚ダ貴重ナル樹ナリ、我國ノ名産ナル蚕糸ハ、蚕ノ繭ヨリ製スルト雖トモ、其蚕ハ、桑ノ葉ヲ以テ養フモノナルガ故ニ、蚕ヲ養ヒ、糸ヲ取ラントスルニハ、先ヅ桑ノ栽培ヲ善クセザルベカラズ、桑樹ハ、種類多ク、之ヲ栽培スルニモ、根刈、高木等種々ノ方法アリ、根刈トハ毎年根際ヨリ刈リテ、毎年芽ヲ生ゼシムルモノナリ、高木トハ樹幹ヲ成長セシメテ、高木トナスモノナリ、其桑樹ノ植方肥料ノ供シ方等、土地ニ依リテ大ニ得失アルモノナレバ、養蚕ヲ業トスル者ハ、深く研究セザルベカラズ、

又桑樹ノ成長シタルモノハ、工作用ノ材トナル、質堅硬ニシテ甚ダ美ナルガ故ニ、世人ノ之ヲ珍重ス、其色ハ、元來黄色ヲ帯ブレドモ、工作ヲ施スモノハ、暗褐色ニ染ムルヲ常トス、

櫨⁽¹²⁴⁾ハ、羽状ノ葉ヲ具ヘタルモノニシテ、即チ第五十二図ノ如シ、秋ノ末ニ紅葉シテ、甚ダ美ナリ、此樹ハ、夏月小サキ黄白色ノ花ヲ開ク、花ハ雄花雌花異ナルモノト、一花ニ雄雌ヲ具フルモノトヲ、一樹ニ雜ヘ開キ、扁円ナル実ヲ結ブ、之ヲ搾リテ液汁ヲ取り、以テ蠟燭ヲ製ス、故ニ俗ニ此樹ヲ蠟ノ木ト稱ス、

漆ハ、櫨ト同類ノ樹ニシテ、木皮少々粗ナリ、雌花ト雄花トハ、其株ヲ異ニス、塗物ニ用フル漆ハ、此樹ノ皮ヲ傷ツケ、其津液ヲ取りテ製シタルモノナリ、亦其実ヲ搾リテ、蠟ヲ取ルコトヲ得ベシ、

此樹ハ、寒國ニ適スルモノニテ、東北ノ地方ニ産スルモノ、最モ良質ナリ、漆器ハ、我國ノ名産ニシテ、外国人ノ珍重スル所ナリ、故ニ能ク之ヲ栽培シ且ツ其用方等ヲ改良スレバ、大ニ利益アルモノナリ、

前ニ挙グル所ノモノハ、一年若クハ数年ノ内ニ、収益ヲ期スベキモノナレドモ、家屋、橋梁、船艦等ニ用フベキ木材ハ、五十年或ハ百年ノ後ニアラザレバ、充分ノ利益ヲ得難キモノアリ、元來樹木ハ、植物中ノ高等ナルモノニシテ、其寿命最モ長シ、我國ハ、古來樹林多クシテ、良材ニ富メリト雖モ、今後人力ヲ以テ、之ヲ培養スルコトヲ務メザレバ、終ニ用材闕乏シテ、日用ノ薪炭ヲ得ルニモ、困却スルニ至ラン、故ニ山林ニ樹木ヲ播植セシムルハ、田圃ニ穀菜ヲ植ウルガ如ク、人生ニ必要ナルモノナリ、

又山林ニ樹木ヲ繁茂セシムレバ、氣候ヲ調和シ、水源ヲ豊ニシ、旱魃ヲ予防スル等ノ効用アリ、何トナレバ、枝葉繁茂スレバ、土地太陽ノ熱ヲ、直接ニ受ケザルガ為メ、熱スルコト少シ、故ニ涼風ヲ近傍ノ熱地ニ送りテ、之ヲ和ラシ、又雨水ノ、山林地ニ滲入シタルモノハ、一時ニ蒸發スルコトナク、徐々ニ川ニ注ギ、以テ水源ヲナス、若シ山林ノ樹木ヲ伐リ尽クセバ、是等ノ効用ヲ失ヒ、降雨ニハ、川流忽チ溢レテ、水害ヲ來シ、晴天続クトキハ、川水忽チ涸レテ、旱害ヲ來スナリ、

凡ソ樹木ヲ播植スルニハ、土地ノ乾湿ヲ考ヘテ、其地ニ適當シタル、良樹ヲ植ウルコト肝要ナリ、若シ之ヲ考ヘズシテ、徒ラニ植ウレバ、勞シテ功少キモノナリ、樟、櫟、樺、栗、桐ノ類ハ、高燥ニシテ温暖ナル地ニ適シ、柳、黄楊、胡桃ノ類ハ湿地ヲ好ム等々適不適アリ、

樹木ノ苗ヲ作ルニハ、根分ケ、実蒔キ等、種々ノ方法アリ、実蒔ヲナスニハ、実ノ熟シテ落チタルモノヲ拾ヒ、肥沃ノ地ニ之ヲ蒔キ、芽成長スレバ、之ヲ樹林トナスベキ所ニ移植ス、

杉、檜ハ、成長スルコト、稍々早クシテ、真直且ツ長大ナル木材トナル、其質ハ、輕クシテ強キモノナリ、櫛ハ、其幹堅實ニシテ、我國ニ産スル材木中、貴重ナルモノナリ、櫟ハ、木理美ニシテ、且ツ堅強ナルコト、櫛ニ次グガ故ニ、亦人ノ珍重スル所ナリ、桐ハ、我國ニ産スル材木中、質柔カニシテ、最モ輕キモノナルガ故ニ、箏笛、長持等ハ、桐ヲ以テ作りタルモノヲ貴シトス、下駄、足駄等ノ上品ナルモノモ、亦皆桐ヲ以テ作ル、其他材木ノ、人生ニ必要ナルモノ、甚ダ多クシテ、一々此ニ記シ難シ、又庭園ニ植エテ、裝飾トスベキモノ多シ、

第十四 花ヲ開カザル植物ノ話

隱花植物ハ、植物ノ下等ナルモノニシテ、真正ノ花、即チ雌雄両蕊ヲ具スルモノヲ開カズ、増殖スルハ、種子ヲ以テセズト雖モ、其蕃殖ノ機能ハ、自ラ具ハルモノナリ、全体細胞ノ集合シテ成ルモノハ、其体ヲ許多ニ分離シテ蕃殖ス、黴ノ類ハ、細胞ノ集合シテ成リタル植物ナリ、其体輕キガ故ニ、常ニ空气中ニ浮遊シ、物ニ附着シテ、忽チ蕃殖ス、然レドモ其蕃殖スルヤ、必ズ湿氣ノ媒助ヲ要スルガ故ニ、常ニ物ヲ乾燥シ、其温度ヲ高クスレバ、黴ノ細胞之ニ附着スルモ、其發生ヲ遂グルコトヲ得ズ、梅雨ノ時節ニ黴ノ多ク生ズルハ、物皆湿氣ヲ帯ビテ、其發生ヲ助クルガ故ナリ、

黴ハ、微小ナル植物ナレドモ、物ニ附着シテ發生スレバ、其物質ヲ變化セシムルノミナラズ、生物ノ体中ニ發生スレバ、之ヲシテ死ニ至ラシムルコトアリ、恐ルベキモノナリ、

隱花植物ノ稍々高等ナルモノハ、蕃殖ノ方法モ亦随テ異ナリ、蕨薇ノ類ハ、葉ノ裏ニ塵ノ如キ細粉ヲ生ジ、此細粉地ニ散布シテ、發育スルコト、顕花植物ノ種子ノ、地ニ落チテ芽ヲ生ズルガ如キモノナリ、

(講談社版『日本教科書大系・近代編／第二十三卷』、一六～二六ページ、平仮名のルビは引用者)

あるいは引用過剰に失したかも知れぬと思わぬでもないが、^{しつ}若き牧口常三郎、の科学的思考の源泉^{たしか}を^{たしか}検めておくためにはどうしてもこれだけの史料的确証が必要であった。不朽の名著『人生地理学』は、あくまで牧口常三郎の個人的才賦によって産みだされたものではあるけれど、一

方、明治二十年代から三十年代にかけて日本開明派学者たちによってあらかじめ敷設された、^{コンテキスト}「理性的思惟」の文脈あったればこそ産みだされたものであることを、われわれとして忘れてはならない。『小学理科書・巻之一』の引用を敢ておこなった^{あえ}所以^{ゆえん}である。

12 人類の直接利用に供する植物（八五ページ、注14）

われわれが目下とり組んでいる「第二十章 植物」というチャプターは、冒頭の第一行目からして「人類に直接に利用せらるべき植物は」という^{ライトモティーフ}主要動機 Leitmotiv の提示をおこなっており、人生（＝人類生活）と植物との諸関係をば種々の角度から（つまり、ヘルバルト教育学理論で謂う《多方興味的》に）追究しようと志向している。そして、この「第二節 栽培植物と人生及地」に入って、再度、冒頭第一行目に「人類の直接利用に供する植物は」と主題提示を高らかに歌い上げる。読者であるわれわれに対して、さながら交響曲に接するがごとき感を抱かしめずにはおかない。けだし、大作『人生地理学』の最も中心的な部分に、いまや差し掛かっているのであろう。けっきょく、「人類は基本性上、植物質殊に穀物と蔬菜とを主食する動物にして、其生活資料の大部分は直接に植物に供給せらるゝのみならず、人類と等しく植物により生活する動物によりて間接に其影響を受くるもの」（第一節植物の人生に対する実用的関係）であるという広義での生態学的 ecological な考え方（もちろん、一九〇三年の段階では、こんにちわれわれが用いている学問的意義としてのエコロジー ecology やエコシステム ecosystem の考え方は、未だ発見＝成立されるまでに到らなかった）を踏まえながら、どちらかといえば人類の経済文化活動のほうに力点を置いて（当時、公害問題とか資源枯渇の危機とかは未だ日程にさえのほりようもなかった）われわれの日常生活を豊かに且つ幸福にする方策を^{きく}搜り当てようとして、若き牧口は、一所懸命、筆を走らせているのである。そして、それは、同時代の知的^{エリート}選良の抱懐した理想主義的志向とそれほど遠ざかるものではなかった。

さて、本補注筆者の^{てもと}手許に、明治中期初等教育段階で使用された教科書のうちの白眉たる、三宅米吉・新保磐次合著『理科初歩』（一八八八年三月、東京金港堂刊）全七冊の第三冊目を構成する『理科初科／有用ノ植物』（同）がある。一八八八年（明治二十一年）といえ、前々年の一八八六年（明治十九年）四月に「小学校令」の公布があり、五月には「小学校ノ学科及其程度」の制定があり、これによって、小学校は尋常小学校・高等小学校ともに四年課程として四・四制をとるべきことが決められた。尋常小学校の学科は修身・読書・作文・習字・算術・体操と定め、土地の情況により図画・唱歌を加えることが出来るとした。高等小学校では右のほかに地理・歴史・理科・裁縫（女子のみ）の学科をおき、加設科目として農業・手工・商業をおき、これまで動物・植物・鉱物・物理・化学・生理というようにそれぞれ独立の教科として取扱われてきたものを新たに「理科」という学科に統合せしめることとした。これは、理科教育史のうえで一期を画する出来事であった。そして、その「理科」の教科書として、この三宅・新保合著の『理科初歩』が刊行され、すこし前に出た小野太郎編述『小学理科書』（一八八七年三月、東京集英堂刊）全四巻とともに、検定時代初期のニュー・スタイル理科教科書を代表する地位に立った。——こ

うして一八八六年の「小学校令」および関係法令によって定められた学科(=教科)としては、「理科」は高等小学校において毎週二時間授けられるものとされ、尋常小学校の教科課程のなかには設置されていなかった。

いま、^{そじょう}組上に据えた『理科初歩／有用ノ植物』に触れて最初に気付かされる特色は、この高等小学校教科書が、明治十年代後半以降の《開発主義教授法》の良き影響下に、子どもたちに知識の「詰め込み」を強要するのではなく、子どもたちみずから日常普通の事物現象を正しく観察することをつうじて経験的知識を確実にし且つ思想を正確に把握するよう仕向けている、という点である。まず、巻頭に掲げられた「例言」にきけ。――

例 言

コノ書ハ植物学ノ初歩ヲ教フルノ趣意ニテ編輯シタルモノニアラズ、専ラ兒童ヲシテ日常目撃シテ衣食住ノ用ニ供スル植物ノ性状及ビ其ノ利用ノ大意ヲ知ラシムルニアリ。

コノ書ニ由リテ教フルニハ成ルベク実物ヲ示シテ兒童ノ感覺ヲ惹キ起シ、其ノ観念ヲ鞏固ニスベシ、故ニ冬期ノ如キ其ノ実物ニ乏シケレバ、春、夏ノ際万植物蕃茂ノ期ヲ撰ビテ之ヲ授クベシ、殊ニ末章ニ述ブル植物成長ノ項ノ如キハ兒童ヲ伴ヒ野外ニ出デ、諸種ノ植物ヲ採集シテ之ヲ実験ニ徴シ併セテ観察、注意ノ力ヲ養成セシムベシ。

コノ書ニ載スル播種、開花、結実等ノ如キハ土地ノ氣候ニ由リテ自ラ遅速アリ、又収穫、製方等ハ土地ノ慣例ニ由リテ小差ナキヲ保セズ、教授ノ際宜シク注意、斟酌スベシ。

――この教育書は、植物学 botany, phytology に関する初歩的知識をば兒童に「教え込む、ないし」注入する、目的で編まれた、という種類の書物ではない。そうではなくして、子どもたちが日常生活経験のなかで接触する衣食住レベルの「有用植物」「実用植物」を、手近のものから順々にとらえ、それら植物の性状(性質や形態や生育状態)および利用(人間のがわの植用活用の仕方)のあらましを、子どもたち自身に考えさせ理解させよう、というのが、基本的な目的に据えられているのである。そこで、当然のことだが、教授および学習に当たっては、明治十年代後半から明治二十年代初めにかけて教育界をリードした《開発主義教授理論》にいちいち照らし合わせるという手だてや労力が執られただろうと推察される。開発主義教授理論の代表著作たる若林虎三郎・白井毅編纂『改正教授術・卷一』(一八八四年六月、普及舎刊)をひらくと、劈頭「第一、教授ノ主義ノ左ニ掲クル諸主義ハベスタロザー其他諸教育家ノ幾多ノ理論ト経験トヲ積ミテ組成セルモノニシテ現今教育諸大家ノ一般ニ是認スル所ノモノナリ故ニ教師者熟復翫味充分ニ其意義ヲ明ニシ常ニ之ニ因リテ業ヲ授ケバ庶幾クハ教授ノ正鵠ヲ失ハザラン今此書モ亦此等ノ主義ニ基キテ編述セリ」との題名掲示およびその趣旨説明があり、つぎに九つの重要主題提示がおこなわれている。「一、活潑ハ兒童ノ天性ナリノ動作ニ慣レシメヨノ手ヲ習練セシメヨノ二、自然ノ順序ニ従ヒテ諸心カヲ開発スベシノ最初心ヲ作り後之ニ給セヨノ三、五官ヨリ始メヨノ兒童ノ発見シ得ル所ノモノハ決シテ之ヲ説明スベカラズノ四、諸教科ハ其元基ヨリ教フベシノ一時一事ノ五、一步一步ニ進メノ全ク貫通スベシノ授業ノ目的ハ教師ノ教ヘ能フ所ノ者ニ非ズ生徒ノ學ビ能フ所ノ者ナリノ六、直接ナルト間接ナルトヲ問ハズ各課必ず要点ナルベカラ

ズ／七、観念ヲ先ニシ表出ヲ後ニスベシ／八、已知ヨリ未知ニ進メ／一物ヨリ一般ニ及ベ／有形ヨリ無形ニ進メ／易ヨリ難ニ及ベ／近ヨリ遠ニ及ベ／簡ヨリ繁ニ進メ／九、先ヅ総合シ後分解スベシ」と。このような進歩的＝合理的教授方法にもとづいて、明治十年代後半の初等教育は《近代化》のプロセスを大幅に押し進めることに成功したのであった。今になって考え直してみると、じつさい、明治十年代後半から二十年代初めにかけての日本教育史の歩みは、驚嘆させられるくらいに普遍的＝世界人類的な《理性的達成》を^{しるし}印づけているのであり、昭和戦前戦中の学校教育の現実などとは比較にならぬくらいに（ひょっとすると一九九〇年代の学校教育の現実と比べてさえも、といたいくらいである）ひとつひとつ理性に^{かな}適った足どりを残した。こんなに輝やかしい教育史的足跡をば一挙に掻き消し且つ教育理性そのものの息の根を次第に^と止めてしまうようになるのは、一八九〇年（明治二十三年）十月発布の「教育勅語」および一八九四年（明治二十七年）八月宣戦布告の「日清戦争」拡大に動機づけられた儒教道徳的＝ナショナリズム的《^{オブスキュアランティズム}開明反対思想》obscurantismの台頭とその勝利とが現実のものとなってから以後のことである。（なお、上掲『改正教授術』に提示された《開発主義教授理論》が牧口『創価教育学体系』のひとつの基本文脈を形成することになるプロセスについては、本全集第一巻補注三四〇～三四二ページを参看せられたい。）

つぎに、その『理科初歩／有用ノ植物』の全体をつらぬく基本思想の^{なす}解きほぐしをなすと考えられる「緒論」（これは、^{きき}曩の「例言」とは異なり、生徒に向かって語り掛けている）に聞こう。――

緒 論。

夏ノ日野辺ニ出デテ四方ヲ見渡セバ、何物ヨリモ先ヅ目ニ入ルモノハ緑ノ色ナルベシ。コノ緑ノ色ハ何物ナリヤ、意ヲ注ケテコレヲ見レバ草ヤ木ノ一面ニ生ヒ茂レルナリ。田ニ植エシハ稲ナラン、畑ニ生ゼルハ麦ヤ綿ナラン、遙ニ遠ク山ノ如キ形ヲナセルモノハ松ヤ杉ノ森ナルベシ。諸子ハコレ等ノ草木ヲ見テ如何ナル考ヘヲ起スヤ。

諸子ガ今書ヲ読ミ算術ヲ学ブトコロノ学校、又ソノ身ニ着タル衣服ヨリ、昼ニ食スル弁当ノ類ニ至ルマデ、多クハ何物ヨリ出来タリヤ。コノ学校ハ先ニ見シ、森ニ茂リタル木ト同ジ種類ノ木ヲ以テ組ミ建テタルモノナリ。コノ衣服ハ畑ニアリシ綿ノ実ニ生ジタルモノヲ取りテ、コレヲ紡ギ且染メテ、織リシモノヲ縫ヒタルナリ。又弁当ノ飯ハ田ニアリシ稲ノ実ヲ取りテ米トナシコレヲ蒸シタルモノナリ。

諸子コレヲ考フルトキハ、人ノ生活スル間風雨ヲ凌ギ、寒暑ヲ防ギ、飢餓ヲ養フトコロノモノハ、草ヤ木ヨリ得ルコトノ実ニ広大ナルヲ覚ルベシ。若シコノ草ヤ木ガ全く世界ニ有ラザルトキハ人ノ生活スル有様如何ニ立チ至ルベキヤ、諸子宜シクコレヲ考フベシ。

今ココニ話サントスルモノハ人ノ住ム家ト為リ、又ハ机、腰掛等ノ如キ器具ト為リ、或ハ日用ノ食物ト為リ、或ハ身ニ被ル衣服ト為リテ、人ニ利益ヲ与フル草ヤ木ノ性状及ビ利用ノ大略ナリ。

サテコノ衣食住ノ用ヲナス草ヤ木ヲ総ベテ有用ノ植物ト謂フ、コノ有用ノ植物ヲ話スニ當リ予メ諸子ニ告グルコトアリ。先ヅ一般ノ植物ヲ類別シテ五部トナス、第一ニハ穀物、野菜ノ如キ食物トスル植物、第二ニハ綿、麻ノ如キ衣服トスル植物、第三ニハ松、杉ノ如キ家屋、器具等ニ造ル植物、第四ニハ紙、蠟ノ如キモノヲ産スル雑用ノ植物ヲ話シ而シテ、第五ニ至リ植物ノ成長及ビ根、幹、葉、花等ノ各作用ノ大略ヲ述ベテコノ課ヲ終ヘントス、諸子謂フソノ意ヲ以テコレヲ学ブベシ。

——生徒たち(「諸子ハ」「諸子ガ」「諸子コレヲ考フルトキハ」「諸子宜シクコレヲ」というふうには、著者から生徒に向かって直接的に呼び掛けていることに注意せよ)にとって、学ぶとは、知るとは、ただ受け身になって教師の言や教科書の記述を棒暗記するのみに終始する態度であってはならない。まず自分の感覚を働かせて身体周辺の自然をしつかり観測し、つぎに自己の思考力を働かせて衣食住の基本的な生活がどのような形で成り立っているかということを考えよ。すると、われわれ人類の衣食住の生活は結局するところ草や木(総称して「有用ノ植物」と呼ぶ)を材料にして大いなる恵みを獲ているのだ、という道理に突き当たる。以下、原著者は、その道理を、具体的事例に即して説き明かしていく。——

第一章。

食物トスル植物。

いね(稲)。毎日食フトコロノ飯ニハ、ソノ類色色アレドモ皆ナ穀物ヨリナレリ。穀物ノ中ニテ何物ヨリ多ク造レリヤ、諸子ハ米トむぎナルコトヲ知ルベシ。

米ハ木ニ生ズルモノナルカ、又ハ草ニ生ズルモノナルカヲ知レリヤ、米ハ草ニシテ、沼ナドニ生ズルよし(蘆)ト同ジ種類ノいね(稲)ト云フモノノ実ナリ。

ソノ根ハ細クシテ毛ノ如キモノヲ多ク出ス、コレヲひげ根ト云フ、茎ハ竹ニ似テ節アリ、節ゴトニ葉ヲ出ス、葉ハ細クシテ長シ、花ハ白色ニシテ小サク、許多集リテ穂ヲナセリ。

花ノ開クハ土地ノ時候ニ由リテ遅速アレドモ、概ネ八月末ニ開キ、十月ニ種子ト成ル。コノ種子ノ殻ヲ剥ギ取りタルモノヲ米ト云フ。

都会ニ住ム人ハ米ハ如何ニシテ生ズルカヲ知ラザルモノ多シ、サレバコレヨリ米ヲ作ル仕方ノ話シヲナサン。稲ハ夏ノ初メニ種ヲ蒔キ、なへ(秧苗)ト為ルヲ蒔キ、根ヲ分ケ数本ヲ一株トナシ、一尺余ヲ隔テテ、水田ニ植ウ、コレヲうゑつけ(分栽)ト云フ。夫ヨリ田ニ水ヲ入レテコレヲ湿シ又ハ出シテ、コレヲ乾シ、或ハ草ヲ取り肥エヲ与ヘ、而シテ十月ニ至リ始メテ種子熟ス。サテコレヲ刈リ取り、日ニ乾シテから(穀)ト穂トヲ分チ、夫ヨリ種種ノ手数ヲ経、うす(麴)ニテからヲ剥ギ取り米ト成ス。其ノ手数ト辛苦ト多キコトハ譬フルニ辞ナシ、諸子コレヲ考フル時ハ、一粒ノ米ナリトモ粗末ニスルコトハ為スニ忍ビザルベシ。

米ニ二ツノ種類アリ、一ヲうるち(粳)ト云ヒ、通常飯ニ炊キテ食ス、一ヲもちごめ(糯)ト云ヒ、もち(餅)又ハこはめシトナシテ食ス。通常ノ食物ニテコノうるち、もちごめノ二種ヨリ作りタルモノ甚ダ多シ。又一種をかば(陸稻)と称スルモノアリ、水ニ乏シキ山地ノ畑ニ作ルモノニシテ、ソノ味ヒ上ニ挙ゲルモノヨリ遙ニ劣レリ。

粳ニテ造ルモノニハ酒、醋等アリ、酒ハ白米ニかうぢ(麴)トもと(酒母)ヲ雜ヘ、水ヲ加ヘテ醸ス、醋ハ酒ヨリ造ルコトアレドモ、又玄米ニかうぢヲ雜ゼテモ醸セリ。糯ニテ造ルモノニハ味淋、水飴等アリ、味淋ハ酒ヲ醸スニ略同ジ、水飴ハ糯ヲ蒸シテ麦ノもやしヲ加ヘ、ソノ絞り汁ヲ煮テ製シタルモノナリ。

世ノ中ニ家業ヲ惰ラセ或ハ身体ヲ害フ水アリ、諸子ハコレヲ知レリヤ、酒ト云フモノナリ。コノ酒ハ有益ナル米ヲ無益ノ水トナシタルモノナリ、故ニ諸子学校ヲ去リタルノ後、コノ怖シキ水ニ出遭フコトアリトモ、必ズ避ケテ飲ムベカラズ。

稲は専ら水田に作るものにして、これに粳、糯の二種あり。粳は通常飯とする外酒、醋等を製し、糯は餅、強飯とする外味淋、飴等を製すに用ひらる。陸稻は水に乏しき土地に作る稲なり。

こむぎ（小麦）ハ稲ト同ジ種類ナレドモ、田ニ作ラズシテ畑ニ作ルモノナリ。形ハ略稻ニ似タリ、秋ノ末ニ種ヲ播キ、翌年ノ夏ニ至リテ熟ス。

こむぎハいねニ次ギテ有用ノモノナリ。コレヨリ製スル食物ハソノ種類甚多シ、左ニ重モナルモノノ二、三ヲ語ルベシ。

食物ヲ煮ルトキニ用ヒテ其ノ味ヒヲ附クル醤油ハ即コノこむぎニ大豆ト塩トヲ雜ゼ合セテ醸シタルモノナリ。又コノこむぎヲ挽白ニテ挽キ粉トナシ、コレヨリ種種ノ食物ヲ作ル。

諸子ハさうめん（麦麵）うどん（温飩）ヲ知ルベシ、さうめん、うどんハコノ粉ヲ塩水ニ雜ゼ、善ク、捏ネテ展シ且コレヲ細ク切りタルモノナリ。ソノ他、ふ（麩）ばん（麵包）ナドモコノ粉ニテ作りタルモノナリ。

おほむぎ（大麦）。諸子ハむぎめしヲ知ルベシ。むぎめしハ多クおほむぎヨリ製セラル。おほむぎハこむぎト同ジ形ニテ少シク大ナリ。コレハ田ニ作ラズシテ畑ニ作ルモノナリ。秋ノ末ニ種ヲ播キ、翌年ノ夏ニ至リテ熟ス。

おほむぎハ飯トナス外牛、馬ノ食料トナシ、又コレニ大豆ヲ交ゼテ、味噌、醤油ヲ造ル。

はだかむぎ（裸麦）ハ大麦ノ一種ニシテ殻ノ脱シ易キヲ以テ此ノ名アリ。コノ麦ハソノ用大麦ニ略同ジケレドモ、春キテ減ラズ、炊ギテ殖ユルノ益アリ。

ソノ他穀類ニテ食用トナルモノハもろこし（蜀黍）、あは（粟）、きび（稷）、そば（蕎麦）等ナリ。あはハ飯、もちトナスノ外飩トナスコトヲ得、コレヲあはノ水飩ト云フ、飩ノ中ニテ最モ良キ品ナリ。そばハ種ヲ蒔キテヨリ大凡五、六十日ニシテ熟スルモノナリ。コノ実ヲ取り粉トナシタルモノヲそば粉ト云フ。諸子ノ常ニ食フそばきりハコレヨリ造リタルモノナリ。

小麦にては温飩、素麵、麩、麵包等を製し、又これに大豆を交ぜて醤油を製す。大麦、裸麦は重もに飯となし、又大豆に交ぜて味噌を作る、その他食用になる穀物は蜀黍、粟、稷、蕎麦等なり。

.....

第二章。

衣服トスル植物。

きわた（草綿）。諸子ハ綿布、綿ヲ知ルベシ、コレハきわたト云フ草ノ実ヨリ製シタルモノナリ。きわたハ麦ナドノ如ク畑ニ作ルモノニシテ、凡ソ四月頃ニ種ヲ播クトキハ七月頃ヨリ追追ニ花ヲ開ク。花ノ形ハむくげ（木槿）ニ似テ色ハ黄ナリ、八月頃ニ至リ実ヲ生ズ、ソノ形もも（桃）ニ似タルヲ以テ一般ニコレヲももト云ヘリ。コノももハ九月ニ至レバ熟シ折ケテわた（綿絮）ヲ吐キ露ス、コノ時ニ至レバ農夫ハ毎日畑ヲ廻リテ綻ビタルももヲ摘ミ取ルナリ。

コノ摘ミ取りタルももヲ日ニ乾シ、わたトから（殻）トヲ引キ離シテ綿ニ製スルナリ。コノ綿ヨリ糸ヲ取りテ布ヲ織リ、衣服ノ料トナス、即諸子ガ着ル所ノ衣服ハコレナリ。

あさ（大麻）。諸子ハかたびら（帷子）、かや（蚊蠅）、あさなは（麻繩）ナドニスル麻ヲ見タルコトアルベシ。コノ麻ハ綿ノ如ク畑ニ作ル草ニテ、高サ四、五尺ヨリ七尺ニ至ル、葉ハもみぢ（槭）ノ葉ニ似タリ。

麻ニハ雄木、雌木ノ二種アリテ、共ニ淡綠色ノ小花ヲ着ク、雄木ハ花ノミニシテ実ヲ生ゼズ、雌木ハ花ノ咲キタル後ニ実ヲ生ズ、麻ノ実ト云フモノコレナリ。

麻繩、帷子、かやナドニスル麻ハコノ大麻ノ茎ノ皮ヲ剥ギテ製スルナリ。麻ハ衣服トスルヨリハ其ノ他ノ用ニ使フコト最モ多シ、ソノ著シキモノヲ挙グレバ船網、漁網等ノ如シ。

からむし（苧麻）。からむしノ糸トナシタルモノハ殆ド麻ト同ジ様ニ見ユレドモ、草ノ形ハ大ニ異ナリ。

からむしハ毎年古キ根ヨリ若干ノ茎ヲ出シ、其ノ高サ五、六尺ニ至ル、葉ハ円クシテ毛ヲ生ジ、

花ハ小サクシテ聚リ着クモノナリ。

からむしヨリ糸ヲ取ルハ略麻ニ同ジクシテ、則チ莖ノ皮ヨリ取ルナリ。コノ糸ハ他ノ用ニ為スコリモ衣服ニ用フルコト多シ、越後ノ縮、奈良ノ晒等ハ皆コノ糸ヨリ織リタルモノナリ。

植物より取る衣服の料は草綿の実より取る所の綿と、大麻、苧麻の莖の皮より取る所の麻なり。綿にて木綿を織り、大麻、苧麻にて麻布を織る。

第三章。

家屋及ビ器具トスル植物。

人ノ棲ム家ハ何ヲ以テ建テタリヤ、諸子ハソノ重モナルモノハ材木ナルコトヲ知ルベシ。材木ハ山野ニ生ジタル樹木ヲ伐リタルモノニテ、色色ノ種類アリ、今ソノ重モナルモノヲ語ルベシ。

まつ(松)。諸子ハ曾テソノ葉ハ細クシテ針ノ如クソノ幹ノ皮ハ開裂シテ鱗ノ形ニ似タル樹木ヲ見タルコトアルベシ。ソレハ松ト云フ樹木ナリ。松ハ甚大木ニナルモノニテ、ソノ大ナルモノハ高サ十丈ニ至リ、太サハ諸子四、五人ガ手ト手トヲ連ネテ、取り囲ムモ猶空隙ヲ余スニ至ルモノアリ。コノ松ハ冬ニ至ルモ悉ク葉ヲ落スコトナシ。葉ヲ落サザル樹木ヲ総ベテときはぎ(常磐木)ト云フ。

コノ松ノ材木ハ家ヲ作ルニ用フルノ外橋枕、船トナシ、又薪ニモ多クコノ材木ヲ用フ。

すぎ(杉)。諸子ハ家ノ囲リニ於テ杉ニテ作りタル生垣ヲ見タルコトアルベシ。コノ杉モ松ト同ジク常磐木ニシテ亦大木トナルモノナリ。諸子若シ山中ニ入ルトキハ実ニ驚クベキ大木ヲ見ルコトアルベシ。

コノ材木ハ軟カニシテ細工ヲ為シ易ク、且ツ価ノ廉ナルヲ以テ家ヲ造ルニ欠クベカラザルノミナラズ、ソノ他ニ於テモ用ノ広キコト木材中ノ第一ナリ。

コノ材木ノ利用ヲ挙レバ、家ノ柱及ビ一般ノ諸雑作ソノ外橋、塀ナドノ大ナルモノヨリ桶、盥等ノ家具ニ至ルマデー、一數フルニ違アラズ。又コノ樹木ノ皮ヲ杉皮ト云フ、コレニテ家根ヲ葺クトキハ能ク雨水ニ堪ヘテ長ク腐ルコトナシ。

ひのき(檜)。ひのきは葉ノ形杉ニ似テ扁ク、幹ハ杉ノ如シ。コノ樹ノ大木ハ都府ナドニハ少ナケレドモ、山ニ入ルトキハ実ハ大ナルモノヲ見ルベシ。

コノ木材ハ白色ニシテ淡紅ヲ帯ビ、香ヒ好クシテ質甚良シ、木材中ノ第一ト称ス。故ニ宮殿ノ如キ上等ノ家ヲ建ルニハ大抵コノ材木ヲ用フ、又長ク水ニ腐ラザルヲ以テ、商船、橋枕ヨリ家ノ土台ノ如キ、水、湿気等ニ接スル所ハ多クコレヲ用フ。

.....

第四章。

雑用ノ植物。

衣服ヲ染メテ種種ノ色ヲ顯スニハ鉞物ヨリ取ルモノ多ケレドモ、亦植物ヨリ取ルモノモ少ナカラズ。諸子ノ着タル衣服ノ青キ色ハ如何ナル絵具ニテ染メシヤ、コノ衣服ヲ青ク染ムル絵具ハあゐだま(藍靛)ト云フモノナリ。

あゐだま(藍)。あゐだまハあゐ(藍)ト云フ草ノ葉ヨリ製シタルモノナリ。あゐハ麦ナドノ如ク畑ニテコレヲ作り、ソノ葉ヲ取りテコレヲ刻ミ、日ニ乾シテ貯フルナリ。

あゐだまヲ製スルニハコノ乾シタル葉ニ水ヲ注ギ、数十日間^{ネカス}醱酵セシメテ後ニコレヲ白ニテ搗キあゐだまトスルナリ。

ソノ他一、二ノ例ヲ挙グレバ紅染ノ紅ハ紅藍^{ベニ}ノ花ヨリ製シ、黄色ヲ染ムルニハうこん(鬱香)ノ根ヨリ取りタル絵具ヲ用フルナリ。

うるし(漆)。諸子ハ黒ク又ハ赤ク塗リタル膳、盆ナドヲ知ルベシ、コレヲ一般ニぬりもの(漆

器)ト云ヘリ。コノぬりものハうるしト云フ樹ノ汁ヨリ製シタルモノニテ塗りタルナリ。

うるしハ寒地ニ産スル樹木ニシテ、山野ニアル自然ノモノハ大木ニナルモノアリ。サレドモ盛ンニコノ業ヲ為ス所ニテハ苗ヨリ作り立テテ、四、五年ヨリ七、八年迄ノ間ニ漆ヲ取り、ソノ後ハ終ニ伐り倒ス故ニ大樹アルコトナシ。

うるしハコノ樹ノ汁ナリ。コレヲ取ルニハ先ヅ幹ニ疵ヲ付ケ置クナリ、然ルトキハコレヨリ汁ヲ出ス、因テソノ汁ヲ搔キ取りコレヲ製スルナリ。

らふ(蠟)。諸子ハ蠟燭ヲ知ルベシ、蠟燭ハ蠟ヨリ製スルモノナリ。蠟ハ色色ノ木ノ実ヨリ取レドモ多クハうるし(漆)、はぜうるし(黄櫨)ノ実ヨリ取ルナリ。

蠟ヲ取ルハ上ニ掲ゲタル樹ノ実ヲ取り、搗キテ粉トナシ核ヲ去リ、麻袋ニ入レ蒸シテ後^{シメギ}搾木ニ掛ケテコレヲ搾ル、然ルトキハ油ソノ袋ノ中ヨリ滴り出ヅ。コレヲ酌ミ取りテ、器ニ入レ棚ニ置クトキハ、ソノ油冷エテ凝結ス。コレヲ生蠟ト云フ。

かうぞ(楮)。諸子ハ紙ニ色色ノ種類アルコトト、又其性質ニ色色アリテ、脆キモノ、強キモノ等アルコトヲ知ルベシ。紙ノ色色アル中ニテ諸子ノ最モ能ク知ルモノハ半紙、駿河半紙、美濃紙等ナルベシ。

コレ等ノ紙ハ何ヨリ造ラレシカ、諸子ハコレヲ知レリヤ、半紙、美濃紙ハかうぞト云フ灌木ノ皮ヨリ製シ、駿河半紙ハみつまた(黄瑞香)ト云フ灌木ノ皮ヨリ製ス。

コノ皮ヲ紙トナスニハ先ヅ皮ヲ剥ギ取り水ニ浸シテ後ニ釜ニテ煮混シ、コレヲ箆ニ入レ、再ビ水ニ浸シテ汚物ヲ去リ、能クコレヲ叩クトキハ餅ノ如ク軟カナル塊トナル、ソノ塊ヲ丸メテ紙ヲ抄クノ原品トスルナリ。

紙ヲ抄クニハコノ塊ヲ水ニ混ジ、コレニ糊ナドヲ交ゼ合セタルモノヲ糞ノ上ニ展シテ抄クナリ。故ニ一葉ノ紙ト雖モ抄キ上ルマデハ、色色手数ノ掛ルモノナレバ濫ニ無益ノコトニ用フルヲ戒ムベシ。

とうしんぐさ(蘭)。諸子ノ家ニハ必ず置ト称スルモノヲ敷クベシ。畳ノ床ハ藁ヲ束ネタルモノナレドモ、ソノ表ニハ他ノ草ヲ以テ織リタルモノヲ用フ。

通例ノ表ハ蘭ニテ織リタルモノナリ、諸子ノ中ニハコノ草ノ野生ノモノヲ見タル人モアルベシ。野生ノモノハソノ葉短クシテ僅ニ一、二尺ニ過ギザレドモ、畳ニ織ルモノハ水田ニ植エテ培養スルヲ以テソノ葉長ク暢ヒテ四、五尺ニ至レリ。

りうきょうゐ(琉球蘭又七島蘭)。畳表ノ一種ニテ琉球表ト称スルモノハ琉球蘭ニテ作りタルモノナリ。

琉球蘭ハとうしんぐさノ一種ニシテ九州、四国等ニテハ水田ニ作レリ、品ハ下等ナレドモ、丈夫ナルヲ以テ人多クコレヲ用フ。

衣服を染むる藍靛は藍の葉より製す。塗物に用ふる漆は漆樹の幹にある液を採りて製す。蠟燭にする蠟は漆樹、黄櫨の実より製す。紙は楮、黄瑞香等の茎の皮を剥ぎて製す。家に敷く畳表は蘭と云ふ草の葉にて織りたるものなり。

第五章。

植物ノ成長及び其部分。

前ニ述ベタル衣食住ニ供スルコロノ植物ハ如何ナルモノナリヤ。諸子ハ必ず胸中ニ疑ヒヲ起シソノ生活及び成長スル理ヲ知ランコトヲ希フベシ。

若シコノ疑ヒヲ起シソノ理ヲ知ランコトヲ希ハバ庭園ノ一隅ニ於テ、^{アサガオ}牽牛花又ハ豆ノ如キ、容易ニ得ラルベキ種子ヲ採リテコレヲ播キ試ムベシ。コノ種子ハ日ヲ経ルニ随ヒ^{カビツレ}甲折シテ嫩キ小芽ヲ出

ス、コノ小芽ハ分レテ二部トナリ上ニ暢ルモノハ後ニ茎幹トナリ、地下ニ入ルモノハ根トナルナリ。

コノ小芽ハ初メ僅ニ二枚ノ小葉アル小莖ト小根トノミナレドモ、時過ギ日ヲ経ルニ随ヒ次第ニ成長シテ、枝ヲ出シ、葉ヲ生ジ、終ニ諸子ハ花ヲ開キ実ヲ結ブヲ見ルベシ。植物ノ成長スル順序ハ概ネカクノ如シ。

植物ノ生活スル時間ハ植物ノ種類ニ由リテ同ジカラズ、或ハ数百年ノ壽ヲ保ツモノアリ、或ハ一年ノ中ニ成長ヲ終ヘテ枯ルモノアリ。然レドモソノ生活スル有様ニ至リテハ孰モ異ナルコトナシ。

コノ生活ヲ持続スルハ各種ノ部分相聚リテ一体ヲナシ、各専有スルコロノ作用ヲナスガ故ナリ。養分ヲ得テ栄養ノ作用ヲ専ニスル部分ハ根、幹、葉ニシテ、種子ヲ生ジ、子孫ヲ殖ス作用ヲ専ニスル部分ハ花、実ナリ。コレヨリ各部分ノ専有スル作用ノ大略ヲ語ルベシ。

根。諸子ハ根ヲ植物ノ如何ナル部分ト思ヒ又コノ部分ハ如何ナル作用ヲナスモノト考フルヤ。根ハ莖又ハ幹ヨリ分レテ地中ニ入り、植物ノ体ヲ地上ニ安置シテ、倒ルルコトナカラシムモノナリ。

根ノ形ニハ色々アリテ様ナラザレドモ、コレヲ大別スルトキハ二ツナリ。ソノ一ハ上部太クシテ下ニ随ヒ次第ニ細クナリテ、地中ニ深く真直ニ入り込ムモノ、ソノ一ハ細キ小根ヲ夥ク四方ニ出スモノナリ。ソノ深く地中ニ入り込ムモノヲ直根ト云ヒ、細根ヲ夥ク出スモノヲ鬚根ト云フ。

諸子ノ日日食フトコロノ植物ノ中ニテ稲、麦、豆、芹ノ根ト蘿蔔、胡蘿蔔、牛蒡ナドノ根トハ孰レノ種類ニ属スル根ナリト思フヤ。蘿蔔、胡蘿蔔、牛蒡ナドハ畑ニ作り、人ノ培養ヲナスニ由リテ、自然ノモノヨリモ著シク肥エ太レドモ、能クコレヲ吟味スルトキハ深く地中ニ入り込ム直根ナルコトヲ理解スベシ。又稲、麦、豆、芹ナドノ根ヲ取りテコレヲ吟味スレバ、直根ト異ナリテ深く地中ニ入り込マズ、ソノ細根ハ地下ノ四方ニ広ガリ、一見シテ鬚根ナルコトヲ合点スベシ。凡ソ草花、雑草ノ根ニハ色々ノ形アルヲ以テ種種ノ名称ヲ付スレドモ、概ネコノ鬚根ノ部類ニ属スルモノ多シ。

諸子ハ根ノ作用ハ如何ナルモノト考フルヤ、根ハ植物ガ成長及ビ生活ニ要スル食物ノ原品ヲ土中ヨリ吸ヒ聚ムル用ヲ為スモノナリ。コノ食物ハ諸子ノ食フガ如キ塊リタルモノニアラズシテ、液汁ノ形ヲナシタルモノナリ。

コノ液汁ヲ吸フトコロハ根ノ如何ナル部分ト思フヤ。コノ液汁ヲ吸フトコロハ根ノ端ニアル細キ白色ノトコロニシテ、ソノ構造ハ上ノ図ニ示シタル如キ形ヲナス部分ナリ。

諸子ハ根ガ水ヲ吸フトコトニ付キ十分ニ合点ヲナサント思ハバ、草ノ生ジタルトコロニ行キノ草ヲ引き抜キテ試ムベシ。コノ根ヨリ引き抜キタル草ヲ地上ニ措クトキハ数時間ニシテ萎ルベシ、コノ時莖ヤ葉ニ幾バク水ヲ濺グトモ絶エテソノ効ヲ見ザレドモ、根ヲ以テ水ニ浸ストキハ再び勢ヲ得テ蘇生スベシ。

根は植物を地上に安置し、栄養の原品を地中より吸収する部分なり。根には直根と鬚根との二類あり。

幹。諸子ノ住ム家又ハ日用ノ器具類ハ如何ナルモノヨリ多ク造レルヤ、諸子ハソノ多分ハ材木ナルコトヲ知ルベシ。材木ハ植物ノ如何ナル部分ナルヤ、諸子ハ樹木ノ幹ナルコトヲ知ルベシ。幹ハ根ヨリ地ノ上ニ出デテ枝、葉、花ナドヲ花ズル部分ナリ。幹トハ多ク樹木ニ称フ、草ニハ幹ト云ハズシテ莖ト云フ。枝トハ莖、幹ヨリ分レテ出デタル細キ部分ヲ云フ。

莖、幹ニハ色々ノ種類アリ。諸子暇アル時ニ野ニ出デテ多クコレヲ見レバ、忽ニソノ種類ニ異同アルコトヲ見出スベシ。路傍ニ生ズル雑草ノ如キハ一年ノ間ニ生死スルモノナリ、コレ等ハ総ベテ草莖ト云ヘリ。

牡丹ノ如ク幹ノ上部ヨリ出デタル枝、葉ノ年年枯ルモノヲ亜灌木と云フ。茶、桑ノ幹ノ如ク稍太クナリテ高く暢ビ、幹ノ下部ヨリ枝ヲ出スモノヲ灌木ト云フ。又松、杉、檜ノ如ク年年ニソノ幹太クナリテ高く暢ビ、上部ニノミ枝、葉ヲ出スモノヲ喬木ト云フ。

諸子ハ曾テ葡萄ノ棚ヨリソノ実ヲ採リテ食シタルコトアルベシ、又美シキ花ノ咲ク藤ヲ見タルコ

トアルベシ、諸子ハコレ等ノ幹ヲ如何ナル種類ト思ヒシヤ。総ベテコノ類ノ幹ハ他ノ植物ノ如ク直立スルコト能ハズシテ、必ズ他ノ物ニ纏ヒ付ク性ヲ有セリ、コレヲ纏茎ト云フ、又草茎ニシテコノ類ニ属スルモノアリ、蔦、牽牛花等コレナリ。

諸子ノ常ニ食スル蓮根、慈姑、甘藷、百合ナドハコノ植物ノ如何ナル部分ト考フルヤ、恐ラクハ諸子ハコレヲ根ト思ヒ居ルベシ。然レドモソノ考ヘハ甚誤レリ、コレ等ノモノハ根ニアラズシテ土中ニアル多肉ノ茎ナリ、今諸子ノタメニ左ニソノ次第ヲ解キ明サン。

通常人ノ蓮根ト称スル部分ハ地中ニ横ハル茎ニシテ、真ノ根ハ節ゴトニ出ストコロノ鬚根ナリ、又菖蒲ノ如クソノ茎土中ヲ這ヒテ葉ト花トヲ地上ニ出スモノアリ、コレ等ノ茎ヲ根茎ト云フ薑、蕺荷等ノ茎ハコノ類ニ属スルモノナリ。又おらんだいちご（蛮苺）ノ如ク地上ヲ匍ヒテ節ゴトニ根ヲ出スモノヲ匍匐茎ト云ヒ、青芋、慈姑、等ノ如ク球ノ形ヲナス茎ヲ球茎ト云ヒ、百合ノ茎ノ如ク周圍ニ鱗片ヲ付スルモノヲ鱗茎ト云フ。

諸子ノ最モ驚クベキハ甘藷、馬鈴薯ナリ、今又コレヲモ茎ナリト云ハバ諸子ハ疑ヒ且ツ惑フベシ。サレドモ甘藷、馬鈴薯ハ前ニ語リタルモノト同ジク、根ニアラズシテ同ジク茎ノ類ナリ、コノ茎ヲ称シテ塊茎ト云フ。

塊茎類ノカクノ如ク肥エタルハ、根ヨリ吸ヒ取りタル養分ヲ貯ヘ置キ、他日ニ至リテ枝、葉ノ養ヒニ供スルガタメナリ。コノ類ノ根ハ図ニ示シタル如ク、総ベテ毛ノ如ク細キモノニテ、茎ノ側ヨリ生ジ四方ニ蔓延ス。

茎、幹ノ作用ニ就キテ諸子ニソノ大略ヲ語ルベシ。茎、幹ハ花、葉ヲ地上ニ支ヘ、能ク太陽ノ光リト熱トニ触レシメ、根ヨリ吸ヒ取りタル食物ノ元品ヲ葉ニ送ル作用ヲナス部分ナリ。故ニ地上ニアル草木ノ茎及ビ幹モ亦地下ニアリテ根ノ形ヲナスモノモ、皆コノ作用ヲナスモノハ総ベテ茎ト称スルナリ。

ソレ故ニ前ニ語リタル蓮根、慈姑、甘藷、百合ナドモ地下ニハアレドモ、花ト葉トヲ出シテコレヲ太陽ノ光リト熱トニ触レシメ、又根ノ吸ヒ取りタル食物ノ原品ヲ葉ニ送ル作用ヲナスヲ以テ、根ト云ハズシテ茎トハ云フナリ。

茎及び幹は花と葉とを出して太陽の光りと熱とに触れしめ、根の吸ひ取りたる食物の原品を葉に送る作用をなす部分なり。茎及び幹には種類の種類ありて草茎、亜灌木、灌木、喬木、纏茎、匍匐茎、根茎、球茎、鱗茎、塊茎等に區別す。

葉。諸子ハ葉ヲ植物ノ如何ナル部分ト思ヒ、又コノ部分ハ如何ナル作用ヲナスモノト考フルヤ。葉ハ茎及ビ幹ヨリ分レ出デタル綠色ノ小片ニシテ、ソノ作用ハ太陽ノ光リト熱トヲ受け、空気ニ触レテ根ヨリ吸ヒ取りタル食物ノ原品ヲ化シテ養液トナシ、大ニ植物ノ成長ヲ助クルモノナリ。

葉ハ葉片、葉柄ノ二部ヨリ成レリ、葉片ハ作用ヲナストコロニシテ、葉柄ハ葉ヲ茎又ハ枝ニ結び附ルモノナリ。桜、葡萄ナドノ葉ヲ太陽ニ透シテ見ルトキハ網ノ形ニ似タル大小ノ管線アリ、コレ等ノ葉ヲ網状脈葉ト云フ。又稲、麦ナドハコノ管線網状ヲナサズシテ平行セリ、故ニコレ等ノ葉ヲ平行脈葉ト云フ。

葉ノ形ニハ色々アリテ同ジカラズ、稲、麦ノ如キハ細クシテ長シ、蓮、款冬ノ如キハ円キ形ヲナシ、桜、梅ノ如キハ卵ノ形ヲナシ、桃、栗ノ如キハ円クシテ長シ。植物ハ甚多クシテ各ソノ葉ノ形ヲ異ニスレドモ、大体ハコノ四ツノ元形ニ基キテ、広、狭、長、短ノ差アルノミ。

葉ニハ単葉、複葉ノ區別アリ、前ニ掲ゲタル桜、梅、桃、栗ノ葉ノ如キハ一ツノ葉柄ヨリ一片ノ葉ヲ出ス、故ニコレ等ヲ單葉ト云フ。豆、胡蘿蔔ノ葉ノ如キハ、一ツノ葉柄ヨリ多クノ小葉ヲ出ス、故ニコレ等ノ葉ヲ複葉ト云フ。コレヲ葉ノ二大別トス。

葉ノ作用ニ就キテ諸子ニソノ大略ヲ語ルベシ。春ニナリテ諸子野ニ遊ブコトアラバ、路ノ傍ニ生ジ

タル蒲公英^{タンポポ}ヲ摘ミ採リソノ花茎ヲ折リテ見ヨ、忽ニ乳汁ノ如キ液ヲ出スベシ。コノ液ヲ養液ト云フナリ、養液ニハ蒲公英ノ如ク白色ノモノモアレドモ大概ハ青色ナリ。

前ニモ語リシ通り養液ノ原品ハソノ初メ根ノ吸ヒ聚メタルモノヲ茎、幹ニ於テ受ケ又コレヲ葉ニ送レルナリ。葉ハコレヲ受ケ取りテ太陽ノ光リト熱トヲ受ケ、空気ニ触レ化シテ養液トナシ、植物全体ノ食料ト為スナリ。

葉ガ光リト熱トヲ受ケ、空気ニ触レテ養液ヲ製造スル訳柄ハ入り組ミタル事ニシテ、容易ニ理解スルコト難ケレドモ、ココニソノ大略ヲ語ルベシ。葉ニハ表、裏トモニ呼吸孔ト称スル微小ノ孔満面ニ開キ、ソノ数殆ド万ヲ以テ数フル程ナリ。コノ呼吸孔ハ表面ニハ甚少ナクシテ裏面ニ甚多シ。

呼吸孔ハ日光ノアル間ハ絶エズ開閉シテ、空気ヲ呼吸スルコト恰モ人ガ肺ニ由テ空気ヲ呼吸スルガ如シ。コノ呼吸ニ由リテ空气中ニアル炭酸がすヲ吸収シ、養液ヲ製造スルニ必用ノ部分ヲ取り、ソノ不用ノ部分ヲ放チテ新鮮ノ養液ヲ製造スルナリ。コノ事ニ就キテハ面白キ話シ甚多ケレドモココハ姑クコレヲ止メ、猶諸子ノ学力進ミ、等級昇レル後、コノ書ノ化学篇炭酸がすノ条ニ於テ詳ニ語ルベシ。

諸子ハ根、幹、葉ノ大略ヲ学ビ、ソノ作用ノ一斑ヲ知りタレバ、コレヨリ花ト実トノ話シニ移ラントス。然ルニ花ト実ノ話ハ別事ニ涉ルヲ以テ前ニ話シタル事実ヲ簡約シー節トナシテ語ルベシ。

根は食物の原品を土中より吸収し、茎、幹の媒介に由りて之を葉に送り、葉はこれを取りて太陽の光りと熱とを受け、空気より養分を取りて養液を製造す。故に植物の食物は一分は土中より取り、一分は空気より取る。葉は茎、幹より分れ出でたる緑色の小片なり、この部分は太陽の光りと熱とを受け、空気に触れて養液を製造する作用を為すものなり。葉は葉片、葉柄より成り、その形に四つの元形あり、又単葉、複葉の二大別あり。

.....

——身近近く感覚され認識される《有用ノ植物》について勉強を始めているうち、生徒たち（「諸子」という呼び掛けを受けている学習者＝被教育者たち）は、いつのまにか、植物学プロパーの《基本命題》について密接に且つ奥深く学ばざるを得なくなってしまうありさまが（ないしは、プロセスが）、此方^{こちら}に透かし見えてくるのではないか。まさしく、このような学習方法こそ（教師＝教育者のがわからみれば、教授方法こそと言うべきであるが）ペスタロッチ直観主義あるいは開発主義教育理論の基本文脈をなすものであった。平成元年（一九八九年）三月十五日改訂の「小学校学習指導要領」というのをみると、文部省は従来の理科・社会科をとっぱらって新たに第一学年から「生活科」を設置し、たいへん画期的＝新機軸的変革をおこなった気であるらしいが、斯様な考え方は百年も以前の明治十年代「開発主義教授理論」のなかで最も初歩的階梯として提示されてあった。結局、日本近代教育は百年の間すこしも進歩していなかったことになる。論より証拠、その一九八九年三月文部省お取り決めの「小学校学習指導要領」第二章各教科／第五節生活の劈頭をごらん頂きたい。「第一 目標／具体的な活動や体験を通して、自分と身近な社会や自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。」各学年の目標及び内容〔第一学年及び第二学年〕というのをみると、「(2) 自分と身近な動物や植物などの自然との

かわりに関心をもち、自然を大切にしたり、自分たちの遊びや生活を工夫したりすることができるようにする。」とある。こうなると、明治十年代における「有用ノ植物」の考え方のほうが五段も六段も進んでいた、としか他に言いようがない。そして、その数段進歩していた思考＝文脈のうえに「若き牧口、の記述がなされたのである。

——またまた「牧口聶眞、の発言をするのか、との譏りを蒙るかも知れない。しかし、牧口常三郎の教育思想形成過程を準備してゆくとき、どうしても、その出発点に近い段階において《開発主義教授理論》が文脈づくりの役割を確実に引き受けていたことを明確化しておかなければならないので、引用過剰を承知のうえで敢て『理科初歩』第三冊『有用ノ植物』（一八八七年十月、東京金港堂刊）を参考に供したのである。「若き牧口、は、ジョホノット教授理論（北海道尋常師範学校入学時から接受した有賀長雄訳註『如氏教育学』の与えた影響の大きさには計り知れないものがある）を媒介にして、スペンサーおよびハクスレーの提唱する功利主義的実学教育理論および科学的探究方法を十分に学習すると同時にベスタロッチ主義直観教授理論を力動的＝具象的に理解し尽くしたあと、それに続いて輸入されたヘルバルト主義教授理論の開明的＝進歩的の半面を鋭敏に摂取するよう努め、これによって聴て二十年後に『創価教育学体系』全四巻を構想＝刊行するための準備工事をいっそう確実なものにした。牧口の教育学探究は、昭和年代に入って、突然、思い起って（あるいは、学界の流行に追隨して）新カント派認識論哲学（「価値創造」という考え方がリッケルトに動機づけられていたことは確実である）や、デュルケム社会学や、デューイのプラグマティズム教育学を「撮み食い、し、その成果をば一挙に創価教育理論として纏め上げた、といった性質のものでは決してない。牧口常三郎は、未だ白面の青年時代から開始した「理論探究、の階段をいちだんいちだん絶えず昇り詰めていって、その独自の石段みちのさきに自己固有の道筋（＝理論展開）をつくりだすことに成功したのであった。それゆえに、牧口教育理論が形成されるまでの道筋を跡づけてみると、同時代における秀れた先行業績のうちの最高精華が公正＝適切に消化され再生産されてあることに、いやでも気付かざるを得なくなる。公正＝適切に、と言ったのは、スペンサー教育理論でもヘルバルト教授方法学でも、日本に輸入されるや否や忽ち「誤解、misunderstanding や「曲解、perversion「歪曲、distortion の手を加えられてしまい、のちのち誤れるスペンサー思想像やヘルバルト思想像が固定して今日まで伝えられているというのに、ひとり牧口常三郎のみは原著者（スペンサーやヘルバルトをさす）に最も近い解釈＝理會を手中にしていた事実、に、驚かされるからである。アメリカの或る社会学者によると、牧口常三郎はデューイから直接的に学んだというが（そして、その説も必ずしも間違っていないとは思わうが）、本注執筆者の教育思想史研究の範囲内で獲られた小結論を示すならば、デューイの思想史的源泉と牧口常三郎のそれとは略々同一山脈の高処から湧出しているために両秀才は略々同じ水質の美わしき精神的所産を飲み干すことが可能だったのだ、ということになる。宮原誠一がジョン・デューイ『学校と社会』（一九五七年七月、岩波文庫版）巻末に書いた訳者解説にきけ。

シカゴ大学付属小学校が生まれる前夜の時代、すなわち、十九世紀の七〇年代から九〇年代にかけて、アメリカではパーカー Francis W. Parker が熱烈な情熱をかたむけてその新教育運動を展開していた。最初マサチューセッツ州のかれの任務の名をとってクインシイ運動 Quincy Movement とよばれてはじめられたこの新教育運動で、パーカーは、ペスタロッチ、ヘルバルト、フレーベルのアメリカへの導入者として活動した。カール・リッター Karl Ritter の近代地理学をペスタロッチおよびヘルバルトとむすびつけて、地理科を中核教科として全教科の統合をこころみ、教科書中心学習をしりぞけて子どもの自発活動・創造的表現・社会的参加を強調したパーカーの実践は、それなりに新しい着想にあふれていたものであったが、一貫した理論を欠いていた。そこで誰かがパーカーの実践を理論のうちでうけつべきときがきていた。またこの当時のアメリカには、フレーベル式の幼稚園がひろまり、ヘーゲル学派の教育論が唱道され、とくに九〇年代にはドイツのイエナから帰ってきた教育学者たちによって導入されたヘルバルト学派の教育学説が教育界を風びしていた。教育理論の面からいえば、以上のすべてのものが、当時のデューイに影響をあたえている。

——誇張でなしに、同一の精神的源泉がアメリカではデューイ『学校と社会』（一八九九年）を産みだし、日本では牧口常三郎『人生地理学』（一九〇三年）を産みだした、と見做し得るのではないか。

左に、デューイそのひとが、子どもたちは「有用ノ植物」（ないし「実用植物」）に対する感覚や日常生活的経験を大切に学習してゆくうちに必ず真理（＝正しい科学的認識）を手中にすることになるのだ、とのときあかしをした文章（「第三章 教育における浪費」所録）を示す。——

食堂と台所が郷土および郷土の生産ならびに生産物と関連をもつことについては、贅言を要しないであろう。料理は、教えようによっては、郷土の生活とも、また地理において統一されるような諸科学とも少しも関連をもたないように、これを教えることもできよう。おそらくこれまでそういった関連が実際にあつかわれることなく教えられていたというのが一般であったろう。しかしながら、台所に入ってくるすべての品物は郷土から生れたものである。それらのものは、土壌から生じ、光と水の影響によって育てられ、地方的環境のさまざまさぐさの様相をしめしている。校庭からより大きな世界へとひろがるこの関連をとおして、子どもは最も自然に諸々の科学の研究へみちびかれる。これらの物はどこでできたのか？ その成育には何が必要とされたのか？ 土壌との関係はどういうふうか？ 気候の条件のあれこれの変化によってどんな影響をこうむるか？ など。旧式の植物学がどんなものであったかは、誰でも知っている。或は美しい花を採集して、押し花にして台紙をつけるとか、或はそれらの花をばらばらにして種々なる部分に学術的な名称をあたえるとか、或はまたおよそさまざまな葉をみつけたしては、そのいろいろの形態にいちいち名前をつけるとか、まずそういったところであった。それは土壌、郷土、または成長とはなんらの関連をもたない植物学習であった。これに反して、真の植物学習は植物をその自然的環境において、同時にまたその用途において、それもたんに食料としてのみではなく、人間の社会生活へのその一切の適用において、とりあつかうのである。料理はまた同様に最も自然に化学の研究へのみちびきとなる。すなわち、料理はここにおいてもまた子どもにかれがただちに日常の経験に関係づけうるものをあたえるのである。

（傍線を附した個処は、引用者に拠る）

この文章は、子どもの精神なるものが具体的事物（この場合、日常生活感覚で捉えられた自然環境および社会環境と呼び替えても差し支えないが）に「打ち込まれている具体的なもの」でなければならぬと考える、デューイの提示する、数少ない《植物学習》理論である。真の植物学習は、教科書や図鑑をのぞいたり押し花を作成したりするようなことではなくして、子どもの身近近くを圍繞する自然環境に感覚で触れること、家庭内の料理や遊戯空間や服飾材料を自分の生活経験に関係づけて捉え直すこと、そのほうに在る、と主張している。実際生活を学んでいるうちに必然的に最も普遍的な^な知、の次元に到達するのが、教育の仕事の中身だと、そう主張しているのである。

13 作物 (八五ページ、注15) 戦前に(初版発行は大正十四年であるが)国語辞典ナンバー・ワンとされベストセラーでもあった三省堂版『広辞林』をひくと、「さく-もつ【作物】(名)【農】田畑に植ゑ作る栽培植物。食用作物と工芸作物と園芸作物とに分かつ。農作物。」とみえ、また「さく-もの【作物】(名)(一)さくもつ。(二)名工の作りたる物品。」とみえる。いっぽう、戦後ナンバー・ワンの岩波書店版『広辞苑』をひらくと、「さく-もつ【作物】①田畑に栽培する農作物。さくもの。②詩歌・小説類の製作物。作品。」とみえ、また「さく-もの【作物】①名工の製作物。名作の物。②農作物。さくもつ。③地唄三味線曲中の滑稽な曲の称。おどけ物。」とみえ、さらに「さく-ぶつ【作物】作ったもの。さくもつ。また、作家の作品。」とみえる。如上の二類型の語釈を比較しただけでも、戦前と戦後とでは日本人の言語感覚や言語環境に大きな変化の生じたことが明確に跡づけられる。ついでに言及しておく、これは善悪是非を論ずべき問題ではないのだが、戦前の教育を受けた人間(本稿筆者など昭和十年代に旧制中学校に在籍して現在では老人年金の支給を受けている身の上とは相成った)ならば、作物は当然「さくもつ」と訓まなければならないし、農作物も当然「のうさくもつ」とよまなければならないとされていたのに、しかし、こんにちでは「のうさくぶつ」としかよまないように変わってしまった。筆者の調査した範囲では、「のうさくぶつ」という訓み方が辞書の見出し語(といっても、正確には副見出しに過ぎないのだけれども)にはじめて登場したのは、戦前戦中の境目ぐらゐに当たる一九三五年(昭和十年)に刊行された博文館版『辞苑』においてである。「のう-さく[農作](名)たがやすこと。耕作。——ぶつ[農作物](名)田畑に栽培されたもの。」とみえるのが、それである。言語や言語環境は時代社会とともに変化して差し支えないし、だれもこの変化を阻止することは出来ない。だから、NHKのアナウンサーを筆頭に日本国じゅうの人が「のうさくぶつ」とよんでいる現状を、だれも非難などしてはならない。ただ、当面、牧口常三郎は略々百パーセントの確率で「のうさくもつ」とのみ訓んだらう、ということだけは、どうか忘失せずにいって頂きたい、と付記しておく。筆路が思わぬ方向へ^{はし}趨ってしまったが、本補注個処において筆者がはっきりさせておきたかった論点は、このチャプターを牧口常三郎が書き進めていたころの農学全般のレヴェルはどの程度の水準に位置していたか、そして、そのなかで《作物》の学問概念に関してどの程度の把握が可能になってきていたか、という疑問に、いくらかでも答えようとするところに在った。じつ

は、本稿筆者なりに努力を重ね、こちらの図書館あちらの研究室というふう^にに東奔西走して探し廻った結果、やっとこさ、東京帝国大学農科大学教授（明治後期ごろまで東大農学部の正式名称を東京帝国大学農科大学とよんだのである）で久しく農事試験場の指導的地位に在った吉田祐輝という農学博士の著わした『食用作物各論』（一九〇八年十一月、成美堂書店刊）なる書物に出会うことが出来た。牧口常三郎著『人生地理学』の刊行年月より満五カ年遅い日付^{デイト}を印しているが、一応、同時代の学術著作であると認めて差し支えないのではないかとおもう。兎も角も、一九〇〇年代の農学関係概念のなかで、なかんずく《作物》のターミノロジーを精確に把握することの出来るのは、幸運とせねばならない。さっそく、同書巻首部分をごらんに入れよう。――

緒 言

吾人が栽培する所の植物、之を称して作物と云ふ、広義の作物は又栽培植物と称ふるを得べく、独逸のクルツール、フランチェン（Kultur-pflanzen）なる語に相当し森林植物をも包含す、博士プロメヤー氏（Dr. A. Blomeyer）は栽培植物の数約三千ありと云へり、而して其大多数は花卉類に属し次に森林植物に属するもの多く、残余の小数は則ち狭義の作物に属す、英のクロップス（Crops）なる語は之に近し

狭義の作物中、果樹と蔬菜とは之を園芸作物として講究する慣例あり、由て狭義の作物中より果樹と蔬菜とを除きたるものを農作物と称し、以て園芸作物と区別す、プロメヤー氏の所謂ランドウキルトシヤフトリッペン、ニユッツ、フランチェン（Landwirthschaftlichen Nutzpflanzen）之なり、其内容は同氏が示す所の左の分類によりて之を知るを得べし

- 一、穀物（Getreide）
- 二、飼料作物（Futterpflanzen）根菜類及牧草を含む
- 三、貿易作物（Handelsgewaechse）所謂工芸作物と同じ

著者は我国情に鑑みて農作物を食用作物（Plantes alimentaires）と工芸作物（Plantes industrielles）とに大別す、而して今述べんと欲する所は此前者に他ならざるなり、食用作物は人類の主食物と家畜の飼料とを供給するものなれども、其中多くは亦た種々製造品の原料となることを得べく、或るものは亦た蔬菜として用ふることあり

凡そ国民糧食の要部を自国に産する国家は健全強固なるを得べきも、之を他国に仰ぐを要する国家は決して健全なる能はざるなり、而して作物が人類糧食の如何なる部分を占むるかを見るに、何れの国民と雖も其食料の九割以上は之を作物に取り、之を獣、鳥、魚肉、乳汁の類に取る所は僅少に過ぎざるなり、加之、家畜の肉と乳とは共に是れ作物の変形したるものに他ならず、然らば則ち食用作物が世界の人類に対し又国家に対し如何に貴重なる位置を占むるかは多言を用ひずして明かなり

作物に就き講究を要する事項一二に止まらず、今其主要なるものを列挙せば性状、用途、来歴、産額、需給、分類、品種、気候、土壤、栽培、肥料、病虫害、収穫等之なり、

――ひるがえって牧口『人生地理学』のこのあたりの叙述に戻り、ひとつひとつの段落^{パラグラフ}や文^{センテンス}や語句単語を検討してみると、原著者の頭の中いっばいに^う填まっていた学力の高さ確かさに、改めて感服させられる。世に^{くろうとはだし}「^{ほめことば}玄人跣」という褒詞があるが、若き牧口の栽培植物（＝食用作物）

や農業生産技術に関する知識は既に十分に専門家の域に達していた、と評しても、必ずしも過褒にはならぬとおもう。

14 根塊（八六ページ、注17）根というのが、茎や葉とともに、高等な植物にとって、三つの主要器官のひとつであることは、脚注で説明したとおりだが、このさい、すすんで、植物学の基礎概念としての根、について少々詳細に確かめておくのも無駄になるまい。以下に示すのは、『万有百科大事典・19植物』（一九七二年十月、小学館刊）のなかの記載である。

根ね（英）root（仏）racine（独）Wurzel 植物の器官の名称。シダ植物、裸子植物、被子植物には根、茎、葉の3つの器官があるが、根はふつう植物体の地下部となっていて、植物体の支持と水分や無機塩類の吸収の機能をもっている。

茎には付属器官として葉がつくられるが、根には葉のような付属器官はない。しかし、根からは側根がつくられる。双子葉植物や裸子植物では、胚の幼根が伸びてできる主根からはたくさんの側根がつくられる。したがって、双子葉植物や裸子植物では、主根が地下部における植物体支持の中心的な役割を演じる。側根はさらに側根をつくり出し、全体としてたくさんの枝分かれをもつ根系をつくる。側根は根端の頂端分裂組織からへだたったところの組織の中に発生し、皮層などの組織を突き抜けて出てくる。被子植物の側根は内鞘の組織から発生するといわれている。茎に芽が発生するときには比較的植物体の表面に近い組織から発生するので、外生生長というが、これに対して側根のような発生の方式を内生生長という。側根の発生によって根の数がふえ、吸収、支持の能力が増す。単子葉植物では胚に由来する根はふつう早期に死んでしまい、最初の根より上の部分からたくさんの根が生じて、ひげ根となり、支持、吸収が行なわれる。

根が枝分かれをふやすとき生ずる根はふつう側根といわれるが、根以外の器官である茎や葉から生ずる根は不定根とよばれる。したがって、単子葉植物のひげ根は不定根にあたる。根が十分に生長して、すでに側根をつくらない状態にある根から、なんらかの新しい原因で根が発生することもあがるが、この新しい根も不定根とよばれる。不定根に対して、側根は定根とよばれる。

根の一部が肥大することによって、根が貯蔵器官として働くサツマイモのような場合もある。ニンジンやダイコンの食用となる部分は、上部に胚軸に由来する部分を含むが、大部分は根に由来するもので、これらもサツマイモとともに貯蔵根とよばれる。また、サツマイモやグリヤなどはその形状から塊根ともよばれる。このほか根にいろいろな異なった機能をもつものがある。菌根、根瘤とよばれるものがあるが、菌根は根と菌類とが緊密に結合して一体となり、両者の間に共生的な関係が結ばれている根である。菌根にはさらに外生菌根と内生菌根とがある。前者の場合、根の表面は厚く菌糸の層でおおわれるが、後者の場合、菌糸は根の細胞のなかに入り込み、そこで枝分かれしたり、とぐろを巻いたりして細胞内で大きな位置をしめる。根瘤は根とバクテリアとの共生状態で、とくにマメ科の植物の根瘤が有名である。ハマウツボやヤドリギなどの寄生植物は、寄生根といわれる根を寄主の植物体の中に伸ばして養分を吸収する。寄生植物には、その植物体自身に葉緑体があつて光合成を行なう半寄生と、葉緑体を欠き、全面的に寄生に依存する全寄生とがあるが、寄生根を寄主の体内に侵入させることは同様である。地上部に出ている根は気根とよばれる。気根にもさまざまな場合がある。まず、ツタなどにみられる附着根は、多数の根を出して樹木などにはりつく役割を果たす。支柱根は植物体を支持する働きをするが、タコノキのたこ足状の部分は支柱根として有名である。ヘゴやマルハチは呼吸の働きをする根を地上に出すが、これは呼吸根とよばれる。また、インドゴムノキやホウガンヒルギなどでは樹木の側根が平板状となって地上に露出するが、

これは板根とよばれる。

根の組織は、根端にある頂端分裂組織の活動によってつくられる。根端には、先端を保護する根冠があるが、根冠は、頂端分裂組織から、根の成長していく方向に向かってつくられる。若い根の外側には1層の表皮が存在し、表皮細胞の一部は、外側に伸び出して根毛となる。根毛は表皮の土壤に接する表面積の増大に役立ち、根の吸収能力を高める。表皮の内側には皮層が存在する。皮層はふつう柔組織細胞からなる。皮層の細胞間にはかなり多量の細胞間隙があり、組織の中のガス交換に役立っているものと考えられている。皮層の最も内側には1層の内皮が存在し、中心柱の部分をとり囲んでいる。内皮の細胞にはカスパー線といわれる細胞壁の部分的肥厚が、細胞の接線面を除いて、放射面と上下の面に鉢巻状に存在する。カスパー線をもつ内皮が、表皮と接続する皮層と、物質の通路である中心柱との間にあって、根の生理的な性質、とりわけ根が吸収したものを体内に移動させる機能に重要な関係があると考えられている。

内皮の内側には、木部と師部が交互に放射状に並んでいる。このような中心柱を放射中心柱という。木部と師部の数は等しく、その数によって、1原型、2原型、多原型の根などよぶ。木本となる植物の根では、木部と師部との間に形成層がつくられ、内側に二次木部、外側に二次師部をつくる。二次組織が形成層からつくられるようになると、茎の形成層と根の形成層とが連続的になって、茎と根との区別が不明瞭となる。

〈原 襄〉

15 穀物 (八六ページ、注19) わたくしたちの日常会話に頻出するこの語にまで注釈 (= 補注) を付け加えることは、全く必要ないようにおもわれる。だが、いざ学問的に正しく理解しているかといえば、じつは甚だ覚束ない。『広辞苑・第四版』をみると、「人類の主食とする作物。即ち、稲・大麦・小麦・燕麦・粟(あ)・稗(び)・黍(ち)・玉蜀黍(とうもろこし)・豆など。穀類。」とある。この語釈でもすでに不充分とはいえないほどの確ではあるのだけれど、牧口記述がこのあたりへきて相当の熱の入れかたを見せていることを考え合わせると、やはり、われわれとして、常識以上の理解を用意せねばならないのではないか。以下に示すのは、小倉謙監修『増補植物の事典』に記載された該当記事である。

こくもつ穀物 広い意味では主としてでんぷんなどを含有し、食用とする乾燥種実で、豆類(菽穀類)およびオオアサなども合わせるが、一般にイネ・コムギ・オオムギ・ライムギ・オートムギ・トウモロコシ・モロコシ・キビ・アワ・ヒエ・シコクビエ・ハトムギなどイネ科植物の果実であるが、ソバも穀物として取扱われることが多い。地域的には、なおメヒシバ(バルカン地方)、セイバンモロコシ(台湾山地)、テフ(アフリカ)、アメリカマコモ(アメリカ)など特殊のものがある。オオムギは最も寒冷の地にまでつくられるがオート・ライ・コムギがこれに次ぎ、順次キビ・モロコシ・トウモロコシ・イネの順序で高温を要する。ソバは生育期間が短いので凶作時の救荒用につくられる。穀物は別表のように一般に炭水化物に富み、たんぱく質と脂肪にとほしいので、食品としてはこれらを補うための動物質、ダイズなどを補わなければならない。(大井)

世界主食別人口（％）

米	40
コムギ	35
ライムギ	7
トウモロコシ	4
キビ	3
その他	11

穀物の一般成分（％）

		水分	たんぱく質	脂肪	炭水化物	繊維	灰分
米	玄	15.5	8.6	2.8	74.0	1.0	1.2
	白	15.7	7.6	1.2	79.0	0.2	0.6
オオムギ	玄	13.7	10.8	1.9	66.7	5.3	2.6
	精	14.8	10.8	1.9	71.2	1.4	1.6
ハダカムギ	玄	13.9	9.2	2.0	70.0	2.3	1.9
	精	14.0	9.5	1.5	72.0	1.1	1.5
コムギ	玄	13.7	12.3	1.7	68.4	2.4	1.6
	粉	14.3	12.5	1.5	71.2	0.6	0.7
トウモロコシ	玄	13.6	8.6	4.4	70.4	1.5	1.3
	精	14.4	8.3	2.5	73.1	1.0	1.0
モロコシ	玄	11.8	10.2	4.7	70.0	1.5	1.8
	精	11.9	9.5	2.6	74.4	0.4	1.1
アワ	玄	12.2	9.6	3.7	64.5	7.0	2.9
	精	12.1	10.9	2.8	72.2	0.5	1.4
キビ	玄	14.0	12.2	4.0	62.2	3.8	3.8
	精	12.4	12.2	2.4	70.8	0.8	1.4
ヒエ	玄	11.6	9.4	4.2	63.1	8.4	3.3
	精	10.7	10.3	3.4	73.4	0.4	1.4
オート	玄	11.3	12.4	5.4	57.4	10.6	3.0
	精	13.1	17.3	5.2	61.8	0.6	1.9
ソバ	粉	10.5	11.1	2.4	73.6	0.9	1.5

これらの専門知識（とはいっても、この程度では、せいぜい入門階梯というに過ぎないのだけれども）を踏まえたうえで、明治三十年代の著作である『人生地理学』に当たってみると、あらためて、若き牧口常三郎、の学力や思考力の素晴らしさに感嘆せざるを得なくなるはずである。

16 蔬菜（八六ページ、注20） 蔬菜という単語は、われわれの日常生活のなかで頻繁に用いられることばであるから、誰でも知っている。国語辞典にも、青物（あおもの）と野菜とをいうとの語釈が出ている。漢和辞典のほうでならば、蔬は食用になる草の称。な、をいい、菜はやさい、あおもの、おかず、副食物をいう、との語釈に出会うはずである。そして、われわれも、この程度の語釈で十分なのであるが、『人生地理学』のこのチャプター、このセクションを精細的確に理解するためには、やはり、最低限の専門知識を踏まえておく必要があるようにおもわれる。

以下、『岩波生物学辞典・第3版』に当たってみることにしよう。――

蔬菜 [英 vegetable 仏 légume, cultures potagères 独 Gemüse 露 овощи] 栽培される副食物の草木、および栽培・利用・取扱いなどでこれに準ずる草本以外のもの、例えば‘さんしょ’‘たけのこ’などを含めて蔬菜という。葉菜類 (herbage crops)・根菜類 (root crops)・果菜類 (fruit crops)・香辛類 (cordiment crops) に大別される。日本では諸外国に比べて種類が多く多岐にわたっているが、国内原産のものは少ない (セリ・ミツバ・ウド・フキ・ワラビ・タデ・ヤマノイモ)。明治以降に海外から導入されたものを、特に洋菜という。蔬菜栽培の技術および實際を蔬菜園芸 (olericulture 独 Gemüsebau) とよぶ。

――牧口自身による解説ないし説明文は、本文の、このあと二行目からの「蔬菜類 専ら根塊、茎、葉、蒴果等を供するによりて利用せらるゝものにして」との総括説明にはじまり、サツマイモ以下の実例に入っていく。じつに簡潔にして要領を得た見事な記述であると、本補注執筆者などは強かに感服してしまう。若き牧口自身のそれをも当然に含めて、明治中期の学問水準はわれわれが想像するより遙かに高度の達成を遂げているのであり、そのことにも感心させられてしまう。

20 本邦にては北海道石狩川平野以南は、即ち米産区域たるに至れり。然れども其収穫量に至りては北方に至るに従つて減少するの傾向あり。蓋し北するに従ひ其温度が元来多量の温熱を要する水稻の需用を充すに足らざるのみならず、寒暑の激変は亦た…… (八八ページ、注5)

このあたりの牧口の文章は、もともとインドやインドネシアにおいて栽培の始まったアジア・イネ群 (ただし、現在では、アジア熱帯地方とは別に、もうひとつ、アジア亜熱帯周辺の中国雲南地方やミャンマー北部からアッサムの地方にも発祥地があったとする考えを、もはや斥けるわけにはゆかなくなっているが) がさまざまな経路を辿りつつ北上をつづけ、紀元前一世紀から紀元後三世紀のあいだに日本列島のほぼ全体にわたり伝播=普及したむねの叙述をおこなおうとする。牧口は、いつものごとく、科学者風の用心深い筆致で以て、南アジアおよび東南アジアにあっては「野生に産する所亦た少からず。」との断わり書きを付したあと、一転して、これまた科学者風の明快さで以て「然るに移植の結果、其性質を漸次に変化せしめて今や温帯多湿の地方にも産するに至り、」と記し、温帯 (熱帯と寒帯との中間の地帯、すなわち北緯二三・五度の緯線と六六・五度の緯度とのあいだの気候温和な地帯をさす) で雨量の多い地方に順次広まっていくプロセスで、人間の努力も加えられ、イネそのものの性質に漸次に変化が生じ、つぎつぎに改良品種が生まれていったことを記述する。そして、そのひとつのベクトルとして「本邦にては北海道石狩川平野以南は、即ち米産区域たるに至れり」という植物栽培学的かつ社会発展史的^ゝ新局面、の生じたことに、特に言及してみせる。

事実問題として、江戸幕藩体制末期ごろまでに兎にも角にも道南 (渡島半島) 地方で広まったイネの試作は、明治に入った所謂《北海道開拓時代》に全面的進展を見せることもなかったが、一部分、民衆の自発的努力の成果として、一九〇〇年前後に至り、石狩川流域における稲作成功

のビッグ・ニュース（朗報）を北海道内外に^{もたら}齎すこととなった。ちょうどその時期、北海道札幌師範学校教諭を辞して上京し『人生地理学』執筆に全精力を集中していた若き牧口常三郎が、この素晴らしい報道に接して胸を躍らせなかったはずはない。おそらく、若き牧口は、北海道農民の自発的な（ということは、藩閥政府指導下の北海道開拓政策プログラムにあっては、稲作実験など無用の試みとして忌避されていたから、すくなくとも「公認の、official 事業たり得なかった、の意である）努力のなみなみならぬ^{さんたん}惨憺ぶりを^ま目近に^{ちか}実地見聞したことがあったと想像される。かりにそうでない場合にも、自己の地理学研究から獲得した気候学的・植物学的・園芸技術的な知見から帰納的かつ演繹的に推論した科学的結論として、若き牧口は、必ずや近い将来において「北海道石狩川平野以南は、即ち米産区域たるに至れり」と言い得る日がやってくることを確信し且つ期待したのであろう、との想像ぐらいは許されてよいとおもう。しかも、このような確信なり期待なりが、思いのほかの早期に成功（＝現実化）をみたのであるから、牧口は、どうしてもこのことに論及せざるを得なかった。たぶん、米作可能地域が日本では北海道石狩川流域以南にまで及んだという新情報を、地理学著作物の中に最初に書き込んだのは、わが牧口常三郎だったろう。このあたりの数センテンスに^{ちやういつ}漲溢する《歎喜》die Freude の^{トーン}調子には、当然、北海道農民にたいする拍手喝采の思いが^こ籠められてあると見てよいが、それ以上に、人類普遍の理性や意志にたいする讚嘆の思いが^こ捧げられてあると見るべきである。そのことに気付かないならば、われわれ読者は何ひとつ『人生地理学』を理解しないことになってしまう。なんでもない語句や単語にも「若き牧口、の執筆当時の精神状態を看取り得るように、われわれも亦た精神を^と研ぎ澄ますべく日ごろから心掛けなければならない。

茲で、南アジア地方に発祥地をもつと考えられるアジア・イネ（オリザ・サチバ *Oryza Sativa* L.）の北上のありさまを概観しておこう。ほんとうは、西アフリカのニジェール川中流地方を発祥地とするアフリカ・イネ（オリザ・グラベリマ *Oryza glaberima*）に関しても言及すべきだが、当面、省略せざるを得ない。その代わりに、アジア・イネに関してのみは、最も新しい学問報告を^{なぞ}準ることとしたい。さて、アジア・イネについては、日本型（ジャポニカ・ライス *Japanica rice*）とインド型（インディカ・ライス *Indica rice*）とに大別する考え方が一般的であり、日本型の品種の玄米は長さに対して幅と厚さにおいて著しく丸味をもつものに対して、インド型の品種の玄米は概して小粒で細長く且つ扁平であるという特徴をもつとされてきた。しかるに、第二次大戦後になって、日本の植物栽培学者たちの精力的な実証研究のおかげで、アジア・イネの日本型とインド型との中間にどちらの型にも入れにくい「中間型の品種」の少なからず存在する事実がおいおい明らかになってきた。それらのことを、東京大学において遺伝生物学および育種学の講座を担当する、山口彦之の好著『作物改良に挑む』（一九八二年十一月、岩波新書版）に拠りつつ整理しておこう。

序でに、^{ついでに}能^{あと}う^{かぎ}限り、イネが日本列島を通り抜けて北上をつづけ北海道に到達するまでの歴史的足どりを確実なものとしておこう。

その『作物改良に挑む』の「Ⅲ 伝播と分化」^{チャプター}という章をみよう。

中間型の品種

その後、日本の育種学者によってアジアイネの日本型とインド型とについて多くの研究がおこなわれ、日本型にもインド型にも入れにくい中間型の品種の少なくないことが明らかにされた。品種の総合形質でみた場合には、地理的分布に応じて形質傾斜のあることが見いだされた。形質傾斜というのは、地理的に離れるのに従って、ある形質が連続的に変化していることをいう。

たとえば、日本や中国北部の籼はフェノールに反応せず、したがって着色しなかったが、南へ下るにつれてフェノールに反応して着色する品種が増加し、中国南部、インドシナおよびビルマで反応型と無反応型とが半々となり、さらに西へ南へと進むに従い、逆に反応型が大部分を占めるようになった。またインドシナから海を渡りインドネシアに進むと、日本と同様に、無反応型の品種が非常に多くなった。各地に分布するイネの形質が連続して傾斜を示しながら変化していることは、イネがそれぞれ栽培される場所の環境条件に適応して品種の分化が起っていることを示している。

イネの伝播

日本型とインド型とに判然と分化していないイネが集中的に分布している地域は雲南、アッサム、ビルマおよびラオスの山岳地帯であり、このような未分化のイネがやがて今日のような各種のイネに分化したと推定される。渡部忠世氏（一九七七年）は、その著書『稲の道』の中で次のように想定している。

雲南から揚子江を伝わって日本型（^こ稔）が広がり、西江を伝わって中国南部にインド型（^{せん}秈）が分布し、雲南に発したメコンの水系に沿って主として日本型がインドシナ半島を南下した。アッサムからインド大陸に伝わったイネからインド型が分化し、その海岸部に達して広く分布したインド型がやがてベンガル湾沿いにインドシナ半島の海岸平野へ伝播した。

稲作のひろがり

ド・カンドルによれば、イネが西方へ伝播したのは、アレキサンダー大王のアジア遠征（紀元前三三四年—三二四年）以来で、それによってインドからイラン、イラクおよびシリアと西方へ順々に伝わった。アラビアやエジプトまで伝播したのは紀元七〇〇年—一〇〇〇年である。スペインやイタリアには一五世紀にアラビア人が伝えたが、一六世紀から一七世紀にかけて悪疫が流行した原因が溜池^{ためいけ}にあるとされたので水田稲作はほとんど消滅してしまった。ヨーロッパで水田稲作が盛んになったのは、ごく最近のことである。

一六世紀以降に新大陸へ伝えられ、ミシシッピ川から西漸し、一九世紀にはカルフォルニアまで達した。ブラジルへは、一六世紀の初めにポルトガル人によって伝播された。アジアの稲作地帯を除いて、コムギよりもイネの方が生産量の多い国はブラジルである。

アフリカの東海岸やマダガスカルへは五世紀にインドから入った。

このような経過で、イネは北緯五一度から南緯三五度にわたって熱帯から温帯まで広く栽培されている。また垂直分布をみると、河口デルタの海拔下の低地から標高二〇〇〇メートルの山岳地帯にまで栽培が見られる。したがって、耐冷性のイネも耐暑性のイネも要望される。

また、イネはいろいろな土壌で栽培されている。そのために、土壌の特性に関連してさまざまな栄養障害が発生している。たとえば、日本の火山灰土壌のりん酸欠乏、よう素過剰、日本や韓国の花崗岩^{かこうがん}などに由来する粗粒土壌の秋落ち（収穫期前にイネの生育が急に止まり収量が減少する現象）、熱帯のラテライトや硫酸塩酸性土壌にみられる鉄過剰やりん酸欠乏、石灰質土壌とくに乾燥地帯の石灰質土壌に見られる亜鉛欠乏などが水田イネの主な栄養障害である。また灌漑水が不自由で雨に頼らざるをえない地方では陸稲をつくっているが、陸稲ではラテライト風化をうけた土壌でアルミニウム過剰やりん酸欠乏が問題となっている。

日本の稲作

弥生式文化時代の遺跡から数多くの古代米の遺体が発見されている。これらの資料にもとづくと、日本における稲作発祥の地は九州北部であろうと推定されている。それが弥生時代中期にはすでに東北地方にまで広がり、初痕のある弥生式土器の発掘から弥生後期には津軽や下北半島の端まで達したと見られる。イネが日本に上陸して本州の端まで到達するまでの間は、約五〇〇年である。

北海道南端で、最初にイネが試作されたのは貞享二（一六八五）年であったが、「土地寒くして霜露早く降る故稲はみのらず」（東遊記）で定着しなかったようである。安政二（一八五五）年になってイネの試作が好成績を収めたので、当時の箱館奉行が稲作の普及に乗り出し、このころから箱館地方の稲作がいくらか安定した。すなわちイネが津軽海峡を渡るために一〇〇〇年以上も挑戦が続けられたのである。このときに重要だったのは、イネの生育期間の短縮であった。

菊池文雄氏（一九六七年）は、日本の早生イネと晩生イネとを交配し、その雑種集団の第二代（F₂）から第五代（F₅）までを、北は北海道の札幌から、青森、秋田、宮城、新潟、福井、埼玉、神奈川、三重、兵庫、鳥根、福岡、宮崎の一道二県で、選抜を加えずに連続栽培をおこなった。第六代（F₆）の種子を集めて平塚で比較栽培したところ、札幌で連続栽培した集団は出穂が非常に早く草丈は低く穂は短く、西南部で連続栽培された集団は晩生、長稈、長穂型になった。津軽海峡を越えるには、イネにかなりの変身が必要だったわけである。（傍線個処は引用者に拠る）

——イネの伝播という長大なる歴史距離 the span のなかで、それが津軽海峡を越えて北上するために「一〇〇〇年以上も挑戦が続けられ」、イネの形質そのものにかかなりの程度に及ぶ「変身が必要」とされたことを知らされ、わたくしたちは感動を強いられずにはいない。もちろん、イネという植物生命が必死になって子孫を残そうとした進化論的諸結果をちゃっかり頂戴したのに相違ないけれど、人間のがわは人間のがわで、これまた必死になってイネの移植や交配や品種改良のための努力を続行したのである。気候条件に立ち向かい、土壌条件とたたかい、肥料増施（ただし、やり過ぎて肥料負けしてはなんにもならないが）につとめた。そして、明治三十年代前半（十九世紀から二十世紀へのはざまに当たる）には、とうとう、石狩川流域での稲作に成功したのである。その人間のがわの努力の跡を、茲で、もうひとつの好著、西野辰吉『石狩川紀行一北海道文明史をさぐる一』（一九七五年十一月、NHK ブックス版）に依拠して、たしか検めておこう。『石狩川紀行』の「Ⅲ 稲の文明」もまた、きわめて感動的な内容である。

「赤毛」と「坊主」の誕生

一九七二年秋、わたしは北海道の稲の品種をしらべるために、上幌向の道立中央農業試験場稲作部をたずねた。

石狩川流域は北海道で最大の稲作地帯になっているが、この寒地の稲作は、じつは移民のつくりだした文明のひとつの側面なのである。

北海道での稲作の発祥地は、函館にちかい道南の大野町で、それは一六八五年（貞享二）にはじまったといわれる。蝦夷地の歴史でいえば、シャクシャインの蜂起の十数年後にあたる。北海道産のひとつの品種が誕生したことをわたしたちが知ることができるのは、それから約二百年後の一八六六年（慶応二）である。その年、道南のいちぶでつくられていた東北産の「しらひげ」という品種が、冷害にみまわれて全滅した。しかし、その「しらひげ」のなかに、突然変異で赤いひげ

をもつ稲が生じていて、それだけが結実したのだ。つまり、冷害はそれに耐える新品種を生じさせたのだった。

「赤毛」といわれることになったこの品種を、内陸部で試作に成功したのは、札幌郡広島村の中山久蔵である。かれは明治四年、広島村に移住し、それから二年後、開墾した畑のうちの〇一アールを水田にし、道南から手にいれた「赤毛」を試作した。水利には島松川の水をひいたが、水が冷たかったので、苗を育てるのに風呂の水をつかったといわれる。試作は成功して、玄米一石二斗を収穫した。

石狩地方での稲作は、中山久蔵が成功したことからすこしずつ試みられるようになったが、当時、開拓使のアメリカ人顧問が構想したのは酪農を主体にした畑作であって、稲作は官のイメージにはなかった。稲作はつまり、官のイメージに違背したかたちで、内陸部で試みられたのだった。

広島村からさらに二五キロほど北の琴似村で、江頭庄三郎兄弟が「赤毛」からさらに変種「坊主」を選出したのは、明治二十八年である。江頭庄三郎は二十五年に、掘抜き井戸をつくって、畑の一部を水田にして、稲作をはじめた。品種は中山久蔵によって石狩地方に伝播された「赤毛」だった。三年後の秋、江頭の弟が七〇アールほどの田に、一株二稲だけ無芒のものがあるのを発見したのだ。

江頭兄弟は、よけいなひげがついていないのだから、これでふつうの収穫があるのなら調整作業につごうがいいだろうとかがえ、翌年、この無芒種を実験的に栽培した。

「しらひげ」や「赤毛」も形態の特徴から名づけられた品種で、江頭の場合もこの無芒種を「坊主」と名づけた。

江頭家の実験では「坊主」は、たしかに調整作業につごうがよかったが、札幌地方は夏風がつよく、風害で倒れやすいという弱点があった。

その後、かれの小作だった中田光治が、この無芒種に興味をもって、種をもらい、美唄に移住して試作した。明治三十年代のはじめのことである。琴似ではよわかった「坊主」は、石狩川中流地帯の美唄で成績がよかった。

農民品種の時代

上流の上川地方は明治二十四、五年ごろからようやく開拓がはじまったのに、その二、三年後には稲作が試みられた。「坊主」が中流地帯に北進してまもない明治三十四年、上川郡東川村で開拓農民牧竹次郎が、「赤毛」から変種「黒毛」を選別した。

「黒毛」は「赤毛」「坊主」より早熟種で、収穫をはやめなければならない、より寒冷地の上川地方に適した品種として誕生したものである。

東北産「しらひげ」が冷害で全滅したさい、「赤毛」が生じ、「赤毛」からさらに「坊主」「黒毛」が生じた種の系図をたどってみると、北方に伝播するにつれて、種は風土と微妙にかかわり、より風土に適応して実る変異を生じたもので、「赤毛」からの北海道種の歴史は、酷薄な風土に耐えうる種として土着をたしかなものにしていった、一種の感動をさそわれる生命力のはたらきなのである。

そして、ある時期まで、種のこうした変異を観察して、選出し、品種改良をすすめたのは開拓農民なのである。

そうした農民選出の品種の主なものをつとめておくと、明治二十六年、檜山郡泊村井越和吉の「井越早稲」、三十三年、亀田郡大野村松田泰次郎の「松田早稲」、四十一年、上川郡永山村角田作右兵衛の「魁」、大正二年、上川郡神楽村藤井熊三郎の「早生坊主」、樺戸郡新十津川村玉置直治の「玉置坊主」などがある。

農民じしんによって品種改良がすすめられた状態は、大正四年に道庁が米麦の品種改良にはじめて予算を計上するまでつづいた。その後は農業試験場が育種の主体になって、耕作農民が科学技術者に協力する態勢に変わった。それはまた、自然変異を観察して新品種を選出する方法から、交雑育

種法への移行でもあった。

道立総合経済研究所編『北海道農業発達史』によると、明治大正期の品種の統計資料がほとんどないらしいが、明治末に全道作付の約八〇％は「赤毛」で、それが大正初年代に、「赤毛」三三・一％、「坊主」二九・四％、「黒毛」一九・四％に推移したといわれる。昭和元年の統計では、主要品種が「坊主」二六・七％、「坊主五号」二六・三％、「坊主二号」一四％で、「坊主」系が北海道稲作の大部分を占めている。

文明の内発力

ところで、品種改良の予算を道庁が大正期にはじめて計上したことを書いたが、官側はそれまで北海道の稲作についてなにもしなかったわけではない。明治二十六年に、道庁は道南の亀田村と石狩地方の白石村に稲作試験場を設けている。稲作を冷眼視する状態から、おそらくそのころようやく踏みだしたものであったろう。しかし、屯田兵村では稲作が禁止されていて、それを実験したため営倉入りを命じられたという事件も、いっぽうでおこっていた。

官側の姿勢がいくらか変わったとはいえ、保護の手はくたされることがなく、中山久蔵らしい内陸部の稲作は、自発的に創造されたひとつの文明として農民によってひろげられていった。稲作民族としての米への執着と探求心、米を食いたいという欲望や良質の米をより多く収穫したいという願望などが、その根源ではたらいた起動力だったろう。官のイメージに違背したところからはじまった稲作、とくに内陸部でのそれは、〈内地〉の移植だったのではなく、自立した文明の創造であった。わたしは外からの文明に応じてだけ生きたのではない人間を、それらのひとつひとつにみる。

直播法、直播器もそれらのひとつひとつが創造している。気温がほぼ青森県とかわらない道南では、東北型の栽培がつかさねられてきていたのであったが、内陸部に稲作が北進するにつれ、生育の時間をちぢめなければならないことから、苗を育てて移植する方法に変わって直播法がこころみられ、それが普及していった。そして、「タコ足」といわれる直播器が考案されることによって、北海道型栽培法とっていいやりかたが定着した。

「タコ足」はブリキ製のかんたんな構造の農具で、十六本の放射形の丸管をもち、等位置に種もみを十六株としておろしてゆく構造のもので、考案したのは上川郡東旭川村の農民末武安次郎だった。「タコ足」といわれるのは、^{タコ}章魚の八本の足からきていて、これはつまり一列八本の丸管が二列になっている構造である。それまでの手播きするやりかたでは、一人一日一〇アールぐらいしかできなかったが、八〇アールないし一ヘクタール種もみをおろすことができ、また一定間隔に整然と稲株が配置されて除草機の使用が容易になって、農作業の画期的な合理化をもたらした。

しかし、直播法について付記しておく、戦後になって温床苗代に移行し、いまは直播はおこなわれなくなっている。

わたしは北海道の稲作の進展を、民衆の内発的な創造力に照明をあててみてきたが、しかしそれはひんぱんに冷害にみまわれながら、挫折と打撃に耐えてそれをのりこえていったところの苦闘だった。

たとえば、大正二年の冷害は北海道の農業に大打撃をあたえて、石狩川流域でも鹿が凍死したといわれる寒気が、まるでこの土地に呪いをかけるかのようにまつわりつづけた。流域の稲はほとんど全滅したようである。品種の問題にもどると、新十津川村の玉置直治はじぶんの田のなかに、頭をたれて結実している稲の二本だけ、わずかに眼にした。農民選出品種のところにあげた「玉置坊主」は、それを選出した品種である。

明治三十五年に北海道土功組合法が制定された。これは北海道での稲作進展を上からも推進することになった政策で、多額の費用を要する水利灌漑と造田事業にはじめて融資のみちをひらいた。が、大地積の畑作転換が急速にひろがるのは、それから十数年たった第一次大戦後で、米価騰貴がよう

やく稲作を有利な投資対象にした。

氾濫による沃土のつらなる石狩川流域はそれまでも北海道稲作の中心地帯になっていたのだが、画期的に造田が拡大するのは大戦後である。大正十年から三年間が造田がもっとも大規模におこなわれた時期で、上流の東和土功組合八七六〇ヘクタール、近文土功組合五〇一三ヘクタール、中流の北海土功組合一万二五四七ヘクタール、深川土功組合五一一〇ヘクタール、空知土功組合四七六六ヘクタールが、この時期を代表する造田で、画期的に稲作を進展させたことがわかる。

のちの昭和十五年の統計によると、流域の水田面積（支庁別）は、石狩が四八一九ヘクタール、空知五万二八五二ヘクタール、上川四万五五六七ヘクタールで、その合計は全道水田面積の七一・四％を占めるようになっている。

——これら感動的な社会的かつ植物文化史プロセスの全体を、わが「若き牧口、はほぼ熟知していたろうと想像される。自分自身が北海道師範学校の地理科教諭の履歴を有している以上、いま、石狩川稲作の成功という新局面に対して、無関心でいるなどけっしてあり得なかったはずだから。そして、それだからこそ、『人生地理学』のこのあたりの文章には格別なる緊張と充実との韻^{ひび}きが聴^きき留^とめられるのである。

22 蜀黍（九〇ページ、注2）モロコシは、原産地アフリカにおいて比較的早くから栽培された作物であるが、それでも、ムギの栽培などに較べると随分と新しい。ギリシアやローマには、だいたい紀元前一世紀ごろ知られたとされ、アジアへの伝来も相当に遅れたとされる。小学館版『万有百科大事典 19・植物』の「モロコシ / 〈学〉 *Sorghum bicolor* Moench」の見出し語を読み辿っていくと、こう見える。「原産地の中央アフリカで古代から栽培されていたが、アジア地域には紀元前に伝わり、4世紀ごろ中国に入った。中国ではしだいに北部にも栽培が広がり、朝鮮を経て日本へはおそくとも室町時代以前には伝来していた。現在、世界の栽培面積は約6,000ヘクタール、約6,000万tの生産があり、アメリカ、中国、インド、ナイジェリア、エチオピアなどが主産国である。日本では、最近では栽培はほとんど消滅した。／モロコシは粒を精白して飯^{かゆ}や粥にし、製粉してだんご、餅、あめなどをつくる。華北、東北産のコウリヤン（高粱）は有名な品種で、精白または製粉して主食とするほか高粱酒をつくる。日本や欧米ではおもに飼料用で、日本の需要の大部分はアフリカなどから輸入している。」と。なお、日本各地の方言にモロコシキビ、トウキビ、トウムギなどの呼称があり、このモロコシキビ、トウキビが隣接する地域でトウモロコシの別称として用いられていたりするので、こんがらかる場合も少なしとしない。しかし、トウモロコシ（〈学〉 *Zea mays* L.）は、その原産地をメキシコないし南アメリカ北部の地域とし（ただし、その原種が未だに不明であり、起源に関しても諸説あるが）、コロンブスの南アメリカ発見時、イスパニヤに持ち帰られてから僅か三十年間で全ヨーロッパに広まり、さらにインドや中国に伝えられ、日本へは一五七九年（天正七年）にポルトガル船によって将来された。トウモロコシは、イネ科一年生作物であるから、当然、モロコシとは全然別の植物である。漢字表現としては、モロコシは蜀黍であるが、トウモロコシのほうは玉蜀黍と書く。トウモロコシは、食用、飼料用とするほか、食用油やマーガリンをつくるほか、薬品ともされ、用途は極めて広範

圏にわたっている。

23 紋鼈（九一ページ、注10）現在は紋別と書き、また一九五四年には市制を布き（紋別郡の紋別町と渚滑村・上渚滑村の二村とが合併した）、北海道の北東部、オホーツク海に面する海岸のほぼ中央に位置する（網走市から直線距離にして約八〇キロメートル）小都市として栄える。人口四万内外。一八〇〇年ごろから和人が定住して漁業に従事したといわれるが、しかし、本格的な発展を見せるのは一九二一年の名寄本線の開通と一九二九年の港湾修築とが実現した以後のことに属する。じっさいに、網走に次ぐオホーツク海岸の有力漁業基地として、沖合底引網、サンマ棒受網、イカ釣り、そのほか多角的な漁獲をおこない、漁獲高も多い。また水産加工業もさかんである。農村部では畑作と酪農とが営まれ、主産物はバレイシヨ、テンサイ、牧草である。なお、この地域は《米作の北限地帯》として知られる。山地は嘗ては地下資源に恵まれており、鴻ノ舞鉦山（金・銀）、龍昇殿鉦山（水銀）などが有名だったが、一九七〇年代には閉山に追い込まれた。そののちは、むしろ観光開発に比重がおかれ、空港が重要拠点の役割を持つようになった。

2018年度 創価教育研究所 活動報告

今年度の研究所の主な活動は以下のとおりである。

1. 研究教育活動

- ①学部授業講義「創価教育論」（春学期：月曜日4コマ・秋学期：月曜日3コマ）
勘坂 純市（コーディネーター）、神立 孝一、伊藤 貴雄、富岡 比呂子、坂口 貴弘
- ②通信教育部講義「創価教育論」（夏期、秋期、地方スクーリング）
勘坂 純市（コーディネーター）、中山 雅司、富岡 比呂子、坂口 貴弘、岩木 勇作（非常勤）
- ③関西創価高校2年生 創価大学研修 体験授業〔2018年6月14日〕
中山 雅司「核兵器のない世界を目指して—『核兵器禁止条約』と国際法の役割—」
- ④創価女子短期大学 教養講座I〔2018年6月20日〕
富岡 比呂子「『地球市民』教育への一考察—コロンビア大学講演に学ぶ—」
- ⑤創価大学教職大学院・教育学部主催 中国・首都師範大学「短期研修プログラム」講義〔2018年6月26日〕
富岡 比呂子「創価教育思想と平和」
- ⑥デポール大学池田大作教育研究所主催 1st International Conference on Ikeda/Soka Studies in Education 基調講演〔2018年8月9日〕
伊藤 貴雄 “The Young Tsunesaburo Makiguchi’s Theory of Teaching for the Multiple Grade Classroom”
- ⑦2018 夏季大学講座〔2018年9月1日〕
中山 雅司「『世界人権宣言』70年—池田・アタイデ対談を読む—」
- ⑧『第三文明』2018年12月号 特別企画「世界人権宣言70周年—良識の証」
中山 雅司「人権概念を輝かせる池田SGI会長の平和思想—世界人権宣言はいかにして生まれ、発展したのか—」
- ⑨中国・復旦大学、創価大学共催「第10回池田大作思想国際学術シンポジウム」〔2018年10月27日～28日〕中国・復旦大学 人間主義分科会
叢 暁波「時代の精神状況から見た池田大作思想の三つの境界」〔2018年10月28日〕
- ⑩創価高等学校「『二十一世紀への対話』に学ぶ」〔2018年11月20日〕
坂口 貴弘 第1部第2章4節「都市から農村へ」について
- ⑪『公明新聞』2018年12月25日付 「創価大学教授にインタビュー」
中山 雅司 「世界人権宣言70年の成果と課題」
- ⑫創価高等学校「『二十一世紀への対話』に学ぶ」〔2019年1月15日〕
蝶名林 亮 第1部第2章第1節「人間と自然」について

- ③ブラジル創価学園・創価大学交流研修〔2019年1月25日〕
伊藤貴雄「創立者講演『創造的生命の開花を』と大学の理念」

2. 講演会

- ①張 梅（中華人民共和国 駐日本国大使館 広報部参事官）〔2018年7月16日〕
「中日友好と青年の使命」
- ②本多 正紀（戸田記念国際平和研究所常務理事）〔2018年10月29日〕
「草創の創価大学を語る―第3回入学式と滝山寮の日々―」

3. 研究会

- ①叢 暁波（創価教育研究所教授、所員）〔2018年7月19日〕
「転換期における中国文化・社会心理」
- ②山上 敦士（創価教育研究所所員、理工学部准教授）〔2018年11月2日〕
「素数について」
- ③坂口 貴弘（創価教育研究所講師、所員）〔2018年12月12日〕
「秘密情報の保護とアーカイブズ」
- ④勘坂 純市（創価教育研究所所長、経済学部長）〔2019年2月27日〕
「英語版『ゴルバチョフ・池田対談』をめぐる」

4. 出版

- ①紀要『創価教育』第12号〔2019年3月16日〕
- ②『創立者の語らい』第8巻～第14巻のデジタル配信（在学生に無料提供）
〔2017年9月13日より2018年11月まで毎月1巻刊行〕

5. 資料調査

- ・創価大学「アーカイブズ」構築のための資料調査を行った（坂口 貴弘 所員）

6. 資料提供等

- ①北海道立文学館特別展「没後50年 子母澤寛―無頼三代 蝦夷の夢」への資料提供
（2018年4月20日～6月24日、道立文学館）
- ②道の駅石狩「あいろんど厚田」展示室へ資料提供
（2018年4月27日～常設、道の駅石狩「あいろんど厚田」）

7. 研究所訪問者

- ①宍戸幸枝（マサチューセッツ眼科耳鼻科病院 図書館）〔2018年4月24日〕

- ②アワッド・イブラヒム（カナダ・オタワ大学博士）〔2018年10月23日〕
- ③ジェイソン・グーラー（アメリカ・デポール大学池田大作教育研究所所長）〔同上〕
- ④本多 正紀（戸田記念国際平和研究所常務理事）〔2018年10月29日〕

8. 年史編纂

- ①『創価大学50年の歴史』の第1章～第4章、第7章の執筆を行った。
- ②年史編纂に伴う、インタビューを14名（26回）行った。
- ③第1章～第4章について、画像選定並びにレイアウトを終了した。

9. 展示

- ・「創立者記念室」展示の制作を行った。

10. システム構築

- ・「創価大学年譜データベース」システムの充実を図った。

11. 人事

〔2018年4月1日附人事〕

- ・田中亮平副学長が運営委員会委員となった。（新任）
- ・叢暁波教授が創価教育研究所教授に赴任し、研究所所員となった。
- ・アンドリュー・ゲバート氏（創価大学非常勤講師）が客員研究員となった。（継続）

〔2018年6月1日附人事〕

- ・青田求大学事務局局長が運営委員会委員となった。（新任）

12. ホームページ更新

- ・所員追加に伴い、所員紹介ページを更新した。
- ・「創大名所マップ」内に新たに由来を紹介した。（庭7件、橋2件、池2件、丘9件）
- ・講演会、研究会、紀要、資料提供等のニュースの更新を行った。

編集後記

2018年は、創価教育研究のネットワークが一段と国際的な広がりをみせた1年だった。その中で創価大学及び本研究所も、各国の研究者と交流を深め、研究成果を発信することができた。まず、2月にはフィリピンのイースト大学で第1回「池田思想シンポジウム」が開催され、勘坂純市所長が研究発表を行った。9月には、創立者の日中国交正常化提言50周年、日中平和友好条約締結40周年を記念する「日中新時代フォーラム」が創価大学で開催された。翌月には、第10回目となる「池田大作思想国際学術シンポジウム」が中国の復旦大学で行われ、本年度より本研究所教授に就任した叢暁波所員が「時代の精神状況から見た池田大作思想の三つの境界」と題する研究発表を行っている。これらの研究と並行して、2021年の創価大学創立50周年を前に、本学の歩みを振り返り検証する『創価大学50年の歴史』（仮題）編纂事業も本格化しつつある。

『創価教育』第12号には、このような研究成果の一端を収録するとともに、法学、国際関係論、地理学など、多様な学問的基盤に立脚して創価教育の思想と展開を扱った論考を掲載することができた。

本紀要では、毎年、大学の主要な式典における来賓の祝辞を特別講演として掲載している。本号には、バージニア工科大学教授のジム・ガリソン氏による卒業式での祝辞、デリー大学セント・スティーブズ・カレッジ学長のジョン・バルギース氏による入学式での祝辞、そして中日友好協会副会長の許金平氏による創大祭・白鳥祭記念「創価栄光の集い」での記念講演の3本を収録した。

論文としては、中山雅司所員による「『世界人権宣言』70年—池田・アタイデ対談を読む—」と、坂口貴弘所員による「アーカイブズにおける秘密情報保護と資料公開：欧州のデータ保護制度を手がかりに」を掲載した。それぞれ、人権概念の系譜と牧口・戸田・池田思想の関係、歴史資料の保存・公開と個人情報保護法制の関係を考察した論考である。

次に、2018年に行われた創価教育に関する講演の中から3本を収録した。張梅氏（中華人民共和国駐日本国大使館 広報部参事官）の「中日友好と青年の使命」は、2018年7月16日に本研究所が開催した講演会の記録である。本多正紀氏（戸田記念国際平和研究所常務理事）による「草創の創価大学を語る—第3回入学式と滝山寮の日々—」も、2018年10月29日開催の本研究所講演会の記録である。さらに、前述した海外での創価教育関連シンポジウムでの研究発表のうち1本を掲載した。「To Fight for, Cooperate with and Respect Ordinary People: Why Did Daisaku Ikeda Found Soka University and Esteem José Rizal?」は、フィリピンのイースト大学で開催された「池田思想シンポジウム」での勘坂所長の講演である（2018年2月24日）。

中国における「池田思想」研究の動向についての高橋強教授の報告は、本号で10回目を迎えた。2018年度に開催された池田思想研究の学術シンポジウム等のほか、池田研究の成果等を紹介している。また資料紹介として、第10号に引き続き、斎藤正

二氏（創価大学名誉教授）の遺稿である『『人生地理学』補注』補遺（6回目）を収録することができた。

おわりに、今回の紀要に原稿をお寄せ下さった諸先生方、そして紀伊國屋書店をはじめ御協力・御尽力いただいた方々に、この場を借りて篤く御礼を申し上げたい。

2019年3月（T.S.）

創価教育 第12号

2019年3月16日 発行

代表者 勘 坂 純 市

発行者 創価大学創価教育研究所

〒192-8577 東京都八王子市丹木町 1-236

TEL. 042-691-5623 FAX. 042-691-5654

印刷所 株式会社紀伊國屋書店

Contents

Special Lectures

Congratulatory Address: The 44th Soka University/ The 32nd Soka Women's College Commencement Ceremony			Jim Garrison	1
Congratulatory Address: The 48th Soka University/ The 34th Soka Women's College Entrance Ceremony			John Varghese	7
Commemorative Lecture of the 48th Soka University Festival and the 34th Soka Women's College Swan Festival "Soka Glory Meeting"			Xu Jinping	13

Research Papers

The 70th Anniversary of the Universal Declaration of Human Rights: Reading the Ikeda-Athayde Dialogue			Masashi Nakayama	17
Protecting and Providing Access to Confidential Information in Archives: An Analysis of European Data Protection Regulations			Takahiro Sakaguchi	53

Lectures

To Fight for, Cooperate with, and Respect Ordinary People: Why Did Daisaku Ikeda Found Soka University and Esteem José Rizal?			Junichi Kanzaka	77
The China-Japan Friendship and the Mission of the Youth			Zhang Mei	89
The Third Entrance Ceremony of Soka University and the days at the Takiyama Dormitory			Masaki Honda	103

Report

Recent Work on Ikeda Thoughts in China (15)			Tsuyoshi Takahashi	115
--	--	--	---------------------------	------------

Reference Provision

Note to <i>Geography of Human Life: An Addendum</i> (6)			Shoji Saito	125
--	--	--	--------------------	------------